

平成21年度業務実績評価シート

平成 21 年度 評価項目 について

区分	21 年度計画記載項目	頁
第 1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置		
評価項目 1	1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	1
評価項目 2	2 業務管理（リスク管理）の充実	6
第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置		
評価項目 3	1 業務・システムの効率化と情報化の推進	10
評価項目 4	2 経費の節減	14
第 3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置		
評価項目 5	1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）	23
評価項目 6	2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）	31
評価項目 7	3 福祉医療貸付事業（債権管理）	39
評価項目 8	4 福祉医療経営指導事業	46
評価項目 9	5 長寿・子育て・障害者基金事業（透明で公正な助成の実施）	52
評価項目 10	6 長寿・子育て・障害者基金事業（事後評価と助成事業の成果の普及）	60
評価項目 11	7 退職手当共済事業	66
評価項目 12	8 心身障害者扶養保険事業	71
評価項目 13	9 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）	84
評価項目 14	10 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	89
評価項目 15	11 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務	95
第 4 予算、収支計画及び資金計画 第 5 短期借入金の限度額 第 6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第 7 剰余金の使途		
評価項目 16	第 4 予算、収支計画及び資金計画	100
	第 5 短期借入金の限度額	101
	第 6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	102
	第 7 剰余金の使途	102
第 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
評価項目 17	1 職員の人事に関する計画	106
	2 施設及び設備に関する計画	107
	3 積立金の処分に関する事項	107

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項 独立行政法人の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、第二期中期目標期間においては、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、総合力の発揮を目指して、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施することとする。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 法人全体の業務運営の更なる改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めることとする。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 法人全体の業務運営の更なる改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めた。</p>
<p>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化の中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置等の業務運営体制を継続的に見直すこと。</p>	<p>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 (1) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化の中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。</p>	<p>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 (1) 第1期中期計画に引き続き、事務・事業の合理化・効率化のため、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を図る。</p>	<p>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 【組織のスリム化等】#1 ○ 平成21年4月に次のとおり組織改正を行った。 [業務運営体制の整備及び組織のスリム化] a 監査の公正性・中立性・透明性を高めるため、平成21年4月より監査課を総務部所属から理事長直属の監査室に再編（上席検査役は課長ポスト：監査課長を振替） b 福祉医療貸付の債権管理業務の効率化を図るため、管理部の収納課を管理課に統合するとともに、リスク管理債権に係る業務を債権課に一元化 c 福祉医療貸付の個別法的措置案件、長期延滞案件に係る業務を強化するため、管理部調査役（調査役は課長ポスト：収納課長を振替）を新設 d 基金助成審査業務を一元化し、業務の効率化を図るため、基金事業部計画課と振興課を統合・再編し、基金支援課を新設（課長ポスト▲1名） e 「経営理念」の具体化に向けての取組みとして、平成21年4月より機構横断的プロジェクトとして「民間活動応援本部」を立上げ 《添付資料：1、2、3》 ○ 業務量に応じた効率的かつ効果的な業務運営を行うため、平成22年4月に次の組織改正を行うことを決定した。 a 理事定員の削減（役員ポスト▲1名） b 業務の効率化を図るため、年金貸付部住宅収納課を住宅債権課に統合（課長ポスト▲1名） c 大阪支店の福祉契約課と医療契約課を統合し、契約課を新設（課長ポスト▲1名）</p>
	<p>(2) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図る。</p>	<p>(2) トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう、経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営に努める。</p>	<p>【経営企画会議等の運営】#2 ○ 平成21年度においては、経営企画会議を14回開催し、全役員による平成21年度重点目標の指示、平成21年度補正予算対応の検討、平成20年度業績実績評価の検証、民間活動応援本部の活動報告、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業の貸付金利の検証を実施したほか、ISO9001に基づく品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）に基づき定期的に業務の進捗状況及びプロセスの監視を行った。</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
	<p>(3) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。</p>	<p>(3) 民間活動応援宣言の具体化に向けて、多岐にわたる事業を横断的に総括する「民間活動応援本部（仮称）」を設置し、機構の総合力の強化を図り、福祉と医療のネットワークによる地域社会づくりに対し機動的に対応する。</p>	<p>【業務間の連携強化】#3</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間活動応援本部において、顧客満足度調査及びその傾向分析、お客さま目線から見た組織の見直しのあり方の提言、機構の総合力（シナジー効果）の分析、貸付金利のあり方についての検討などを実施した。 <p style="text-align: right;">《添付資料：3》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間活動応援本部と広報活動の作業部会である広報担当者連絡会が連携を図り、先駆的な社会福祉法人の現地視察及び意見交換会を実施し、利用者の要望等を聴取した。 ○ 貸付関係部及び経営支援室から構成する「貸付・管理・経営支援連絡会議」において、リスク管理債権の増加要因分析、未然防止策、顧客情報の修正スキームの見直し等の検討を行った。また、リスク管理債権の未然防止策の一環として、貸付関係部と経営支援室等が連携を図り、貸付先に対する実地調査を行い、現状の状況把握とともに必要なフォローを実施した（33件）。 ○ 管理部と年金貸付部が連携し、司法書士を講師に招き当該部署の職員を対象にした勉強会を次のとおり開催し、職員の専門性の向上を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ・「強制執行による回収について」（平成21年8月） ・「任意売却による債権の回収について」（平成22年2月） ○ 共済部と情報システム部が連携し、退職手当共済事業の業務委託先（都道府県社会福祉協議会等）が開催する共済契約者向けの実務研修会の開催に合わせて、WAMNET操作説明会を開催（7か所）し、退職手当共済事業における電子届出システムについて、実際にパソコンを用いて操作の説明を行った。 ○ 顧客や国民からの要望・苦情を組織として共有し、具体的な改善に向けた検討材料として、業務改善及び顧客サービスの向上を目的として「お客さまの声」制度を平成22年度中に設置するための準備を行った。

評価の視点等	自己評定	A	評価項目 1	評 定	A
	<p>民間活動応援宣言の具体化に向けて、多岐にわたる事業を横断的に総括する「民間活動応援本部」を平成21年4月に設置し、機構の総合力の強化を図り、福祉と医療のネットワークによる地域社会づくりに対し機動的に対応するため、顧客満足度調査及びその傾向分析、お客さま目線から見た組織の見直しのあり方の提言、機構の総合力（シナジー効果）の分析、貸付金利のあり方についての検討などを行った。</p> <p>また、民間活動応援本部と広報活動の作業部会である広報担当者連絡会が連携を図り、先駆的な社会福祉法人の現地視察及び意見交換会を実施し、利用者の要望等を聴取するなど、機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化し、業務の効率的な運営を実施するとともに、利用者サービスの向上を図った。</p> <p>業務運営体制については、監査の公正性・中立性・透明性を高めるため、監査課を総務部所属から理事長直属の監査室に再編するとともに、基金助成審査業務を一元化し、基金事業部計画課と振興課を統合・再編し、基金支援課を新設してスリム化（課長ポスト▲1）を図るなど、効率的かつ効果的な業務運営体制の確立を推進した。</p> <p>また、トップマネジメント機能を補佐する経営企画会議等を積極的に開催し、全役員による平成21年度重点目標の指示、平成21年度補正予算対応の検討などの重要案件に対し迅速的確に経営判断したほか、QMSに基づき定期的に業務の進捗状況及び業務プロセスの監視を行うことができた。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>平成20年10月に策定した福祉医療機構の経営理念「民間活動応援宣言」の具体化に向け、平成21年4月に理事長を本部長とする組織横断的なプロジェクト「民間活動応援本部」を立上げ、「お客さま目線と健全性」という二つのものさしを念頭に置き、役職員が一体となって、福祉と医療のネットワークによる地域社会づくりに機動的に対応していることが認められる。</p> <p>組織横断的な取り組みとして、貸付関係部と経営支援室等が連携を図り、貸付先に対する実地調査を行い、現状の状況把握とともに必要なフォローを実施することにより、リスク管理債権の未然防止を図るなど、福祉医療機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化し、業務の効率的な運営を実施するとともに、利用者サービスの向上を図っている。</p> <p>業務運営体制については、課を統合・再編し、課長ポストを1つ削減するなど、業務の実態を踏まえつつ業務運営体制の整備・組織のスリム化を推進している。</p> <p>トップマネジメント機能を補佐する経営企画会議等を効果的に開催し、重要案件に対し迅速的確に経営判断するとともに、理事長の経営姿勢や考え方を役職員に発信し組織内での問題意識の共有化を図っている。</p> <p>QMSに基づき、定期的に業務の進捗状況及び業務プロセスの監視が行われており、業務の適正執行を確保している。</p> <p>以上のように、国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制について継続的に見直しを行っており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p>	A
<p>[評価の視点]</p> <p>○ 福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制を継続的に見直しているか。</p> <p>○ トップマネジメント機能が有効に発揮され、国の福祉医療施策の変化等に関する重要事項に迅速かつ的確に対応しているか。</p>	<p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度の組織改正において、監査の公正性・中立性・透明性を高めるため、監査課を総務部所属から理事長直属の監査室に再編するとともに、基金助成審査業務を一元化し、基金事業部計画課と振興課を統合・再編し、基金支援課を新設してスリム化（課長ポスト▲1）を図った。 また、福祉医療貸付の債権管理業務の効率化を図るため、管理部の収納課を管理課に統合するとともに、リスク管理債権に係る業務を債権課に一元し、効率的かつ効果的な業務運営体制の確立を推進した。さらに個別法的案件、長期延滞案件に係る債権回収業務を強化するため、管理部調査役を新設した。 「経営理念」の具体化に向けての取り組みとして、機構横断的なプロジェクトとして「民間活動応援本部」を立上げた。 業務量に応じた効率的かつ効果的な業務運営を行うため、平成22年4月から理事定員の削減（役員ポスト▲1名）を図るとともに、年金貸付部住宅収納課を住宅債権課に統合並びに大阪支店の福祉契約課と医療契約課を統合し、契約課を新設（課長ポスト▲2名）するなど、組織改正を行うことを決定した。 ※ 業務実績P1【組織のスリム化等】#1参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> トップマネジメント機能を補佐する経営企画会議等を積極的に開催し、全役員による平成21年度重点目標の指示、平成21年度補正予算対応の検討、平成20年度業績実績評価の検証、民間活動応援本部の活動報告、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業の貸付金利 			<p>（各委員の評定理由）</p> <p>○ 理事長を中心に策定した経営理念「民間活動応援宣言」の実現に向けて、組織を横断した「民間活動応援本部」を立ち上げるなど、効果的な業務運営体制を構築し、真摯に取り組んでいる。</p> <p>○ トップマネジメント機能が充実しており、理事長の意向に基づき、役職員が一体となった組織運営が実施され、内部統制の強化が図られている。</p> <p>○ 業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化（ポストの削減など）、事務の効率化を推進している。</p> <p>○ 貸付先に対する実地調査を行い、貸付関係部と経営支援室等が連携を図り、現状の状況把握とともに必要なフォローを行っており、この結果、リスク管理債権比率の低下にも役立っている。</p> <p>○ 平成22年度からの実施に向けて、お客さまの声をサービス向上に反</p>	A

<p>○ 業務間の連携強化により、どのような業務運営の効率化が図られているか。</p> <p>■ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。 (政・独委評価の視点)</p>	<p>の検証を実施したほか、QMSに基づき定期的に業務の進捗状況及びプロセスの監視を行った。</p> <p>※ 業務実績P1【経営企画会議等の運営】#2参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営理念の具体化に向けて、機構横断的プロジェクト「民間活動応援本部」を立上げるなど、次のとおり業務間の連携を強化し効率的な運営を実施した。 a 民間活動応援本部において、顧客満足度調査及びその傾向分析、お客さま目線から見た組織の見直しのあり方の提言、機構の総合力（シナジー効果）の分析、貸付金利のあり方についての検討などを行った。 b 民間活動応援本部と広報活動の作業部会である広報担当者連絡会が連携を図り、先駆的な社会福祉法人の現地視察及び意見交換会を実施し、利用者の要望等を聴取した。 c 貸付関係部及び経営支援室から構成する「貸付・管理・経営支援連絡会議」において、リスク管理債権の増加要因分析、未然防止策、顧客情報の修正スキームの見直し等の検討を行った。また、リスク管理債権の未然防止策の一環として、貸付関係部と経営支援室等が連携を図り、貸付先に対する実地調査を行い、現状の状況把握とともに必要なフォローを実施した（33件）。 d 管理部と年金貸付部が連携し、司法書士を講師に招き当該部署の職員を対象にした勉強会を次のとおり開催し、職員の専門性の向上を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ・「強制執行による回収について」（平成21年8月） ・「任意売却による債権の回収について」（平成22年2月） e 共済部と情報システム部が連携し、退職手当共済事業の業務委託先（都道府県社会福祉協議会等）が開催する共済契約者向けの実務研修会の開催に合わせて、WAM NET操作説明会を開催（7か所）し、退職手当共済事業における電子届出システムについて、実際にパソコンを用いて操作の説明を行った。 f 顧客や国民からの要望・苦情を組織として共有し、具体的な改善に向けた検討材料として、業務改善及び顧客サービスの向上を目的として「お客さまの声」制度を平成22年度中に設置するための準備を行った。 <p>※ 業務実績P2【業務間の連携強化】#3参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人業務に対する国民のニーズを把握して業務改善を図る取組、または、職員の積極的な貢献を促すための取組については、次のとおり実施した。 a 平成20年10月に経営理念を策定し、国民の皆様へ発信することにより、当機構の目指す方向性を明確に示し、また、職員間の目標の統一・共有化が図ることができ組織力の向上を実現した。 b 経営理念の具体化策の一つとして、理事長以下の役職員がお客さまを直接訪問し、当機構の融資先、助成先の法人が事業を順調に実行しているかを確認するとともに、現地の責任者、指導者等のトップがどのような問題意識を持ち、どのような支援を望んでいるのかといった生の声を聞くことにより、今後の当機構のあり方、存在意義、必要性を確立していく中で活 	<p>映させる制度を設置することも期待できる。</p>
---	--	-----------------------------

	<p>用することとした。</p> <p>c 各事業において、アンケート調査等を通じて顧客満足度調査を実施し、国民のニーズの把握に努めるとともに、調査結果に基づき業務の継続的な改善を図ることとした。</p> <p>d QMSの運用の効率化、有効性の向上を図り、業務上の課題、顧客からのニーズ等に対応するための是正・予防処置活動の充実及び内部監査の実施による事務リスク等の抽出・管理を行い、効率的かつ効果的な業務運営を実施した。</p> <p>e 各事業部門は中期計画と連携して平成21年度の業務目標を定めるとともに、人事評価制度を活用して各職員の個人目標として展開している。これらの組織目標及び個人目標の進行管理については、QMS及び人事評価制度に基づき適切に実施した。</p> <p>f 人事評価結果に基づく処遇への反映に当たっては、給与においても人事評価結果による格差を設け、成果をあげた職員の能力や実績の評価を明確にすることにより、職員が高い士気を持って職務に励むことが可能となった。</p> <p>g 各業務の特性に応じて、より専門性の高い職員の育成を目指すため、担当業務に必要な知識・技術の習得等を目的として各種研修（OJT・Off-JT）を実施した。。</p> <p>h 平成19年度に創設した改善アイデア提案制度を効果的に運営し、職員の創意工夫による改善活動を活性化するとともに、職員の意識改革・意欲向上を実現した。</p>	
--	--	--

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>2 業務管理（リスク管理）の充実 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、業務の実態に応じた業務管理手法の確立・定着を図るとともに、法人運営に伴い発生する業務上のリスク、財務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどリスク管理の充実を図ること。</p>	<p>2 業務管理（リスク管理）の充実 (1) 内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図る。</p> <p>また、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図るとともに、業務管理手法の改善等を進め業務管理の充実を図る。</p>	<p>2 業務管理（リスク管理）の充実 (1) 第1期中期計画において構築したISO9001に基づく品質マネジメントシステムの運用を通じ、業務上の課題、顧客からのニーズ等に効果的に対応するための是正・予防処置活動の充実及び内部監査の実施による事務リスク等の抽出・管理を行う。</p> <p>また、平成19年度に創設した改善アイデア提案制度を効果的に運営し、職員の創意工夫による改善活動の活性化を図る。</p> <p>さらに、業務管理手法の充実を図るため、機構のセグメント情報等を活用の上、業務活動単位ごとのコスト分析の実施に向けて検討する。</p>	<p>2 業務管理（リスク管理）の充実 【品質マネジメントシステムの運用】#4 ○ QMSが効果的に運用されているかを確認するため、全部署を対象に内部監査を実施し（6月～9月）、教育・訓練の効果的運用や顧客満足度調査の活性化等、業務の質の向上や効率化に関する改善点、事務リスク等を抽出した上で、フォローアップを行うことにより、継続的改善活動を推進した。</p> <p>○ ISO9001認証機関による定期審査を平成22年2月に受審し、QMSは「効果的に継続して運用されている」との評価を受けた。</p> <p>○ 各部における業務改善の更なる活性化を目的として、係員を対象にしたQMS研修を開催した。</p> <p style="text-align: right;">《添付資料：4》</p> <p>○ 法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し適切な予防措置を講じるため、及び危機管理を機動的かつ円滑に実施するため、リスク・危機管理に関する基本的な事項を定めた「リスク・危機管理基本方針」を平成21年10月に策定した。</p> <p>○ 同方針に基づき「リスク管理委員会」を設置するとともに、業務上のリスクを抽出・把握した上で予防措置を講ずる「リスク対応計画」を平成22年3月に策定した。 また、危機が発生した場合は「危機管理対策本部」を設置できるよう規程等の整備を行った。</p> <p style="text-align: right;">《添付資料：5》</p> <p>【業務改善活動の活性化】#5 ○ 改善アイデアの募集（応募総数26件）を行い、優良提案の選定、提案実現に向けての取組を行った。 なお、平成20年度に提案された改善アイデアのうち、「定例的ES（職員満足度）測定の実施について」については、働きやすい職場環境の構築を図るため、平成21年度に職員に対してアンケート調査を実施した。また、「資格取得支援制度」については、職員のスキルアップを図り組織力の強化につなげるため、制度の導入準備を行った。</p> <p style="text-align: right;">《添付資料：6》</p> <p>【業務管理手法の改善等】#6 ○ 平成20年度実績に基づく、福祉医療貸付事業における業務活動単位での費用（人件費）対効果分析（コストの分析）を行い、業務プロセスごとのコストを把握・分析し管理会計の活用方策の検討材料とした。</p>
	<p>(2) 福祉貸付事業及び医療貸付事業においては、ALM（資産負債管理）システムなどを活用して、金利リスクなどの抑制に努める。</p>	<p>(2) ALM（資産負債管理）システムを活用して、貸付事業に係る財務構造の状況の定期的な把握及び予算要求や財投機関債の発行等のタイミングに合わせた分析を行うとともに、信用リスクモデル分析を実施し、モデルの精度向上に努める。</p>	<p>【ALMシステムの活用及び信用リスクモデル分析の実施】#7 ○ 平成20年度決算に基づき、ALM分析（マチュリティラダー、デュレーションギャップ）を実施した。 なお、ALM分析の結果、貸付金の回収と借入金の返済とのキャッシュフローのミスマッチ（デュレーションギャップ）は、対前年度比で縮減しており、将来の金利変動リスクによる財務への影響は低下していることを確認した。</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
			<ul style="list-style-type: none"> ○ リスク管理債権比率推計モデルを活用し、複数のシナリオに基づき、リスク管理債権比率の推計を実施した。 ○ 上記推計結果に基づき、クレジットスプレッドを算定するとともに、平成15年度に実施した緊急融資の償還実績を用いて、運転資金に係る融資のクレジットスプレッドを試算した。 ○ 将来における貸付金利の設定の在り方や貸付事業をめぐる動向を勘案し、ALMを活用したシナリオ分析を実施した。 ○ 財投機関債発行条件の検討に資するALM分析を実施した。
	<p>(3) 個人情報の保護に関する法律に基づき個人情報保護を徹底するとともに、情報セキュリティ対策の充実を図る。</p>	<p>(3) 情報資産の安全確保等の観点から、平成20年度に見直しを実施した情報セキュリティ対策基準及び実施手順を基に、情報セキュリティ対策の実施状況に関する自己点検・内容の高度化を図る。 また、保有個人情報の適切な管理及び保護について更なる強化を図る。</p>	<p>【個人情報保護の徹底及び情報セキュリティ対策の充実】#8</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報の保護を適切に実施する観点から、個人情報管理委員会において「個人情報保護マニュアル」を平成21年10月に策定し、全役職員に周知を実施するとともに、個人情報保護に関する研修を実施し更なる周知徹底を図った。 また、個人情報の複製、送付等に係る個人情報自己点検を職員に対し実施した。 《添付資料：7》 ○ 平成20年度に見直した「情報セキュリティ対策基準及び実施手順」の周知を図るため、全役職員に対して、情報セキュリティ研修を実施した。 また、情報セキュリティ対策の実施状況を把握するために自己点検調査を実施し、情報セキュリティの重要性について注意喚起を行うとともに、情報セキュリティ上の課題の抽出を行った。

評価の視点等	自己評定	A	評価項目 2	評 定	A
	<p>ISO9001に基づく品質マネジメントシステムが効果的に運用されているかを確認するため、全部署を対象に内部監査を実施し、教育・訓練の効果的運用や顧客満足度調査の活性化等、業務の質の向上や効率化に関する改善点、事務リスク等を抽出した上で、フォローアップを行うことにより、継続的改善活動を推進した。</p> <p>また、平成19年度に職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図ることを目的に創設した改善アイデア提案制度を効果的に運営し、職員の創意工夫による改善活動の活性化を図った。</p> <p>さらに、法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し適切な予防措置を講じるため、及び危機管理を機動的かつ円滑に実施するため、リスク・危機管理に関する基本的な事項を定めた「リスク・危機管理基本方針」を平成21年10月に策定した。また、「リスク・危機管理基本方針」に基づき、平成21年10月に「リスク管理委員会」を設置するとともに、業務上のリスクを抽出・把握した上で予防措置を講ずる「リスク対応計画」を平成22年3月に策定し、リスク管理に対する更なる態勢整備を図った。</p> <p>一方、個人情報の保護を適切に実施する観点から、個人情報管理委員会において「個人情報保護マニュアル」を平成21年10月に策定し、全役職員に周知を実施するとともに、個人情報保護に関する研修を実施し更なる周知徹底を図った。</p> <p>また、平成20年度に見直した「情報セキュリティ対策基準及び実施手順」の周知を図るため、全役職員に対して、情報セキュリティ研修を実施するとともに、情報セキュリティ対策の実施状況を把握するために自己点検調査を実施し、情報セキュリティの重要性について注意喚起を行うとともに、情報セキュリティ上の課題の抽出を行った。</p>			<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>ISO9001に基づく品質マネジメントシステムの運用を通じ、業務上の課題、顧客からのニーズ等に効果的に対応するため、業務の質の向上や効率化に関する改善点、事務リスク等を抽出した上で、継続的な業務改善活動を推進していることが認められる。</p> <p>平成19年度に創設した改善アイデア提案制度を効果的に運営しており、これにより職員の創意工夫による改善活動を活性化させ、職員の意識改革・意欲の向上を実現している。</p> <p>平成21年10月に、リスク・危機管理に関する基本的な事項を定めた「リスク・危機管理基本方針」を策定し、同方針に基づき「リスク管理委員会」を設置するとともに、平成22年3月に同委員会において業務上のリスクを抽出・把握した上で予防措置を講ずる「リスク対応計画」を策定し、リスク管理・危機管理の更なる態勢整備を図っている。</p> <p>個人情報の保護を適切に実施する観点から、平成21年10月に「個人情報保護マニュアル」を策定し全役職員に周知するとともに、個人情報保護に関する研修を実施し更なる周知徹底を図っている。</p> <p>情報セキュリティ対策を強化する観点から、平成20年度に見直した「情報セキュリティ対策基準及び実施手順」の周知を図るため、全役職員に対して研修を実施するなど更なる強化を図っている。</p> <p>以上のように、法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどリスク管理の充実を図っており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p>	A
<p>【評価の視点】</p> <p>○ 国民からの苦情・指摘についての分析・対応、内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図っているか。</p> <p>○ 職員の業務改革等に向けた取り組みを奨励し、業務改善活動の活性化を図っているか。</p> <p>○ 業務管理手法をどのように改善し、業務管理の充実を図っているか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> QMSの運用等を通じ、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図った。QMS内部監査において、必要な提案等を実施した。併せて、各部における業務改善の推進等に向けた、積極的取組を確認した。 認証登録機関による定期審査において、QMSは「効果的に継続されている。」との評価を受けた。 ※ 業務実績P6【品質マネジメントシステムの運用】#4参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改善アイデア提案制度の運用を通じ、職員より寄せられた業務改善提案につき、実現の検討を行った。 なお、平成20年度に提案された改善アイデアのうち、「定例的ES（職員満足度）測定の実施について」については、働きやすい職場環境の構築を図るため、平成21年度に職員に対してアンケート調査を実施した。また、「資格取得支援制度」については、職員のスキルアップを図り組織力の強化につなげるため、制度の導入準備を行った。 ※ 業務実績P6【業務改善活動の活性化】#5参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度実績に基づく、福祉医療貸付事業における業務活動単位での費用（人件費）対効果分析（コストの分析）を行い、業務プロセスごとのコストを把握・分析し管理会計の 			<p>(各委員の評定理由)</p> <p>○ ISO9001に基づく品質マネジメントシステムにより、適切な業務管理を行うとともに、継続的な改善活動を推進している。</p> <p>○ 「資格取得支援制度」の導入など、職員のモチベーションの向上に努めている。</p> <p>○ 平成21年10月に、「リスク・危機管理基本方針」の策定、「リスク管理委員会」の設置により、リスク危機・管理体制の強化を図っている。</p> <p>(業務への提言)</p> <p>○ 昨年度と同様に取組みが実施されているが、個人情報保護の徹底及び情報セキュリティの改善については、更なる迅速な対応を求める。</p>	

<p>○ ALMシステムを適切に活用するなど、金利リスク等の抑制に努めているか。</p> <p>○ 個人情報を適切に管理しているか。</p> <p>○ 情報セキュリティ対策の充実を図っているか。</p> <p>■ 内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）に係る取組についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>活用方策の検討材料とした。</p> <p>※ 業務実績P6【業務管理手法の改善等】#6参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度財務諸表等に基づき、マチュリティラダー、デュレーションギャップを算出した。 なお、ALM分析の結果、貸付金の回収と借入金の返済とのキャッシュフローのミスマッチ（デュレーションギャップ）は、対前年度比で縮減しており、将来の金利変動リスクによる財務への影響は低下していることを確認した。 リスク管理債権比率推計モデルを活用し、複数のシナリオに基づき、リスク管理債権比率の推計を実施するとともに、当該推計結果に基づき、クレジットスプレッドの試算を実施した。 <p>※ 業務実績P6【ALMシステムの活用及び信用リスクモデル分析の実施】#7参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報の保護を適切に実施する観点から、個人情報管理委員会において「個人情報保護マニュアル」を平成21年10月に策定し、全役職員に周知を実施するとともに、個人情報保護に関する研修を実施し更なる周知徹底を図った。 また、個人情報の複製、送付等に係る個人情報自己点検を職員に実施した。 平成20年度に見直した「情報セキュリティ対策基準及び実施手順」の周知を図るため、全役職員に対して、情報セキュリティ研修を実施した。 また、情報セキュリティ対策の実施状況を把握するために自己点検調査を実施し、情報セキュリティの重要性について注意喚起を行った。 <p>※ 業務実績P7【個人情報保護の徹底及び情報セキュリティ対策の充実】#8参照</p> <p>[実績：○]</p> <p>資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P50「内部統制」参照</p>	
---	--	--

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>第3 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>
<p>1 業務・システムの効率化と情報化の推進 (1) 平成19年度に策定した以下の事業等に係る業務・システムの最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉医療貸付事業 ・ 福祉保健医療情報サービス事業 ・ 退職手当共済事業 ・ 年金担保貸付事業 ・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 	<p>1 業務・システムの効率化と情報化の推進 (1) 平成19年度に策定した以下の事業等に係る業務・システムの最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉医療貸付事業 ・ 福祉保健医療情報サービス事業 ・ 退職手当共済事業 ・ 年金担保貸付事業 ・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 	<p>1 業務・システムの効率化と情報化の推進 (1) 平成19年度に策定した業務・システム最適化計画に基づき、システム効率化、運用保守コストの削減、外部委託業務の適正管理及び業務の効率化を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 福祉保健医療情報サービス事業に係る次期システムの設計・開発を進めるとともに、「システム用ハードウェア・ソフトウェア」、「運用・保守」の分割調達を実施し、業務・システム効率化及び運用保守コストの削減を図る。 ② 退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務の外部委託業務の適正な管理を行うため、システム運用保守業務と入力作業等の委託業務の分割調達を実施する。 ③ 福祉医療貸付事業及び退職手当共済事業の業務の効率化及び合理化を図るため、電子申請届出の推進及び改善を図る。 	<p>1 業務・システムの効率化と情報化の推進</p> <p>【業務・システム最適化計画に基づく効率化等】#9</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ WAM NET次期システムの構築については、「ハードウェア・ソフトウェア、ネットワーク、運用施設・設備」納入事業者の調達を平成21年10月に、「運用・保守」事業者の調達を平成22年3月に予定し、設計・開発を進めてきたが、独立行政法人の事業の見直し等の動きを踏まえ、予定していた「ハードウェア・ソフトウェア、ネットワーク、運用施設・設備」納入事業者及び「運用・保守」事業者の調達について一時中断とした。 ○ 退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る情報システムについては、公平性及び透明性に配慮した調達とするため、システム運用保守（ホスティング及びシステム運用保守）業務については、平成22年度から5年間の複数年での契約、また、入力作業（データ作成）等業務については、これまでと同様に平成22年度単年での契約を前提として、平成21年12月に一般競争入札により委託事業者を選定した。 ○ 福祉医療貸付事業の貸付先が毎年度提出する事業報告書等の電子報告システムについては、利用者のさらなる利便性向上のため、報告機能の改善を図り、平成21年7月から運用を開始した。この結果、電子届出システムの利用率が前年度の5.9%から55.3%と大幅に向上し、事業報告書の集計及び分析業務の効率化を図ることができた。 ○ 退職手当共済電子届出システムについては、利用者のさらなる利便性向上のため、電子届出システムを通じた利用者アンケートの集計・分析の結果を踏まえ、電子届出システム画面に注意事項やダウンロード機能を追加するなどの改善を図るとともに、被共済職員の加入に係る電子届出機能を追加し、平成21年8月から運用を開始した。この結果、電子届出システムの利用率が平成21年度の75%から平成22年度は79%に向上し、業務の効率化を図ることができた。 <p style="text-align: right;">《添付資料：8》</p>
<p>(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、システム等の継続的な改善に努めること。</p>	<p>(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、最適化対象外の他のシステムについても継続的な改善を推進する。</p>	<p>(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、最適化対象外の他のシステムについても計画的なシステム改修及び機器・ソフトの導入等を行う。</p>	<p>【業務・システム最適化計画以外のシステムの改善】#10</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉医療貸付事業については、福祉医療施設の耐震化整備を促進する観点から行った貸付利率の当初5年間の引下げ等の融資条件の変更に対応するため、平成21年12月に貸付総合電算システムの改修を実施した。

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 年金担保貸付事業については、平成21年7月からの奇数月回収の廃止並びに平成22年2月からの満額返済の廃止及び返済期間延長等の融資条件変更に対応するため、年金担保貸付システムの改修を実施した。 ○ 福祉医療経営指導事業については、事業報告書等の電子報告システムとの連携強化による集計・分析までの効率化及び分析指標の高度化を図るため、平成21年12月に経営分析システム等の改修を実施した。 ○ 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、平成21年7月に、ハードウェア等保守期間を経過していたりん議・決裁システムの改修事業者を選定し、平成21年12月に、ハードウェア等の更新及び時間外勤務登録承認機能などの機能追加を実施した。 ○ 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、平成21年度にハードウェア等保守期間切れを迎えた機構内LANシステムのサーバ等について、一般競争入札により調達し、平成22年3月に機器更新を行った。
<p>(3) 情報化の進展による諸環境の変化に対応できるように、情報管理担当部署の専門性の向上を図るとともに、業務上必要となる職員のIT技能の習得を推進すること。</p>	<p>(3) 情報化統括責任者(CIO)及び情報化統括責任者(CIO)補佐官を中心に、情報化推進体制の強化を図るとともに、情報システムの運用管理体制の向上を図るため、機構の情報化推進を担うIT技術に精通した人材の育成を図る。</p>	<p>(3) 業務の一層の効率化及び利用者の利便性の向上等を図るため、情報化統括責任者(CIO)及び情報化統括責任者(CIO)補佐官を中心に、情報化推進体制の強化を図るとともに、IT技術に精通した人材を育成するための研修プログラムに基づき研修を受講する。</p>	<p>【情報化推進体制の強化等】#11</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報化統括責任者(CIO)を中心として、情報化統括責任者(CIO)補佐官の支援、助言を受けて、業務・システム最適化計画の適正な実施、情報システムに係る調達仕様書・委託契約内容等の適正化及び平成22年度情報化推進計画の策定等情報化を推進した。 <p>【IT技能の習得】#12</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報化推進及び情報システム運用(保守)管理の向上を図るため、情報管理課職員向けの課内勉強会を11回実施するとともに、教育訓練手順書に基づき、外部研修を22回受講した。 ○ 「WAM NET次期システムに係る課題」や「機構内情報システムが抱える課題」を検討するワークショップを39回開催し、自主的な取組みの中でIT技術に精通した人材の育成を図った。
	<p>(4) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の習得を推進するため、職員に対する研修等を計画的に実施する。</p>	<p>(4) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図るため、情報化統括責任者(CIO)補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修等を計画的に実施する。</p>	<p>【職員研修の実施】#13</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構職員のITスキル向上を図るため、情報化統括責任者(CIO)補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修(33回、受講者240名)を実施した。

評価の視点等	自己評価	A	評価項目 3	評 定	A
	<p>退職手当共済事業等3システムの「運用・保守」事業者について、公平性及び透明性に配慮した調達とするため、システム運用保守（ホスティング及びシステム運用保守）業務について、平成22年度から5年間の複数年での契約、また、入力作業（データ作成）等業務については、これまでと同様に平成22年度単年での契約を前提として、平成21年12月に一般競争入札により委託事業者を選定した。</p> <p>福祉医療貸付事業及び退職手当共済事業に係る電子システムについては、機能の追加や改善などを実施し利用者の利便性の向上を図ることにより、同システムの利用率が向上（福祉医療貸付事業の事業報告書55%（前年度6%）、退職手当共済事業の掛金届等79%（前年度75%））し、業務の効率化に寄与した。</p> <p>なお、業務・システム最適化計画については、情報化統括責任者（CIO）を中心として、情報化統括責任者（CIO）補佐官よりIT動向等を踏まえた支援、助言を受けて、WAMNET次期システムに係る「ハードウェア・ソフトウェア、ネットワーク、運用施設・設備」納入事業者の調達における公平性・透明性の確保及び費用の節減に向けて実施した調査・分析結果を踏まえて作成した調達仕様書をもって一般競争入札を実施することとしたが、独立行政法人の事業の見直し等の動きを踏まえ、「ハードウェア・ソフトウェア、ネットワーク、運用施設・設備」納入事業者及び「運用・保守」事業者の調達について一時中断とした。</p> <p>さらに、情報化の推進及び情報システムの運用管理の向上を図るため、外部研修を22回受講するとともに、各業務の特性に応じて、情報化統括責任者（CIO）補佐官及び情報管理担当部署による職員研修を33回実施し、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図ることができた。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>平成19年度に策定した業務・システム最適化計画に基づき、福祉医療貸付事業及び退職手当共済事業に係る電子システムにおける機能の追加や改善などを行い、利用者の利便性の向上を図った結果、福祉医療貸付事業の事業報告書システムの利用率が55%（前年度6%）、退職手当共済事業の電子届出システムの利用率が79%（前年度75%）に向上し、業務・システムの効率化に寄与していることが認められる。</p> <p>情報化の推進及び情報システムの運用管理の向上を図るため、外部研修を22回受講するとともに、各業務の特性に応じて、情報化統括責任者（CIO）補佐官及び情報管理担当部署による職員研修を33回実施し、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図っている。</p> <p>以上のように、業務・システム最適化計画の着実な推進により業務の効率化に寄与するとともに、情報化の推進を図るなど中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p>	<p>（各委員の評定理由）</p> <p>○ 福祉医療貸付事業及び退職手当共済事業に係る電子システムについては、機能の追加や改善などを実施した結果、業務の効率化に寄与している。</p> <p>○ 民間の情報システム等に関する知見を有する専門家を情報化統括責任者（CIO）補佐官として配置し、体制の強化を図っている。</p> <p>○ 情報化の推進を担うIT技術に精通した人材の育成を図るため、計画的に育成プログラムを進めている。</p>
<p>【評価の視点】</p> <p>○ 業務・システムの最適化計画に基づき、経費の節減及び随意契約の見直し等を図っているか。</p> <p>○ 業務の実施を効率的・安定的に支援するために、システム等の継続的な改善に努めているか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務・システム最適化対象システムについては、応札事業者が公平な見積もりができ、特定の業者に依存しないよう配慮した明瞭かつ詳細なシステム要件を設定するとともに、高い技術力の提供が可能な受託条件等の設定や安定したシステムの質を確保するためにサービスレベルを設定し、さらに運用コスト節減のための分離調達と複数年契約（システム運用保守）を実施できるよう調達仕様書を作成した。 上記により、質の高い業務を実現可能な技術力のある事業者を選定するとともに、今後の運用コストの縮減を図ることができた。 ※ 業務実績P10【業務・システム最適化計画に基づく効率化等】#9参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業については、融資条件の変更に対応するため、システムの改修を実施した。 福祉医療経営指導事業については、事業報告書等の電子報告システムとの連携強化による集計・分析までの効率化及び分析指標の高度化を図るためシステム改修を行った。 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、りん議・決裁システムのハードウェア等の更新・機能追加を実施した。 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、平成21年度にハードウェア等保守期間切れを迎えているサーバ等について機器更新を行った。 				

<p>○ 情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心とした専門性の高い情報化推進体制の強化を図っているか。</p> <p>○ IT技術に精通した人材の育成を計画的に実施しているか。</p> <p>○ 職員に対するITに関する研修等を計画的に実施しているか。</p>	<p>※ 業務実績P10【システムの改善】#10参照</p> <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心として、情報システム委員会を開催するとともに、業務・システム最適化計画の実施、情報セキュリティ対策の強化及び一般競争入札による情報システム調達などの課題に適切に対応した。 <p>※ 業務実績P11【情報化推進体制の強化等】#11参照</p> <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報化推進計画及びQMSの教育訓練手順書に基づき外部研修を受講した。 <p>※ 業務実績P11【IT技能の習得】#12参照</p> <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報化推進計画に基づき、情報化統括責任者（CIO）補佐官及び情報管理担当部署による職員研修を計画的に実施した。 <p>※ 業務実績P11【職員研修の実施】#13参照</p>	
---	---	--

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																																																														
<p>2 経費の節減 (1) 業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。</p>	<p>2 経費の節減 (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用する。</p>	<p>2 経費の節減 (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用する。</p>	<p>2 経費の節減 【業務の外部委託の活用】 #14 ○ 債権管理及び経営指標作成における機構貸付先事業報告書の決算データ等入力作業において、外部委託（アウトソーシング）を活用した。 ○ 遠隔地（大阪府及び福岡県）で開催した経営セミナー（8回）の受付業務について、外部委託（アウトソーシング）を活用した。</p>																																																														
<p>(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。 ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。</p>	<p>(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。 ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。</p>	<p>(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。 ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。</p>	<p>【随意契約の適正化】 #15 ○ 「随意契約見直し計画」に基づく取組状況については、次表のとおりである。 また、取組状況については、平成21年7月にホームページにおいて「平成20年度における随契見直し計画のフォローアップ」として公表を行った。</p> <p style="text-align: right;">（単位：件、億円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">平成18年度実績 （参考）</th> <th colspan="2">平成20年度実績</th> <th colspan="2">平成21年度実績</th> <th colspan="2">見直し計画 （参考）</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争入札等</td> <td>(27.6%) 21</td> <td>(9.0%) 2.8</td> <td>(47.4%) 37</td> <td>(34.3%) 15.8</td> <td>(59.7%) 37</td> <td>(78.4%) 29.7</td> <td>(32.9%) 25</td> <td>(14.1%) 4.3</td> </tr> <tr> <td>企画競争・公募</td> <td>(1.3%) 1</td> <td>(1.2%) 0.4</td> <td>(24.4%) 19</td> <td>(11.7%) 5.4</td> <td>(33.9%) 21</td> <td>(20.9%) 7.9</td> <td>(59.2%) 45</td> <td>(84.2%) 25.8</td> </tr> <tr> <td>競争性のある契約 （小計）</td> <td>(28.9%) 22</td> <td>(10.2%) 3.1</td> <td>(71.8%) 56</td> <td>(46.0%) 21.1</td> <td>(93.6%) 58</td> <td>(99.3%) 37.6</td> <td>(92.1%) 70</td> <td>(98.3%) 30.1</td> </tr> <tr> <td>競争性のない 随意契約</td> <td>(71.1%) 54</td> <td>(89.8%) 27.5</td> <td>(28.2%) 22</td> <td>(54.0%) 24.8</td> <td>(6.4%) 4</td> <td>(0.7%) 0.2</td> <td>(7.9%) 6</td> <td>(1.7%) 0.5</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>(100%) 76</td> <td>(100%) 30.6</td> <td>(100%) 78</td> <td>(100%) 46.0</td> <td>(100%) 62</td> <td>(100%) 37.9</td> <td>(100%) 76</td> <td>(100%) 30.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、一般競争入札等において一者応札・一者応募となっている案件があったことから、その改善方策を策定し、改善に取り組んだところである。 具体的には、公告に関する事項（現在休日を含めて10日以上としている公告期間を原則として10営業日以上とする）や資格要件に関する事項（資格要件は、業務内容を検討し、不当に新規の競争参加者を制限する要件（官公庁の業務実績等）を設定しない）などであり、当該改善方策についてはホームページにおいて公表を行った。</p> <p>○ また、企画競争や公募の実施については、競争性及び透明性を十分確保する観点から、昨年度より一般競争に準じ最低10日間の公示期間確保やホームページ上での公示を行い、企画競争については、契約審査会において契約方式や企画書等の評価結果の妥当性について審査を行ってきところだが、平成21年度においては、一層の競争</p>	区 分	平成18年度実績 （参考）		平成20年度実績		平成21年度実績		見直し計画 （参考）		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争入札等	(27.6%) 21	(9.0%) 2.8	(47.4%) 37	(34.3%) 15.8	(59.7%) 37	(78.4%) 29.7	(32.9%) 25	(14.1%) 4.3	企画競争・公募	(1.3%) 1	(1.2%) 0.4	(24.4%) 19	(11.7%) 5.4	(33.9%) 21	(20.9%) 7.9	(59.2%) 45	(84.2%) 25.8	競争性のある契約 （小計）	(28.9%) 22	(10.2%) 3.1	(71.8%) 56	(46.0%) 21.1	(93.6%) 58	(99.3%) 37.6	(92.1%) 70	(98.3%) 30.1	競争性のない 随意契約	(71.1%) 54	(89.8%) 27.5	(28.2%) 22	(54.0%) 24.8	(6.4%) 4	(0.7%) 0.2	(7.9%) 6	(1.7%) 0.5	合 計	(100%) 76	(100%) 30.6	(100%) 78	(100%) 46.0	(100%) 62	(100%) 37.9	(100%) 76	(100%) 30.6
区 分	平成18年度実績 （参考）		平成20年度実績		平成21年度実績		見直し計画 （参考）																																																										
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																									
競争入札等	(27.6%) 21	(9.0%) 2.8	(47.4%) 37	(34.3%) 15.8	(59.7%) 37	(78.4%) 29.7	(32.9%) 25	(14.1%) 4.3																																																									
企画競争・公募	(1.3%) 1	(1.2%) 0.4	(24.4%) 19	(11.7%) 5.4	(33.9%) 21	(20.9%) 7.9	(59.2%) 45	(84.2%) 25.8																																																									
競争性のある契約 （小計）	(28.9%) 22	(10.2%) 3.1	(71.8%) 56	(46.0%) 21.1	(93.6%) 58	(99.3%) 37.6	(92.1%) 70	(98.3%) 30.1																																																									
競争性のない 随意契約	(71.1%) 54	(89.8%) 27.5	(28.2%) 22	(54.0%) 24.8	(6.4%) 4	(0.7%) 0.2	(7.9%) 6	(1.7%) 0.5																																																									
合 計	(100%) 76	(100%) 30.6	(100%) 78	(100%) 46.0	(100%) 62	(100%) 37.9	(100%) 76	(100%) 30.6																																																									

中 期 目 標	中 期 計 画	2 1 年 度 計 画	2 1 年 度 業 務 実 績																												
<p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	<p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p>	<p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p>	<p>性・透明性を確保する観点から昨年度に整備した「企画競争・公募による調達マニュアル」に従い調達を行った。</p> <p>○ なお、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）により、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、点検・見直しを行うこととされたことから、契約監視委員会（当機構監事及び外部委員による）を設置し、平成22年1月26日に同委員会の点検を受けたところである。</p> <p>○ 契約に係る第三者による監視強化の観点から、契約審査会に監事の出席を求め、入札等に係る仕様書の内容等について、チェックを受けた。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>（参考） 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）等において、独立行政法人の随意契約に関して「会計監査人の監査において厳正な（又は徹底的な）チェック」の要請がなされたことに対し、日本公認会計士協会より、平成20年2月13日付「独立行政法人の随意契約について」において「監査法人は、財務諸表監査の枠内で実施できることについて既に厳正に対応しているところであり、入札・契約のそもそもの適正性や法人運営における資金の無駄遣いについて、直接的に会計監査チェックや判断をすることは、財務諸表監査の性質から範囲を超えるものである」との見解が示された。</p> </div> <p>○ 上記の契約監視委員会（平成22年1月26日開催）においては、次の契約について点検を受けた。</p> <table border="1" data-bbox="1855 1129 2873 1465"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成20年度契約</td> <td>競争性のない随意契約</td> <td>22件</td> </tr> <tr> <td>一者応札・一者応募</td> <td>27件</td> </tr> <tr> <td>複数年度契約※</td> <td>競争性のない随意契約</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>平成21年度契約</td> <td>新規案件</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>契約における実質的な競争確保に関する点検</td> <td>落札率90%以上</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>62件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成19年度以前契約締結で、平成21年4月1日現在継続中のもの。</p> <p>[点検の観点]</p> <table border="1" data-bbox="1855 1579 2873 1917"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>点 検 の 観 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>随意契約</td> <td>・契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否</td> </tr> <tr> <td>一者応札・一者応募</td> <td>・真に競争性が確保されているか(仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件)</td> </tr> <tr> <td>複数年契約</td> <td>・契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否 ・真に競争性が確保されているか(仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		件 数	平成20年度契約	競争性のない随意契約	22件	一者応札・一者応募	27件	複数年度契約※	競争性のない随意契約	9件	平成21年度契約	新規案件	3件	契約における実質的な競争確保に関する点検	落札率90%以上	1件	合 計		62件	区 分	点 検 の 観 点	随意契約	・契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否	一者応札・一者応募	・真に競争性が確保されているか(仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件)	複数年契約	・契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否 ・真に競争性が確保されているか(仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件)
区 分		件 数																													
平成20年度契約	競争性のない随意契約	22件																													
	一者応札・一者応募	27件																													
複数年度契約※	競争性のない随意契約	9件																													
平成21年度契約	新規案件	3件																													
契約における実質的な競争確保に関する点検	落札率90%以上	1件																													
合 計		62件																													
区 分	点 検 の 観 点																														
随意契約	・契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否																														
一者応札・一者応募	・真に競争性が確保されているか(仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件)																														
複数年契約	・契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否 ・真に競争性が確保されているか(仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件)																														

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績				
			<table border="1" data-bbox="1863 233 2881 386"> <tr> <td data-bbox="1863 233 2332 306">平成21年度末までの調達予定案件（新規案件）</td> <td data-bbox="2332 233 2881 306">・一般競争入札への移行の可否、真に競争性が確保されているか</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1863 306 2332 386">契約における実質的な競争確保に関する点検（落札率90%以上）</td> <td data-bbox="2332 306 2881 386">・真に競争性が確保されているか</td> </tr> </table> <p data-bbox="1822 428 2881 569">[点検結果] 主な指摘としては、結果として一者応札・一者応募であった27件のうち、23件については、業務経験についての要件の見直し、3件については、公告期間の見直しが提案された。</p>	平成21年度末までの調達予定案件（新規案件）	・一般競争入札への移行の可否、真に競争性が確保されているか	契約における実質的な競争確保に関する点検（落札率90%以上）	・真に競争性が確保されているか
平成21年度末までの調達予定案件（新規案件）	・一般競争入札への移行の可否、真に競争性が確保されているか						
契約における実質的な競争確保に関する点検（落札率90%以上）	・真に競争性が確保されているか						
<p data-bbox="166 653 685 1020">(3) 一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。）については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減すること。</p>	<p data-bbox="706 653 1231 758">(3) 毎年度、業務方法等を点検し、業務方法の改善等を行うことにより、事務の効率化を推進する。</p>	<p data-bbox="1252 653 1774 758">(3) 業務方法等を点検し、業務方法の改善等を行うことにより、事務の効率化を推進する。</p>	<p data-bbox="1795 653 2881 684">【業務方法の改善等による事務効率化】#16</p> <ul data-bbox="1795 688 2881 1881" style="list-style-type: none"> ○ 業務の効率化、経費節減、エコ対策等の観点から、次の取組みを実施したことにより、コスト削減を図ることができた。 <ul data-bbox="1855 764 2881 1094" style="list-style-type: none"> ・ 経営企画会議等における会議資料のペーパーレス化（約500万円節減） ・ コピー、プリントアウトの際の両面印刷及び集約印刷の徹底 ・ 執務室及び社内通路の部分消灯の徹底 ・ 出張におけるパック商品の利用 ・ パンフレット等の発行部数の見直し、一括調達の実施 ・ 本部事務所の賃借料の引下げ（約2,900万円節減） ・ 複写機等の再リースの実施（約1,400万円節減） ・ 職員に対する備品の継続使用及び消耗品の再利用の周知徹底 ・ タクシーの利用の更なる厳格化 ○ 相互確認による監査の高度化及び被監査部門の負担軽減を目的に、監査室所管の個人情報保護監査と企画指導部所管のQMS内部監査を同日実施した。 ○ 福祉医療貸付事業においては、平成21年度から事業報告書電子報告システムを本格的に実施したことに伴い、事業報告対象顧客（11,874顧客）のうち、8,703顧客に対して利用IDを交付した（発行率約73%）。 また、平成22年度に向けて、利用IDの未登録者（約3,000件、新規貸付先含む）に対して、平成22年2月に登録手続き案内を送付し、電子報告システムの利用促進を図った。 ○ 福祉医療経営指導事業の集団経営指導（セミナー）においては、セミナー受講票のハガキ化（約3,500通を封書からハガキに変更）などを行い、業務の簡素化・省力化を行った。 ○ 福祉医療貸付事業においては、貸付金の回収に当たって、事務の効率化と顧客サービスの向上を図るため、平成21年4月から口座振替制度を導入した。 ○ 福祉医療貸付事業においては、個別のリスク管理債権の内容を集約管理するために作成する「債務者調書」の記載内容等の検討を行うとともに、「債務者調書の作成マニュアル」を作成した。 				

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																	
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 年金担保貸付事業においては、奇数月に支給される年金には、いわゆる「さかのぼり年金」が多く含まれており、利用者から当該年金からの回収中止について要望が多く寄せられたことから、平成21年7月から奇数月回収中止等の措置を講じた。これにより、回収業務及び相談業務の事務処理の効率化を図ることができた。 ○ 平成22年度における機構内LANシステムの統合運用支援業務については、業務内容を精査した調達仕様書を作成し、一般競争入札を行った結果、業務委託費の削減を図ることができた。 ○ 福祉保健医療情報サービス事業においては、平成22年度におけるWAMNETシステム運用・保守業務内容の見直しを行い、運用支援業務費を削減することとした。 ○ 退職手当共済事業においては、共済契約者及び機構の事務負担軽減のために、共済契約者のうち退職共済電子届出システムを利用していない法人（4,039法人）に対して利用案内を送付した結果、869法人が新規で電子届出システムを利用することとなり、この結果、電子届出システムの利用率が平成21年度の75%から平成22年度は79%に向上し、業務の効率化を図ることができた。 																	
<p>人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減すること。</p> <p>さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平</p>	<p>（4）一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。）については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を削減する。</p> <p>人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減する。</p> <p>さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平</p>	<p>（4）一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。）については、経費節減に関する中期目標の達成を念頭に置きつつ、効率的な利用に努める。</p> <p>「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）及び経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）を確実に実行するため、常勤職員数を抑制し、人件費削減に取り組む。</p>	<p>【一般管理費等の節減】#17</p> <p>○ 平成21年度においては、平成19年度予算と比べて6.2%縮減した予算を策定し、節減に取り組んだ。</p> <table border="1" data-bbox="1813 1062 2873 1241"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">平成19年度 (予算)</th> <th rowspan="2">平成20年度 (実績)</th> <th colspan="2">平成21年度</th> </tr> <tr> <th>(予算)</th> <th>(実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額</td> <td>6,319百万円</td> <td>5,768百万円</td> <td>5,927百万円</td> <td>5,534百万円</td> </tr> <tr> <td>節減率</td> <td>—</td> <td>▲8.7%</td> <td>▲6.2%</td> <td>▲12.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【人件費の削減】#18</p> <p>○ 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等に基づく削減目標を確実に達成するため、業務の効率化等により常勤職員数を抑制し、平成17年度を基準（平成18年度に承継した年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については平成18年度実績額を基準）として中期計画における人件費削減目標（5%）を上回る人件費削減（11.4%）を実施した。</p>	区分	平成19年度 (予算)	平成20年度 (実績)	平成21年度		(予算)	(実績)	金額	6,319百万円	5,768百万円	5,927百万円	5,534百万円	節減率	—	▲8.7%	▲6.2%	▲12.4%
区分	平成19年度 (予算)	平成20年度 (実績)	平成21年度																	
			(予算)	(実績)																
金額	6,319百万円	5,768百万円	5,927百万円	5,534百万円																
節減率	—	▲8.7%	▲6.2%	▲12.4%																

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>成23年度まで継続すること。 併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況については公表するものとする。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。 ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。</p>	<p>成23年度まで継続する。 併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。 ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。</p>	<p>併せて、機構の給与水準について、適正化に向けた取組を計画的に進めるとともに、取組状況を公表する。</p>	<p>【給与水準の検証結果】#19</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構の給与水準の適切性に係る検証を行うとともに、その結果と今後講ずる措置を機構ホームページ上で公表した。 ○ 機構の諸手当は、国に準じた支給内容となっている。 ○ 法定外福利費について、永年勤続表彰の実施基準を見直し、平成21年12月より、勤続年数満25年時点の表彰を廃止した。 <p style="text-align: right;">《添付資料：9》</p>

評価の視点等	自己評価	A	評価項目 4	評 定	A
	<p>随意契約の適正化については、「随意契約見直し計画」に基づく取組みを着実に実施し、同計画を策定した平成18年度において、全契約に占める随意契約割合（件数）が71%あったものを、平成21年度において6%まで減少し、同計画の目標を達成することができた。</p> <p>一般管理費等の節減については、本部ビル賃借料の引き下げ、再リースの活用等により、平成21年度予算（平成19年度予算と比べて6.2%縮減）の縮減幅を上回る12.4%の額を節減することができた。</p> <p>また、業務の効率化、経費節減、エコ対策等の観点から、会議資料のペーパーレス化、パンフレット等の発行部数の見直し、本部事務所の賃借料の引下げ、複写機等の再リースの実施などに取組みコストの節減を図ったところである。</p> <p>人件費の削減については、組織のスリム化等により、平成17年度との比較で11.4%削減するとともに、機構の給与水準の適切性に係る検証を行い、その結果と今後講ずる措置を機構ホームページ上で公表した。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>一般管理費等の節減については、平成21年度予算の縮減幅（平成19年度予算比6.2%）を上回る12.4%（平成19年度予算比）を節減している。また、業務の効率化、経費節減、エコ対策等の観点から、会議資料のペーパーレス化、パンフレット等の発行部数の見直し、複写機等の再リースの実施などの取組みを徹底して実施することによりコストを節減している。</p> <p>人件費の削減については、平成17年度との比較で11.4%削減している。</p> <p>随意契約の適正化については、平成19年度に策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組みを着実に実施しており、平成18年度において全契約に占める随意契約割合（件数）が71.1%あったものを、平成21年度において6.4%まで減少し、平成21年度末において同計画の目標を達成している。</p> <p>以上のように、一般管理費等について予算の縮減幅を上回る節減を実施するとともに、随意契約の適正化を着実に実施し「随意契約見直し計画」を達成するなど、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p>	
<p>【数値目標】</p> <p>① 一般管理費等については、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減する。</p> <p>② 人件費については、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減する。</p> <p>③ 平成24年度（平成25年度公表）における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとするよう努める。</p>	<p>① 一般管理費等については、本部ビル賃借料の引き下げ、再リースの活用等により、平成21年度予算（平成19年度予算と比べて6.2%縮減）の縮減幅を上回る12.4%の額を節減することができた。</p> <p>※ 業務実績P17【一般管理費等の節減】#17参照</p> <p>② 業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行ってきた結果、平成17年度との比較で11.4%削減した。</p> <p>※ 業務実績P17【人件費の削減】#18参照</p> <p>③ 対国家公務員指数は、本俸引下げ等の給与体系の見直しや組織のスリム化を進めてきた結果、逡減傾向にあり、平成21年度における年齢・地域・学歴差を勘案した国家公務員指数は103.5ポイント（対前年度▲1.0ポイント）となった。</p>			<p>（各委員の評定理由）</p> <p>○ 一般管理費等の節減については、平成21年度予算の縮減幅（平成19年度予算比6.2%）を上回る12.4%を節減している。</p> <p>○ 多面的な経費節減の努力が行われており、成果があがっている。</p> <p>○ 人件費の削減については、平成17年度との比較で11.4%削減している。</p> <p>○ 「随意契約見直し計画」に基づく取組みを着実に実施し、平成18年度には全契約に占める随意契約割合（件数）が71.1%あったものを、平成21年度において6.4%まで減少し、同計画の目標を達成している。</p> <p>○ 契約監視委員会（当機構監事及び外部委員による）を設置し、平成22年1月に同委員会の点検を受けている。</p>	
<p>【評価の視点】</p> <p>○ 業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用するなど、経費を節減しているか。</p> <p>○ 随意契約の適正化について、中期計画に示したとおり適切に行われているか。（政・独委評価の視点事項と同様）</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> データ入力、提出書類の点検等の業務の一部について、外部委託（アウトソーシング）を有効に活用し、事務の効率化を図った。 ※ 業務実績P14【業務の外部委託の活用】#14参照 <p>【実績：○】</p> <p>資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P35「契約」参照</p>			<p>（その他意見）</p> <p>○ 給与水準が国に比べて高額な理由が十分でない。</p>	

<p>■ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 契約事務手続きに係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか（その後のフォローアップを含む。）。</p> <p>○ 業務方法をどのように改善し、事務の効率化を図っているか。</p>	<p>[実績：○] 資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P35「契約」参照</p> <p>[実績：○] 資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P35「契約」参照</p> <p>[実績：○] 資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P35「契約」参照</p> <p>[実績：○] 資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P35「契約」参照</p> <p>[実績：○] 資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P35「契約」参照</p> <p>[実績：○] <ul style="list-style-type: none"> 相互確認による監査の高度化及び被監査部門の負担軽減を目的に、監査室所管の個人情報保護監査と企画指導部所管のQMS内部監査を同日実施した。 福祉医療貸付事業においては、平成21年度から事業報告書電子報告システムを本格的に実施したことに伴い、事業報告対象顧客（11,874顧客）のうち、8,703顧客に対して利用IDを交付した（発行率約73%）。 また、平成22年度に向けて、利用IDの未登録者（約3,000件、新規貸付先含む）に対して、平成22年2月に登録手続き案内を送付し、電子報告システムの利用促進を図った。 福祉医療経営指導事業の集団経営指導（セミナー）においては、セミナー受講票のハガキ化（約3,500通を封書からハガキに変更）などを行い、業務の簡素化・省力化を行った。 福祉医療貸付事業においては、貸付金の回収にあたって、事務の効率化と顧客サービスの向上を図るため、平成21年4月から口座振替制度を導入した。 福祉医療貸付事業においては、個別のリスク管理債権の内容を集約管理するために作成する「債務者調書」の記載内容等の検討を行うとともに、「債務者調書の作成マニュアル」を作成した。 年金担保貸付事業においては、奇数月に支給される年金には、いわゆる「さかのぼり年金」が多く含まれており、利用者から当該年金からの回収中止について要望が多く寄せられたことから、平成21年7月から奇数月回収中止等の措置を講じた。これにより、回収業務及び相談業務の事務処理の効率化を図ることができた。 平成22年度における機構内LANシステムの統合運用支援業務については、業務内容を精査した調達仕様書を作成し、一般競争入札を行った結果、業務委託費の削減を図ることができた。 </p>	
---	---	--

<p>○ 一般管理費等の経費の節減については、中期目標を達成しているか。</p> <p>○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。</p> <p>○ 人件費の削減については、中期目標を達成しているか。</p> <p>○ 平成24年度（平成25年度公表）における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとするよう努めているか。</p> <p>○ 機構の給与水準について、中期目標に示されたとおり、適切に取り組んでいるか。</p> <p>■ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉保健医療情報サービス事業においては、平成22年度におけるWAMNETシステム運用・保守業務内容の見直しを行い、運用支援業務費を削減することとした。 ・ 退職手当共済事業においては、共済契約者及び機構の事務負担軽減のために、共済契約者のうち退職共済電子届出システムを利用していない法人（4,039法人）に対して利用案内を送付した結果、869法人が新規で電子届出システムを利用することとなり、この結果、電子届出システムの利用率が平成21年度の75%から平成22年度は79%に向上し、業務の効率化を図ることができた。 ※ 業務実績P16【業務方法の改善等による事務効率化】#16参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標①】のとおり節減することができた。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の効率化、経費節減、エコ対策等の観点から、次の取組みを実施したことにより、コスト削減を図ることができた。 ⇒ 経営企画会議等における会議資料のペーパーレス化（約500万円節減） ⇒ コピー、プリントアウトの際の両面印刷及び集約印刷の徹底 ⇒ 執務室及び社内通路の部分消灯の徹底 ⇒ 出張におけるパック商品の利用 ⇒ パンフレット等の発行部数の見直し、一括調達の実施 ⇒ 本部事務所の賃借料の引下げ（約2,900万円節減） ⇒ 複写機等の再リースの実施（約1,422万円節減） ⇒ 職員に対する備品の継続使用及び消耗品の再利用の周知徹底 ⇒ タクシーの利用の更なる厳格化 ※ 業務実績P16【業務方法の改善等による事務効率化】#16参照 <p>[実績：○]</p> <p>資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P12「組織体制・人件費管理」参照</p> <p>[実績：○]</p> <p>資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P12「組織体制・人件費管理」参照</p> <p>[実績：○]</p> <p>資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P12「組織体制・人件費管理」参照</p> <p>[実績：○]</p> <p>資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P12「組織体制・人件費管理」参照</p>	
---	--	--

<p>るものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 ■ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。（政・独委評価の視点） ■ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。（政・独委評価の視点） ■ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。（政・独委評価の視点） ○ 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。 ○ 法定外福利費の支出は、適切であるか。 	<p>[実績：○] 資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P12「組織体制・人件費管理」参照</p> <p>[実績：○] 資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P12「組織体制・人件費管理」参照</p> <p>[実績：○] 資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P12「組織体制・人件費管理」参照</p> <p>[実績：○] 資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P12「組織体制・人件費管理」参照</p> <p>[実績：○] 資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P12「組織体制・人件費管理」参照</p>	
---	--	--

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																																												
<p>第4 業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>通則法第30条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>	<p>第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>																																												
<p>1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）</p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）</p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）</p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>（参考）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成21事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>貸付契約額</td> <td style="text-align: right;">162,700,000</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td style="text-align: right;">153,500,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成21事業年度		千円	貸付契約額	162,700,000	資金交付額	153,500,000	<p>1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）</p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p> <p>なお、当該事業に係る貸付契約額及び資金交付額の実績は次のとおりである。</p> <p>（実績）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成21事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>貸付契約額</td> <td style="text-align: right;">98,627,500</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td style="text-align: right;">99,099,300</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成21事業年度		千円	貸付契約額	98,627,500	資金交付額	99,099,300																												
区分	平成21事業年度																																														
	千円																																														
貸付契約額	162,700,000																																														
資金交付額	153,500,000																																														
区分	平成21事業年度																																														
	千円																																														
貸付契約額	98,627,500																																														
資金交付額	99,099,300																																														
<p>（1）国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。</p>	<p>（1）政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉貸付事業を実施する。</p>	<p>（1）政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、利用者等への融資方針の周知等に努め、当該融資方針に基づいた事業を実施する。</p>	<p>【福祉貸付事業の実績】#20</p> <p>○ 平成21年度の福祉貸付事業における貸付審査の実績は、以下のとおりである。</p> <p>《貸付審査の実績》 (単位：件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="4">貸付審査の実績</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>割合</th> <th>金額</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人福祉関係施設</td> <td>262</td> <td>37.5%</td> <td>84,075</td> <td>74.8%</td> </tr> <tr> <td> うち特別養護老人ホーム</td> <td>182</td> <td>26.0%</td> <td>71,865</td> <td>63.9%</td> </tr> <tr> <td>児童福祉関係施設</td> <td>302</td> <td>43.2%</td> <td>20,287</td> <td>18.0%</td> </tr> <tr> <td> うち保育所</td> <td>277</td> <td>39.6%</td> <td>18,095</td> <td>16.1%</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉関係施設</td> <td>125</td> <td>17.9%</td> <td>7,589</td> <td>6.8%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>10</td> <td>1.4%</td> <td>495</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>699</td> <td>100.0%</td> <td>112,446</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 複数の施設を一体的に整備する場合、その件数は主たる施設をもって1件と計上している。</p> <p>※ 制度改正及び物価高騰等に伴う経営資金39件分を含んでいる。</p> <p>【福祉貸付事業における融資方針の策定】#21</p> <p>○ 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、国と協議のうえ、平成21年度の融資方針を平成21年3月に策定し、機構のホームページにて公表するとともに、各都道府県市の実務担当者を対象とした説明会を開催し、市町村や社会福祉</p>	施設の種類	貸付審査の実績				件数	割合	金額	割合	老人福祉関係施設	262	37.5%	84,075	74.8%	うち特別養護老人ホーム	182	26.0%	71,865	63.9%	児童福祉関係施設	302	43.2%	20,287	18.0%	うち保育所	277	39.6%	18,095	16.1%	障害者福祉関係施設	125	17.9%	7,589	6.8%	その他	10	1.4%	495	0.4%	計	699	100.0%	112,446	100.0%
施設の種類	貸付審査の実績																																														
	件数	割合	金額	割合																																											
老人福祉関係施設	262	37.5%	84,075	74.8%																																											
うち特別養護老人ホーム	182	26.0%	71,865	63.9%																																											
児童福祉関係施設	302	43.2%	20,287	18.0%																																											
うち保育所	277	39.6%	18,095	16.1%																																											
障害者福祉関係施設	125	17.9%	7,589	6.8%																																											
その他	10	1.4%	495	0.4%																																											
計	699	100.0%	112,446	100.0%																																											

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
			<p>法人等への周知等を依頼した。</p> <p style="text-align: right;">《添付資料：10》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度補正予算において「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」が造成されたことに伴い、これらの対象となる整備事業の融資について優遇措置を講じることとし、その旨を都道府県等に周知を図った。（平成21年9月7日付で通知を发出） ○ 国において介護基盤緊急整備の政策が掲げられたことを踏まえ、営利法人等が設置する認知症高齢者グループホーム等について、一定の要件を満たす場合は融資対象として取扱うこととし、取扱窓口となる受託金融機関等へ周知を図った。（平成21年10月1日付で通知を发出） ○ 平成22年度の融資方針については、厚生労働省関係部署と調整の上、平成21年度内に策定し、都道府県等の担当者向け説明会を行った。 [主な説明事項] <ul style="list-style-type: none"> a 平成22年度予算の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ユニット型特別養護老人ホームにおいて25年償還の導入 ・社会福祉法人においてオンコスト方式による保証人免除の導入 ・その他融資対象の拡大等 b 資金交付時期の早期化 c 収支差額と事業計画の均衡について d 改築等の補助対象外事業への積極的な融資について e 融資相談の積極的な活用について
<p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応すること。</p>	<p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応する。 特に、療養病床の再編を推進するため、医療貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進める。</p>	<p>(2) 国の要請等に基づき、療養病床の再編、「新待機児童ゼロ作戦」に伴う保育所等の整備、障害者の就労支援、消防用設備の整備等に係る事業への融資を、優遇措置等を講じて実施する。</p>	<p>【福祉貸付事業に係る政策適合性】 #22</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所等の整備、障害者の就労支援、消防用設備の整備、療養病床の再編等に係る事業への融資について、国の要請等に基づき次のような優遇措置等を講じて実施した。 <ul style="list-style-type: none"> a 保育所及び放課後学童クラブの整備に対する融資率の引上げ b 障害者の就労支援事業の推進に係る貸付けの相手方に特定非営利活動法人を追加及び融資率の引上げ（平成20年度から継続） c 特定非営利活動法人が設置・経営する障害者グループホーム及び障害者ケアホームにおいて消防用設備を設置するすべての事業を貸付対象とする（「消防法令の改正を受けて設置する事業」という要件を緩和） d 療養病床のケアハウス等への転換事業に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ（平成20年度から継続） ○ 平成21年度補正予算において、国の「経済危機対策」が策定されたことに伴い、次のような優遇措置を講じて実施した。 <ul style="list-style-type: none"> a 介護基盤の緊急整備に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ b 社会福祉施設等の耐震化に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ c スプリンクラー整備に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ d 従来の物価高騰に伴う経営資金を、経済情勢の急激な悪化に伴う経営資金とし、保証人要件を緩和

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																																
			<p>e 障害者の就労移行、就労継続等の関係事業については融資の相手方を拡大 <<添付資料：11>></p> <p>○ 地域密着型サービスに対する融資 介護保険制度改革に伴い平成18年度から創設された「地域密着型サービス」に対する平成21年度の貸付審査の実績は、以下のとおりである。 《貸付審査の実績》</p> <table border="1" data-bbox="1816 457 2881 730"> <thead> <tr> <th>施設種類</th> <th>貸付審査件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム（29名以下）</td> <td>50件</td> </tr> <tr> <td>ケアハウス（29名以下）</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>認知症グループホーム</td> <td>31件</td> </tr> <tr> <td>認知症デイサービスセンター</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>97件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 補助金等が交付された施設に対する融資 国及び地方公共団体の福祉政策と密接に連携し、福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供するための基盤整備を着実に支援するため、国及び地方公共団体等の補助金・交付金等の対象事業として採択された事業に対し、重点的に融資を行った。 また、補助金等が交付されなかった事業であっても、地方公共団体が緊急性や政策上の必要性を認めたものについては融資を行った。 なお、平成21年度における貸付審査の実績（660件：経営資金を除く）の85.3%（563件）が補助金等が交付された施設に対する融資となっている。</p> <p>《貸付審査の実績》</p> <table border="1" data-bbox="1816 1140 2881 1472"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>貸付審査の実績 （経営資金を除く）</th> <th>うち補助金等 が交付された施設整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人福祉関係施設</td> <td>248件</td> <td>211件</td> </tr> <tr> <td>児童福祉関係施設</td> <td>300件</td> <td>268件</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉関係施設</td> <td>105件</td> <td>78件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7件</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>660件</td> <td>563件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 平成21年度において、利用者等からの要望等を踏まえ、当機構において保証人のあり方について検討を行い、国と協議の上、平成22年度から借入申込者が希望した場合、貸付利率に一定の上乗せ（オンコスト）を行うことで、個人保証を要しない融資制度を新たに創設し利用者サービスの向上を図った。（オンコスト利率0.05%）</p> <p>○ また、介護保険施設に対する施設整備費補助金の減少や介護報酬の大幅な増加が期待できないことから、施設経営者から長期かつ安定的に資金調達できる仕組みの構築を求める利用者等からの要望を踏まえ、平成22年度からユニット型特別養護老人ホームの償還期間等の延長を行うこととした。</p>	施設種類	貸付審査件数	特別養護老人ホーム（29名以下）	50件	ケアハウス（29名以下）	2件	小規模多機能型居宅介護事業所	13件	認知症グループホーム	31件	認知症デイサービスセンター	1件	計	97件	施設の種類	貸付審査の実績 （経営資金を除く）	うち補助金等 が交付された施設整備	老人福祉関係施設	248件	211件	児童福祉関係施設	300件	268件	障害者福祉関係施設	105件	78件	その他	7件	6件	計	660件	563件
施設種類	貸付審査件数																																		
特別養護老人ホーム（29名以下）	50件																																		
ケアハウス（29名以下）	2件																																		
小規模多機能型居宅介護事業所	13件																																		
認知症グループホーム	31件																																		
認知症デイサービスセンター	1件																																		
計	97件																																		
施設の種類	貸付審査の実績 （経営資金を除く）	うち補助金等 が交付された施設整備																																	
老人福祉関係施設	248件	211件																																	
児童福祉関係施設	300件	268件																																	
障害者福祉関係施設	105件	78件																																	
その他	7件	6件																																	
計	660件	563件																																	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
		<p>また、セーフティネットとしての政策融資の果たすべき役割を踏まえ、急激な経営環境の変化による社会福祉施設等の一時的な資金不足に対し、経営資金を迅速に融資することにより社会福祉施設等の安定的な経営を支援する。</p>	<p>【急激な経営環境変化への対応】#23</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国において緊急経済対策が実施されるのに合わせて、平成20年度から実施している「物価高騰に係る経営資金」について、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付金の使途を、物価高騰に伴い一時的に必要となった資金（燃料費または給食材料費）から、経済情勢の悪化に伴う経営環境の変化により必要となった資金に拡大 ・ 融資の相手方に障害者自立支援法に規定する就労継続支援事業等を行うNPO法人を追加 ・ 連帯保証人の要件を2名から1名に緩和 <p>を行い、新たに「経済情勢の悪化による経営環境の変化に伴う経営資金」として平成21年6月5日から適用を開始し、社会福祉施設等の一時的な資金不足に対応した。 （平成21年度実績：22件、864,900千円）</p> <p style="text-align: right;">《添付資料：11》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者自立支援法の施行に伴う経営資金（つなぎ資金）について対応した。（実績：平成21年度16件、98百万円、累計250件、2,887百万円）
<p>（3）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。</p>	<p>（3）利用者サービスの向上を図るため、福祉施設の整備の融資相談等を充実する。</p>	<p>（3）平成20年度に引き続き、事業者に対する融資内容の積極的周知や個別融資相談の積極的実施、わかり易い諸手引き等の作成・提供などを行い、利用者サービスの向上を図る。</p> <p>また、国の政策目標に即した施設整備への支援などを行うための情報収集・提供を行う。</p>	<p>【利用者サービスの向上】#24</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金等の内示先法人に対し、当機構の融資制度の案内を送付するとともに、当機構、地方公共団体及び福祉関係団体が開催するセミナー等において、個別融資相談を実施するなど、利用者サービスの向上を図った。 ○ 法人経営の安定、福祉サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言を行うなど、利用者サービスの向上を図った。 ○ また、融資審査上の様々な視点からの確認事項について、借入申込者、自治体など施設整備に携わる関係機関等で幅広く認識を共有して整備計画を推進できるよう「融資のポイント（ガイドライン）」を作成して都道府県等の担当者へ説明したほか、機構ホームページに公開し、利用者サービスの向上を図った。 <p style="text-align: right;">《添付資料：12》</p>
<p>（4）民業補完の推進の観点から、福祉貸付における協調融資制度を充実し、制度の適切な運用に努めること。</p>	<p>（4）協調融資制度の対象を福祉貸付の全対象施設等に拡大するなど制度を充実させるとともに周知を図り、制度の適切な運用を行う。</p>	<p>（4）平成20年度に引き続き、協調融資制度についての周知等を行う。</p>	<p>【協調融資制度の充実】#25</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協調融資制度の周知を図るため、行政担当者説明会における制度説明や新たに作成した協調融資制度に関するパンフレットを地方公共団体や補助金等の内示を受けた法人等へ配布するなど制度周知を図った。 ○ 協調融資制度に係る覚書締結金融機関の拡大を図るため、代理貸付の受託金融機関等への覚書締結の案内などを行い、平成20年度末の244機関から、平成21年度末現在で255機関まで拡大し、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう整備を進めた。

中 期 目 標	中 期 計 画	2 1 年 度 計 画	2 1 年 度 業 務 実 績
<p>(5) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図ること。</p>	<p>(5) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を75日以内とする。</p> <p>また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。</p>	<p>(5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。</p>	<p>【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#26</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査業務に係る処理期間について、平成21年度においては、特殊異例な案件を除いた平均処理期間が38日となっており、中期計画に定められた処理期間(75日以内)を順守することができた。 ○ 保育所整備に係る審査に当たっては、平成21年9月審査分から書面による審査を導入し、審査業務の効率化を図り、保育所の緊急整備を促進した。 ○ 資金交付業務に係る処理期間についても、平成21年度においては、特殊異例な案件を除き、資金交付した1,148件全てについて、請求後15営業日以内に資金交付を行うことができた。

評価の視点等	自己評定	A	評価項目 5	評 定	A
	<p>政策融資の果たすべき役割を踏まえ、政府において策定された「経済危機対策」（平成21年4月10日）の一環として、介護基盤の緊急整備に係る補助事業の対象となった特別養護老人ホーム等に対し、融資率の引上げ及び貸付利率の引下げなどを講じた優遇融資を実施した（161件、57,386百万円）。また、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている社会福祉事業施設に対し、貸付利率の引下げ及び保証人の要件緩和などを講じた経営資金により緊急融資を実施した（実績：22件、865百万円）。</p> <p>さらに、潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消を図る観点から、保育所及び放課後学童クラブの整備に対する融資率の引上げを講じた優遇融資を実施し（279件、18,109百万円）、福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備に寄与した。</p> <p>また、法人経営の安定、福祉サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言を行うとともに、融資審査上の様々な視点からの確認事項について、借入申込者、自治体など施設整備に携わる関係機関等で幅広く認識を共有して整備計画を推進できるよう「融資のポイント（ガイドライン）」を作成するなど、利用者サービスの向上を図った。さらに、審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値を上回る実績を上げることができた。</p> <p>一方、協調融資制度については、積極的な周知活動や覚書締結金融機関の拡大を実施することにより、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう整備を進めた。</p> <p>以上のとおり、平成21年度においては、介護基盤の緊急整備に係る補助事業、経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている社会福祉事業施設に対する経営資金、さらに、保育所及び放課後学童クラブの整備に対して、融資条件の優遇措置を講じ機動的な融資を実施するなど、政策融資の果たすべき役割に関する年度計画を上回る実績を上げ、地域における社会福祉事業施設の安定的な経営を支援することができた。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>当該事業については、国の政策と密接に連携し、国及び地方公共団体等の補助金・交付金等が交付された施設整備に対し、優先的に貸付けを行っている。</p> <p>政府において策定された「経済危機対策」（平成21年4月10日）の一環として、介護基盤の緊急整備に係る補助事業、経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている社会福祉事業施設に対する経営資金について、優遇融資を実施している。さらに、保育所及び放課後学童クラブの整備に対して、融資条件の優遇措置を講じ機動的な融資を実施している。</p> <p>協調融資制度については、積極的な周知活動や覚書締結金融機関の拡大を実施することにより、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう整備を進めている。</p> <p>審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値を上回る実績を上げ、利用者サービスの向上を図っている。</p> <p>以上のように、国の福祉政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p>	<p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策融資として、介護基盤の緊急整備、保育所等の整備、障害者の就労支援、耐震化整備等に効果的かつ効率的に融資を実施している。 ○ 利用者のニーズに即し、融資率の引上げ及び貸付利率の引下げなどを講じた優遇融資を実施するなど努力が評価できる。 ○ 平成22年度から借入申込者が希望した場合、貸付利率に一定の上乗せ（オンコスト）を行うことで、個人保証を要しない融資制度を新たに創設し利用者サービスの向上を図っている。 ○ 社会福祉事業の特徴を踏まえ、きめ細かく対応していることから、融資件数も大幅に増加している。
<p>〔数値目標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を75日以内とする。 ② 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 審査業務については、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間が38日となり、中期計画を達成した。 ※ 業務実績P27【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#26参照 ② 資金交付業務については、1,148件全てについて、請求後15営業日以内に資金交付を行い、中期計画を達成した。 ※ 業務実績P27【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#26参照 			<p>（その他意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査処理期間が短縮することができたとあるが、利用者から見て適正な水準であるのか。 	
<p>〔評価の視点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。 	<p>〔実績：○〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び地方公共団体の福祉政策と密接に連携し、平成21年度の機構融資（660件：経営資金を除く。）の85.3%（563件）が補助金等が交付された施設に対する融資となり、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施することができた。 ※ 業務実績P23【福祉貸付事業の実績】#20、【福祉貸付事業における融資方針の策定】#21参照 				

<p>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等を受けて、政策融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等への緊急措置に臨機応変に対応しているか。</p> <p>特に、療養病床の再編を推進するため、医療貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進めているか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次のとおり政策に沿った融資条件の優遇措置を講じた。 <ul style="list-style-type: none"> ① 保育所及び放課後学童クラブの整備に対する融資率の引上げ ② 障害者の就労支援事業の推進に係る貸付けの相手方に特定非営利活動法人を追加及び融資率の引上げ（平成20年度から継続） ③ 特定非営利活動法人が設置・経営する障害者グループホーム及び障害者ケアホームにおいて消防用設備を設置するすべての事業を貸付対象とする（「消防法令の改正を受けて設置する事業」という要件を緩和） ④ 療養病床のケアハウス等への転換事業に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ（平成20年度から継続） <p>また、平成21年度補正予算において、国の「経済危機対策」が策定されたことに伴い、次のような優遇措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 介護基盤の緊急整備に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ ② 社会福祉施設等の耐震化に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ ③ スプリンクラー整備に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ ④ 従来のも物価高騰に伴う経営資金を、経済情勢の急激な悪化に伴う経営資金とし、保証人要件を緩和、また、障害者の就労移行、就労継続等の関係事業については融資の相手方を拡大 <p>※ 業務実績P24【福祉貸付事業に係る政策適合性】#22参照</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府が打ち出した「経済危機対策」の一環として、経済情勢の急激な悪化により一時的に資金不足が生じている社会福祉施設に対し、経営資金の融資条件に優遇措置（最優遇金利の適用など）を講じ、緊急融資を実施した。（実績：22件、865百万円） 障害者自立支援法の施行に伴う経営資金（つなぎ資金）について対応した。（実績：平成21年度16件、98百万円、累計250件、2,887百万円） <p>※ 業務実績P25【急激な経営環境変化への対応】#23参照</p>	
<p>○ 利用者サービスの向上を図るため、融資相談等を充実しているか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県等の主催する事業者向けの説明会等に職員を派遣して個別相談会を開催するなどにより融資相談を実施した。 <p>※ 業務実績P26【利用者サービスの向上】#24参照</p>	
<p>○ 協調融資制度の対象を拡大するなど制度の充実を図っているか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度以前の協調融資制度の対象範囲は、特別養護老人ホーム等の介護保険関係施設等に限定されていたが、平成20年度から福祉貸付全体に拡大し、制度の充実を図った。 また、平成21年度においては、新たに11の金融機関と覚書を締結し、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう整備を進めた。（覚書締結金融機関数は255機関） <p>※ 業務実績P26【協調融資制度の充実】#25参照</p>	
<p>○ 協調融資制度の周知を図り、制度の適切な運用を行っているか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協調融資制度の周知については、行政担当者説明会での説明や補助内示先法人へのパンフレット配布等により実施した。 また、平成20年度から新たに対象となった児童・障害者福祉施設等において、平成21年度に26件の協調融資制度の利用があり、これは制度周知の効果が現れたものと考えてい 	

<p>○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>る。</p> <p>※ 業務実績P26【協調融資制度の充実】#25参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、政策効果の高い事業等を優先的に融資するとともに、政策目標内の様々な事業者ニーズに対応した融資を行っている。 <p>また、セーフティネットとしての政策融資の果たすべき役割を踏まえ、急激な経営環境の変化による社会福祉施設等の一時的な資金不足に対し、経営資金を迅速に融資することにより社会福祉施設等の安定的な経営を支援している。</p> <p>さらに、法人経営の安定、福祉サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言を行うとともに、「融資のポイント（ガイドライン）」を策定・公開し、安定した法人経営と円滑な施設運営が可能となるよう融資審査面からの支援を行い、利用者サービスの向上を図っている。</p>	
---	--	--

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																																								
<p>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 (参考)</p> <table border="1" data-bbox="1261 604 1745 814"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成21事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>貸付契約額</td> <td style="text-align: right;">161,000,000</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td style="text-align: right;">148,300,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成21事業年度		千円	貸付契約額	161,000,000	資金交付額	148,300,000	<p>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。 なお、当該事業に係る貸付契約額及び資金交付額の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <table border="1" data-bbox="1813 604 2873 814"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成21事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>貸付契約額</td> <td style="text-align: right;">86,009,800</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td style="text-align: right;">108,465,700</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成21事業年度		千円	貸付契約額	86,009,800	資金交付額	108,465,700																								
区 分	平成21事業年度																																										
	千円																																										
貸付契約額	161,000,000																																										
資金交付額	148,300,000																																										
区 分	平成21事業年度																																										
	千円																																										
貸付契約額	86,009,800																																										
資金交付額	108,465,700																																										
<p>(1) 国の医療政策における政策目標を着実に推進するため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。</p>	<p>(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、医療貸付事業を実施する。</p>	<p>(1) 医療貸付事業については、医療制度改革に対応し医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。</p>	<p>【医療貸付事業の実績】#27 ○ 平成21年度の医療貸付事業における貸付審査の実績は、以下のとおりである。 《貸付審査の実績》 (単位：件、百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1813 982 2873 1304"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="4">貸付審査の実績</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>割合</th> <th>金額</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病 院</td> <td style="text-align: center;">266</td> <td style="text-align: center;">31.9%</td> <td style="text-align: right;">96,353</td> <td style="text-align: center;">78.1%</td> </tr> <tr> <td>診 療 所</td> <td style="text-align: center;">501</td> <td style="text-align: center;">59.9%</td> <td style="text-align: right;">9,895</td> <td style="text-align: center;">8.0%</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td style="text-align: center;">65</td> <td style="text-align: center;">7.8%</td> <td style="text-align: right;">17,107</td> <td style="text-align: center;">13.9%</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">0.5%</td> <td style="text-align: right;">92</td> <td style="text-align: center;">0.0%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">836</td> <td style="text-align: center;">100.0%</td> <td style="text-align: right;">123,447</td> <td style="text-align: center;">100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 複数の施設を一体的に整備する場合、その件数は主たる施設をもって1件と計上している。 ※ 経営安定化資金671件、44,689百万円分を含んでいる。</p> <p>【医療貸付事業に係る政策適合性】#28 医療の機能分化の推進 ○ 平成15年8月に厚生労働省が策定した「医療提供体制の改革ビジョン」に掲げられた施策の推進に貢献するため、医療の機能分化の観点から貸付審査を行い、これに資する施設整備に対する機構融資については、融資限度額に特例を適用し、整備の支援を行った。 [特定病院]・地域医療支援病院 ・臨床研修指定病院 ・100床以上の特殊診療機能（専らがん、小児疾患、周産期疾患などの機能）を有する病院等</p> <p>○ 平成21年度における特定病院の貸付審査は、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1813 1793 2873 1892"> <thead> <tr> <th>病院の審査件数（施設整備資金）</th> <th>特定病院の審査件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">43件</td> <td style="text-align: center;">38件</td> <td style="text-align: center;">88.4%</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	貸付審査の実績				件数	割合	金額	割合	病 院	266	31.9%	96,353	78.1%	診 療 所	501	59.9%	9,895	8.0%	介護老人保健施設	65	7.8%	17,107	13.9%	そ の 他	4	0.5%	92	0.0%	計	836	100.0%	123,447	100.0%	病院の審査件数（施設整備資金）	特定病院の審査件数	割合	43件	38件	88.4%
施設の種類	貸付審査の実績																																										
	件数	割合	金額	割合																																							
病 院	266	31.9%	96,353	78.1%																																							
診 療 所	501	59.9%	9,895	8.0%																																							
介護老人保健施設	65	7.8%	17,107	13.9%																																							
そ の 他	4	0.5%	92	0.0%																																							
計	836	100.0%	123,447	100.0%																																							
病院の審査件数（施設整備資金）	特定病院の審査件数	割合																																									
43件	38件	88.4%																																									

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																																												
			<p>臨床研修指定病院に対する融資</p> <p>○ 国の医療政策に即し、臨床研修指定病院の整備を推進するため、これに資する施設整備に対する機構融資については、通常より高い融資率（90％）を適用し、整備の支援を行った。</p> <p>○ 平成21年度における臨床研修指定病院の貸付審査の実績は、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1816 493 2875 596"> <thead> <tr> <th>病院の審査件数（施設整備資金）</th> <th>臨床研修指定病院の審査件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>43件</td> <td>16件</td> <td>37.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>中小規模病院に対する融資</p> <p>○ 200床未満の中小規模病院は、大規模病院に比べ必ずしも経営資源が良好とは言えず、資金調達に困難を伴う傾向があるため、これらの病院の施設整備に対する機構融資については、通常より高い融資率（90％）を適用し、医療の進歩に合わせた施設の更新、病床不足地域における施設の整備が円滑に行われるようその支援を行った。</p> <p>○ 平成21年度における200床未満の病院に対する貸付審査の実績は、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1816 970 2875 1073"> <thead> <tr> <th>病院の審査件数（施設整備資金）</th> <th>200床未満の病院の審査件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>43件</td> <td>27件</td> <td>62.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>病院の病床不足地域及び診療所不足地域に対する融資</p> <p>○ 国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため、病院の病床不足地域及び診療所不足地域における施設整備に対し優遇金利を適用し、都道府県医療計画に即した施設の整備を推進した。</p> <p>○ 平成21年度における病院病床・診療所不足地域及び充足地域に対する貸付審査の実績は、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1816 1375 2875 1577"> <thead> <tr> <th colspan="4">病院病床・診療所不足地域</th> <th colspan="2">病院病床・診療所充足地域</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th colspan="2">新築資金</th> <th colspan="2">甲種増改築資金</th> <th colspan="2">乙種増改築資金</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>病床数</th> <th>件数</th> <th>病床数</th> <th>件数</th> <th>病床数</th> <th>件数</th> <th>病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>73件</td> <td>228床</td> <td>21件</td> <td>3,054床</td> <td>37件</td> <td>5,709床</td> <td>131件</td> <td>8,991床</td> </tr> </tbody> </table> <p>地域医療再生計画に基づき実施する整備事業の優遇融資</p> <p>○ 都道府県が行う地域医療再生計画に基づく体制整備に必要な施設整備を行う病院等への融資について、融資率や貸付利率等の優遇措置を講じた。</p> <p>耐震化整備事業の優遇融資</p> <p>○ 耐震基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う病院への融資について、融資率や貸付利率等の優遇措置を講じた。（実績18件、26,091百万円）</p>	病院の審査件数（施設整備資金）	臨床研修指定病院の審査件数	割合	43件	16件	37.2%	病院の審査件数（施設整備資金）	200床未満の病院の審査件数	割合	43件	27件	62.8%	病院病床・診療所不足地域				病院病床・診療所充足地域		計		新築資金		甲種増改築資金		乙種増改築資金				件数	病床数	件数	病床数	件数	病床数	件数	病床数	73件	228床	21件	3,054床	37件	5,709床	131件	8,991床
病院の審査件数（施設整備資金）	臨床研修指定病院の審査件数	割合																																													
43件	16件	37.2%																																													
病院の審査件数（施設整備資金）	200床未満の病院の審査件数	割合																																													
43件	27件	62.8%																																													
病院病床・診療所不足地域				病院病床・診療所充足地域		計																																									
新築資金		甲種増改築資金		乙種増改築資金																																											
件数	病床数	件数	病床数	件数	病床数	件数	病床数																																								
73件	228床	21件	3,054床	37件	5,709床	131件	8,991床																																								

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>ただし、当該ガイドラインの施行に当たっては、制度の円滑な移行のため十分な周知期間を設けること。</p>	<p>ただし、当該ガイドラインの施行に当たっては、制度の円滑な移行のため十分な周知期間を設け適切に対応する。</p>	<p>また、病院への融資については、平成21年度からガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施する。</p>	<p>介護基盤の緊急整備事業の優遇融資</p> <p>○ 介護基盤の緊急整備にかかる補助事業の対象となった介護老人保健施設への融資について、融資率や貸付利率の優遇措置を講じた。（実績5件、1,591百万円） 《添付資料：13》</p> <p>個人保証人の免除（平成22年度から実施）</p> <p>○ 平成21年度において、利用者等からの要望等を踏まえ、当機構において保証人のあり方について検討を行い、国と協議の上、平成22年度から借入申込者が希望した場合、貸付利率に一定の上乗せ（オンコスト）を行うことで、個人保証を要しない融資制度を新たに創設し利用者サービスの向上を図った。（オンコスト利率0.2%）</p> <p>【医療貸付事業におけるガイドラインの施行】#29</p> <p>○ 平成21年4月から、「医療貸付に係る病院融資の基本方針（ガイドライン）」を適用し、新たな都道府県の医療計画に基づき、4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療）等に係る医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院、又は、民間の金融機関では融資が難しい中小病院に融資対象を限定するなど、融資の重点化及び民業補完のより一層の徹底を図ることとした。 《添付資料：14》</p> <p>【融資対象の重点化】#30</p> <p>○ 500床以上の病院に対する融資については、4疾病5事業等に係る医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院の整備に限定した。</p>
<p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応すること。</p>	<p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応する。 特に、療養病床の再編を推進するため、福祉貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進める。</p>	<p>(2) セーフティネットとしての政策融資の果たすべき役割を踏まえ、急激な経営環境の変化による医療施設等の一時的な資金不足に対し、運転資金を迅速に融資することにより医療施設等の安定的な経営を支援する。 また、療養病床の再編を推進するため、療養病床転換に係る貸付条件の優遇などの支援策を引き続き実施する。</p>	<p>【激甚災害への対応】#31</p> <p>○ 豪雨及び暴風雨により、災害救助法の適用を受けた地域において被害を受けた医療関係施設に対し、災害復旧を支援するため、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇を行うとともに、激甚災害に指定された地域において被害を受けた医療関係施設に対しては貸付利率を軽減する特別措置を講じた。</p> <p>【経済危機対策への対応】#32</p> <p>○ 政府において策定された「経済危機対策」（平成21年4月10日）に伴い、以下の優遇措置を講じた。</p> <p>金融環境変化に伴う経営安定化資金の優遇融資</p> <p>○ 金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等による医療経営環境の状況を踏まえ、昨年度に引き続き、「経営環境変化に伴う経営安定化資金」の融資を実施した。</p> <p>○ 病院の資金繰りの悪化への対応として、病院に限り、貸付限度額と償還期間の優遇措置を講じた。</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																																	
			<p>○ 平成21年度における経営安定化資金の貸付審査の実績は、以下のとおりである。 《貸付審査の実績》 (単位：件、百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1813 342 2875 617"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="4">貸付審査の実績</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>割合</th> <th>金額</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">病院</td> <td>(77)</td> <td>(15.2%)</td> <td>(27,890)</td> <td>(69.0%)</td> </tr> <tr> <td>190</td> <td>37.6%</td> <td>35,481</td> <td>87.7%</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td>283</td> <td>56.0%</td> <td>2,936</td> <td>7.3%</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>32</td> <td>6.3%</td> <td>2,025</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>505</td> <td>100.0%</td> <td>40,442</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 病院の上段括弧書きは1億円超の再掲である。</p> <p style="text-align: right;">《添付資料：13》</p> <p>出産育児一時金等の制度見直しに伴う経営安定化資金の優遇融資</p> <p>○ 出産育児一時金等の直接支払制度の実施（平成21年10月）により、一時的な資金不足となる産科医療機関等に対する経営安定化資金の融資について、貸付金利の引下げ及び無担保融資可能額の引上げ等の優遇措置を講じた。（実績166件、4,247百万円）</p> <p style="text-align: right;">《添付資料：15》</p> <p>【療養病床の再編に向けた支援】 #33</p> <p>○ 療養病床を介護老人保健施設に転換する場合、通常よりも高い融資率（90%）を適用する等、貸付条件を優遇した融資を実施し、転換を支援した。（実績：13件、923床の療養病床を転換）</p>	施設の種類	貸付審査の実績				件数	割合	金額	割合	病院	(77)	(15.2%)	(27,890)	(69.0%)	190	37.6%	35,481	87.7%	診療所	283	56.0%	2,936	7.3%	介護老人保健施設	32	6.3%	2,025	5.0%	計	505	100.0%	40,442	100.0%
施設の種類	貸付審査の実績																																			
	件数	割合	金額	割合																																
病院	(77)	(15.2%)	(27,890)	(69.0%)																																
	190	37.6%	35,481	87.7%																																
診療所	283	56.0%	2,936	7.3%																																
介護老人保健施設	32	6.3%	2,025	5.0%																																
計	505	100.0%	40,442	100.0%																																
<p>(3) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。</p>	<p>(3) 利用者サービスの向上を図るため、医療施設の整備の融資相談等を充実する。</p>	<p>(3) 全国数か所で実施する融資相談会の開催に加え、事業計画検討中の者に対し融資相談に出向くなど、融資相談の充実を図るとともに、代理貸付が円滑に行われるよう受託金融機関に対して実務者研修を実施し、貸付手順の周知や問題点の認識の共有化を図るなど、引き続き利用者サービスの向上に努める。</p> <p>さらに、経営環境の悪化に伴い、これまでの融資制度を中心とした利用者に対するサービスに加え、施設の整備面や運営面に係る課題の解消策等の提案及び経営の参考になる情報の発信を行う。</p>	<p>【利用者サービスの向上】 #34</p> <p>○ パンフレット（融資のごあんない）の作成において、借入申込者が、より具体的に事業計画を検討できるよう、事業計画の策定、着手から完成までの流れと機構の融資手続きを組み合わせた一連のフロー図を掲載し、利用者の視点に立った工夫を行った。</p> <p>○ 借入申込前の利用者サービスの向上を図るため、平成21年度に医療施設・介護老人保健施設等の整備を予定している者を対象とした融資相談会を全国7ブロックで計14回開催した。（融資相談件数：161件）</p> <p>○ さらに、機構主催の経営セミナーの会場に融資相談窓口を設置して融資相談（実績65件）を行ったほか、個別に訪問相談（実績17件）を行った。</p> <p>○ また、融資相談者からの「設計・建築」、「経営」等の相談に対して、専門的な相談を行った。（実績9回）</p> <p>○ 受託金融機関への業務の指導を強化する実務研修会を実施した。（実績2回、参加119金融機関）</p>																																	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 1 年 度 計 画	2 1 年 度 業 務 実 績
<p>(4) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図るとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。</p>	<p>(4) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を45日以内とするとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用する。</p> <p>また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。</p>	<p>(4) 継続的な審査方針の見直し、事務の合理化等により、審査期間に関する中期計画を達成するため、審査業務の迅速化に努めるとともに、アンケート等による利用者の声の収集・分析を基に、利用者の利便性の向上に努める。</p> <p>また、融資審査においては、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を、引き続き活用する。</p> <p>さらに、資金交付時期に関する中期計画を達成するため、引き続き資金交付業務の迅速化に努める。</p>	<p>【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#35</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査業務に係る処理期間について、平成21年度においては、特殊異例な案件を除いた平均処理期間が33日となっており、中期計画に定められた処理期間(45日以内)を順守することができた。 ○ また、資金交付業務に係る処理期間についても、平成21年度においては、特殊異例な案件を除き、資金交付した1,019件について、請求後15営業日以内に資金交付を行うことができた。 <p>【第三者評価結果の融資審査への活用】#36</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第三者評価結果の融資審査への活用については、平成21年度においても引き続き実施した。

評価の視点等	自己評価	S	評価項目 6	評 定	S
	<p>政策融資の果たすべき役割を踏まえ、政府において策定された「経済危機対策」の一環として、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対し、最優遇金利の適用などを講じた経営安定化資金により緊急融資を実施した（実績：505件、40,442百万円）。また、耐震基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う医療機関への融資について、融資率の引上げ及び貸付利率の引下げなど講じた優遇融資を実施した（実績18件、26,091百万円）。</p> <p>さらに、出産育児一時金等の直接支払制度の実施（平成21年10月）により、一時的な資金不足となる産科医療機関等に対し、貸付金利の引下げ及び無担保融資可能額の引上げなどを講じた経営安定化資金により融資を実施した（実績166件、4,247百万円）。</p> <p>また、審査業務及び資金交付業務の迅速化に関しては、いずれも中期計画の目標値を上回る実績を上げ、利用者サービスの向上を図ることができた。</p> <p>なお、平成21年4月から「医療貸付に係る病院融資の基本方針（ガイドライン）」を適用し、都道府県の医療計画に基づき、4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療）等に係る医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等への融資の重点化等を図った。</p> <p>以上のとおり、平成21年度においては、経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対する経営安定化資金、医療施設の耐震化整備、さらに、出産育児一時金等の直接支払制度の実施に伴い一時的な資金不足となる産科医療機関等に対する経営安定化資金について、融資条件の優遇措置を講じ機動的な融資を実施するなど、政策融資の果たすべき役割に関する年度計画を大幅に上回る実績を上げ、地域における医療機関等の安定的な経営を支援することができた。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>当該事業については、国の医療政策と密接に連携し、医療計画に基づく医療機関の整備、機能分化及び連携、介護保険事業計画に基づく介護老人保健施設等の整備等に対し、長期・固定・低利の資金を融資することにより、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備に貢献している。</p> <p>政府において策定された「経済危機対策」の一環として、経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対する経営安定化資金、医療施設の耐震化整備について、優遇融資を実施している。さらに、出産育児一時金等の直接支払制度の実施に伴い一時的な資金不足となる産科医療機関等に対する経営安定化資金について、融資条件の優遇措置を講じ機動的な融資を実施している。</p> <p>審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値を上回る実績を上げ、利用者サービスの向上を図っている。</p> <p>以上のように、国の医療政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、特に、経済情勢の急激な悪化や制度改正等の影響により、一時的に資金不足が生じている医療機関等に対する経営安定化資金の融資によって、地域における医療機関等の安定的な経営を支援していることが顕著に認められ、中期計画を大幅に上回る実績をあげていると高く評価する。</p>	
<p>【数値目標】</p> <p>① 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を45日以内とする。</p> <p>② 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。</p>	<p>① 審査業務については、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間が33日となり、中期計画を達成した。 ※ 業務実績P34【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#35参照）</p> <p>② 資金交付業務については、特殊異例な案件を除き、1,019件全てについて、15営業日以内に資金交付を行い、中期計画を達成した。 ※ 業務実績P34【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#35参照）</p>			<p>（各委員の評定理由）</p> <p>○ 政策融資としての役割を踏まえ、経済情勢の悪化に伴う経営安定化資金、医療施設の耐震化整備、出産育児一時金の実施に伴う経営安定化資金について、迅速かつ的確に対応するなど、法人としての機能、役割の発揮が優れている。</p> <p>○ 経営安定化資金の需要が増大したことは、利用者のニーズに即して柔軟に対応した結果であり、機構の政策融資としての役割と合致している。</p>	
<p>【評価の視点】</p> <p>○ 中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年4月から、「医療貸付に係る病院融資の基本方針（ガイドライン）」を適用し、新たな都道府県の医療計画に基づき、4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療）等に係る医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院、又は、民間の金融機関では融資が難しい中小病院に融資対象を限定するなど、融資の重点化及び民業補完のより一層の徹底を図ることとした。 ※ 業務実績P33【医療貸付事業におけるガイドラインの周知】#29参照） 			<p>（業務への提言）</p> <p>○ 個人保証を要しない融資制度については、出資持ち分のない法人に限定するべきではないか。</p>	

<p>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等を受けて、政策融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等への緊急措置に臨機応変に対応しているか。 特に、療養病床の再編を推進するため、福祉貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進めているか。</p> <p>○ 利用者サービスの向上を図るため、融資相談等を充実しているか。</p> <p>○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用しているか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次のとおり政策に沿った融資条件の優遇措置を講じた。 <ul style="list-style-type: none"> ① 政府において策定された「経済危機対策」の一環として、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対し、融資条件の優遇措置（最優遇金利の適用など）を講じた経営安定化資金制度により、緊急融資を実施した。（実績：505件、40,442百万円） ※ 業務実績P33【経済危機対策への対応】#32参照 ② 耐震基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う病院への融資について、融資率や貸付利率等の優遇措置を講じた。（実績18件、26,091百万円） ※ 業務実績P31【医療貸付事業に係る政策適合性】#28参照 ③ 出産育児一時金等の直接支払制度の実施（平成21年10月）により、一時的な資金不足となる産科医療機関等に対する経営安定化資金の融資について、貸付金利の引下げ及び無担保融資可能額の引上げ等の優遇措置を講じた。（実績166件、4,247百万円） ※ 業務実績P33【経済危機対策への対応】#32参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 融資相談会については、平成21年度に14回開催し、161件の相談があり、相談者の利便性の向上と相談業務の集中的実施による機構業務の効率化に大きく貢献した。 機構主催の経営セミナーの会場に融資相談の窓口を設置して65件の融資相談を実施したほか、個別に相談を希望する者に対する訪問融資相談、県や医療関係団体が主催する説明会等でも融資相談を実施することにより、利用者サービスの向上に努めた。 代理貸付業務を委託している金融機関に対する「業務研修会」を2回開催し、貸付条件改正の周知をするとともに業務指導を行った。 利用者に対する経営アドバイスを積極的に行うべく、融資相談者からの「設計・建築」、「経営」等の相談に対して、専門的な提案を行った。 ※ 業務実績P34【利用者サービスの向上】#34参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第三者評価結果の融資審査への活用については、平成21年度においても引き続き実施した。 ※ 業務実績P35【第三者評価結果の融資審査への活用】#36参照 	
--	---	--

<p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近年の医療施設等を取り巻く厳しい環境の中で、次のとおり貸付利率、融資率、担保要件等の各種の優遇措置を講じた融資を、迅速かつ的確に実施することにより、地域における医療施設等の安定的な経営を支援した。 ⇒ 経営環境変化に伴う経営安定化資金について、病院の融資額を拡充するとともに償還期間を延長した。（平成23年3月末まで） ⇒ 保証人の要件の緩和及び社会医療法人の公益性、経営健全性等を踏まえた保証人免除制度を導入した。 ⇒ 病院の耐震化を推進するため、国の医療施設耐震化臨時特例交付金の補完及び国の制度に準ずる施設整備への優遇制度を創設した。（平成23年3月末まで） ⇒ 都道府県が策定する地域医療再生計画に基づく補助対象となった整備事業についての融資の優遇を行うこととした。 ⇒ 出産育児一時金等の制度見直しに伴う経営安定化資金の制度の創設及び見直しを行った。（平成23年3月末まで） ⇒ 借入申込書等の必要書類の再検討 	
--	---	--

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>3 福祉医療貸付事業（債権管理） (1) 福祉医療貸付事業等の効率化</p> <p>① 政策金融改革の趣旨を踏まえ、融資の重点化及び融資率の引き下げを行い平成24年度予算における福祉医療貸付事業の新規融資額を平成17年度における同事業の新規融資額の実績と比べて20%程度縮減し、併せて同事業における融資残高の縮減に努めること。</p> <p>② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、現中期目標期間中の新規契約分について利差益が確保されるよう努めること。</p> <p>③ 政策融資としての役割を効果的に果たし、併せて民業補完を推進するとの観点から、政策融資としての機能を毎年点検し、事業内容を不断に見直す等事業の効率化を進めること。</p>	<p>3 福祉医療貸付事業（債権管理） (1) 福祉医療貸付事業等の効率化</p> <p>① 融資対象の重点化及び融資率の引き下げを行い、福祉医療貸付事業の新規融資額の縮減に関する中期目標を達成する。</p> <p>② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、新規契約分の利差益に関する中期目標を達成する。</p> <p>③ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直す等事業の効率化を進める。</p>	<p>3 福祉医療貸付事業（債権管理） (1) 福祉医療貸付事業等の効率化</p> <p>① 福祉医療貸付事業の新規融資額については、融資対象の重点化及び融資率の引き下げを行うとともに、国の福祉及び医療政策の動向等を踏まえ縮減する。</p> <p>② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、新規契約分の利差額の状況を適切に把握する。</p> <p>③ 政策融資としての機能を点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直しを行う。</p>	<p>3 福祉医療貸付事業（債権管理） 【新規融資額の縮減】#37</p> <p>○ 平成21年度の福祉医療貸付事業の新規融資額については、平成17年度（契約実績：4,026億円）と比べて19.6%縮減した予算（契約：3,237億円）を策定したところであるが、新規融資額は1,846億円となった。</p> <p>なお、平成21年度における新規融資額については、度重なる介護報酬・診療報酬の引下げや施設整備に対する補助制度の変更及び金融不安や景気後退の影響を受けて、新規の設備投資等が手控えられたことにより、予算に対して大幅に減少している。</p> <p>【利差益の確保】#38</p> <p>○ 平成21年度における福祉医療貸付事業における新規契約分の利差額の状況については、国の政策目的の達成のために特に定めるものを除外し、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除した新規契約分において、貸付金利と資金調達金利差0.044%、利差額36百万円を確保することができた。</p> <p style="text-align: right;">《添付資料：16》</p> <p>【貸付対象等の見直し】#39</p> <p>○ 政策融資としての機能を点検し、政策優先度に応じて、以下のとおり貸付対象等の見直しを行った。</p> <p>[福祉貸付事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> a 保育所及び放課後学童クラブの整備に対する融資率の引上げ b 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）の整備に対する融資率の引上げ c 障害者の就労支援事業の推進に係る貸付けの相手方に特定非営利活動法人を追加及び融資率の引上げ（平成20年度から継続） d 特定非営利活動法人が設置・経営する障害者グループホーム及び障害者ケアホームにおいて消防用設備を設置するすべての事業を貸付対象とする（「消防法令の改正を受けて設置する事業」という要件を緩和） e 療養病床のケアハウス等への転換事業に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ（平成20年度から継続） f アスベスト対策事業に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ（19年度より継続） g 障害者自立支援法の施行に伴うつなぎ資金の特例貸付（18年度より継続） h 基盤整備促進法に基づく有料老人ホーム、高齢者総合福祉センター及び在宅介護サービスセンターに係る融資率を引下げ i 「物価高騰に係る経営資金」の貸付対象の拡充等を行い、新たに「経済情勢の悪化による経営環境の変化に伴う経営資金」として実施 <p>[医療貸付事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> a アスベスト対策事業に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ b 病院に係る経営環境変化に伴う経営安定化資金に対する融資限度額及び融資期間の拡充 c 地域医療再生計画に基づく整備事業に対する貸付限度額の見直し、融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ d 耐震化整備事業に対する貸付限度額の見直し、融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
			e 介護基盤の緊急整備に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ f 社会保険病院等の譲渡に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ g 出産育児一時金等の制度見直しに係る経営安定化資金に対する貸付金利の引下げ及び無担保融資可能額の引上げ
<p>(2) リスク管理債権の適正な管理 福祉医療貸付事業の貸付債権について、貸付先の業況の把握、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取り組むとともに、債権区別に適切な管理を行い、中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努めること。</p>	<p>(2) リスク管理債権の適正な管理 ① 福祉医療貸付事業の貸付に係る債権について、継続的に貸付先の経営情報の収集と分析を行い、経営状況の的確な把握に努め、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取り組むとともに、債権区別に適切な管理を行う。</p> <p>また、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックする。</p> <p>② 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努める。</p>	<p>(2) リスク管理債権の適正な管理 ① 貸付先の経営情報を継続的に収集し分析を行い、経営状況の的確な把握に努める。</p> <p>経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止策の取組を行う。</p> <p>また、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックする。</p> <p>② 貸出条件緩和債権については、福祉医療政策、事業の公共性及びサービス需要を鑑み、貸付先の実態把握及び再生の見通しを考慮の上、適正な審査を行う。</p> <p>また、「療養病床転換支援資金」等融資制度を適用した貸付先については、貸付関係部と連携を図り、必要に応じフォローを行う。</p>	<p>【貸付先の経営状況の分析等】#40 ○ リスク管理債権の抑制を図るため、赤字かつ債務超過の貸付先については、個別に事業報告書により経営状態を分析した。(実施件数12件)</p> <p>○ また、大口貸付先(貸付残高上位50位)について、財務・収支の経年比較を行った。</p> <p>○ 財務状況が厳しい貸付先20件及び融資対象の建物の完成後1年程度経過した貸付先13件について、貸付関係部と経営支援室が連携を図り、実地調査を行い現状の状況把握とともに必要なフォローを実施した。(33件)</p> <p>○ 平成21年度に発生した新規リスク管理債権先について、延滞の主要要因を基に発生要因を分析した。(35施設)</p> <p>【債権悪化の未然防止】#41 ○ 平成20年度のリスク管理債権増加要因分析の結果を踏まえ、貸付関係部と経営支援室からなる「貸付・管理・経営支援連絡会」において、リスク管理債権の未然防止策として、貸付先に対するフォローの強化等を取りまとめ実行した。</p> <p>○ 特殊債権処理状況報告会及び貸出条件緩和検討会において、新規発生したリスク管理債権の増加要因の分析や個別案件にかかる事例の情報提供を経営支援室及び貸付関係部に行った。</p> <p>○ リスク管理債権の個別案件に係る情報を貸付関係部へ、毎月、定期的に報告する仕組みを構築した。</p> <p>○ 従来からの年賦償還又は3か月賦償還から月賦償還へ誘導することにより、貸付先の危険度の早期察知、早期の段階での貸付先とのヒアリング等を実施した。</p> <p>【債権区別の適切な管理】#42 ○ 貸出条件緩和債権処理に当たっては、役員の出席する貸出条件緩和検討会等において、貸付先から提出された改善計画書を基に、事業の公共性、経営状態等を十分に勘案の上、適正な審査を行った。 (貸出条件緩和検討会開催回数6回：貸出条件緩和実施件数52貸付先60資金)</p> <p>○ 平成21年12月に施行された「中小企業金融円滑化法」に係る措置については、迅速な対応を図れるよう、新たに専用電話やメールによる返済相談窓口を設置するなど体制の整備を行った。(実績：相談件数58件)</p> <p>○ 療養病床転換に伴う機構既往貸付金の償還期間の延長を承認した案件について、転</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																																																																								
		<p>③ 毀損の著しい債権の管理の徹底を図ると共に、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。</p>	<p>換後の状況を把握するため実地調査等を行った。</p> <p>○ 貸出条件緩和を実施した案件については、金融検査マニュアルに沿って改善計画の実施状況を確認し、改善計画どおりに実施されているものは、監査法人の検証を経た上で、リスク管理債権から除外した。</p> <p>○ 案件の内容に応じて必要な法的措置を実行の上、債権の回収を図った。(15貸付先)</p> <p>① 訴訟提起案件(5貸付先)について、和解により、債務者及び連帯保証人等から計8,114万円を回収した。</p> <p>② 債務者及び連帯保証人に対する訴訟提起5件(緊急融資1件)実施した。</p> <p>③ 競売案件(3貸付先)について、1億5,247万円を回収した。</p> <p>④ 民事再生法案件(2貸付先5資金)について、全額元金保全の別除権協定締結により再生計画に協力し、併せて機構融資分の保全を図った。</p> <p>【リスク管理債権比率】 #43</p> <p>○ 平成21年度末現在のリスク管理債権比率は、2.49%となった。</p> <p>【全体】</p> <table border="1" data-bbox="1813 905 2873 1207"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成20年度末</th> <th>平成21年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権比率</td> <td>2.97%</td> <td>2.49%</td> </tr> <tr> <td>破綻先債権</td> <td>0.24%</td> <td>0.21%</td> </tr> <tr> <td>6か月以上延滞債権</td> <td>1.10%</td> <td>0.82%</td> </tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権</td> <td>0.14%</td> <td>0.09%</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>1.49%</td> <td>1.37%</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>96,173百万円</td> <td>78,176百万円</td> </tr> <tr> <td>総貸付残高</td> <td>3,242,262百万円</td> <td>3,145,216百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 貸出条件緩和債権を除いたリスク管理債権比率(20年度末1.48%、21年度末1.12%)</p> <p>【福祉貸付】</p> <table border="1" data-bbox="1813 1283 2873 1556"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成20年度末</th> <th>平成21年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権比率</td> <td>1.15%</td> <td>0.94%</td> </tr> <tr> <td>破綻先債権</td> <td>0.06%</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>6か月以上延滞債権</td> <td>0.36%</td> <td>0.39%</td> </tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権</td> <td>0.01%</td> <td>0.04%</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>0.72%</td> <td>0.51%</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>15,896百万円</td> <td>12,752百万円</td> </tr> <tr> <td>総貸付残高</td> <td>1,382,388百万円</td> <td>1,358,781百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【医療貸付】</p> <table border="1" data-bbox="1813 1591 2873 1864"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成20年度末</th> <th>平成21年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権比率</td> <td>4.32%</td> <td>3.66%</td> </tr> <tr> <td>破綻先債権</td> <td>0.36%</td> <td>0.37%</td> </tr> <tr> <td>6か月以上延滞債権</td> <td>1.66%</td> <td>1.15%</td> </tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権</td> <td>0.23%</td> <td>0.12%</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>2.07%</td> <td>2.02%</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>80,276百万円</td> <td>65,423百万円</td> </tr> <tr> <td>総貸付残高</td> <td>1,859,873百万円</td> <td>1,786,435百万円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成20年度末	平成21年度末	リスク管理債権比率	2.97%	2.49%	破綻先債権	0.24%	0.21%	6か月以上延滞債権	1.10%	0.82%	3か月以上延滞債権	0.14%	0.09%	貸出条件緩和債権	1.49%	1.37%	リスク管理債権	96,173百万円	78,176百万円	総貸付残高	3,242,262百万円	3,145,216百万円	区 分	平成20年度末	平成21年度末	リスク管理債権比率	1.15%	0.94%	破綻先債権	0.06%	0.00%	6か月以上延滞債権	0.36%	0.39%	3か月以上延滞債権	0.01%	0.04%	貸出条件緩和債権	0.72%	0.51%	リスク管理債権	15,896百万円	12,752百万円	総貸付残高	1,382,388百万円	1,358,781百万円	区 分	平成20年度末	平成21年度末	リスク管理債権比率	4.32%	3.66%	破綻先債権	0.36%	0.37%	6か月以上延滞債権	1.66%	1.15%	3か月以上延滞債権	0.23%	0.12%	貸出条件緩和債権	2.07%	2.02%	リスク管理債権	80,276百万円	65,423百万円	総貸付残高	1,859,873百万円	1,786,435百万円
区 分	平成20年度末	平成21年度末																																																																									
リスク管理債権比率	2.97%	2.49%																																																																									
破綻先債権	0.24%	0.21%																																																																									
6か月以上延滞債権	1.10%	0.82%																																																																									
3か月以上延滞債権	0.14%	0.09%																																																																									
貸出条件緩和債権	1.49%	1.37%																																																																									
リスク管理債権	96,173百万円	78,176百万円																																																																									
総貸付残高	3,242,262百万円	3,145,216百万円																																																																									
区 分	平成20年度末	平成21年度末																																																																									
リスク管理債権比率	1.15%	0.94%																																																																									
破綻先債権	0.06%	0.00%																																																																									
6か月以上延滞債権	0.36%	0.39%																																																																									
3か月以上延滞債権	0.01%	0.04%																																																																									
貸出条件緩和債権	0.72%	0.51%																																																																									
リスク管理債権	15,896百万円	12,752百万円																																																																									
総貸付残高	1,382,388百万円	1,358,781百万円																																																																									
区 分	平成20年度末	平成21年度末																																																																									
リスク管理債権比率	4.32%	3.66%																																																																									
破綻先債権	0.36%	0.37%																																																																									
6か月以上延滞債権	1.66%	1.15%																																																																									
3か月以上延滞債権	0.23%	0.12%																																																																									
貸出条件緩和債権	2.07%	2.02%																																																																									
リスク管理債権	80,276百万円	65,423百万円																																																																									
総貸付残高	1,859,873百万円	1,786,435百万円																																																																									

評価の視点等	自己評価	B	評価項目 7	評 定	B																																										
	<p>平成21年度末のリスク管理債権は2.49%となった。</p> <p>累次のマイナス報酬改定等により、医療、介護施設を取り巻く経営環境は、引き続き厳しい状況にあり、経営体力が低下している。</p> <p>また、民間金融機関の貸出態度は、平成21年3月を底に改善への動きがみられるものの、水面下から脱出しておらず、資金繰りは予断を許さない厳しい状況にある。</p> <p>さらに、医師、看護師、介護職員の有効求人倍率の改善はみられるものの、引き続き看護師等のスタッフの確保が困難な状況にある。</p> <p>(主な施設の利益率の推移)</p> <table border="1" data-bbox="857 636 1938 829"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H15年</th> <th>H16年</th> <th>H17年</th> <th>H18年</th> <th>H19年</th> <th>H20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般病院</td> <td>2.7%</td> <td>2.5%</td> <td>1.2%</td> <td>0.8%</td> <td>0.5%</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>特養 (従来型)</td> <td>11.4%</td> <td>11.1%</td> <td>8.6%</td> <td>7.2%</td> <td>7.1%</td> <td>6.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般病院は医業利益率の推移、特養(従来型)は経常収支差額比率の推移</p> <p>この様な中、当機構は、新規に発生したリスク管理債権については、延滞の発生要因を分析し貸付関係部へ情報をフィードバックした。</p> <p>また、リスク管理債権化する前の段階で、経営状況を把握し、財務状況が厳しい貸付先及び施設開設後の立ち上り不安定な時期(開設後1年程度経過)の貸付先に対し、実地調査による状況把握や必要に応じたアドバイスを行う等、リスク管理債権化への未然防止を行った。</p> <p>さらに、資金繰り資金に支障を来した貸付先に対し、適切に対応するため、貸出条件緩和の積極的な実施を進め、特に平成21年12月に施行された「中小企業金融円滑化法」に係る措置については、迅速な対応を図れるよう、新たに専用電話やメールによる返済相談窓口を設置するなど体制の整備を行った。</p> <p>こうした柔軟な対応により経営の立て直しや福祉施設、医療施設の再生を後押しすることによって、地域の福祉施設や医療施設の維持・存続に貢献している。</p> <p>(リスク管理債権比率の推移)</p> <table border="1" data-bbox="857 1388 1938 1505"> <thead> <tr> <th>H15年</th> <th>H16年</th> <th>H17年</th> <th>H18年</th> <th>H19年</th> <th>H20年</th> <th>H21年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.50%</td> <td>1.53%</td> <td>1.23%</td> <td>1.50%</td> <td>2.02%</td> <td>2.97%</td> <td>2.49%</td> </tr> <tr> <td>(0.07%)</td> <td>(0.87%)</td> <td>(0.63%)</td> <td>(0.55%)</td> <td>(0.77%)</td> <td>(1.49%)</td> <td>(1.12%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ () 内は、うち条件緩和債権比率</p> <p>前年度末のリスク管理債権比率2.97%に対し、平成21年度末は2.49%と▲0.48%の減となった主な要因は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 年賦償還から月賦償還への誘導の効果もあり、貸付先の危険度の早期察知、早期の段階での貸付先とのヒアリング等の実施により、新規の発生案件及び3か月未満債権の増加に歯止めが掛かったこと。 2 貸出条件緩和を実施した案件については、金融検査マニュアルに沿って改善計画の実施状況を確認し、改善計画どおりに実施されているものは、監査法人の検証を経た上で、リスク管理債権から除外したこと。 	区 分	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	一般病院	2.7%	2.5%	1.2%	0.8%	0.5%	0.6%	特養 (従来型)	11.4%	11.1%	8.6%	7.2%	7.1%	6.4%	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	1.50%	1.53%	1.23%	1.50%	2.02%	2.97%	2.49%	(0.07%)	(0.87%)	(0.63%)	(0.55%)	(0.77%)	(1.49%)	(1.12%)			<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>平成21年度末におけるリスク管理債権比率は2.49%となり、前年度より比率で0.48%、金額で180億円それぞれ減少している。この主な要因としては、元金の償還方法について従来の年賦償還から月賦償還への誘導により、貸付先の経営状況の早期把握が可能になったこと。また、財務状況が厳しい貸付先等に対し、実地調査による状況把握やアドバイスによりリスク管理債権化の未然防止を行ったこと。金融検査マニュアルに沿って改善計画の実施状況を確認し、改善計画どおりに実施されているものは、監査法人の検証を経た上で、リスク管理債権から除外したことがあげられる。</p> <p>なお、医療、介護施設を取り巻く経営環境については、引き続き、厳しい状況であり、法人の経営体力が低下する中、医師、看護師・介護職員の不足の影響を受けるとともに、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等に伴う民間金融機関の貸出態度の悪化もあり、資金繰りに支障を来す施設が見受けられる。福祉医療機構においては、このような状況の中で、政策融資として求められている役割(使命)を果たすため、引き続き、貸出条件緩和や福祉医療機構の総合力を発揮した経営指導等による積極的な支援及び民間金融機関との連携強化を行うことにより、地域の福祉施設や医療施設の維持・存続を図ることを期待する。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リスク管理債権比率については、貸付先に対するきめ細かい経営指導や金融検査マニュアルに沿った自己査定の実施等により、改善してきている。機構の政策融資としての役割から見ると、目標は達成している。 ○ 医療、介護施設を取り巻く経営環境が引き続き厳しい状況であることは理解できるが、リスク管理債権比率の目標が未達成である。 <p>(その他意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構のリスク管理債権比率は、地方銀行より低い水準となっており、これ以上の数値を無理に達成することは、資金繰り資金に支障をきたした貸付先に対し、貸出条件緩和を行うなどの取組みができなくなるといった問題があり、機構の存在意義がなくなってしまう。 ○ リスク管理債権比率の数値目標が高すぎる。 	
区 分	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年																																									
一般病院	2.7%	2.5%	1.2%	0.8%	0.5%	0.6%																																									
特養 (従来型)	11.4%	11.1%	8.6%	7.2%	7.1%	6.4%																																									
H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年																																									
1.50%	1.53%	1.23%	1.50%	2.02%	2.97%	2.49%																																									
(0.07%)	(0.87%)	(0.63%)	(0.55%)	(0.77%)	(1.49%)	(1.12%)																																									

<p>【数値目標】</p> <p>① 平成24年度予算における福祉医療貸付事業の新規融資額を平成17年度における同事業の新規融資額の実績と比べて20%程度縮減する。</p> <p>② 現中期目標期間中の新規契約分について利差益が確保されるよう努める。</p> <p>③ 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均(1.56%)を上回らないように努める。</p>	<p>① 平成21年度の福祉医療貸付事業の新規融資額については、平成17年度と比べて19.6%縮減した予算(貸付契約3,237億円)を策定したところであるが、新規融資額は1,846億円となった。</p> <p>なお、平成21年度における新規融資額については、度重なる介護報酬・診療報酬の引下げや施設整備に対する補助制度の変更及び金融不安や景気後退の影響を受けて、新規の設備投資等が手控えられたことにより、予算に対して大幅に減少している。</p> <p>※ 業務実績P39【新規融資額の縮減】#37参照</p> <p>② 利益差については、貸付金利と調達金利の金利差0.044%、利差額36百万円を確保した。</p> <p>※ 業務実績P39【利差益の確保】#38参照</p> <p>③ 平成21年度末リスク管理債権は2.49%(平成20年度末対比0.48%減)となった。第1期中期期間中の比率の平均1.56%との差は、0.93%である。</p> <p>(主な要因)</p> <p>ア 累次のマイナス報酬改定等により、医療、介護施設を取り巻く経営環境は、引き続き厳しい状況にあり、経営体力が低下していること。</p> <p>イ 民間金融機関の貸出態度は、平成21年3月を底に改善への動きがみられるものの、資金繰りが厳しい状況が続いていること。</p> <p>ウ 医師、看護師、介護職員の有効求人倍率の改善はみられるものの、引き続き看護師等のスタッフの確保が困難な状況にあること。</p> <p>※ 業務実績P41【リスク管理債権比率】#43参照</p>	
<p>【評価の視点】</p> <p>○ 福祉医療貸付事業の新規融資額の縮減に関する中期目標を達成しているか。</p> <p>○ 新規貸付契約平均利率と新規調達平均利率との比較において、利差益の確保に関する中期目標を達成しているか。</p> <p>なお、貸付金利の設定において、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを控除する。</p> <p>○ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直す等事業の効率化を進めているか。</p> <p>○ 継続的に貸付先の経営情報を収集し、リスク管理債権等の傾向分析を行っているか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策優先度の高い事業に対し優遇措置を講じ、効率的な政策融資を実施した。 ※ 業務実績P39【貸付対象等の見直し】#39参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権の抑制を図るため、赤字かつ債務超過の貸付先については、個別に事業報告書により経営状態を分析した。(実施件数12件) また、大口貸付先(貸付残高上位50位)について、財務・収支の経年比較を行った。 ※ 業務実績P40【貸付先の経営状況の分析等】#40 	

<p>○ 福祉医療経営指導事業等との連携の強化により、債権悪化の未然防止に取り組んでいるか。</p> <p>○ 債権区分別に適切な管理を行っているか。</p> <p>○ 発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックし、リスク管理債権の抑制を図っているか。</p> <p>○ 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均(1.56%)を上回らないように努めているか。 なお、介護報酬及び診療報酬の大幅改定等に伴う福祉施設及び医療施設の経営環境の著しい悪化、療養病床の転換支援策による機構貸付金の償還期間の延長、貸付先からの繰上償還等により機構の貸付残高の著しい変動が生じた場合等は、その事情を考慮する。</p> <p>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務状況が厳しい貸付先20件及び融資対象の建物の完成後1年程度経過した貸付先13件について、貸付関係部と経営支援室が連携を図り、実地調査を行い、現状の状況把握とともに必要なフォローを実施した。 ※ 業務実績P40【貸付先の経営状況の分析等】#40参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 案件の内容に応じて必要な法的措置を実行の上、債権の回収を図った。 <ol style="list-style-type: none"> 訴訟提起案件(5貸付先)について、和解により、債務者及び連帯保証人等から計8,114万円を回収した。 債務者及び連帯保証人に対する訴訟提起5件(緊急融資1件)実施した。 競売案件(3貸付先)について、1億5,247万円を回収した。 民事再生法案件(2貸付先5資金)について、全額元金保全の別除権協定締結により再生計画に協力し、併せて機構融資分の保全を図った。 ※ 業務実績P40【債権区分別の適切な管理】#42参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉医療貸付事業におけるリスク管理債権については、リスク管理債権の動向を毎月役員等幹部に報告するとともに、発生要因を分析し、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権の抑制に努めた。 ※ 業務実績P40【債権悪化の未然防止】#41参照 <p>[実績：×]</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記【数値目標③】のとおりとなり、中期計画の目標を達成できなかった。 ※ 業務実績P41【リスク管理債権比率】#43参照 <p>[実績：○]</p> <p>資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P3「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：○]</p> <p>資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P3「保有資産の管理・運用等」参照</p>	
---	--	--

<p>■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>【実績：○】 資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P3「保有資産の管理・運用等」参照</p>	
--	--	--

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績												
<p>4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p>												
<p>(1) 集団経営指導（セミナー）については、施設の健全経営のために必要な情報を広く施設経営者等に提供すること。</p>	<p>(1) セミナー実施日の平均10週間前までに開催内容の告知を行う等、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、中期目標期間における延べ受講者数を12,600人以上とする。</p> <p>(2) 開設施設の経営改善手法について良質で実践的な事例を提供するなどカリキュラムを工夫し、中期目標期間中の受講者に対するアンケート調査における満足度指標を平均65ポイント以上とする。</p>	<p>(1) セミナー実施日の平均10週間前までに開催内容の告知を行う等、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、平成21年度における延べ受講者数を2,520人以上とする。</p> <p>(2) 開設施設の経営改善手法について良質で実践的な事例を提供するなどカリキュラムを工夫し、平成21年度の受講者に対するアンケート調査における満足度指標を平均65ポイント以上とする。</p>	<p>【集団経営指導（セミナー）の開催実績】#44 ○ 平成21年度においては、セミナーを17回開催し、積極的なPR活動の実施や顧客の要望に沿ったカリキュラムの改編等を実施した結果、セミナーの延べ受講者数等の数値目標については、次のとおり計画を上回る実績となり、施設の健全経営に必要な情報を広く施設経営者に提供した。</p> <table border="1" data-bbox="1843 947 2873 1108"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>21年度計画</th> <th>21年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催内容の告知</td> <td>平均10週間（70日）前</td> <td>平均70.0日前</td> </tr> <tr> <td>延べ受講者数</td> <td>2,520人以上</td> <td>3,421人</td> </tr> <tr> <td>満足度指標</td> <td>平均65ポイント以上</td> <td>平均74.7ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <p>【カリキュラムの改編】 ○ 平成20年度の受講者アンケートの結果、社会福祉施設・医療施設を運営する現場の実践者による、経営戦略、経営課題及び経営改善事例等、実践的な事例を提供する講義の要望が多かったことから、顧客ニーズに即したカリキュラムに変更した。 また、特別養護老人ホーム経営セミナーにおいては、介護職員処遇改善交付金制度の創設を踏まえ、特集「経営の持続可能性を高めるための未来への人財投資」を設けるなどの取組を行った。</p> <p>○ セミナーの業務運営に当たっては、講義の冒頭にテーマ設定の趣旨を説明した上で講義を進める等、受講者への理解を深めるための工夫を図った。</p> <p style="text-align: right;"><<添付資料：17、18>></p>	項目	21年度計画	21年度実績	開催内容の告知	平均10週間（70日）前	平均70.0日前	延べ受講者数	2,520人以上	3,421人	満足度指標	平均65ポイント以上	平均74.7ポイント
項目	21年度計画	21年度実績													
開催内容の告知	平均10週間（70日）前	平均70.0日前													
延べ受講者数	2,520人以上	3,421人													
満足度指標	平均65ポイント以上	平均74.7ポイント													
<p>(2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握し、健全な施設経営を行うことができるように、診断メニューの多様化を図り、個別経営診断の普及に努めること。特に、実地調査を伴う個別経営診断の強化を図り、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対する経営支援に努めること。</p>	<p>(3) 顧客ニーズに対応して、経営指標の策定・診断手法の確立等の年次計画に基づき、法人全体を対象とした経営診断の創設、経営診断対象施設の追加等を段階的に実施する。</p>	<p>(3) 年次計画に基づき、平成20年度から簡易経営診断を開始した老人デイサービスセンターについて、今後経営分析診断等に展開していくため、昨年度の診断先に対してのフォローアップ調査を行い、分析診断における経営診断の着眼点の検討や経営指標の妥当性の検証などを行う。</p>	<p>【個別経営診断メニューの多様化】#45 ○ 老人デイサービスセンターについては、平成20年度の事業報告に基づき、更なるデータ収集を行い、経営指標案を作成し、顧客からの意見聴取を行った。その結果、特別養護老人ホームとの併設が一般的な老人デイサービスについては、特別養護老人ホームに係る診断と一体的に実施することが妥当であるとの方向性を得た。</p>												

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																
	<p>(4) 個別経営診断については、中期目標期間中に延べ1,400件以上の診断を実施する。また、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援を図る経営改善支援事業に重点化し、漸次、当該経営診断件数の増加に努める。</p>	<p>(4) 個別経営診断については、平成21年度に延べ280件以上の診断を実施する。</p> <p>経営改善支援の手法を開発するため、実地調査を伴う経営診断の実施を通じて、具体的な経営管理の実情を把握する。</p>	<p>【個別経営診断の実績】#46</p> <p>○ 平成21年度の実績は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1834 342 2881 499"> <thead> <tr> <th>診断種別</th> <th>全体</th> <th>うち福祉</th> <th>うち医療</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実地・経営分析診断</td> <td>27件</td> <td>9件</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td>簡易経営診断</td> <td>1,246件</td> <td>1,170件</td> <td>76件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,273件</td> <td>1,179件</td> <td>94件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記の経営分析診断には東京都からの受託(2件)、簡易経営診断には東京都等からの受託(935件)を含む。</p> <p>《添付資料：19》</p> <p>○ 平成21年度に経営診断を受けた事業者に対するアンケート調査において、アンケートを回収した診断先のうち71.1%から満足※しているとの回答を得ている。 ※満足37.8%、やや満足33.3%</p> <p>《添付資料：20》</p> <p>【経営改善支援事業への重点化】#47</p> <p>○ 過去5年における実地調査先等(13法人)に対するフォローアップを行い、顧客ニーズ等について調査し、経営診断項目のウエイト付け等について見直しを行った。</p>	診断種別	全体	うち福祉	うち医療	実地・経営分析診断	27件	9件	18件	簡易経営診断	1,246件	1,170件	76件	合計	1,273件	1,179件	94件
診断種別	全体	うち福祉	うち医療																
実地・経営分析診断	27件	9件	18件																
簡易経営診断	1,246件	1,170件	76件																
合計	1,273件	1,179件	94件																
<p>(3) 社会福祉や医療の制度変更、経営環境の変化等による経営者のニーズを的確に把握し、施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努めること。</p>	<p>(5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。</p> <p>(6) 施設経営者等が経営状況を客観的に把握できるように、年次計画に基づき、経営指標の対象施設の拡大を段階的に図る。</p> <p>(7) 安定的かつ効率的な法人運営に寄与するため、財務面や収支面等の経営指標の組み合わせによる、法人全体の格</p>	<p>(5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。</p> <p>(6) 年次計画に基づき、平成20年度から情報収集等を開始した以下の対象に関し、収集したデータの分析と実地調査などを行い、経営指標の検証・見直しを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所 ○ 認知症高齢者グループホーム <p>また、以下の対象について経営指標の策定を目指した情報の収集を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者自立支援法に係る事業 <p>(7) 平成20年度に調査・研究を行った法人全体の定量的な指標候補について、決算データ等によって、指標の妥</p>	<p>【個別経営診断の事務処理期間短縮】#48</p> <p>○ 経営分析診断の平均処理期間は35.8日となった。</p> <p>【経営指標の対象施設の拡大】#49</p> <p>○ 経営指標対象施設の拡大を図るため、事業報告書に併せて提出を求める施設状況票の施設類型及び様式の見直しを実施した。</p> <p>○ 保育所については、分析項目の整理を行い、経営指標を試作した。また、同経営指標の検証を行うため、「保育所経営セミナー」受講者を対象にモニター募集を行うとともに、同モニターに対するアンケート調査の準備を行った。</p> <p>○ 認知症高齢者グループホームについては、決算データに基づき指標策定のための基礎データの整理を行った。</p> <p>○ 障害者自立支援法に係る事業については、新法移行に伴い事業の類型化がいまだ途上にあることが確認されたことから、今後の法改正等の動向を踏まえた上で、改めて検討を行うこととした。</p> <p>《添付資料：21》</p> <p>【法人全体の格付の検討】#50</p> <p>○ 医療施設について、前年度に引き続き、決算データを用いて法人の財務状況の分析を試みるとともに、抽出した33法人に対して実地調査を行い、今後の検討に向けた</p>																

中 期 目 標	中 期 計 画	2 1 年 度 計 画	2 1 年 度 業 務 実 績												
	付についての研究及び導入を図る。	当性を検討する。併せて、定性的な情報の視点について検討する。	情報の収集を行った。												
	(8) 施設の経営実態及び経営改善事例や経営統合・分離手法等について年次計画に基づき調査研究を行い、施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供する。	(8) 平成20年度に実施したものを含む機構の調査・研究の成果について、セミナー等において広く情報提供を開始する。	【施設経営者等に対する情報提供】 #51 ○ 「高齢者施設の建設費及び借入金に関する一考察」の施設開設セミナーでのデータ提示、経営分析指標を軸にした各種経営セミナーでの詳細解説など、機構独自の「経営情報」を広く提供した。 また、WAM NETを活用し「WAMNETコラム」を立上げ、行政資料の掲載のみではなく、機構としての解説などの掲載を始めた（平成21年度3回掲載）。												
(4) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から自己収入の拡大に努めること。	(9) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、中期目標期間中において実費相当額を上回る自己収入を確保する。	(9) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、実費相当経費を上回る自己収入を確保する。	【各業務における収支相償】 #52 ○ 以下のとおり、業務実施に係る実費相当額を上回る収入を確保した。 <table border="1" data-bbox="1834 758 2881 877"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>収 入</th> <th>費 用</th> <th>差 引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集団経営指導</td> <td>32,306千円</td> <td>30,038千円</td> <td>2,268千円</td> </tr> <tr> <td>個別経営診断</td> <td>12,746千円</td> <td>4,063千円</td> <td>8,682千円</td> </tr> </tbody> </table> ※費用は、会場借料、謝金、旅費、印刷製本費、運搬費等の事業の直接経費である。	区 分	収 入	費 用	差 引	集団経営指導	32,306千円	30,038千円	2,268千円	個別経営診断	12,746千円	4,063千円	8,682千円
区 分	収 入	費 用	差 引												
集団経営指導	32,306千円	30,038千円	2,268千円												
個別経営診断	12,746千円	4,063千円	8,682千円												

評価の視点等	自己評価	A	評価項目 8	評 定	A																																										
	<p>集団経営指導（セミナー）については、平成20年度に実施した受講者アンケート調査結果に基づき、社会福祉施設や医療施設の経営者による経営戦略、経営課題及び経営改善事例等の実践的な事例をカリキュラムに多く取り入れた結果、延べ受講者数は3,421人（前年度2,952人）と中期計画の目標値（2,520人）を上回る実績をあげ、民間の社会福祉及び医療施設の経営者に対し、健全で安定した経営に向けての有益な情報を提供することができた。</p> <p>個別経営診断については、効果的なPR活動等の実施及び東京都からの受託業務を受けた結果、診断件数は1,273件（前年度1,142件）となり、年度計画の目標値（280件）を上回る実績をあげ、施設の健全経営を支援した。</p> <p>また、経営改善支援の手法を開発するため、過去の実地調査先及び経営分析診断先等（13法人）に対するフォローアップを行い、顧客ニーズ等について調査し、この調査結果に基づき実地調査を伴う経営診断の内容の見直しについて検討するなど、経営改善支援の手法の調査・研究を行った。さらに、集団経営指導及び個別経営診断の各業務における収支相償については、実費相当額を上回る自己収入を確保することができた。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>集団経営指導（セミナー）については、延べ受講者数は3,421人となり、中期計画の目標値2,520人を上回る実績をあげ、民間の社会福祉施設及び医療施設の経営者に対し、健全で安定した経営に向けての有益な情報を提供している。</p> <p>個別経営診断については、診断件数は1,273件となり、年度計画の目標値280件を上回る実績をあげ、施設の健全経営を支援している。</p> <p>集団経営指導及び個別経営診断の各業務における収支相償については、実費相当額を上回る自己収入を確保している。</p> <p>以上のように、民間の社会福祉施設及び医療施設の経営者に対し有益な情報の提供や経営状況の的確な診断を実施しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p>																																											
<p>【数値目標】</p> <p>① 集団経営指導については、次の数値目標を達成する。</p> <table border="1" data-bbox="172 972 756 1241"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>21年度計画</th> <th>中期計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催告知</td> <td>平均10週間前</td> <td>平均10週間前</td> </tr> <tr> <td>延べ受講者数</td> <td>2,520人以上</td> <td>12,600人以上</td> </tr> <tr> <td>満足度指数※</td> <td>平均65ポイント以上</td> <td>平均65ポイント以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ セミナー受講者に対して、意見・感想等を聴取するアンケート調査を実施した結果の集計により算出</p> <p>② 個別経営指導については、次の数値目標を達成する。</p> <table border="1" data-bbox="172 1577 756 1770"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>21年度計画</th> <th>中期計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ診断件数</td> <td>280件以上</td> <td>1,400件以上</td> </tr> <tr> <td>平均処理期間</td> <td>50日以内</td> <td>50日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 個別経営診断を利用した施設経営者に対してアンケート調査を実施し、70%以上の</p>	項目	21年度計画	中期計画	開催告知	平均10週間前	平均10週間前	延べ受講者数	2,520人以上	12,600人以上	満足度指数※	平均65ポイント以上	平均65ポイント以上	項目	21年度計画	中期計画	延べ診断件数	280件以上	1,400件以上	平均処理期間	50日以内	50日以内	<p>① 平成21年度においては、セミナーを17回開催し、積極的なPR活動や顧客の要望に沿ってサービス現場での実践情報についての講義割合を増加させる等のカリキュラムの改編を実施することにより、セミナーの延べ受講者数等の平成21年度計画の数値目標を上回り、施設の健全経営に必要な情報を広く施設経営者に提供することができた。</p> <table border="1" data-bbox="842 1050 1961 1241"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>21年度計画</th> <th>21年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催告知</td> <td>平均10週間（70日）前</td> <td>平均70.0日前</td> </tr> <tr> <td>延べ受講者数</td> <td>2,520人以上</td> <td>3,421人</td> </tr> <tr> <td>満足度指標</td> <td>平均65ポイント以上</td> <td>74.7ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔PR活動〕 関係誌への情報掲載の強化、機構の融資説明会でのPR</p> <p>〔カリキュラムの改編〕 実務者向け要素の強化（施設開設・経営実務セミナー）、ディスカッション（特養セミナー）、現場実践者による講義割合増加（精神科セミナーほか）等</p> <p>※ 業務実績P46【集団経営指導（セミナー）の開催実績】#44参照</p> <p>② 積極的なPR活動や申込書記載内容の工夫などを行い、延べ診断件数及び平均処理期間の21年度計画の数値目標を上回った。</p> <table border="1" data-bbox="842 1577 1961 1770"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>21年度計画</th> <th>21年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ診断件数</td> <td>280件以上</td> <td>1,273件</td> </tr> <tr> <td>平均処理期間</td> <td>50日以内</td> <td>35.8日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 業務実績P47【個別経営診断の実績】#46参照</p> <p>③ 平成21年度中に当該数値目標が設定されたため、平成21年度に経営診断を受けた事業者に対するアンケート調査においては、質問項目上「全体的な満足度」をもって把握に努め</p>	項目	21年度計画	21年度実績	開催告知	平均10週間（70日）前	平均70.0日前	延べ受講者数	2,520人以上	3,421人	満足度指標	平均65ポイント以上	74.7ポイント	項目	21年度計画	21年度実績	延べ診断件数	280件以上	1,273件	平均処理期間	50日以内	35.8日			<p>（各委員の評定理由）</p> <p>○ 集団経営指導及び個別経営診断において、すべての数値目標を上回る実績をあげている。</p> <p>○ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務における収支相償については、実費相当額を上回る自己収入を確保している。</p> <p>○ 経営診断を受けた事業者に対するアンケート調査結果での満足度は高い。</p>	
項目	21年度計画	中期計画																																													
開催告知	平均10週間前	平均10週間前																																													
延べ受講者数	2,520人以上	12,600人以上																																													
満足度指数※	平均65ポイント以上	平均65ポイント以上																																													
項目	21年度計画	中期計画																																													
延べ診断件数	280件以上	1,400件以上																																													
平均処理期間	50日以内	50日以内																																													
項目	21年度計画	21年度実績																																													
開催告知	平均10週間（70日）前	平均70.0日前																																													
延べ受講者数	2,520人以上	3,421人																																													
満足度指標	平均65ポイント以上	74.7ポイント																																													
項目	21年度計画	21年度実績																																													
延べ診断件数	280件以上	1,273件																																													
平均処理期間	50日以内	35.8日																																													

<p>施設経営者から、診断結果が施設経営の改善等の計画を策定する上で役立ったとの回答を確保する。</p> <p>④ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、中期目標期間中、実費相当額を上回る自己収入を確保する。</p>	<p>たが、「満足」及び「やや満足」との回答が71.1%であったことから、経営に役立っていると考える。</p> <p>※ 業務実績P47【個別経営診断の実績】#46参照</p> <p>④ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図り、次のとおり実費相当額を上回る自己収入を確保した。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="834 449 1961 569"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>収 入</th> <th>費 用</th> <th>差 引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集団経営指導</td> <td>32,306</td> <td>30,038</td> <td>2,268</td> </tr> <tr> <td>個別経営診断</td> <td>12,746</td> <td>4,063</td> <td>8,682</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 業務実績P48【各業務における収支相償】#52参照</p>	区 分	収 入	費 用	差 引	集団経営指導	32,306	30,038	2,268	個別経営診断	12,746	4,063	8,682	
区 分	収 入	費 用	差 引											
集団経営指導	32,306	30,038	2,268											
個別経営診断	12,746	4,063	8,682											
<p>[評価の視点]</p> <p>○ セミナーの開催告知について、中期計画に定められた期間内に行うなど、受講希望者の機会確保とPRに努めたか。</p> <p>○ セミナーの受講者数について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ カリキュラムの工夫により、受講者へのアンケート調査における満足度指標が中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 法人全体を対象とした経営診断の創設、経営診断対象施設の追加等の診断メニューの多様化を段階的に実施し、個別経営診断の普及に努めているか。</p> <p>○ 個別経営診断について、延べ診断件数が中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 個別経営診断を利用した施設経営者に対してアンケート調査を実施し、70%以上の施設経営者から、診断結果が施設経営の改善等の計画を策定する上で役立ったとの回答が得られているか。</p> <p>○ 経営改善支援事業に重点化を図り、問題点の解決に重点を置いた診断・支援を適切に実施し、健全な施設経営の支援に努めているか。</p> <p>○ 申込書受理日から報告書提示までの所要</p>	<p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 老人デイサービスについて引き続きデータ収集を行い、経営指標案を作成し、顧客からの意見聴取を行った結果、特養との併設が一般的なデイサービスについては、今後は特養に係る診断と一体的に診断することが妥当との方向性を得た。 ※ 業務実績P44【個別経営診断メニューの多様化】#45参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記【数値目標③】のとおり達成した。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去5年における実地調査先等(13法人)に対するフォローアップを行い、顧客ニーズ等について調査し、経営診断の項目のウエイト付け等について見直しを行った。 ※ 業務実績P47【経営改善支援手法開発の取り組み】#47参照 <p>[実績：○]</p>													

<p>期間が中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 経営指標の対象施設の拡大を段階的に図っているか。</p> <p>○ 財務面や収支面等の経営指標の組み合わせによる、法人全体の格付についての研究及び導入を図っているか。</p> <p>○ 施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供しているか。</p> <p>○ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図り、中期目標期間中に実費相当額を上回る自己収入を確保しているか。</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査票の施設追加及び様式見直しにより、経営指標対象施設の拡大のための準備を進めた。 ・ 保育所については、分析項目の整理を行い、経営指標を試作した。また、同経営指標の検証を行うため、「保育所経営セミナー」受講者を対象にモニター募集を行うとともに、同モニターに対するアンケート調査の準備を行った。 ・ 認知症高齢者グループホームについては、決算データに基づき指標策定のための基礎データの整理を行った。 ・ 障害者自立支援法に係る事業については、新法移行に伴い事業の類型化がまだ途上にあることが確認されたことから、今後の法改正等の動向を踏まえた上で、改めて検討を行うこととした。 ※ 業務実績P47【経営指標の対象施設の拡大】#49参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療施設について、前年度に引き続き、決算データを用いて法人の財務状況の分析を試みるとともに、抽出した33法人に対して実地調査を行い、今後の検討に向けた情報の収集を行った。 ※ 業務実績P47【法人全体の格付の調査・研究】#50参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「高齢者施設の建設費及び借入金に関する一考察」の施設開設セミナーでのデータ提示、経営分析指標を軸にした各種経営セミナーでの詳細解説など、機構独自の「経営情報」を広く提供した。 また、WAMNETを活用し「WAMNETコラム」を立上げ、行政資料の掲載のみではなく、機構としての解説などの掲載を始めた（平成21年度3回掲載）。 ※ 業務実績P48【施設経営者等に対する情報提供】#51参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標④】のとおり実費相当額を上回る自己収入を確保した。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援している。 なお、当該事業においては、利用者アンケート等を実施しており、同調査結果に基づき、サービスの見直しを行い、利用者サービスの向上を図っている。 	
--	--	--

中 期 目 標	中 期 計 画	2 1 年 度 計 画	2 1 年 度 業 務 実 績
---------	---------	-------------	-----------------

<p>5 長寿・子育て・障害者基金事業（透明で公正な助成の実施） 長寿・子育て・障害者基金事業については、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針の下で、効果的に資金助成を行うことにより、多様な福祉ニーズに対応できる社会環境の醸成に努めること。</p>	<p>5 長寿・子育て・障害者基金事業（透明で公正な助成の実施） 長寿・子育て・障害者基金事業については、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針の下で、効果的に資金助成を行うことにより、多様な福祉ニーズに対応できる社会環境の醸成に努める。</p>	<p>5 長寿・子育て・障害者基金事業（透明で公正な助成の実施） 長寿・子育て・障害者基金事業については、公平性・透明性を確保し、幅広く国民のニーズに応える観点から、外部有識者からなる基金事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において、審査方法や採択基準の見直し、機構の主体性のさらなる発揮など、今後の基金事業の方向性、課題について、具体的な改善策を議論してきたことを踏まえ、平成21年度から、助成区分や助成テーマ、NPO等のニーズに対する柔軟な助成の対応、NPO等を育成する観点での対象経費など、地域の民間福祉活動を支援していくため、基金事業のあり方を抜本的に見直す。また、特に今日的なニーズや課題に対応した事業に対し積極的な支援に取り組んでいくこととする。</p>	<p>5 長寿・子育て・障害者基金事業（透明で公正な助成の実施） 長寿・子育て・障害者基金事業については、公平性・透明性を確保し、幅広く国民のニーズに応える観点から、外部有識者からなる基金事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において、審査方法や採択基準の見直し、機構の主体性のさらなる発揮など、今後の基金事業の方向性、課題について、具体的な改善策を議論してきたことを踏まえ、平成22事業年度分助成事業の募集において、助成区分や助成テーマ、NPO等を育成する観点での対象経費など、地域の民間福祉活動を支援していくため、基金事業のあり方を抜本的に見直した。 また、平成21年度中には、NPO等のニーズに対して柔軟に対応するため、「特別助成」を実施するほか、今日的なニーズや課題に対応した事業に対する積極的な支援に取り組んだ。 なお、長寿・子育て・障害者基金については、平成21年11月の行政刷新会議における事業仕分けにおいて、基金を全額国庫に返納し、必要な事業は、毎年度予算措置とされたことを踏まえ、平成22年度から新たに社会福祉振興助成費補助金が創設されることとなった。これにより、平成22事業年度分助成事業については、新たな助成制度における助成対象事業、重点助成分野及び選定方針等を策定した上で、審査・採択を行うこととしたが、平成21年9月から10月にかけて既に平成22事業年度分の助成金交付要望を受け付けていた団体に対しては、その後の助成事業の審査・採択に不利益が生じないように、国と協議の上、新たな助成制度である社会福祉振興助成費補助金の助成要望があったものとみなして取り扱うこととした。</p>												
<p>(1) 長寿・子育て・障害者基金の助成事業（以下「基金助成事業」という。）の募集に当たっては、毎年度、助成方針を定め公表すること。その際、制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民ニーズに即して、毎年度、各基金ごとに、同事業の目的にふさわしい重点助成分野を国と協議のうえ設定し、助成方針に明記すること。</p>	<p>(1) 長寿・子育て・障害者基金の助成事業（以下「基金助成事業」という。）の募集に当たっては、毎年度、外部有識者からなる基金事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において、前年度に実施した事後評価結果等を踏まえ、助成方針を定め、募集要領等に明記する。 その際、毎年度、各基金ごとに設定した重点助成分野についても、併せて募集要領等に明記する。</p>	<p>(1) 長寿・子育て・障害者基金の助成事業（以下「基金助成事業」という。）の募集に当たっては、助成区分や助成テーマ、NPO等のニーズに対する柔軟な助成の対応、NPO等を育成する観点での対象経費など、地域の民間福祉活動を支援していくため、基金事業のあり方を抜本的に見直し、平成22事業年度の募集要領等に明記する。 ① 重点助成分野については、NPO等が実施する地域での今日的なニーズや課題に対応した事業に対し、機構が積極的に支援するテーマを設定し、重点助成分野に位置づけるとともに、募集要領等に明記する。</p>	<p>【募集要領等の策定】#53 ○ 平成22事業年度分助成事業の募集について、以下の改正を行い、募集要領に明記した。 a 助成区分の名称変更</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">旧名称</th> <th style="text-align: center;">新名称</th> <th style="text-align: center;">対 象 事 業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一般分助成</td> <td style="text-align: center;">政策関連助成</td> <td style="text-align: center;">全国的な効果を期待して実施する事業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特別分助成</td> <td style="text-align: center;">先駆的活動助成</td> <td style="text-align: center;">地域における独創的・先駆的事業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地方分助成</td> <td style="text-align: center;">地域活動助成</td> <td style="text-align: center;">地域の実情に即したきめ細かな事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>b 重点助成分野の見直し 重点助成分野については、諸々の政策課題や多様化する国民ニーズに即して助成すべきテーマを整理するとともに、厚生労働省と協議の上、審査・評価委員会において、優先的に助成すべき8つの重点助成分野を設定した。 c 助成対象経費の見直し 助成事業の円滑な実施、NPO活動の継続性などを支援する観点から、NPO等に対する助成対象経費のうち、謝金の助成対象範囲を見直した。 d 地域活動助成にかかるモデル事業の一部を見直した。 ・父親の子育て活動支援促進事業（見直し） ・団塊世代等による孤立した高齢者への支援事業（継続） e 複数年助成の条件改善 先駆的活動助成における対象要件を見直し、「法人設立後、2年以上の活動実績」の要件を廃止した。</p>	旧名称	新名称	対 象 事 業	一般分助成	政策関連助成	全国的な効果を期待して実施する事業	特別分助成	先駆的活動助成	地域における独創的・先駆的事業	地方分助成	地域活動助成	地域の実情に即したきめ細かな事業
旧名称	新名称	対 象 事 業													
一般分助成	政策関連助成	全国的な効果を期待して実施する事業													
特別分助成	先駆的活動助成	地域における独創的・先駆的事業													
地方分助成	地域活動助成	地域の実情に即したきめ細かな事業													

≪添付資料：23, 24≫

中 期 目 標	中 期 計 画	2 1 年 度 計 画	2 1 年 度 業 務 実 績																																																
<p>また、幅広く助成配分する観点から、重点助成分野の見直しを行う等、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。</p>	<p>また、基金で幅広く助成配分する観点から、必要性や効果を十分考慮し、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努める。</p>	<p>② 幅広く助成配分する観点から、必要性や効果を十分考慮し、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避について、引き続き取り組む。</p>	<p>【特別助成の実施】#54 ○ 平成21事業年度分助成事業については、従前の公募期間（前年の9月～10月）とは別に、助成金の要望時期により柔軟にえられるよう、「特別助成」を募集し、採択した。 [公募期間] 6月1日～6月30日 [要望・採択状況]</p> <table border="1" data-bbox="1816 493 2873 1008"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">要 望</th> <th colspan="2">採 択</th> <th colspan="2">採 択 率</th> </tr> <tr> <th>事業数 (件)</th> <th>金 額 (百万円)</th> <th>事業数 (件)</th> <th>金 額 (百万円)</th> <th>事業数 (%)</th> <th>金 額 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長寿社会福祉基金</td> <td>60</td> <td>227</td> <td>5</td> <td>22</td> <td>8.3</td> <td>9.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者・障害者福祉基金</td> <td>92</td> <td>343</td> <td>12</td> <td>63</td> <td>13.0</td> <td>18.5</td> </tr> <tr> <td>子育て支援基金</td> <td>90</td> <td>292</td> <td>13</td> <td>40</td> <td>14.4</td> <td>13.9</td> </tr> <tr> <td>障害者スポーツ支援基金</td> <td>18</td> <td>81</td> <td>4</td> <td>30</td> <td>22.2</td> <td>37.4</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>260</td> <td>943</td> <td>34</td> <td>157</td> <td>13.1</td> <td>16.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>【重点助成分野の周知・採択】#55 ○ 平成22事業年度分助成事業の募集に当たり、募集要領に8つの「重点助成分野」を設定、明記し、機構ホームページへの掲載、ダイレクトメールの送付による周知を図るとともに、都道府県・指定都市社会福祉協議会を対象とした事務説明会を開催するなど、幅広く周知した。（62社会福祉協議会が出席） また、平成22年度から新たに社会福祉振興助成費補助金が創設されることとなったことから、従前の重点助成分野の見直しを図り、4つの重点助成分野を設定した。</p> <p>【助成事業の固定化回避】#56 ○ 平成19年12月24日に閣議決定された独立行政法人整理合理化計画の中で「講ずべき措置」とされた「助成事業の選定に当たっての固定化回避」については、募集要領の段階から、固定化回避の取組みに関して明記するとともに、審査要領に固定化回避に係る具体的な審査方法を定め、幅広い助成配分に努めた。</p>	区 分	要 望		採 択		採 択 率		事業数 (件)	金 額 (百万円)	事業数 (件)	金 額 (百万円)	事業数 (%)	金 額 (%)	長寿社会福祉基金	60	227	5	22	8.3	9.9	高齢者・障害者福祉基金	92	343	12	63	13.0	18.5	子育て支援基金	90	292	13	40	14.4	13.9	障害者スポーツ支援基金	18	81	4	30	22.2	37.4	合 計	260	943	34	157	13.1	16.6
区 分	要 望		採 択		採 択 率																																														
	事業数 (件)	金 額 (百万円)	事業数 (件)	金 額 (百万円)	事業数 (%)	金 額 (%)																																													
長寿社会福祉基金	60	227	5	22	8.3	9.9																																													
高齢者・障害者福祉基金	92	343	12	63	13.0	18.5																																													
子育て支援基金	90	292	13	40	14.4	13.9																																													
障害者スポーツ支援基金	18	81	4	30	22.2	37.4																																													
合 計	260	943	34	157	13.1	16.6																																													

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																																									
<p>(2) 基金助成事業の選定については、毎年度、選定方針を定め、外部有識者からなる委員会において公正に選定を行うなど、客観性及び透明性の確保を図ること。</p>	<p>(2) 基金助成事業の選定に当たっては、毎年度、審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行う。</p> <p>この際、以下の方針を助成方針に明記し、当方針に基づき審査・採択を行う。</p> <p>なお、地域の実情に即したきめ細かな事業の推薦に均一性を確保するため、毎年、事務説明会を開くほか、必要に応じて事務指導を行う。</p> <p>・ 地域における独創的・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、事業継続の能力及び意向を重視した審査、選定を行い、事後評価において、中期目標期間内に、特別な場合を除き、平均して85%以上の事業が助成終了後も継続されること。</p>	<p>(2) 平成22事業年度の基金助成事業の選定に当たっては、審査・評価委員会において、平成20事業年度分の事業評価の成果等を踏まえ、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行うものとする。</p> <p>① 都道府県社会福祉協議会等から推薦を要する事業については、その推薦の均一性を確保するため、都道府県社会福祉協議会等を対象とした事務説明会を開くほか、必要に応じて事務指導を行うものとする。</p> <p>② 地域における独創的・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、事業継続能力及び意向を重視した審査、選定を行い事後評価において、中期目標期間内に、特別な場合を除き、平均して85%以上の事業が助成事業終了後も継続されるよう事業を選定するものとする。</p>	<p>【助成事業の審査・採択】#57</p> <p>○ 平成22事業年度分助成事業の審査に当たっては、平成22年度から新たに社会福祉振興助成費補助金が創設されることを念頭に適正に実施した。</p> <p>その中で、選定方針の策定に当たっては、事後評価の中間取りまとめの内容を反映し、必要な改善を行うとともに、審査要領に固定化回避に係る具体的な審査方法を定めた上で審査を行い、平成22年3月の審査・評価委員会において、907事業の採択案の承認を受けた。</p> <table border="1" data-bbox="1816 531 2881 961"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">要望</th> <th colspan="2">採択</th> <th colspan="2">採択率</th> </tr> <tr> <th>事業数 (件)</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>事業数 (件)</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>事業数 (%)</th> <th>金額 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>先進的・独創的 活動支援事業</td> <td>719</td> <td>4,818</td> <td>223</td> <td>1,365</td> <td>31.0</td> <td>28.3</td> </tr> <tr> <td>地域活動支援事業</td> <td>1,072</td> <td>1,774</td> <td>599</td> <td>962</td> <td>55.9</td> <td>54.2</td> </tr> <tr> <td>障害者スポーツ 支援事業</td> <td>147</td> <td>579</td> <td>85</td> <td>341</td> <td>57.8</td> <td>58.9</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,938</td> <td>7,171</td> <td>907</td> <td>2,668</td> <td>46.8</td> <td>37.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 先進的・独創的活動支援事業…社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は全国若しくは広域的な普及等を念頭に施策等を補完若しくは充実させる事業 地域活動支援事業…社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業 障害者スポーツ支援事業…障害者スポーツを通じ障害者の社会参加を促進する事業</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：25〉</p> <p>【事務説明会等の実施】#58</p> <p>○ 地域活動助成の取扱いについて、窓口となる都道府県・指定都市社会福祉協議会を対象とした事務説明会を開催（平成21年8月20日）するとともに、都道府県・指定都市社会福祉協議会（6都県市）が主催する助成事業募集の説明会に機構職員を派遣し、基金助成事業の説明や個別相談に応えるなどの対応及び連携を図った。</p> <p>○ 前年度に実施した事後評価において特に評価の高かった事業等を紹介する事業報告会の開催に合わせて、民間福祉団体の個別相談に応じるとともに、助成事業の適正な執行に資するため、事業報告会を開催した4県の社会福祉協議会において、当該地域の助成先団体を対象に事務指導を実施した。</p> <p>【助成事業の継続状況の調査】#59</p> <p>○ 平成19事業年度分助成事業に関して助成事業完了後も引き続き事業を継続しているかについて、平成21年7月にフォローアップ調査を実施した。その結果、以下のとおり、助成事業完了後も多くの事業が継続して実施されており、助成が事業の立上げや新しい展開等を支援していることが確認できた。なお、当調査結果については、平成21年12月の審査・評価委員会評価部会（以下「評価部会」という。）へ報告の上、機構ホームページにより公表した。</p>	区分	要望		採択		採択率		事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (%)	金額 (%)	先進的・独創的 活動支援事業	719	4,818	223	1,365	31.0	28.3	地域活動支援事業	1,072	1,774	599	962	55.9	54.2	障害者スポーツ 支援事業	147	579	85	341	57.8	58.9	合計	1,938	7,171	907	2,668	46.8	37.2
区分	要望		採択		採択率																																							
	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (%)	金額 (%)																																						
先進的・独創的 活動支援事業	719	4,818	223	1,365	31.0	28.3																																						
地域活動支援事業	1,072	1,774	599	962	55.9	54.2																																						
障害者スポーツ 支援事業	147	579	85	341	57.8	58.9																																						
合計	1,938	7,171	907	2,668	46.8	37.2																																						

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																																							
	<ul style="list-style-type: none"> 全国的な効果を期待して実施する事業については、より一層厳格な審査を行うとともに、地域における独自の・先駆的事业及び地域の实情に即したきめ細かな事業について、優先的な採択を行うことにより、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が独自の・先駆的事业等であること。 	<p>る。</p> <p>③ 地域における独自の・先駆的事业及び地域の实情に即したきめ細かな事業について、優先的な採択を行うことにより、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が独自の・先駆的事业等であるものとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">助成事業の種類</th> <th rowspan="2">助成事業 (a)</th> <th rowspan="2">継続事業 (b)</th> <th colspan="2">継続率</th> </tr> <tr> <th>(b/a)</th> <th>[参考] 前年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧特別分助成 (地域における独自の・先駆的事业を対象)</td> <td>94事業</td> <td>92事業</td> <td>97.9%</td> <td>91.1%</td> </tr> <tr> <td>旧地方分助成 (地域の实情に即したきめ細かな事業を対象)</td> <td>731事業</td> <td>693事業</td> <td>94.8%</td> <td>92.9%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>825事業</td> <td>785事業</td> <td>95.2%</td> <td>92.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【独自の・先駆的事业等への助成】#60 ○ 平成22事業年度分採択事業を旧助成区分で再集計すると、独自の・先駆的事业等の占める割合は、全助成件数のうち83.5%である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">全助成 事業数 (a)</th> <th colspan="3">旧特別分+旧地方分 (b)</th> <th colspan="2">占有率</th> </tr> <tr> <th>旧特別分</th> <th>旧地方分</th> <th>計</th> <th>(b/a)</th> <th>[参考] 前年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>907</td> <td>116</td> <td>641</td> <td>757</td> <td>83.5</td> <td>82.0</td> </tr> </tbody> </table>	助成事業の種類	助成事業 (a)	継続事業 (b)	継続率		(b/a)	[参考] 前年度実績	旧特別分助成 (地域における独自の・先駆的事业を対象)	94事業	92事業	97.9%	91.1%	旧地方分助成 (地域の实情に即したきめ細かな事業を対象)	731事業	693事業	94.8%	92.9%	合計	825事業	785事業	95.2%	92.7%	全助成 事業数 (a)	旧特別分+旧地方分 (b)			占有率		旧特別分	旧地方分	計	(b/a)	[参考] 前年度実績	907	116	641	757	83.5	82.0
助成事業の種類	助成事業 (a)	継続事業 (b)	継続率																																							
			(b/a)	[参考] 前年度実績																																						
旧特別分助成 (地域における独自の・先駆的事业を対象)	94事業	92事業	97.9%	91.1%																																						
旧地方分助成 (地域の实情に即したきめ細かな事業を対象)	731事業	693事業	94.8%	92.9%																																						
合計	825事業	785事業	95.2%	92.7%																																						
全助成 事業数 (a)	旧特別分+旧地方分 (b)			占有率																																						
	旧特別分	旧地方分	計	(b/a)	[参考] 前年度実績																																					
907	116	641	757	83.5	82.0																																					
(3) 助成事業交付申請等に当たったの事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行うこと。	(3) 助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行う。	(3) 助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の様式の見直しを行うとともに、平成20年度に構築した電子申請システム(助成金交付要望書、助成金交付申請書、概算払請求書、事業完了報告書等)において、評価事業にかかる機能(フォローアップ調査等)の運用を開始する。	<p>【各種提出書類の電子化等】#61 ○ 平成20年度から運用を開始した電子申請システムにおいて、助成先団体等の更なる事務負担の軽減を図るため、利用者の利便性が向上するよう操作説明の見直しを行うとともに、平成19事業年度分助成事業のフォローアップ調査にかかる電子申請を平成21年7月より試行的に運用を開始した。 なお、平成22事業年度分助成金要望書(先駆的活動助成)の提出に係る電子申請システム利用率は、72%となっている。 また、各種提出書類の見直しによる事務負担の軽減については、資金交付申請に係る手続きの見直しを図るとともに、平成22事業年度分助成金要望書について所要の見直しを行った。</p>																																							
	(4) 助成交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。	(4) 平成20事業年度分の助成金交付申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。	<p>【助成金交付までの事務処理期間短縮】#62 ○ 平成21事業年度分助成事業の交付決定の平均処理期間については、15.3日となり、目標の平均処理期間である30日より短い期間で処理することができた。</p>																																							
(4) 基金の運用については、安全かつ確実な方法による運用を基本としながらも可能な限り運用効率を高めるよう努めること。	(5) 安全で安定的な運用収益を確実に上げるための運用方法を検討し、計画的に導入する。	(5) 平成20年度において見直した運用計画に従い、計画的に実行する。	<p>【基金の効率的な運用の検討】#63 ○ 平成20年度において見直した運用計画に従って、運用を実行した。</p>																																							

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績						
	<p>(6) 経済情勢や市場状況に関する情報を不断に把握し、安全確実で、かつ、効率的な運用を行い、長期金利の指標である国債の平均金利を上回る運用収益を上げる。</p>	<p>(6) 経済情勢や市場状況に関する情報を不断に把握し、安全確実で、かつ、効率的な運用を行い、長期金利の指標である国債の平均金利を上回る運用収益を上げる。</p>	<p>【基金の運用実績】 #64</p> <p>○ 財投機関債を中心とした運用を行い、再運用した276億円について、長期金利指標である国債の平均利回り1.46%を0.23%上回る1.69%の実績を上げた。</p> <p>《平均運用利回り》</p> <table border="1" data-bbox="1816 422 2881 537"> <thead> <tr> <th>平成21年度実績</th> <th>国債で運用した場合</th> <th>差引き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.69%</td> <td>1.46%</td> <td>0.23%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 日常的な情報収集に加えて、職員の専門能力の向上を図るため、外部セミナーへの参加、また、エコノミストを招聘しての勉強会を開催した。(実績：外部セミナー：33回、延べ41人参加、内部勉強会：4回、延べ157人参加)</p>	平成21年度実績	国債で運用した場合	差引き	1.69%	1.46%	0.23%
平成21年度実績	国債で運用した場合	差引き							
1.69%	1.46%	0.23%							

評価の視点等	自己評定	A	評価項目 9	評 定	A
	<p>助成事業の募集及び選定（採択）については、外部有識者からなる基金事業審査・評価委員会において事後評価結果等を反映した募集要領・選定方針等を策定した上で実施し、公平性及び透明性を確保することができた。</p> <p>平成21事業年度分助成事業については、NPO等の多様な助成ニーズに柔軟にこたえられるよう、従前の公募期間とは別に「特別助成」を募集、採択した。（34事業、157百万円）</p> <p>また、平成19事業年度分助成事業における継続率については、中期計画の目標値85%を上回る95.2%を確認することができた。</p> <p>さらに、独創的・先駆的事业等への助成事業についても、中期計画の目標値80%を上回る83.5%を選定することができた。一方、助成業務の事務手続きに関しては、助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、フォローアップ調査（事後評価）について電子化するとともに、助成金の交付決定については、平均処理期間が15.3日となり、中期計画の目標値30日以内で処理することができた。</p> <p>平成22事業年度分助成事業の募集については、政策課題や多様化する国民ニーズに即して助成すべきテーマを整理するとともに、助成事業の固定化回避の観点から、優先的に助成すべき8つの重点助成分野を設定した。</p> <p>また、平成21年11月の行政刷新会議における事業仕分けにおいて、基金を全額国庫に返納し、必要な事業は、毎年度予算措置とされたことを踏まえ、平成22年度から新たに社会福祉振興助成費補助金が創設されることとなったが、既に助成金交付要望を受け付けていたため、助成要望団体に不利益が生じないように、国と協議の上、社会福祉振興助成費補助金の助成要望があったものとみなして取り扱うとともに、新たな助成制度に基づく選定方針等を策定した上で、審査・採択を行った。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>当該事業における助成事業の募集及び選定（採択）については、外部有識者からなる審査・評価委員会において事後評価結果等を反映した募集要領・選定方針等を策定した上で幅広く募集を実施するとともに、公平性及び透明性を確保している。</p> <p>助成終了後も事業を継続している割合は、平成19年度分助成事業で95.2%となり、中期計画の目標値85%を上回るとともに、独創的・先駆的事业等への助成割合についても83.5%となり、中期計画における目標値80%を上回っている。</p> <p>助成金交付申請書の受理から交付決定までの平均処理期間は15.3日となり、中期計画の目標値30日以内で処理している。</p> <p>平成21年11月の行政刷新会議における事業仕分けの結果に基づき、平成22年度から新たに社会福祉振興助成事業を創設することとなったところであるが、平成22事業年度分助成事業については、平成21年度中に既に助成金交付要望を受け付けていたため、助成要望団体に不利益が生じないように、国と協議の上、社会福祉振興助成費補助金の助成要望があったものとみなして取扱うこととし、新たな制度への円滑な移行が行われている。</p> <p>以上のように、透明で公正な助成の実施と新たな制度への円滑な移行が行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p>	
<p>【数値目標】</p> <p>① 地域における独創的・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、事後評価において、中期目標期間内に、特別な場合を除き、平均して85%以上の事業が助成終了後も継続されること。</p> <p>② 地域における独創的・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業について、優先的な採択を行うことにより、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が独創的・先駆的事业等であること。</p> <p>③ 助成交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。</p> <p>④ 長期金利の指標である国債の平均金利を上回る運用収益を上げる。</p>	<p>① 平成19事業年度分助成事業のフォローアップ調査を実施した結果、95.2%の継続率となり、平成21年度計画の目標値である85%を超えていることが確認できた。 ※ 業務実績P54【助成事業の継続状況の調査】#59参照</p> <p>② 平成22事業年度分採択事業のうち、独創的・先駆的事业等については、優先的な採択を行うことにより、全助成件数の83.5%となり、平成21年度計画の目標値である80%を超えていることが確認できた。 ※ 業務実績P55【独創的・先駆的事业等への助成】#60参照</p> <p>③ 平成21事業年度分助成事業の交付申請処理に当たって、助成事業の事務手引き（団体用）の更なる改善等によって事務の効率化を実施した結果、交付申請から交付決定までの平均処理期間は15.3日となり、中期計画の目標値である30日以内で処理することができた。 ※ 業務実績P55【助成金交付までの事務処理期間短縮】#62参照</p> <p>④ 財投機関債を中心とした再運用により、長期金利指標である国債の平均利回りを0.23%上回る運用収益を上げた。 ※ 業務実績P56【基金の運用実績】#64参照</p>			<p>（各委員の評定理由）</p> <p>○ すべての評価項目において評価水準を上回る実績をあげている。</p> <p>○ 助成事業への応募数も多く、幅広い助成を実施している。</p>	

<p>【評価の視点】</p> <p>○ 毎年度、外部有識者からなる審査・評価委員会において、前年度に実施した事後評価結果等を踏まえ、助成方針を定め、募集要領等に明記しているか。</p> <p>○ 毎年度、政策課題や多様化する国民ニーズに即した重点助成分野が設定されているか。</p> <p>○ 基金で幅広く助成配分する観点から、重点助成分野の見直しを行う等、助成事業の固定化回避に努めているか。</p> <p>○ 毎年度、審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行っているか。</p> <p>○ 地域の実情に即したきめ細かな事業の推薦に均一性を確保するため、毎年、事務説明会を開くほか、必要に応じて事務指導を行っているか。</p> <p>○ 地域における独創的・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、助成終了後も事業を継続している助成団体割合が、特別な場合を除き中期計画の数値を達成しているか。（助成事業実施の翌々年度に測定）</p> <p>○ 総助成件数に占める特定非営利活動法人</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22事業年度分助成事業の募集に際して、審査・評価委員会において、平成20年度に実施した事後評価の結果による提言を反映させた募集要領を策定し、募集することができた。 また、平成21年度に実施した自己評価及びヒアリング評価結果等を平成22事業年度分助成事業の選定に反映させるため、「平成22年度助成事業の選定にあたっての留意事項」としてとりまとめ、選定方針に反映させることができた。 ※ 業務実績P52【募集要領等の策定】#53、P60【事後評価の結果の反映】#66参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22事業年度分助成事業の募集に際し、諸々の政策課題や多様化する国民ニーズに即して助成テーマを整理するとともに、優先的に採択すべき8つの重点助成分野を設定した。 また、平成22年度から新たに社会福祉振興助成費補助金が創設されることとなったことから、従前の重点助成分野の見直しを図り、4つの重点助成分野を設定した。 助成事業の固定化回避については、募集要領の段階から、固定化回避の取組みに関して明記するとともに、審査要領に固定化回避に係る具体的な審査方法を定め、幅広い助成配分に努めた。 ※ 業務実績P52【募集要領等の策定】#53、P53【重点助成分野の周知・採択】#55、【助成事業の固定化回避】#56参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 助成事業の審査に当たっては、評価部会において平成20事業年度分助成事業に関する自己評価及びヒアリング評価の結果等を反映した留意事項を策定し、その内容を踏まえ、審査・評価委員会審査部会（以下「審査部会」という。）において選定方針を策定し、固定化回避に係る具体的な審査方法を整理した上で、審査・採択を行うことができた。 ※ 業務実績P53【重点助成分野の周知・採択】#55、P54【助成事業の審査・採択】#57、P60【事後評価の結果の反映】#66参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域活動助成の推薦に均一性を確保するため、助成事務の窓口となる都道府県・指定都市社会福祉協議会を対象とした事務説明会を開催する一方、6都府県において、機構職員を派遣して、助成事業の説明や個別相談に応じるほか、事業報告会を開催した4県の社会福祉協議会において、当該地域の助成先団体を対象に必要な事務指導を実施した。 ※ 業務実績P54【事務説明会等の実施】#58参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。 <p>【実績：○】</p>	
---	--	--

<p>等が実施する独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業への助成件数の割合が、特別な場合を除き中期計画の数値を達成しているか。</p> <p>○ 助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行っているか。</p> <p>○ 助成金交付申請書受理日から交付決定日までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 安全で安定的な運用収益を確実に上げるための運用方法を検討し、計画的に導入しているか。</p> <p>○ 長期金利の指標である国債の平均金利を上回る運用収益を上げているか。</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種提出書類については、平成21年7月よりフォローアップ調査（事後評価）について電子化し、助成先団体等の更なる事務負担の軽減を図った。 なお、平成22事業年度分助成金要望書（先駆的活動助成）の提出に係る電子申請システム利用率は、72%となっている。 ※ 業務実績P55【各種提出書類の電子化等】#61参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標③】のとおり中期計画を達成した。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運用方法の見直しについては、第2期中期計画上の運用収入を上回ること、及び現行の運用計画上のラダー運用計画完成年度を早めることをポイントに見直しを行い、運用効率を高めた。 ※ 業務実績P55【基金の効率的な運用の検討】#63参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標④】のとおり国債の平均金利を上回る運用収益を上げた。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度から新たに社会福祉振興助成費補助金が創設されることに伴い、以下の事項について、国民のニーズを念頭に事業の見直しを図るとともに、費用対効果の観点から事務・事業の見直しを検討し、平成22年度より実施することとした。 ⇒ 新しい助成制度について、助成テーマ（重点助成分野）や助成区分、助成限度額等、国民（助成先団体等）のニーズを勘案し、国と協議の上、制度の見直しを図った。 ⇒ 審査・評価委員会の体制について、事務コストを削減することを念頭に、審査及び評価の質を確保しつつ、委員定数の削減を図ることとした。 ⇒ 助成事業の応募・審査について、各都道府県・指定都市社会福祉協議会を通じて募集や審査・推薦を受けていた事業を、全て機構で直接受け付けることにより、事務コスト（推薦協力費）の削減を図ることとした。 ⇒ 経費削減の観点から、平成21年度より広報事業のうちラジオ番組、広報誌を廃止した。 	
--	--	--

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>6 長寿・子育て・障害者基金事業（事後評価と助成事業の成果の普及） (1) 助成した事業の事後評価制度については、毎年度、評価すべき重点事項を定めた評価方針を定め、効率的かつ効果的な運営を行い、事後評価の結果を助成制度の改善に適正に反映すること。</p>	<p>6 長寿・子育て・障害者基金事業（事後評価と助成事業の成果の普及） (1) 事後評価制度の効率的かつ効果的な運用を図るため、毎年度、評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を定め、当方針に基づき事後評価を実施する。</p>	<p>6 長寿・子育て・障害者基金事業（事後評価と助成事業の成果の普及） 長寿・子育て・障害者基金における事後評価については、平成20年度に外部有識者からなる審査・評価委員会において、より一層の公平性・透明性を確保し、限られた資源の適正配分や有効活用を行うための方策や、NPO等の民間福祉活動への効果的な支援を目指した事業展開のための基礎となる評価の実施について検討を重ねてきた。 これらの検討を踏まえて、平成21年度においては、評価方法などの見直しに加え、機構が主体性を持って地域の民間福祉活動を積極的に支援していくため、評価事業を通じて、得られた成果の普及や団体間のネットワークづくりなどの各種の支援に取り組むとともに、こうした事業展開を行うための専門性の向上に努めることとする。</p> <p>(1) 事後評価制度の効率的かつ効果的な運用を図るため、平成21事業年度において、評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を定め、当方針に基づき、事後評価を実施する。</p> <p>① 事後評価のうち、助成団体へのヒアリングを通して行う評価については、平成21事業年度において100事業以上実施するものとする。</p> <p>② 助成先団体の助成年度以降の事業展開にも有効的な助言を行うため、ヒアリング評価の実施方法の見直しを行う。</p>	<p>6 長寿・子育て・障害者基金事業（事後評価と助成事業の成果の普及） 【助成事業の事後評価の実施】#65 ○ 平成21年5月に開催した第1回評価部会において、評価すべき重点事項を整理した評価方針及び評価の具体的な実施方法や対象事業等を整理した事後評価実施要領を定めた。 ヒアリング評価については、評価方針等に基づき、外部有識者からなる評価部会の委員等により116事業について実施した。</p> <p>○ 助成先団体の助成年度以降の事業の改善や発展に生かすことを目的として、評価部会委員によるヒアリング評価を実施した全助成先に対するヒアリング評価結果のフィードバックを実施した。また、地方分助成については、各都道府県・指定都市の社会福祉協議会による推薦を経たのちに機構に応募されるため、その評価結果については、各社会福祉協議会に対してもフィードバックした。</p> <p>○ 機構職員のみで実施するヒアリング評価の件数を増やし（平成20年度（16件）⇒平成21年度（31件））、助成先団体の状況を実地で見聞きし、より団体のニーズをよりきめ細かく把握することで、機構が更に主体的に相談・助言を行う機会を増やした。 ヒアリング評価の結果については、評価部会で報告し、平成22年度以降もこのような助言等の支援を一層積極的に実施していくこととした。</p> <p>○ 平成21事業年度分助成事業を通じて、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業が全助成事業のうち92.0%あったとの回答を得た。</p>
<p>(2) 活動団体の応募機会の確保に努めるとともに、活動団体が利用し易い基金助成制度とするため、事後評価の結果を踏まえて、制度の継続的な改善を行うこと。</p>	<p>(2) 事後評価の結果は、速やかに公表するとともに、活動団体が利用し易い基金助成制度とするため、募集要領、選定方針等に反映するなど、基金助成制度の継続的な改善に活用する。</p>	<p>(2) 事後評価の結果は、速やかに公表するとともに、活動団体が利用し易い基金助成制度とするため、平成22事業年度の募集要領、選定方針等に反映するなど、基金助成制度の継続的な改善に活用する。</p>	<p>【事後評価の結果の反映】#66 ○ 前年度に実施した事後評価の結果については、平成22事業年度分助成事業の募集要領に反映した。</p> <p>○ 自己評価及びヒアリング評価の結果等を早急に助成事業の選定に反映させるため、評価部会において「平成22年度助成事業の選定に当たっての留意事項」をとりまとめ、審査部会において策定する選定方針等に反映させた。なお、書面評価等を含めた平成20事業年度分助成事業の事後評価結果については、平成22年3月の審査・評価</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
			<p>委員会において最終報告（平成20年度助成事業に関する事後評価報告書）を行い、この中での提言は、新しい助成制度の仕組みにおいても、より積極的に活用することとしている。</p> <p style="text-align: right;">《添付資料：26》</p>
<p>(3) 基金助成事業の助成対象は特定非営利活動法人等組織基盤が脆弱な団体が多いことを踏まえ、事業活動に関する相談の充実に努めること。</p>	<p>(3) 職員の専門性を高めることにより、助成団体の事業実施に対する確かな助言ができるように努める。</p>	<p>(3) 職員の専門性を高めることにより、助成団体の事業実施に対する確かな助言ができるように努める。</p> <p>① 今日の福祉課題を把握し、機構が主体性を持って民間福祉活動を積極的に支援していくため、現地調査、意見交換、研修等を計画的に実施する。</p> <p>② NPO等の地域の民間福祉活動に対しては、事業計画段階から、助成年度中、事業完了後においても的確な相談、助言が可能な専門スタッフの育成やその体制づくりを図る。</p> <p>③ 専門家や福祉現場とのネットワークづくりによって、福祉現場の活性化や専門スタッフの育成に結びつくような事業展開についての方策をたてる。</p>	<p>【職員の専門性の向上】#67</p> <p>○ 平成20年度に立ち上げた民間福祉活動の支援強化のためのプロジェクトチームにおいて、今日的な福祉課題を把握するための勉強会を3回開催するとともに、地域の福祉課題の実情に関する知見を深めること等を目的として、研修会へ参加するほか、現地調査や意見交換（計43回）を実施し、各取り組みテーマ毎に現状の課題や今後の支援策等の報告書を取りまとめた。</p> <p>[民間活動支援強化プロジェクトチームによる取り組みテーマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団塊の世代等による地域のコミュニティの再生に関する事業 ・ 医療的ケアが必要な障害児・者の家族の支援に関する事業 ・ 発達障害・就労支援に関する事業 ・ 児童虐待・DV・いじめ等により保護・支援が必要な子ども・家庭の支援強化事業 <p>○ 職員の専門性向上の取組みの一環として、日本社会事業大学の協力を得て、社会福祉の体系的な知識の習得を目的とした勉強会を4回開催した。</p> <p>○ 平成21年6月には、先駆的な取組みを行っている社会福祉法人を2回にわたって訪問し、福祉現場における先駆的な取組みや今日的な福祉課題の把握に努めるとともに、意見交換会を実施して職員の専門性向上やネットワークの構築を図った。</p> <p>また、9月には特定非営利活動法人を訪問し、法人運営の課題や助成制度に関する意見交換等を実施した。</p> <p>○ NPO等が行う地域の民間福祉活動に対して事業計画段階から事業完了後まで、様々な段階においても的確な相談・助言ができる体制づくりのために、ヒアリング評価等において、評価担当課のみならず、基金助成事業に携わる職員が全員参加することで、職員の資質向上に努めた。</p> <p>○ 平成21年11月には、プロジェクトチームの活動の一環として「団塊世代等による地域コミュニティの再生」に関する民間活動団体の事例報告・意見交流会を開催し、民間活動団体間のネットワークづくりや地域福祉活動の担い手の育成等に貢献した。</p>
	<p>(4) 助成事業の事後評価後においても、活動団体の継続的な状況の把握に努める。</p>	<p>(4) 助成事業の事後評価後においても、平成21事業年度において、1年経過後に行うフォローアップ調査に加え、さらに数年後にもフォローアップ調査を計画・実施し、活動団体の継続的な状況の把握に努めるとともに、その成果を平成22事業年度の募集要領及び選定方針等に活かす。</p>	<p>【事後評価後の継続的フォローアップの実施】#68</p> <p>○ 前年度に実施した助成事業完了後1年経過後及び3年経過後の事業のフォローアップ調査の結果については、平成22事業年度分助成事業の募集要領に反映した。</p> <p>平成21年度においても、7月に実施した「助成事業完了後1年を経過した事業のフォローアップ調査」の結果を選定方針に反映させ、更には、平成22年1月に実施した「助成事業完了後3年を経過した事業のフォローアップ調査」と合わせて、その結果を平成22年3月の審査・評価委員会において報告した。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画	2 1 年 度 計 画	2 1 年 度 業 務 実 績
<p>(4) 事後評価等の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進すること。</p>	<p>(5) 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表し、広く周知を行うほか、他の助成団体等との情報の共有化等を行う。</p>	<p>(5) 事後評価結果等を踏まえ、平成21事業年度において、事業効果の高い優れた助成事業等をホームページや広報誌などで公表し、広く周知を行うほか、他の助成団体等との情報の共有化や意見交換を行うなどにより、民間福祉団体のニーズを把握する。</p> <p>また、様々なメディアを横断的に活用し、地域に密着した支援すべきNPOなどの民間福祉活動を広く普及啓発する。</p>	<p>【事後評価結果の公表等】 #69</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事後評価結果の公表等については、平成22年3月の評価部会における承認後、速やかに機構ホームページで公表した。(平成22年3月26日) また、事業効果の高い優れた助成事業については、様々なメディア(基金事業季刊誌、ホームページ、機構月刊誌等)を横断的に活用して普及啓発を行うとともに、WAM NETの障害者就労支援コーナーにおいても閲覧できるようにした。 平成21年8月～9月にかけて開催した事業報告会(4県)においても、事業効果の高い優れた助成事業等の事例報告及びパネルディスカッションを実施して、地域の民間福祉団体への周知を図った。(計235名参加) ○ 平成22事業年度分の助成事業の募集に合わせて、日本財団、滋賀県社会福祉協議会が主催する助成事業説明会に参加(平成21年9月)し、助成金の申請を予定している団体に対して、それぞれの助成制度の違い、助成対象となる事業などの説明を行うとともに、各団体のニーズに合わせた個別相談会を実施した。 ○ 東京都社会福祉協議会が主催する民間助成事業情報交換会(平成21年7月、平成22年1月)に参加し、当機構の助成事業の仕組みや課題等について報告するとともに、他の民間助成団体が抱える課題や改善への取り組み状況についても情報交換を行うことで団体間の連携を図った。 ○ 平成21年10月～平成22年1月にかけて実施された日本財団他20数団体による「助成事務の充実化・効率化をテーマとした研究会(全5回)」において、助成事業の募集から事後評価までの各手続きごとの事務効率化に向けた取り組みについて検討するワークショップに参加するなど、民間の助成団体の助成事務の課題や効率化に関して、意見交換や情報共有を行った。
	<p>(6) 事業効果の高い優れた事業については、効果的な普及を行う。このため、助成事業説明会や報告会並びに相談会を中期目標期間内に15回以上開催する。</p>	<p>(6) 事業効果の高い優れた助成事業の周知及び効果的な普及を行うため、平成21事業年度において、事業報告会(助成事業説明会及び相談会と合わせて実施)を計3回以上開催する。</p>	<p>【助成事業報告会等の開催】 #70</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業効果の高い優れた助成事業の成果を普及し、基金助成事業に対する理解を促進するため、事後評価において特に評価の高かった事業等について、平成21年8月～9月にかけて全国4か所で事業報告会を開催するとともに、助成事業説明会及び個別相談会を実施した。また、事業報告会の内容については、2回にわたり全国紙(2紙)に掲載することで周知を図った。

評価の視点等	自己評価	A	評価項目10	評 定	A
	<p>事後評価については、評価部会において策定された評価方針に基づき、重層的な評価を効率的かつ効果的に実施した。特にヒアリング評価については、外部有識者からなる評価部会の委員等により116事業へのヒアリング評価を実施することができた。</p> <p>また、ヒアリング評価結果については、助成先団体の助成年度以降の事業の改善や発展に活かすことを目的として、評価部会委員によるヒアリング評価を実施した全助成先に対して、評価結果のフィードバックを実施した。なお、地方分助成については、各都道府県・指定都市社会福祉協議会に対してもフィードバックを実施した。</p> <p>事後評価の結果については、ホームページに速やかに公表するとともに、募集要領や選定方針等に反映し、助成制度のPDCAサイクルによる改善を行った。</p> <p>職員の専門性の向上に関しては、民間福祉活動の支援強化のためのプロジェクトチームによる現地調査、意見交換等の実施やヒアリング評価において助成事業に携わる職員が全員参加するなど、職員の専門性の向上だけでなく、NPO等の地域の民間福祉活動に対する相談・助言ができる体制づくりに努めた。</p> <p>さらに、特に評価の高かった事業等については、事業報告会を4回実施したほか、様々なメディアを横断的に活用して普及啓発を図った。</p> <p>また、平成21事業年度分助成事業を通じて、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業が全助成事業のうち92.0%あったとの回答を得ることができ、助成による波及効果を確認することができた。</p>			<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>事後評価については、審査・評価委員会評価部会において策定された評価方針に基づき、重層的な評価を効率的かつ効果的に実施している。特にヒアリング評価については、外部有識者からなる評価部会の委員等により116事業へのヒアリング評価を実施し、ヒアリング評価結果については、評価部会委員によるヒアリング評価を実施した全助成先に対して評価結果をフィードバックしている。さらに、地方分助成については、各都道府県・指定都市社会福祉協議会に対してもフィードバックを行うなど、評価結果を助成先団体の助成年度以降の事業の改善や発展に活かしている。</p> <p>事後評価の結果については、ホームページに速やかに公表するとともに、募集要領や選定方針等に反映し、助成制度の継続的な業務改善（PDCAサイクル）を実施している。</p> <p>特に評価の高かった事業等については、全国4か所で行った事業報告会や福祉医療機構のホームページ等を通じて、助成事業等の全国的な普及を実施している。</p> <p>平成21事業年度分助成事業を通じて、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業が全助成事業のうち92.0%あったとの回答を得ることができ、助成による波及効果を確認することができている。</p> <p>以上のように、事後評価結果を効果的に反映させる助成制度のPDCAサイクルが機能しているとともに、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p>	<p>(各委員の評定理由)</p> <p>○ 事後評価結果のフィードバック、評価結果の公表など、情報の共有化やより優れた事業の応募を促すことで、事業の発展的な継続がなされている。</p> <p>○ 事後評価の結果を募集要領や選定方針等に反映し、助成制度のPDCAサイクルによる改善を行っている。</p> <p>○ 事業効果の高い優れた助成事業の周知とその効果的な普及を図るなど、質の高い事業報告会が実施されている。</p> <p>○ 助成を受けたことにより、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったと回答する団体が多く、成果が上がっている。</p>
<p>【数値目標】</p> <p>① 助成事業説明会や報告会並びに相談会を中期目標期間内に15回以上開催する。</p> <p>② 助成先団体のうち、80%以上の団体から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったとの回答を確保する。</p>	<p>① 事後評価において特に評価の高かった事業等について、事業報告会を全国で4回開催するとともに、報告会の内容について2回にわたり全国紙に掲載することで効果的な普及を図った。</p> <p>※ 業務実績P62【助成事業報告会等の開催】#70参照</p> <p>② 平成21事業年度分助成事業を通じて、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業が、全助成事業のうち92.0%あったとの回答を得ることができた。</p> <p>※ 業務実績P60【助成事業の事後評価の実施】#65参照</p>				
<p>【評価の視点】</p> <p>○ 毎年度、評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を定め、当方針に基づき事後評価を実施しているか。</p> <p>○ 事後評価の結果を速やかに公表するとともに、その結果が、募集要領、選定方針等の基金助成制度の継続的な改善に活用されているか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価部会において、評価すべき重点事項を整理した評価方針及び評価の具体的な実施方法や対象事業等を整理した事後評価実施要領を定め、その中でも特にヒアリング評価については、評価方針等に基づき116事業について実施することができた。 ※ 業務実績P60【助成事業の事後評価の実施】#65参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20事業年度分助成事業の事後評価結果は、平成22年3月の評価部会において承認後、速やかにホームページで公表した。また、募集要領、選定方針の策定に当たっては、事後評価を反映させることにより、助成制度のPDCAサイクルによる改善を行った。 				

<p>○ 専門性の高い職員を育成し、助成団体の事業実施に対する確かな助言ができていますか。</p> <p>○ 事後評価後における活動団体の状況についても、継続的に把握しているか。</p> <p>○ 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表し、広く周知を行っているか。</p> <p>○ 他の助成団体等との情報の共有化等を行っているか。</p> <p>○ 事業効果の高い優れた事業について、効果的な普及を行うため、助成事業説明会や報告会並びに相談会について、中期計画に示されたとおり実施しているか。</p> <p>○ 助成先団体のうち、80%以上の団体から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったとの回答が</p>	<p>※ 業務実績P62【事後評価結果の公表等】#69、P60【事後評価の成果の反映】#66参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間福祉活動の支援強化のためのプロジェクトチームによる現地調査や勉強会及び意見交換等を実施し、情報の共有化を図るほか、民間活動団体の事例報告・意見交流会を開催し、民間活動団体間のネットワークづくりや地域福祉活動の担い手の育成等に貢献した。 また、ヒアリング評価において助成事業に携わる職員が全員参加するなど、職員の専門性の向上だけでなく、助成先団体の事業実施に対して相談・助言ができる体制づくりに努めた。 ※ 業務実績P61【職員の専門性の向上】#67参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事後評価後における助成先団体の状況については、助成事業完了後1年経過後の事業のフォローアップ調査に加え、3年経過後の事業についてもフォローアップ調査を行い、継続的に状況を把握することができた。 ※ 業務実績P61【事後評価後の継続的フォローアップの実施】#68参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20事業年度分助成事業の事後評価については、平成22年3月の評価部会における承認後、事後評価報告書をホームページに公表した。また、事業効果の高い特に優れた事業については、事後評価報告書に明記するとともに、ホームページで紹介した。 また、全国4か所で事業報告会を開催し、事業効果の高い特に優れた助成事業等について、広く周知を図った。 ※ 業務実績P62【事後評価結果の公表等】#69参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の助成団体等との情報共有化等について、助成事業の募集に係る連携の強化を図るとともに、助成先団体の利便性の向上に資するため、他の助成団体と共同で助成事業説明会を開催した。 また、他の助成団体（20数団体）による「助成事務の充実化・効率化をテーマとした研究会」において、助成事業の募集から事後評価までの各手続きごとの助成事務効率化に向けた取組みについて検討するワークショップに参加するなど、民間助成団体の助成事務の課題や効率化に関して、意見交換や情報共有を行ったほか、社会福祉協議会が主催する民間助成事業情報交換会（2回）に参加し、当機構の助成事業の仕組みや課題等について報告するとともに、他の民間助成団体が抱える課題や改善への取組み状況について情報交換を行い、団体間の連携を図った。 ※ 業務実績P62【事後評価結果の公表等】#69参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標②】のとおり年度計画を達成した。 	
---	--	--

<p>得られているか。</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長寿・子育て・障害者基金事業の廃止及び国庫補助金による新たな助成事業の創設に際して、以下の事項について、国民のニーズを念頭に事業の見直しを図るとともに、費用対効果の観点から事務・事業の見直しを検討し、平成22年度より実施することとした。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 事後評価におけるヒアリング評価について、事務コスト（旅費、諸謝金）の節減を図りつつ、その実施体制や実施地域の集約化等を図ることとした。 ⇒ 助成事業の評価業務について、地域の多様なニーズに答えられるよう、優良助成事業の事例集や助成事業に役立つヒント集等を作成するなどの情報提供や助成事業の事前・期中・事後相談の充実を図ることとした。 ⇒ 経費削減の観点から、平成21年度より広報事業のうちラジオ番組、広報誌を廃止した。 	
--	--	--

中 期 目 標	中 期 計 画	2 1 年 度 計 画	2 1 年 度 業 務 実 績
---------	---------	-------------	-----------------

<p>7 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>7 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>7 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。 なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。 (参考)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">平成 21 事業年度</th> </tr> <tr> <td>被共済職員数 (4/1 現在)</td> <td style="text-align: right;">666,285 人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金 支給者数</td> <td style="text-align: right;">75,120 人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金 支給額</td> <td style="text-align: right;">89,910,261 千円</td> </tr> <tr> <td>単位掛金額</td> <td style="text-align: right;">44,700 円</td> </tr> </table>	区 分	平成 21 事業年度	被共済職員数 (4/1 現在)	666,285 人	退職手当金 支給者数	75,120 人	退職手当金 支給額	89,910,261 千円	単位掛金額	44,700 円	<p>7 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めた。 なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">平成21事業年度</th> </tr> <tr> <td>4月1日現在の被共済職員数</td> <td style="text-align: right;">685,012人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給者数</td> <td style="text-align: right;">63,704人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給額</td> <td style="text-align: right;">80,595,179千円</td> </tr> <tr> <td>単 位 掛 金 額</td> <td style="text-align: right;">44,700円</td> </tr> </table>	区 分	平成21事業年度	4月1日現在の被共済職員数	685,012人	退職手当金支給者数	63,704人	退職手当金支給額	80,595,179千円	単 位 掛 金 額	44,700円
区 分	平成 21 事業年度																						
被共済職員数 (4/1 現在)	666,285 人																						
退職手当金 支給者数	75,120 人																						
退職手当金 支給額	89,910,261 千円																						
単位掛金額	44,700 円																						
区 分	平成21事業年度																						
4月1日現在の被共済職員数	685,012人																						
退職手当金支給者数	63,704人																						
退職手当金支給額	80,595,179千円																						
単 位 掛 金 額	44,700円																						

<p>(1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。</p>	<p>(1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を75日以内とする。</p>	<p>(1) 請求書の受付から給付までの平均処理期間について、事務処理の効率化を図りながら、75日以内とする。</p>	<p>【退職手当金給付事務の事務処理期間短縮】#71 ○ 退職手当金の給付事務については、従来、月2回の給付としていたものを平成21年10月から月4回の給付とするとともに、事務処理のピーク時において柔軟な人員配置を行う等、退職金の早期支給に努めた結果、請求書の受付から給付までの平均処理期間は、37.6日となり、対前年度比でさらに7.2日の短縮となった。 ○ 社会福祉施設等の職員が退職してから退職手当金の給付を受けるまでの期間の短縮を図るために、業務委託先（都道府県社会福祉協議会等）に対して、機構受付前の状況について実態を把握するための調査を実施した。</p>
---	---	---	--

<p>(2) 利用者への説明会や提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減に努めること。</p>	<p>(2) 業務委託先が実施する共済契約者の事務担当者に対する実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知と適正な手続きに関する指導を行うとともに、必要に応じて共済契約者を直接訪問して個別指導を行う。</p>	<p>(2) 共済契約者の事務担当者を対象に業務委託先が実施する全ての実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知、掛金届や請求書等の作成上の留意点等について指導するとともに、必要に応じて共済契約者を直接訪問し、事務取扱について指導を行う。</p>	<p>【利用者への制度内容の周知等】#72 ○ 業務委託先に対して、平成21年度の実務研修会開催希望調査を実施した。また、制度内容の周知を図るため、研修会資料の必要な見直しを行った。 ○ 40都道府県で開催される全ての実務研修会に職員を派遣し、制度内容の周知、掛金届や請求書等の作成上の留意点等について指導を行った。 また、特定介護保険施設等を経営する共済契約者を中心に14か所訪問し、退職手当共済制度についての事務取扱に関する指導を行うとともに、今後の業務運営に反映させるための調査を実施した。</p>
---	---	--	--

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績								
		<p>また、加入促進を図るため、関係団体の協力を得てパンフレット等を配布するとともに、効果的な制度の周知方法を検討するため、新規契約者に対するアンケート調査を実施する。</p>	<p>【加入促進のための取り組み】#73</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構が実施した次のセミナーにおいて、「社会福祉施設職員等退職手当共済事業のごあんない」のコーナーを設け、リーフレットの配布や当該制度の説明を行うなど、効果的に制度周知を実施した。 <table border="1" data-bbox="1852 380 2843 562"> <tr> <td>施設開設・経営実務セミナー</td> <td>6月 4日（東京） 6月11日（大阪）</td> </tr> <tr> <td>障害者施設経営セミナー</td> <td>9月11日（東京）</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム経営セミナー</td> <td>10月9日（東京） 10月23日（大阪）</td> </tr> <tr> <td>保育所経営セミナー</td> <td>2月17日（東京）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 退職手当共済制度の新規契約者250法人に対しアンケート調査を実施し、効果的な制度の周知方法を検討した。 	施設開設・経営実務セミナー	6月 4日（東京） 6月11日（大阪）	障害者施設経営セミナー	9月11日（東京）	特別養護老人ホーム経営セミナー	10月9日（東京） 10月23日（大阪）	保育所経営セミナー	2月17日（東京）
施設開設・経営実務セミナー	6月 4日（東京） 6月11日（大阪）										
障害者施設経営セミナー	9月11日（東京）										
特別養護老人ホーム経営セミナー	10月9日（東京） 10月23日（大阪）										
保育所経営セミナー	2月17日（東京）										
	<p>(3) 提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。</p>	<p>(3) 利用者の手続き面での負担を軽減するため、次の措置を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 電子届出システムについて、利用者アンケート調査を実施し、その結果をシステム改善や操作性向上に反映させ、利用促進を図る。 ② 加入届について、電子届出システムで作成できる機能の運用を開始する。 ③ 電子化されていない届出書類の電子化について、電子化の効果を踏まえて取扱方針を作成する。 ④ 届出書類に添付する証明書等の省略ができないか見直しを行う。 	<p>【提出書類の電子届出化等】#74</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子届出システムを活用した利用者アンケートの集計・分析の結果を踏まえ、現行の電子届出システム画面に注意事項やダウンロード機能を追加するなどの改善を図った。 ○ 現行の電子届出システムに加入届の機能を追加し、平成21年8月から運用を開始した。 ○ 電子化されていない届出書類について、費用対効果の面から検討を行い、システム運用委託先と調整した結果、共済契約者氏名等変更届及び共済契約対象施設等一部廃止等届の機能を追加し、平成22年4月から運用することとした。 ○ 添付書類について見直しを行い、WAM NETの介護・障害者福祉・高齢者福祉・児童福祉情報で確認できる場合は、添付書類を省略できることとした。 ○ 電子届出システムを利用している共済契約者に対して、アンケート調査を実施した結果、88%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得た。 《添付資料：27、28》 								
<p>(3) 業務委託先への業務指導を徹底することにより、窓口相談、届出受理の機能強化を図ること。</p>	<p>(4) 業務委託先の窓口相談・届出受理の機能強化を図るため、業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施するほか、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行う。</p>	<p>(4) 業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施し、事務処理の円滑・適正な実施を周知する。 また、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行う。</p>	<p>【業務指導等の強化】#75</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務委託先（都道府県社会福祉協議会等）における個人情報保護の実情及び請求書・退職届の処理日数等の状況を把握するため、アンケート調査を実施し、集計・分析を行い、課題の抽出を図った。 ○ 平成22年2月に業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を開催し、上記アンケート結果も踏まえ、共済業務における事務処理の円滑・適正な実施について注意喚起を図るなど業務指導の徹底を図るとともに、業務委託先におけるガバナンスの強化及び業務委託先における退職金給付にかかる事務処理期間の短縮に関して協力を要請した。 								

評価の視点等	自己評価	S	評価項目11	評 定	S
	<p>平成21年度においては、退職手当金支給に係る平均処理期間の更なる短縮を図るため、退職手当金の給付回数を従来の月2回から月4回に倍増するとともに、事務処理のピーク時における柔軟な人員配置などの改善を図り、さらに、国や都道府県に対する都道府県補助金の早期入金を働きかけ、実務研修会での積極的な指導などに取り組んだ結果、平均処理期間が37.6日となり、前年度の平均処理期間と比較しても7.2日の短縮を実現し、結果として中期計画の目標値75日を大幅（37.4日短縮）に上回る実績をあげることができた。</p> <p>また、平成19年度から運用を開始した電子届出システムについては、利用者アンケート調査を実施し、システムの追加及び改善を行い更なる操作性の向上に努めた結果、新たに869法人がシステムの利用登録を行うこととなり、平成21年度のシステム利用率75%から平成22年度は79%と増加し、利用者の事務負担軽減に関して大きく寄与した。</p> <p>なお、平成21年度の掛金納付対象職員届の処理においては、延べ743,575人の在籍状況を確認しているが、電子届出システム利用者におけるエラー発生率は、紙媒体提出者に比べて10分の1以下に抑制することができた。この結果、機構における事務の効率化も図ることができた。さらに、電子届出システムを利用している共済契約者に対するアンケート調査を実施した結果、88%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ることができた。</p> <p>以上のとおり、平成21年度においては、退職手当金支給に係る平均処理期間の短縮や電子届出システムの利用率の増加を図るなど、年度計画を大幅に上回る実績を上げ、利用者サービスの向上に貢献するとともに機構における事務の効率化も実現することができた。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>退職手当金支給にかかる平均処理期間については、前年度比7.2日短縮の37.6日となり、中期計画の目標値75日を大幅（37.4日短縮）に上回る実績をあげている。</p> <p>平成19年度から運用を開始した電子届出システムについては、利用者アンケートの調査結果に基づき、システムの追加及び改善を行い更なる操作性の向上に努めた結果、利用率が前年度比4%増加の79%となった。</p> <p>また、電子届出システムを利用している共済契約者に対するアンケート調査を実施した結果、88%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ることができており、システムの改善等の取組が利用者の事務負担軽減に寄与していることが認められる。</p> <p>以上のとおり、退職手当金支給に係る平均処理期間の短縮や電子届出システムの改善による事務負担軽減の促進を図るなど、利用者サービスの向上に貢献するとともに福祉医療機構における事務の効率化も実現することができており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。</p>	
<p>【数値目標】</p> <p>① 請求書の受付から給付までの平均処理期間を75日以内とする。 （参考：19年度 61.7日 20年度 44.8日）</p> <p>② 電子届出システムについて、システム改善や操作性向上を図り、利用者アンケート調査で、70%以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答を確保する。</p>	<p>① 請求書の受付から給付までの平均処理期間については、以下の取組みを行った結果、37.6日となり、前年度の平均処理期間と比較しても7.2日の短縮を実現し、中期計画の目標値75日よりも37.4日の短縮することができた。</p> <p>① 資金交付回数の増（月2回⇒月4回） ② 支給財源の確保（資金不足による支給遅延の解消） ③ 実務研修会での積極的指導（適正な事務処理の徹底） ④ 事務処理のピーク時における柔軟な人員配置 ※ 業務実績P66【退職手当金給付事務の事務処理期間短縮】#71参照</p> <p>② 平成21年度においては、電子届出システムに加入届の機能の追加、利用者アンケートを踏まえたシステムの改善を図るとともに、電子届出システムを利用していない共済契約者に対しては、電子届出システム利用案内を送るなど積極的な利用促進を図り、平成22年度からは869法人が新規で電子届出システムを利用することとなった。</p> <p>平成22年4月に実施した電子届出システム利用者へのアンケート調査において、88%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得られたことから、平成21年度に取り組んだ電子届出システムの改善が共済契約者の事務負担の軽減に寄与したことが確認できた。</p> <p>※ 業務実績P67【提出書類の電子届出化等】#74参照</p>			<p>（各委員の評定理由）</p> <p>○ 退職手当金支給にかかる平均処理期間については、計画を大きく上回る短縮を図っている。</p> <p>○ 電子届出システムを利用している共済契約者に対するアンケート調査結果において、88%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ており、評価できる。</p>	
<p>【評価の視点】</p> <p>○ 請求書受付日から退職手当金の振込日までの所要期間について中期計画を達成して</p>	<p>【実績：○】</p> <p>・ 上記【数値目標①】のとおり中期計画を大幅に短縮して達成した。</p>				

<p>いるか。</p> <p>なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じた場合は、当該事情を考慮する。</p> <p>○ 共済契約者の事務担当者に対する実務研修会等において、制度内容の周知と適正な手続きに関する指導に努めているか。</p> <p>○ 必要に応じて共済契約者を直接訪問して個別指導を行っているか。</p> <p>○ 提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減しているか。</p> <p>○ 電子届出システムについて、システム改善や操作性向上を図り、利用者アンケート調査で、70%以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答が得られているか。</p> <p>○ 業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施するほか、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行っているか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 40都道府県において延べ55回開催された実務研修会に職員を派遣し、掛金届や請求書等の作成上の留意点等について指導し、手続きの適正化に努めるとともに、制度内容の周知を図った。 ※ 業務実績P66【利用者への制度内容の周知等】#72参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定介護保険施設等を経営する共済契約者を中心に直接訪問し、事務取扱いの指導等を行うなど、事務手続きの適正化を図るとともに、施設の実情等を調査するなど顧客サービスの向上に努めた。 ※ 業務実績P66【利用者への制度内容の周知等】#72参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の事務負担軽減のため、電子届出システムの利用促進及び利便性の向上を図るとともに、次のとおり同システムに係る利用案内及び操作説明会等を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 電子届出システムの利用案内のリーフレットを作成し、システム未利用の共済契約者（4,039法人）へ送付した。 ② 40都道府県で開催された共済契約者の事務担当者に対する実務研修会でシステムの操作デモを実施した。 ③ 7都道府県で開催したWAMNET操作説明会にあわせて電子届出システム操作説明会を開催し、実際にパソコンを用いた操作説明会を行った。 これらにより、新たに869法人がシステムの利用登録を行い、平成22年度のシステム利用率は79%となり平成21年度の75%から増加し、利用者の事務負担軽減が図られるとともに、機構における事務の効率化も図ることができた。 ※ 業務実績P67【提出書類の電子届出化等】#74参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記【数値目標②】のとおり年度計画を達成した。 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年2月に業務委託先を対象とした事務打合せ会を実施し、事務処理の円滑・適正な実施に向けて意見交換を行った。 また、意見交換に加え、事務打合せ会の前に業務委託先に対して実施した①個人情報の取扱、②退職手当金請求書・被共済職員退職届の取扱に関するアンケート調査結果から抽出された課題を踏まえ、業務委託先におけるガバナンスの強化及び業務委託先における退職金給付にかかる事務処理期間の短縮に関して協力を要請した。 ※ 業務実績P67【業務指導等の強化】#75参照 	
---	--	--

<p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 利用者の事務負担の軽減に大きく寄与している電子届出システムについて、毎年度、電子届出システムを活用した利用者アンケートの集計・分析の結果を踏まえ、現行の電子届出システムの機能追加などの改善等を行い、利用促進及び利便性の向上策を実施している。 これにより、利用者の事務負担の軽減を図るとともに、機構における事務の効率化も実現している。	
--	---	--

中 期 目 標	中 期 計 画	2 1 年 度 計 画	2 1 年 度 業 務 実 績
---------	---------	-------------	-----------------

<p>8 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、19年度末の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。</p>	<p>8 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>8 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。 (参考)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">平成21事業年度</th> </tr> <tr> <td>新規加入者数</td> <td style="text-align: right;">1,034人</td> </tr> <tr> <td>新規年金受給者数</td> <td style="text-align: right;">2,362人</td> </tr> <tr> <td>保険対象加入者数</td> <td style="text-align: right;">81,856人</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金支払対象障害者数</td> <td style="text-align: right;">48,147人</td> </tr> <tr> <td>死亡・障害保険金額</td> <td style="text-align: right;">8,337,900千円</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金額</td> <td style="text-align: right;">12,063,132千円</td> </tr> </table>	区 分	平成21事業年度	新規加入者数	1,034人	新規年金受給者数	2,362人	保険対象加入者数	81,856人	年金給付保険金支払対象障害者数	48,147人	死亡・障害保険金額	8,337,900千円	年金給付保険金額	12,063,132千円	<p>8 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p> <p>なお、当該事業における新規加入者数その他の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">平成21事業年度</th> </tr> <tr> <td>新規加入者数</td> <td style="text-align: right;">396人</td> </tr> <tr> <td>新規年金受給者数</td> <td style="text-align: right;">2,161人</td> </tr> <tr> <td>保険対象加入者数</td> <td style="text-align: right;">85,225人</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金支払対象障害者数</td> <td style="text-align: right;">48,006人</td> </tr> <tr> <td>死亡・障害保険金額</td> <td style="text-align: right;">7,647,800千円</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金額</td> <td style="text-align: right;">11,731,000千円</td> </tr> </table>	区 分	平成21事業年度	新規加入者数	396人	新規年金受給者数	2,161人	保険対象加入者数	85,225人	年金給付保険金支払対象障害者数	48,006人	死亡・障害保険金額	7,647,800千円	年金給付保険金額	11,731,000千円
区 分	平成21事業年度																														
新規加入者数	1,034人																														
新規年金受給者数	2,362人																														
保険対象加入者数	81,856人																														
年金給付保険金支払対象障害者数	48,147人																														
死亡・障害保険金額	8,337,900千円																														
年金給付保険金額	12,063,132千円																														
区 分	平成21事業年度																														
新規加入者数	396人																														
新規年金受給者数	2,161人																														
保険対象加入者数	85,225人																														
年金給付保険金支払対象障害者数	48,006人																														
死亡・障害保険金額	7,647,800千円																														
年金給付保険金額	11,731,000千円																														

<p>(1) 財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。</p> <p>なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。</p>	<p>(1) 財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。</p> <p>なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。</p>	<p>(1) 財政状況の検証 平成20年度の決算を踏まえ、財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、①地方公共団体に対しては、事務担当者会議において報告、②加入者等に対しては、ホームページで公表、③障害者関係団体（親の会等）に対しては、情報提供を行う。</p> <p>また、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出を行う。</p>	<p>【財務状況の検証と公表】#76 ○ 平成21年9月14日に財務状況検討会を開催し、同検討会の報告書を取りまとめ、以下のとおり関係者への報告及び情報の公表等を行った。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">平成21年9月25日</td> <td>厚生労働省へ報告</td> </tr> <tr> <td>平成21年9月29日</td> <td>都道府県・指定都市へ報告書を送付</td> </tr> <tr> <td>平成21年10月1日</td> <td>機構のホームページで公表</td> </tr> <tr> <td>平成21年10月21日 平成21年10月28日</td> <td>障害者関係団体（全日本手をつなぐ育成会、全国重症心身障害児（者）を守る会）に説明</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">《添付資料：29》</p>	平成21年9月25日	厚生労働省へ報告	平成21年9月29日	都道府県・指定都市へ報告書を送付	平成21年10月1日	機構のホームページで公表	平成21年10月21日 平成21年10月28日	障害者関係団体（全日本手をつなぐ育成会、全国重症心身障害児（者）を守る会）に説明
平成21年9月25日	厚生労働省へ報告										
平成21年9月29日	都道府県・指定都市へ報告書を送付										
平成21年10月1日	機構のホームページで公表										
平成21年10月21日 平成21年10月28日	障害者関係団体（全日本手をつなぐ育成会、全国重症心身障害児（者）を守る会）に説明										

中 期 目 標	中 期 計 画	2 1 年 度 計 画	2 1 年 度 業 務 実 績
---------	---------	-------------	-----------------

<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方 扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこと。</p> <p>② 運用の目標 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するため、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。 各年度において、各資産ごとに各々のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。</p>	<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方 扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。 このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、扶養保険資金の運用を行う。</p> <p>② 運用の目標 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するため、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。 また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。</p>	<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方 扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。 このため、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定した分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）に基づき、扶養保険資金の運用を行う。</p> <p>② 運用の目標 ア 基本ポートフォリオに基づきリバランスを行い、これを適切に管理する。 イ 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努める。</p>	<p>【運用の基本的考え方】#77 ○ 心身障害者扶養保険資産運用委員会（以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で、平成20年4月1日に策定した分散投資を基本とする長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）に基づき、運用を行った。 ≪添付資料：30≫</p> <p>【運用の目標】#78 ○ 毎月の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、資産構成割合があらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理した。</p> <p>【運用受託機関の選定、管理及び評価】#79 ○ 運用受託機関の管理は、運用コンサルティング会社を活用するとともに、選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保のため、各運用受託機関ごとに提示した運用方法等に係るガイドラインの遵守が確保されているかを四半期毎の定期ミーティングにおいて報告を受けるなどの方法により行った。</p> <p>【各資産ごとの対ベンチマーク収益率との差】#80 ○ 平成21年度のベンチマーク収益率との差は、外国株式の影響を受けて▲1.65%となったところであるが、運用利回りについては、厚生労働大臣が別途指示する運用利回り2.8%を上回る5.70%の運用実績を確保することができ、前年度（▲5.89%）より大幅に改善した。 [平成21年4月～平成22年3月（年率）]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>ベンチマーク収益率</th> <th>運用実績</th> <th>ベンチマーク差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">有 価 証 券</td> <td rowspan="2">国内</td> <td>債券</td> <td>2.04%</td> <td>1.92%</td> <td>▲0.12%</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>28.47%</td> <td>28.47%</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外国</td> <td>債券</td> <td>0.18%</td> <td>0.03%</td> <td>▲0.15%</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>46.75%</td> <td>45.13%</td> <td>▲1.63%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">短 期 資 産</td> <td>0.08%</td> <td>0.18%</td> <td>0.11%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>7.35%</td> <td>5.70%</td> <td>▲1.65%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">≪添付資料：31≫</p>	区 分		ベンチマーク収益率	運用実績	ベンチマーク差	有 価 証 券	国内	債券	2.04%	1.92%	▲0.12%	株式	28.47%	28.47%	0.00%	外国	債券	0.18%	0.03%	▲0.15%	株式	46.75%	45.13%	▲1.63%	短 期 資 産		0.08%	0.18%	0.11%	合 計		7.35%	5.70%	▲1.65%
区 分		ベンチマーク収益率	運用実績	ベンチマーク差																																	
有 価 証 券	国内	債券	2.04%	1.92%	▲0.12%																																
		株式	28.47%	28.47%	0.00%																																
	外国	債券	0.18%	0.03%	▲0.15%																																
		株式	46.75%	45.13%	▲1.63%																																
短 期 資 産		0.08%	0.18%	0.11%																																	
合 計		7.35%	5.70%	▲1.65%																																	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績										
<p>ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いること。</p> <p>③ 運用におけるリスク管理 扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。</p> <p>④ 年金給付のための流動性の確保 扶養保険事業の財政見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要流動性（現金等）を確保すること。</p> <p>⑤ 運用に関する基本方針の策定 扶養保険資金の運用について、基本方針を策定すること。</p> <p>⑥ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように策定することとし、その際、以下の点に留意すること。 ・ 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。</p>	<p>ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いる。</p> <p>③ 運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。</p> <p>④ 年金給付のための流動性の確保 年金給付等に必要流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。</p> <p>⑤ 運用に関する基本方針の策定及び定期的見直し 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</p> <p>⑥ 基本ポートフォリオの基本的考え方 資産運用委員会の議を経た上で策定される基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように策定することとする。 その際、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資</p>	<p>ウ ベンチマークについては、中期計画の条件を満たす適切な市場指標を用いる。</p> <p>③ 運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う各種リスクの管理を行う。</p> <p>④ 年金給付のための流動性の確保 年金給付等に必要流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。</p> <p>⑤ 運用に関する基本方針の定期的見直し 扶養保険資金の運用に関する基本方針の見直しについて資産運用委員会で検討し、必要があると認められるときは、速やかに見直しを行い、公表する。</p>	<p>【評価ベンチマークの設定】#81</p> <p>○ 適切な市場指標として、市場を反映した構成、投資可能な有価証券による構成、及びその指標の詳細が開示されていることに加え、データが連続して利用可能なこと、データの正確性・利便性等の要件を勘案して、次のとおり昨年度設定した評価ベンチマークを引き続き用いた。</p> <table border="1" data-bbox="1852 417 2881 800"> <tr> <td>国内債券</td> <td>NOMURA-BPI（総合）</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>TOPIX（配当込み）</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）・KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）</td> </tr> <tr> <td>短期資産</td> <td>有担保コールレート（翌日物）</td> </tr> </table> <p>【運用におけるリスク管理】#82</p> <p>○ 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。 また、各資産ごとに、各資産のベンチマークの相対リスクの推移等を運用コンサルティング会社を活用して、把握・分析し、リスク管理を行った。</p> <p>【年金給付のための流動性の確保】#83</p> <p>○ 年金給付の支出のため、流動性（現金）のある口座（決済用普通預金）においては、必要最小限度で資金を管理した。</p> <p>【運用に関する基本方針の策定及び定期的見直し】#84</p> <p>○ 資産運用委員会の議を経た上で昨年度策定した運用に関する基本方針については、引き続きホームページで公表した。</p> <p>○ なお、運用に関する基本方針の見直しについては、平成21年9月の資産運用委員会で検討を行った結果、その必要はないとの結論を得た。</p> <p style="text-align: right;">《添付資料：32》</p>	国内債券	NOMURA-BPI（総合）	国内株式	TOPIX（配当込み）	外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）	外国株式	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）・KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）	短期資産	有担保コールレート（翌日物）
国内債券	NOMURA-BPI（総合）												
国内株式	TOPIX（配当込み）												
外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）												
外国株式	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）・KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）												
短期資産	有担保コールレート（翌日物）												

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
------	------	--------	----------

<p>・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。</p> <p>・ 扶養保険事業の財政の安定化の観点から、変動リスクを一定範囲に抑える資産構成とすること。その際、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。</p> <p>⑦ 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。</p>	<p>産構成とし、扶養保険事業の財政の安定化の観点から変動リスクを一定範囲に抑える。</p> <p>併せて、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制する。</p> <p>⑦ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とする。</p> <p>扶養保険事業の短期資金需要等に配慮して、基本ポートフォリオを次のとおり定める。また、各資産に固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオにおける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、乖離許容幅を次のとおり設定する。</p> <table border="1" data-bbox="765 1129 1219 1423"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本 ポ-トフォリ</th> <th>乖離 許容幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>71.6%</td> <td>±8%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>短期資産</td> <td>5.0%</td> <td>±4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(目標収益率3.20%、標準偏差5.05%)</p> <p>⑧ 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。</p>	区 分	基本 ポ-トフォリ	乖離 許容幅	国内債券	71.6%	±8%	国内株式	7.8%	±5%	外国債券	7.8%	±5%	外国株式	7.8%	±5%	短期資産	5.0%	±4%	<p>⑥ 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、平成21年度中に1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。</p> <p>(参考)平成20年度に策定された基本ポートフォリオ及び設定された</p>	<p>【基本ポートフォリオの見直し】#85</p> <p>○ 基本ポートフォリオの検証に当たっては、各資産の期待リターン、リスク及び相関係数を対象に直近データを加えることにより、策定時のものと乖離が生じていないかについて、平成21年9月の資産運用委員会で検証を行い、基本ポートフォリオについては、見直しには及ばないとの結論を得た。</p>
区 分	基本 ポ-トフォリ	乖離 許容幅																			
国内債券	71.6%	±8%																			
国内株式	7.8%	±5%																			
外国債券	7.8%	±5%																			
外国株式	7.8%	±5%																			
短期資産	5.0%	±4%																			

中 期 目 標	中 期 計 画	2 1 年 度 計 画	2 1 年 度 業 務 実 績
---------	---------	-------------	-----------------

<p>⑧ リスク管理の徹底</p> <p>基本ポートフォリオ管理を適切に行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関のリスク管理を行うこと。</p>	<p>⑨ 基本ポートフォリオの管理及びその他のリスク管理</p> <p>基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関について、以下の方法によりリスク管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産全体 <p>資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、必要な措置を講じる。</p> ・ 各資産 <p>市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、金融・資本市場のグローバル化、緊密化の進展を踏まえ、ソブリン・リスク（外国政府の債務に投資するリスク）についても注視する。</p> ・ 各運用受託機関 <p>運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。</p> 	<p style="text-align: center;">乖離許容幅</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">基本 ポ ー ト フ ォ リ オ</th> <th style="text-align: center;">乖 離 許 容 幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国内債券</td> <td style="text-align: center;">71.6%</td> <td style="text-align: center;">±8%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国内株式</td> <td style="text-align: center;">7.8%</td> <td style="text-align: center;">±5%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">外国債券</td> <td style="text-align: center;">7.8%</td> <td style="text-align: center;">±5%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">外国株式</td> <td style="text-align: center;">7.8%</td> <td style="text-align: center;">±5%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">短期資産</td> <td style="text-align: center;">5.0%</td> <td style="text-align: center;">±4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑦ 基本ポートフォリオの管理及びその他のリスク管理</p> <p>基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関について、以下の方法によりリスク管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産全体 <p>資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、問題がある場合には適切な措置を講じる。</p> ・ 各資産 <p>各資産における管理すべき市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を把握し適切に管理する。また、ソブリン・リスクについても注視する。</p> ・ 各運用受託機関及び各資産管理機関 <p>運用受託機関及び資産管理機関に対し運用及び資産管理に関するガイドラインを示し、機関の運用状況及びリスク負担の状況を把握</p> 	区 分	基本 ポ ー ト フ ォ リ オ	乖 離 許 容 幅	国内債券	71.6%	±8%	国内株式	7.8%	±5%	外国債券	7.8%	±5%	外国株式	7.8%	±5%	短期資産	5.0%	±4%	<p>【乖離状況の把握等】#86</p> <p>○ 毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理した（リバランスは行っていない）。</p> <p>【資産全体のリスク管理】#87</p> <p>○ リスク管理においては、運用コンサルティング会社を活用し、資産全体に係るリスク及びトラッキングエラーの値の推移の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断している。</p> <p>毎月、資産全体のリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認した結果、特に問題ないことを確認した。</p> <p>【各資産のリスク管理】#88</p> <p>○ リスク管理においては、運用コンサルティング会社を活用し、各資産におけるリスク及びトラッキングエラーの値の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断している。</p> <p>毎月、各資産のリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認した結果、特に問題ないことを確認した。</p> <p>【各運用受託機関及び各資産管理機関】#89</p> <p>○ 運用受託機関及び資産管理機関に対し示した運用及び資産管理に関するガイドラインにより、月次報告及び定期ミーティング等の機会に機関の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、問題のないことを確認した。</p>
区 分	基本 ポ ー ト フ ォ リ オ	乖 離 許 容 幅																			
国内債券	71.6%	±8%																			
国内株式	7.8%	±5%																			
外国債券	7.8%	±5%																			
外国株式	7.8%	±5%																			
短期資産	5.0%	±4%																			

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>⑨ 運用手法 長期保有を前提としたインデックス運用等のパッシブ運用を中心とすること。</p> <p>⑩ 企業経営等を与える影響への考慮 企業経営等を与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。また、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使などの適切な対応を行うこと。</p> <p>⑪ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。</p>	<p>また、運用受託機関の信用リスクを管理するほか、運用体制の変更等に注意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各資産管理機関 資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。 <p>また、資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。</p> <p>⑩ 運用手法 各資産ともパッシブ運用を中心とする。</p> <p>⑪ 企業経営等を与える影響への考慮 企業経営等を与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。</p> <p>⑫ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。</p>	<p>し、適切に管理する。</p> <p>また、運用受託機関及び資産管理機関の信用リスクを管理するほか、運用体制及び資産管理体制の変更等に注意する。</p> <p>⑧ 運用手法 各資産ともパッシブ運用を中心とする。</p> <p>⑨ 企業経営等を与える影響への考慮 企業経営等を与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。</p> <p>⑩ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 平成20年度の生命保険会社の決算報告等により各社の運用実績等を把握し、その内容を内部検証するとともに、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において確認等の検証を行う。</p>	<p>【運用手法】#90 ○ 各資産ともパッシブ運用を実施した。</p> <p>【企業経営等を与える影響への考慮】#91 ○ 企業経営等を与える影響を考慮し、株式運用については、運用受託機関に対して個別銘柄の指図は行わなかった。</p> <p>【扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証】#92 ○ 生命保険会社の決算に係る経営指標等を整理し、運用実績等の分析方法や着眼点等について、コンサルタントと意見交換を行った。また、意見調整事項を踏まえ、提出された決算書を基に平成20年度決算を分析し検証するとともに、財務状況検討会での資料として提出し、同検討会において確認等の検証を行った。</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績						
<p>(3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図ること。</p>	<p>(3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議を開催する。</p>	<p>(3) 事務処理の適切な実施 事務担当者会議を2か所で開催し、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。</p>	<p>【事務担当者会議の開催】#93</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体事務担当者会議に向けて、地方公共団体の意見、要望等を反映させるためのアンケート調査を行った。アンケート調査の意見、要望等を踏まえ、事務担当者会議を開催し、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底を図るなど、地方公共団体との連携に努めた。 ○ 平成21年度計画においては、2か所で開催する予定であったが、上期に行ったアンケート調査の結果、1か所（1回）での開催を希望する意見が多く見受けられたことから、経費節減及び効率性の観点から1か所で開催した。 <table border="1" data-bbox="1852 604 2861 705"> <thead> <tr> <th data-bbox="1852 604 2190 646">開催日</th> <th data-bbox="2190 604 2457 646">開催場所</th> <th data-bbox="2457 604 2861 646">参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1852 646 2190 705">平成21年12月4日</td> <td data-bbox="2190 646 2457 705">東京都</td> <td data-bbox="2457 646 2861 705">67人（63都道府県市）</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者サービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の特殊性を踏まえ、事務処理等の実態の把握、改善のため、事業の実施主体である地方公共団体等を訪問し、意見交換、情報交換等を行った。（愛媛県：平成22年2月19日、岡山県・岡山市：平成22年2月26日） ○ また、平成22年4月の保険法（平成20年6月6日法律第56号）施行に合わせて重要事項説明書等の見直しを行い、様式の改定を行った。 ○ 平成22年3月に加入者、年金管理者及び年金受給者への制度周知のため、事業の実施主体である地方公共団体からの意見、要望等を踏まえたパンフレットを作成し、地方公共団体に送付し加入者等へ配布するよう依頼した。 	開催日	開催場所	参加者	平成21年12月4日	東京都	67人（63都道府県市）
開催日	開催場所	参加者							
平成21年12月4日	東京都	67人（63都道府県市）							

評価の視点等	自己評価	B	評価項目12	評 定	B
	<p>扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、平成20年度の決算を踏まえ、外部有識者からなる財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、障害者関係団体、加入者等に公表した。</p> <p>扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、外部有識者からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定した基本ポートフォリオに基づき、運用を実施することができた。運用利回りについては、厚生労働大臣が別途指示する運用利回り2.8%を上回る5.70%の運用実績を確保することができ、前年度（▲5.89%）より大幅に改善したことに伴い、平成21年度末における繰越欠損金も前年度より圧縮することができた。</p> <p>また、保険法の施行（平成22年4月）を踏まえ、保険法の趣旨である顧客保護の視点に立ち、重要事項説明書等の見直しを行い、様式の改定を行うことにより、利用者サービスの向上を図ることができた。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>当該事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、平成20年度の決算を踏まえ、外部有識者からなる財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、障害者関係団体、加入者等に公表している。</p> <p>心身障害者扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、外部有識者からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定した基本ポートフォリオに基づき運用している。</p> <p>運用実績については、厚生労働大臣が別途指示する運用利回り2.80%を上回る5.70%となり、前年度（▲5.89%）より大幅に改善している。その結果、平成21年度末における繰越欠損金については、前年度（112億円）より16億円縮減し96億円となっている。</p> <p>また、繰越欠損金の解消については、外的要因による影響が大きいが、当委員会としては、福祉医療機構においても、引き続き、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施することで着実に解消を図っていくことを求める。</p>	
<p>【数値目標】</p> <p>① 各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。</p> <p>② 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</p> <p>③ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。</p> <p>④ 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p>	<p>① 平成21年度のベンチマーク収益率との差は、外国株式の影響を受けて▲1.65%となったところであるが、運用利回りについては、厚生労働大臣が別途指示する運用利回り2.8%を上回る5.70%の運用実績を確保することができ、前年度（▲5.89%）より大幅に改善した。 ※ 業務実績P72【各資産ごとの対ベンチマーク収益率との差】#80参照</p> <p>② 資産運用委員会の議を経た上で昨年度策定した運用に関する基本方針については、引き続きホームページで公表した。</p> <p>② なお、運用に関する基本方針については、平成21年9月の資産運用委員会で検討を行った（基本方針の見直しは行っていない）。 ※ 業務実績P73【運用に関する基本方針の策定及び定期的見直し】#84参照</p> <p>③ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、平成21年9月の資産運用委員会で検証を行った。 ※ 業務実績P74【基本ポートフォリオの見直し】#85参照</p> <p>④ 毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理した。 ※ 業務実績P75【乖離状況の把握等】#86参照</p>			<p>（各委員の評定理由）</p> <p>○ ベンチマーク収益率との比較では、若干、実績は下回っているものの、運用等については適正に行われている。</p> <p>○ 平成21年度末における繰越欠損金については、前年度（112億円）より16億円圧縮したものの96億円が計上されている。</p> <p>○ 繰越欠損金が計上されているものの、現在、出来る最大限の対処を図っている。</p> <p>（その他意見）</p> <p>○ 心身障害者扶養保険資金の運用については、外的要因によるリスクが大きい。</p>	

<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表しているか。 ○ 長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定し、扶養保険資金の運用を行っているか。 ○ 基本ポートフォリオは、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するよう定めているか。 ○ 基本ポートフォリオを適切に管理しているか。 ○ 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施しているか。 ○ 各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めているか。 ○ 中期目標期間において、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保しているか。 ○ ベンチマークについては、市場を反映した構成であること等の条件を満たす適切な市場指標を用いているか。 	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年9月に外部有識者からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会を開催し、平成20年度決算に基づく扶養保険事業の財務状況の検証及び将来予測に関する報告書を取りまとめ、厚生労働省、都道府県・指定都市に報告するとともに、障害者関係団体への説明、機構のホームページでの公開を実施した。 ※ 業務実績P71【財務状況の検証と公表】#76参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産運用委員会の議を経た上で策定した基本ポートフォリオに基づき、扶養保険資金の運用を行った。 ※ 業務実績P72【運用の基本的考え方】#77参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本ポートフォリオを、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りである2.8%を長期的に確保するよう資産運用委員会の議を経た上で平成20年4月1日に定めた。 ※ 業務実績P72【運用の基本的考え方】#77参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、基本ポートフォリオを適切に管理した。 ※ 業務実績P72【運用の目標】#78参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運用受託機関の選定に当たっては、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制について精査し、運用実績、運用委託手数料を含む総合評価の結果を踏まえ選定し、平成20年4月1日に運用受託機関2社と金銭信託契約を締結した。 また、運用受託機関の管理は、運用コンサルティング会社を活用するとともに、選定時の投資方針等の維持、法令順守の確保のため、各運用受託機関ごとに運用方針等にかかるガイドラインを提示し、その順守が確保されているかを四半期毎の定期ミーティングにおいて報告を受けるなどの方法により行った。 ※ 業務実績P72【運用受託機関の選定、管理及び評価】#79参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ベンチマークについては、適切な市場指標として、市場を反映した構成、投資可能な有価証券による構成、及びその指標の詳細が開示されていることに加え、データが連続して利用可能なこと、データの正確性・利便性等の要件を勘案して昨年度設定した評価ベンチマークを引き続き用いた。 	
---	--	--

国内債券	NOMURA-BPI（総合）
国内株式	TOPIX（配当込み）
外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）
外国株式	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）・KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）
短期資産	有担保コールレート（翌日物）

※ 業務実績P73【評価ベンチマークの設定】#81参照

○ 扶養保険資金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行っているか。

[実績：○]

- ・ 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。
また、各資産ごとに各資産のベンチマークの相対リスクの推移等を運用コンサルティング会社を活用し、把握・分析を行い、リスク管理を行った。
※ 業務実績P73【運用におけるリスク管理】#82参照

○ 年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行っているか。

[実績：○]

- ・ 年金給付のための流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を行うために、年度期首の短期資産を平成21年度所要見込額と同額とした。
※ 業務実績P71【年金給付のための流動性の確保】#83参照

○ 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表しているか。

[実績：○]

- ・ 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。

○ 運用に関する基本方針について、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行っているか。

○ 基本ポートフォリオは、中期目標で示された留意点を踏まえ、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように適切に策定しているか。

[実績：○]

- ・ 基本ポートフォリオ策定に当たっては、中期目標で示された留意点を踏まえ、扶養保険事業の数理上の前提との整合性に留意して、運用コンサルティング会社を活用し、資産運用委員会の議を経た上で平成20年4月1日に策定した。

○ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直しているか。

[実績：○]

- ・ 上記【数値目標③】のとおり中期計画を達成した。

○ 資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。

[実績：○]

- ・ 上記【数値目標④】のとおり中期計画を達成した。

<p>○ 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、問題がある場合には必要な措置を講じているか。</p> <p>○ 各資産ごとに市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理しているか。</p> <p>○ ソブリン・リスク（外国政府の債務に投資するリスク）についても注視しているか。</p> <p>○ 運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理しているか。</p> <p>○ 運用受託機関の信用リスクを管理しているか。</p> <p>○ 資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理しているか。</p> <p>○ 資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意しているか。</p> <p>○ 各資産ともパッシブ運用を中心としているか。</p> <p>○ 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行っていないか。</p> <p>○ 株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ね、運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要</p>	<p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産全体のリスク管理においては、運用コンサルティング会社を活用し、資産全体にかかるリスク及びトラッキングエラーの値の推移の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断した。 毎月、資産全体のリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認した結果、特に問題ないことを確認した。 ※ 業務実績P75【資産全体のリスク管理】#87参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 各資産ごとのリスク管理においては、運用コンサルティング会社を活用し、各資産ごとの市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を分析把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断している。 毎月、各資産のリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認した結果、特に問題ないことを確認した。 ※ 業務実績P75【各資産のリスク管理】#88参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ソブリン・リスクについても運用コンサルティング会社を活用し注視した。 ※ 業務実績P75【各資産のリスク管理】#88参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用受託機関及び資産管理機関に対し、運用及び資産管理に関するガイドライン（ベンチマーク含む）を示し、月次報告及び定期ミーティング等の機会に機関の運用状況、リスク負担の状況及び信用リスクを把握し、問題のないことを確認した。 ※ 業務実績P75【各運用受託機関及び各資産管理機関】#89参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 各資産ともパッシブ運用を実施した。 ※ 業務実績P76【運用手法】#90参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用については、運用受託機関に対して個別銘柄の指図は行わなかった。 ※ 業務実績P76【企業経営等に与える影響への考慮】#91参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねた。運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主 	
--	---	--

<p>性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めているか。</p> <p>■ 資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。 （ii については事前に明らかにされているか。）（政・独委評価の視点）</p> <p>i 資金運用の実績</p> <p>ii 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」という。）</p> <p>■ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行っているか。</p> <p>○ 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう事務担当者会議を開催しているか。</p>	<p>利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めた。</p> <p>※ 業務実績P76【扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証】#92参照</p> <p>[実績：○] 資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P3「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：○] 資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P3「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 生命保険会社の決算に係る経営指標等を整理し、運用実績等の分析方法や着眼点等について、コンサルタントと意見交換を行った。また、意見調整事項を踏まえ、徴求した決算書を基に平成20年度決算を分析し検証するとともに、財務状況検討会での資料として提出し、同検討会において確認等の検証を行った。 ※ 業務実績P76【扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証】#92参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務担当者会議に向けて、地方公共団体の意見、要望等を反映させるためアンケート調査を行った。 平成21年12月、地方公共団体の意向を受けて、従来2か所で開催していたものを1か所で効率的に開催し、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底を図るなど、地方公共団体との連携に努めた。 利用者サービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の特殊性を踏まえ、事務処理等の実態の把握、改善のため、事業の実施主体である地方公共団体等を訪問し、意見交換、情報交換等を行った。 利用者サービスの向上を図る観点から、保険法施行に合わせて重要事項説明書等の見直しを行い、様式の改定を行った。 平成22年3月に加入者、年金管理者及び年金受給者への制度周知のため、事業の実施主体である地方公共団体からの意見、要望等を踏まえたパンフレットを作成し、地方公共団体 	
--	---	--

<p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>に送付し加入者等へ配布するよう依頼した。 ※ 業務実績P77【事務担当者会議の開催】#93参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、平成20年度の決算を踏まえ、外部有識者からなる財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果については、報告書に取りまとめ、厚生労働省及び事業の実施主体である地方公共団体へ報告している。 また、加入者等に対しては、報告書の内容を機構のホームページで公表し、障害者関係団体（親の会等）に対しては、直接訪問し、情報提供を行うとともに意見交換を行っている。 	
--	---	--

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>9 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>9 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>9 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>9 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p>
<p>(1) 福祉保健医療情報に対する国民のニーズの高度化とこれら情報の提供機関の多様化等に対応して、WAM NETの特長を最大限に活かすことができる事業への重点化を図るとともに、提供する情報の質の向上等に努めること。</p>	<p>(1) WAM NETの特長を最大限に活かすことができる介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業に重点化を図るとともに、提供する情報の質の向上に努める。</p>	<p>(1) WAM NETの特長を最大限に活かすことができる介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業について、介護報酬改定等の制度見直し及び社会情勢変化等へ迅速に対応するために介護事業者情報等の内容の充実を図るなど質の向上に努める。</p>	<p>【提供情報の質の向上】 #94 ○ 福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の質の向上については、次のとおり実施した。 ・ 平成21年4月の介護報酬改定に伴い、介護事業者情報において各都道府県の担当者と連絡調整を行い、適切にシステム改修を実施して内容(加算情報等)の充実を図った。 ・ 高齢者専用賃貸住宅情報へのリンク等介護住宅情報等の拡充を行った。 ・ WAM NETの保有するデータ等を利用した国の調査研究事業の成果を外部機関の協力を得てWAM NET上に掲載し、介護、障害福祉等に関する情報の充実を図った。 ・ 基金事業部と連携を図り、障害者就労支援事業の優良な取組みを実施している助成先を訪問取材して動画付きの記事を作成し、WAM NET内のはたらきパークのコーナーで紹介(情報提供)した。 ・ 経営支援室と連携を図り、医療経営情報のコーナーを立ち上げ、セミナー情報や会計に関する情報などをコラム形式で掲載した。 ・ 福祉医療関係者の業務の参考となるよう、WAM NETに掲載された介護事業者数の動向情報、また、WAM NETの事業者情報を利用し外部機関が実施した調査研究の成果物を研究成果として公開した。 ・ 国民の健康状態を表す指標として、「健康余命(健康で身体的な能力を發揮できると期待される寿命)」を都道府県別に算出するためのシステムの開発を行った。(算出結果は平成22年4月5日公開) ○ 利用者の利便性の向上を図るための機能の整備等について、次のとおり実施した。 ・ WAM NETトップページに目次情報及び簡易検索機能を設置した。 ・ 福祉医療政策の動向を踏まえ、診療報酬改定に関する情報を集約して、分かりやすく提供した。 ・ 新規掲載した行政資料については、メールマガジン機能を利用し、掲載日の翌日に利用登録機関へ配信するサービスを開始した。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画	2 1 年 度 計 画	2 1 年 度 業 務 実 績																										
	(2) 利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能の見直しを行い、中期目標期間中における年間アクセス件数を1,400万件以上、利用機関登録数を7,500万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度を90%以上とする。	(2) 利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能の見直しを行い、年間アクセス件数の増加に努めるとともに、利用機関登録数を7,200万件以上、アンケート調査における情報利用者の満足度の90%以上を確保する。	<p>【利用者数及び利用者満足度の向上】#95</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年間アクセス件数(※1)及びヒット件数(※2)、利用機関登録数並びに利用者の満足度指数については、次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間アクセス件数(ヒット件数)</th> <th>利用機関登録数</th> <th>満足度指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,412万件(2億1,610万件)</td> <td>80,583件</td> <td>90.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 アクセス件数：WAM NETトップページのアクセス数 ※2 ヒット件数：掲載情報の直接閲覧数</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構各業務及び都道府県を通じたパンフレットの配布やWAM NET操作説明会の開催等の利用促進策を実施した。 ○ また、事業報告書等の電子報告システムが本格稼働したことにより7,216法人が利用機関登録されたことから、利用機関登録数は年度計画を大幅に超えた。 ○ 利用機関数の更なる確保に向けた検討をするとともに、診療報酬改定などに関する情報をピックアップし、情報を集約するなどして提供するなどアクセス数の確保を図った。 <p style="text-align: right;">《添付資料：33,34》</p>	年間アクセス件数(ヒット件数)	利用機関登録数	満足度指数	1,412万件(2億1,610万件)	80,583件	90.3%																				
年間アクセス件数(ヒット件数)	利用機関登録数	満足度指数																											
1,412万件(2億1,610万件)	80,583件	90.3%																											
(2) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM NET基盤を活用すること。	(3) 国の福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM NET基盤を活用する。	(3) 国の福祉保健医療施策を支援するため、WAM NET基盤を活用した看護師等養成所報告管理システム等を適切に運用するとともに、機構業務の効率的実施を推進するため、WAM NET基盤を活用した電子申請の推進を図る。	<p>【WAM NET基盤の活用】#96</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 退職手当共済事業並びに福祉医療貸付事業の電子届出の利用に対し、迅速なユーザーIDの発行やシステム利用における問合せの対応を行い、電子申請の円滑な実施を推進した。 ○ 国の看護師等養成所報告管理システムにおける改修について、平成21年度の報告業務に支障が出ないよう積極的に協力・支援を行った。 																										
(3) WAM NET事業について、運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努めるほか、業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図ること。	(4) WAM NET事業について、運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努め、中期目標期間の最終事業年度において1,500万円以上の自己収入を確保するほか、業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図る。	(4) 現在実施しているバナー広告等により自己収入を確保する。 また、専用サイトについては利用料を徴収するなど、新たな自己収入の増加策について検討し、業務・システム最適化計画の実施に合わせて平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大を図る。	<p>【広告収入等の自己収入の拡大】#97</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>件 数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">福祉保健医療情報サービス事業収入</td> <td>バナー広告収入</td> <td>18件</td> <td>6,531千円</td> </tr> <tr> <td>介護ソフト等広告収入</td> <td>52件</td> <td>3,181千円</td> </tr> <tr> <td>福祉ビジネス広告収入</td> <td>12件</td> <td>1,008千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>82件</td> <td>10,720千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">受託収入(看護師等養成所報告管理システム収入)</td> <td>1件</td> <td>9,000千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>83件</td> <td>19,720千円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ ワムネットプラスにおいて民間企業とのタイアップによる新たな収入策について検討し、企業の特集コーナーを立ち上げ、新たな広告収入を確保した。(バナー広告収入：1,260千円) ○ WAM NETに係る自己収入の増加策について検討を行ってきたが、以下の理由から、利用料の徴収は適切でないとの結論を得た。なお、今後における自己収入の確保 	区 分		件 数	金 額	福祉保健医療情報サービス事業収入	バナー広告収入	18件	6,531千円	介護ソフト等広告収入	52件	3,181千円	福祉ビジネス広告収入	12件	1,008千円	計		82件	10,720千円	受託収入(看護師等養成所報告管理システム収入)		1件	9,000千円	合 計		83件	19,720千円
区 分		件 数	金 額																										
福祉保健医療情報サービス事業収入	バナー広告収入	18件	6,531千円																										
	介護ソフト等広告収入	52件	3,181千円																										
	福祉ビジネス広告収入	12件	1,008千円																										
計		82件	10,720千円																										
受託収入(看護師等養成所報告管理システム収入)		1件	9,000千円																										
合 計		83件	19,720千円																										
また、専用サイトについては利用料を徴収するなど、新たな自己収入の増加策について検討し、業務・システム最適化計画の実施に合わせて平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大に努めること。	また、専用サイトについては利用料を徴収するなど、新たな自己収入の増加策について検討し、業務・システム最適化計画の実施に合わせて平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大を図る。																												

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
			<p>策としては、本来の事業の目的に反しない範囲内において広告収入などを中心に可能な限りの収入の確保に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ WAM NETにおいて提供している行政情報や福祉、介護、医療サービス等に関わる事業者の情報は、地域で安心して暮らすことができる社会を構築していく上で、誰しもが必要とする公共性の高い情報であり、国民が等しくこれを利用できる必要があるが、これらの情報の利用について費用負担を求める場合には、経済的な余裕の有無によってその利用ができなくなる者が生じる恐れがあり、WAM NET事業の趣旨が損なわれることになりかねないこと。 ・ また、専用サイトの利用者に限って利用料を徴収することについても検討を行ったが、専用サイトは、会員登録された機関の情報発信・情報交換の場として活用いただいているものであり、登録者が情報を書き込むことによって成り立つ情報サイトであるため、利用料を徴収することにより利用機関登録者が減少することとなれば、同サイトを設置する意義が失われることが懸念されること。

評価の視点等	自己評定	A	評価項目13	評 定	A												
	<p>利用機関登録数については、事業報告書等の電子報告システムが本格稼働したことにより約7,200法人が利用機関登録を行うなど、平成21年度計画の目標72,000件を上回る80,583件を確保した。</p> <p>アクセス件数については、年度計画目標1,400万件を上回る1,412万件で、ヒット件数（掲載情報への直接閲覧数）については、前年度（20,831万件）を上回る21,610万件に増加していることから、利用者ニーズに十分対応している。</p> <p>また、介護関係、医療関係、障害関係の情報を都道府県や国と連携を図り最新の情報を迅速に提供し、更には福祉医療政策の動向を踏まえ、診療報酬改定に関する情報をピックアップし、情報を集約して、分かりやすく提供するなど利用者の利便性の向上を図ることにより満足度90.3%を確保した。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>当該事業においては、介護関係、医療関係、障害関係の情報を都道府県や国と連携を図り最新の情報を迅速に提供するとともに、福祉医療政策の動向を踏まえ、診療報酬改定に関する情報をピックアップし、情報を集約して、分かりやすく提供するなど、利用者の利便性の向上を図っている。</p> <p>利用機関登録数については80,583件となり、平成21年度計画の目標値72,000件を上回っている。</p> <p>アクセス件数については1,412万件となり、年度計画の目標値1,400万件を上回る実績をあげており、ヒット件数（掲載情報への直接閲覧数）についても、前年度（20,831万件）を上回る21,610万件に増加していることから、利用者ニーズに十分対応している。</p> <p>利用者の満足度については90.3%となり、平成18年度以降高水準を確保している。</p> <p>以上のように、提供する情報の質の向上を図ることにより、利用者の利便性の向上を実現しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p>													
<p>【数値目標】</p> <p>① 年間アクセス件数及び利用機関登録数及び利用者満足度については、次の数値目標を達成すること。</p> <table border="1" data-bbox="192 787 756 1060"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>21年度計画</th> <th>中期計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間アクセス件数</td> <td>1,400万件以上</td> <td>1,400万件以上</td> </tr> <tr> <td>利用機関登録数</td> <td>7.2万件以上</td> <td>7.5万件以上</td> </tr> <tr> <td>利用者の満足度※</td> <td>90%以上</td> <td>90%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ WAMNETの情報利用者に対して、意見・感想等を聴取するアンケート調査を実施し「満足」との回答数を集計</p> <p>② 中期目標期間の最終事業年度において1,500万円以上の自己収入を確保する。</p>	項目	21年度計画	中期計画	年間アクセス件数	1,400万件以上	1,400万件以上	利用機関登録数	7.2万件以上	7.5万件以上	利用者の満足度※	90%以上	90%以上	<p>① アクセス件数については、年度計画目標1,400万件を上回る1,412万件であり、ヒット件数（掲載情報への直接閲覧数）については、前年度（20,831万件）を上回る21,610万件に増加していることから、利用者ニーズに十分対応している。</p> <p>また、利用機関登録数については、年度計画目標7.2万件を上回る実績を確保した。</p> <p>さらに、利用者満足度については、情報を集約して、分かりやすく提供するなど利用者の利便性の向上を図ることにより、満足度が90.3%となり、平成18年度以降の高水準を確保した。</p> <p>※ 業務実績P85【利用者数及び利用者満足度の向上】#95参照</p> <p>② ワムネットプラスにおいて民間企業とのタイアップによる新たな収入策について検討し、企業の特集コーナーを立上げ、新たな広告収入等を含め自己収入として約1,100万円を確保した。</p> <p>※ 業務実績P85【広告収入等の自己収入の拡大】#97参照</p>			<p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報提供の質・量とも向上しており、利用者の利便性が高まっている。 ○ 介護事業者情報など、国民に有益な情報を提供している。このほか、障害者就労支援情報コーナーを設置し、写真や動画を活用し楽しい記事で紹介しているなど、障害者就労支援事業を行っている事業者の参考になるだけでなく、広く一般に障害者の就労に対する知識普及や理解促進に役立っている。 ○ 利用機関登録数、アクセス件数及び利用者満足度ともに数値目標を上回る実績をあげている。 ○ 新たな広告収入等を含め自己収入の確保に努めている。 	
項目	21年度計画	中期計画															
年間アクセス件数	1,400万件以上	1,400万件以上															
利用機関登録数	7.2万件以上	7.5万件以上															
利用者の満足度※	90%以上	90%以上															
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉保健医療情報に対する国民のニーズに対応し、介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業に重点化を図るとともに、質の向上に努めているか。 ○ 年間アクセス件数、利用機関登録数及び利用者満足度について、中期計画を達成しているか。 ○ 国の福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAMNET基盤を活用しているか。 	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県及び国と連携し、最新情報を迅速に提供するとともに、福祉医療政策の動向を踏まえ、介護事業者情報の内容の充実、診療報酬改定に関する情報等を分かりやすく提供、また、メールマガジン機能を利用した新着情報の配信など、利用者の利便性の向上を実現した。 ※ 業務実績P84「提供情報の質の向上」#94参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標①】のとおり年度計画を達成した。 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ WAMNET基盤を活用した看護師等養成所報告管理システム等を適切に運用するとともに、機構業務の効率的実施を推進するため、WAMNET基盤を活用した電子届出の利用拡充を図った。 ※ 業務実績P85「WAMNET基盤の活用」#96参照 			<p>（業務への提言）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該事業を運営するに当たっては、重複事業等の改善及び経費の更なる縮減を図る必要がある。 													

<p>○ 自己収入の確保について、広告収入等の自己収入の拡大に努め、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図っているか。</p> <p>○ 専用サイトについては利用料を徴収するなど、新たな自己収入の増加策について検討し、業務・システム最適化計画の実施に合わせて平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大を図っているか。</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>[実績：△]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度において、約1,100万円の自己収入を確保したが、中期目標期間の最終事業年度における目標額1,500万円の7割程度であるため△とした。 ※ 業務実績P85「広告収入等の自己収入の拡大」#97参照 <p>[実績：△]</p> <ul style="list-style-type: none"> WAM NET次期システムの構築については、「ハードウェア・ソフトウェア、ネットワーク、運用施設・設備」納入事業者の調達を平成21年10月に、「運用・保守」事業者の調達を平成22年3月に予定し、設計・開発を進めてきたが、独立行政法人の事業の見直し等の動きを踏まえ、「ハードウェア・ソフトウェア、ネットワーク、運用施設・設備」納入事業者及び「運用・保守」事業者の調達について一時中断とした。 平成22年度におけるWAM NETシステム運用・保守業務内容の見直しを行い、運用支援業務費を削減することとした。 <p>[実績：○]</p> <p>○ WAM NETに係る自己収入の増加策について検討を行ってきたが、以下の理由から、利用料の徴収は適切でないとの結論を得た。なお、今後における自己収入の確保策としては、本来の事業の目的に反しない範囲内において広告収入などを中心に可能な限りの収入の確保に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> WAM NETにおいて提供している行政情報や福祉、介護、医療サービス等に関わる事業者の情報は、地域で安心して暮らすことができる社会を構築していく上で、誰しが必要とする公共性の高い情報であり、国民が等しくこれを利用できる必要があるが、これらの情報の利用について費用負担を求める場合には、経済的な余裕の有無によってその利用ができなくなる者が生じる恐れがあり、WAM NET事業の趣旨が損なわれることになりかねないこと。 また、専用サイトの利用者に限って利用料を徴収することについても検討を行ったが、専用サイトは、会員登録された機関の情報発信・情報交換の場として活用いただいているものであり、登録者が情報を書き込むことによって成り立つ情報サイトであるため、利用料を徴収することにより利用機関登録者が減少することとなれば、同サイトを設置する意義が失われることが懸念されること。 ワムネットプラスにおいて民間企業とのタイアップによる新たな収入策について検討し、企業の特集コーナーを立上げ、新たな広告収入を確保した。 ※ 業務実績P85「広告収入等の自己収入の拡大」#97参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> WAM NETにおける提供する情報の質の向上を図るため、介護事業者情報、病院・診療所情報、障害福祉サービス事業者情報等については、都道府県及び国と連携し、最新情報を迅速に提供している。特に、平成21年4月の介護報酬改定に伴い、介護事業者情報において各都道府県と連絡調整を行い、適切にシステム改修を実施した。また、基金事業部と連携を図り、障害者就労支援事業の優良な取組みを動画付きで配信するとともに、経営支援室と連携を図り、社会福祉法人会計に関する情報などをコラム形式で掲載するなど、提供する情報の充実を図っている。さらに、メールマガジン機能を利用した新規掲載した行政資料の配信、WAM NETトップページの改善など利用者の利便性の向上を図っている。 	
---	--	--

中 期 目 標	中 期 計 画	2 1 年 度 計 画	2 1 年 度 業 務 実 績
---------	---------	-------------	-----------------

10 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度、船員保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。

10 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度、船員保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

10 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度、船員保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給者に対し、労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することや労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮し、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めるとともに、年金担保貸付事業と労災年金担保貸付事業を併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努める。

なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。

(参考)

○年金担保貸付事業

区 分		平成 21 事業年度
		千円
貸付契約額		189,600,000
資金交付額		189,600,000
原資	貸付回収金等 (うち財投機関債)	189,600,000 (34,000,000)

○労災年金担保貸付事業

区 分		平成 21 事業年度
		千円
貸付契約額		4,800,000
資金交付額		4,800,000
原資	貸付回収金等	4,800,000

10 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度、船員保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給者に対し、労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することや労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めた。

また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮し、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めるとともに、年金担保貸付事業と労災年金担保貸付事業を併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努めた。

なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資の実績は次のとおりである。

(実績)

○年金担保貸付事業

区 分		平成 21 事業年度
		千円
貸付契約額		186,753,230
資金交付額		186,753,230
原資	貸付回収金等 (うち財投機関債)	186,753,230 (33,998,000)

○労災年金担保貸付事業

区 分		平成 21 事業年度
		千円
貸付契約額		4,986,720
資金交付額		4,986,720
原資	貸付回収金等	4,986,720

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。</p>	<p>(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。</p>	<p>(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業を安定的かつ効率的に運営するため、業務運営コストを分析し、その適正化を図り、貸付金利に反映させる。</p>	<p>【利率設定方式の見直し】#98 ○ 平成21年度においては、業務運営コストを適切に貸付金利に反映するため、収支状況等の分析・検証を2か月毎、計5回実施した。</p> <p>○ 平成21年6月には、平成20年度決算、財投機関債の発行状況、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業の取扱い変更の実施時期の見直しなどを踏まえた金利検証を行い、貸付金利の引き下げを決定し適正化を図ったほか、平成21年10月には、上半期の貸付実績等に基づく検証により貸付金利の据置きを決定し、平成22年1月には、年金担保融資の取扱い変更による収支状況の影響を平成23年度まで検証した結果、貸付金利の引き下げを決定するなど、計3回見直しを実施した。 その結果、年金担保貸付事業において381百万円、労災年金担保貸付事業において7百万円の当期末処分利益を確保した。</p>
<p>(2) 業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うこと。</p> <p>また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講ずること。</p>	<p>(2) 業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うこと。</p> <p>また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講ずること。</p>	<p>(2) 業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うこと。</p> <p>また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和措置を講ずること。</p>	<p>【無理のない返済に配慮した審査等】#99 ○ 奇数月に支給される年金には、いわゆる「さかのぼり年金」が多く含まれており、利用者から当該年金からの回収中止について要望が多く寄せられたことから、平成21年7月より奇数月支給年金からの回収を中止した。</p> <p>○ 平成22年度から支給される年金給付に係る遅延特別加算金について厚生労働省と調整し、年金担保貸付利用者の当該加算金を奇数月に支給し、年金担保貸付の返済に充当しないこととした。</p> <p>○ 利用者にとって必要な資金の融資及び無理のない返済となるよう、関係機関との協議を重ね、平成22年2月から制度上の取扱い変更を実施した。 〔変更内容〕①資金の必要性等の確認強化 ②満額返済の廃止 ③返済回数の増加 ④貸付条件変更制度の導入 《添付資料：35》</p> <p>【返済条件の緩和措置等】#100 ○ 返済期間中やむを得ない事情により、生活困窮に陥った利用者について、既往借入者を含めて返済方法の変更を認める取扱いを平成22年2月から導入した。 《添付資料：35》</p>
<p>(3) 年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。</p>	<p>(3) ホームページ、リーフレット等により、年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図る。</p>	<p>(3) 年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、生活に無理のない借入れなどの注意を促すため、ホームページやリーフレット等による広報を行う。</p>	<p>【貸付制度の周知】#101 ○ 貸付制度の周知及び無理のない借入れなどの注意を促すため、リーフレットを上期分・下期分あわせて計145万部作成し、受託金融機関、社会保険事務所等に加え、新たに法テラス、日本クレジットカウンセリング協会、総務省相談課にも配布した。また、あわせて機構のホームページによる広報を行った。(平成21年10月)</p> <p>○ 平成22年2月の制度上の取扱い変更の周知を図るため、平成21年12月にプレス発表を行うとともに、機構ホームページによる広報を行った。 また、ポスター、チラシ及びリーフレットを作成し、受託金融機関、全国の社会福祉協議会、消費生活センター等に配布した。</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省より示された生活保護の適正化に関する方針に基づいて、昨年度に引き続き、生活保護受給中の者への年金担保貸付の利用制限の周知を図った。 《添付資料：36》 ○ 低所得者、多重債務者等への相談等を行う福祉関係、司法関係、消費者関係の団体に対して、制度を必要としている者への年金担保貸付制度の情報提供について協力依頼を行った。
	<p>(4) 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、更なる周知徹底に努める。</p>	<p>(4) 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、更なる周知徹底に努める。</p>	<p>【受託金融機関に対する事務取扱の周知徹底】#102</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応を図るために受託金融機関事務打合せ会議を開催した。平成21年度は、制度上の取扱い変更の内容を周知するため、10月から11月までの間に昨年度より回数を1回増やし全国7か所計9回開催した。 また、制度上の取扱い変更に係る問い合わせに対応するために、Q & Aを作成し配布した。 参加金融機関数：312機関（75.7%）（参考：受託金融機関412機関） ○ 受託金融機関事務打合せ会議については、承継年金住宅融資業務と合同で開催することにより、事務の効率化を図った。
<p>(4) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行うこと。</p>	<p>(5) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行う。</p>	<p>(5) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査方法等を行うとともに、借入申込みから貸付実行までの事務処理方法の問題点の洗い出しを行う。</p>	<p>【事務処理方法の問題点の洗い出し】#103</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 取扱い変更に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、借入申込みから貸付までの事務処理方法の問題点について検討し、金融機関とのFAX送信の回数を減らすなど事務処理方法の見直しを行った。

評価の視点等	自己評定	A	評価項目14	評 定	A
	<p>年金担保貸付制度を取り巻く環境は著しく変化しており、ごく一部の利用者においては、年金受給者が融資後の生活を考慮せずに年金担保融資を受け、この返済のため受給する年金の範囲内での生活費等を賄うことが困難となる者の存在など、本制度の本意としない事例が見受けられることが課題であった。</p> <p>この課題に対応するため、平成17年度に定額返済方式の導入、平成18年度に生活保護受給中の利用制限を実施したところであるが、平成21年度においては、更なる対応の強化を図るべく厚生労働省等関係機関と協議検討を重ねてきた。その結果、平成22年2月から、「資金の必要額等の確認強化」、「満額返済の廃止」、「返済回数の増加」及び「貸付条件変更制度の導入」などの制度変更を行い、利用される方にとって必要な資金が融通され無理のない返済となるような取扱いを開始したところである。</p> <p>また、貸付制度の周知を図るとともに、生活に無理のない借入れなどの注意を促すため、機構のホームページやリーフレット等による広報を実施した。</p> <p>さらに、独立行政法人整理合理化計画に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを適切に貸付金利に反映することにより当期末処分利益を確保し、安定的で効率的な業務運営を図ることができた。</p>			<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>当該事業については、平成22年2月から「資金の必要額等の確認強化」、「満額返済の廃止」、「返済回数の増加」及び「貸付条件変更制度の導入」などの制度変更を行い、利用される方にとって必要な資金が融通され無理のない返済となるよう配慮した取扱いを開始している。</p> <p>貸付制度の周知を図るとともに、生活に無理のない借入れなどの注意を促すため、福祉医療機構のホームページやリーフレット等による広報を実施している。</p> <p>独立行政法人整理合理化計画に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを適切に貸付金利に反映することにより当期末処分利益を確保し、安定的で効率的な業務運営を図っている。</p> <p>以上のように、年金受給者の生活の安定を支援しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p>	
<p>【評価の視点】</p> <p>○ 運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図っているか。</p> <p>○ 貸付金利に業務運営コストを適切に反映する利率の設定方式となっているか。</p> <p>○ 利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるように配慮した審査等を行っているか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人整理合理化計画に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを適切に貸付金利に反映し、当期末処分利益を確保した。 ※ 業務実績P90【利率設定方式の見直し】#98参照 平成21年6月には、平成20年度決算、財投機関債の発行状況、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業の取扱い変更の実施時期の見直しなどを踏まえた金利検証を行い、貸付金利の引き下げを決定し適正化を図ったほか、平成21年10月には、上半期の貸付実績等に基づく検証により貸付金利の据置きを決定し、平成22年1月には、年金担保融資の取扱い変更による収支状況の影響を平成23年度まで検証した結果、貸付金利の引き下げを決定するなど、計3回見直しを実施した。 平成21年度においては、業務運営コストを適切に貸付金利に反映するため、収支状況等の分析・検証を2か月毎、計5回実施した。 ※ 業務実績P90【利率設定方式の見直し】#98参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 奇数月に支給される年金には、いわゆる「さかのぼり年金」が多く含まれており、利用者から当該年金からの回収中止について要望が多く寄せられたことから、平成21年7月より奇数月支給年金からの回収を中止した。 平成22年度から支給される年金給付に係る遅延特別加算金について厚生労働省と調整し、年金担保貸付利用者の当該加算金を奇数月に支給し、年金担保貸付の返済に充当しないこととした。 			<p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年2月から、年金担保融資を利用される方にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるよう制度変更を行っている。 年金担保貸付に対する批判もあるとのことであるが、法人としては資金調達に努力し、健全な活用を行っている。 <p>(その他意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ごく一部の本制度の本意としない利用者を排除するために、代替の制度を用意することは難しいのではないか。 委員会で評価する観点よりも大きい見方だが、いわゆる資産の流動化の一つである制度と考えられ有効に活用したい。 	

<p>○ 貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じているか。</p> <p>○ 利用者に対し、ホームページ、リーフレット等による制度周知を図っているか。</p> <p>○ 受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、更なる周知徹底に努めているか。</p> <p>○ 借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者にとって必要な資金の融資及び無理のない返済となるよう、関係機関との協議を重ね、平成22年2月から下記の制度上の取扱い変更を実施した。 〔変更内容〕 ①資金の必要性等の確認強化 ②満額返済の廃止 ③返済回数の増加 ④貸付条件変更制度の導入 ※ 業務実績P90【無理のない返済に配慮した審査等】#99参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 返済期間中やむを得ない事情により、生活困窮に陥った利用者について、既往借入者を含めて返済方法の変更を認める貸付条件変更制度を平成22年2月から導入した。 ※ 業務実績P90【返済条件の緩和措置等】#100参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付制度の周知及び無理のない借入れなどの注意を促すため、リーフレットを上期分・下期分あわせて計145万部作成し、受託金融機関、社会保険事務所等に加え、新たに法テラス、日本クレジットカウンセリング協会、総務省相談課にも配布した。 また、あわせて機構のホームページによる広報を行った。（平成21年10月） ・ 平成22年2月の制度上の取扱い変更の周知を図るため、平成21年12月にプレス発表を行うとともに、機構ホームページによる広報を行った。 また、ポスター、チラシ及びリーフレットを作成し、受託金融機関、全国の社会福祉協議会、消費生活センター等に配布した。 ・ 低所得者、多重債務者等への相談等を行う福祉関係、司法関係、消費者関係の団体に対して、制度を必要としている者への年金担保貸付制度の情報提供について協力依頼を行った。 ・ 厚生労働省より示された生活保護の適正化に関する方針に基づいて、昨年度に引き続き、生活保護受給中の者への年金担保貸付の利用制限の周知を図った。 ※ 業務実績P90【貸付制度の周知】#101参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応を図るために受託金融機関事務打合せ会議を開催した。平成21年度は、制度上の取扱い変更の内容を周知するため、10月から11月までの間に昨年度より回数を1回増やし全国7か所計9回開催した。 また、制度上の取扱い変更に係る問い合わせに対応するために、Q&Aを作成し配布した。 参加金融機関数：312機関（75.7%）（参考：受託金融機関412機関） ・ 受託金融機関事務打ち合せ会議については、承継年金住宅融資等債権管理回収業務と合同で開催することにより、事務の効率化を図った。 ※ 業務実績P91【受託金融機関に対する事務取扱いの周知徹底】#102参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱い変更に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、借入申込から貸付までの事務処理方法の 	
---	--	--

<p>行っているか。 なお、年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加は考慮する。</p> <p>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>問題点について検討し、金融機関とのFAX送信の回数を減らすなど事務処理方法の見直しを行った。 ※ 業務実績P91【事務処理方法の問題点の洗い出し】#103参照</p> <p>[実績：○] 資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P3「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：○] 資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P3「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：○] 資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P3「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：○] ・ 利用者にとって必要な資金の融資及び無理のない返済となるよう、関係機関との協議を重ね、平成22年2月から制度上の取扱い変更を実施した。 [変更内容] ①資金の必要性等の確認強化 ②満額返済の廃止 ③返済回数の増加 ④貸付条件変更制度の導入</p> <p>・ さらに、返済期間中やむを得ない事情により、生活困窮に陥った利用者について、既往借入者を含めて返済方法の変更を認める取扱いを平成22年2月から導入した。</p>	
--	---	--

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>11 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務</p> <p>(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。</p> <p>① 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。</p>	<p>11 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務</p> <p>(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。</p> <p>① 必要に応じて関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。</p> <p>② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。</p> <p>③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p>	<p>11 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。</p> <p>① 転貸法人等貸付先の財務分析を年1回行うとともに、受託金融機関及び監督官庁との連携を図り、適切な債権管理及び着実な債権回収を行う。</p> <p>また、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、受託金融機関に対する指導を適切に行う。</p> <p>② 年金住宅融資等債権の貸付先について、債権分類を実施し、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行う。</p> <p>③ 転貸債権に係るローン保証会社について、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p>	<p>11 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務</p> <p>(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意して業務を実施した。</p> <p>【貸付先の財務分析】#104</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 転貸法人について、平成20年度決算書を徴求し、財務状況等の分析を行うとともに、必要に応じて個別の法人からヒアリングを行った。 ○ 住宅生活協同組合等については、受託金融機関からその現状についての報告及び決算書の提出を求め、財務状況等の分析を行った。 また、解散等が考えられる生協については、受託金融機関と債権譲渡等を検討した。 <p>【保証機関等の評価等】#105</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 連帯保証人の状況について受託金融機関から報告を求め、必要に応じて、受託金融機関に保証人の変更、追加等の債権保全措置を指示した。 ○ 全額債務保証を行っている金融機関について、財務諸表等を入手し、財務状況の分析及び評価を行い、保証履行能力等の評価を行った。 <p>【受託金融機関への指導強化】#106</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受託金融機関に対し、債権の管理・回収の留意点について周知を図るために、受託金融機関事務打合せ会議を開催した。平成21年度は、年金担保貸付に係る制度上の取扱い変更の内容を周知するため、10月から11月までの間に昨年度より回数を1回増やし全国7か所計9回開催した。 参加金融機関数：246機関（52.2%）（参考：受託金融機関471機関） ○ 受託金融機関事務打合せ会議については、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業と合同で開催することにより、事務の効率化を図った。 <p>【財務状況等を勘案した自己査定の実施】#107</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付金の自己査定基準に基づき、貸付先の財務状況等を勘案した債権分類を行い、貸倒引当金を適正に計上した。 <p>【保証履行能力の把握及び分析】#108</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 転貸債権に係るローン保証会社の財務諸表及び格付け（Moody's、S&P）により、各社の保証履行能力の把握及び分析を行い、保証履行能力を確認した。

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>② 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努めること。</p> <p>③ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。</p>	<p>④ 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。</p> <p>⑤ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。</p> <p>⑥ 転貸法人に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人による適切な債権回収を推進する。</p>	<p>④ 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。</p> <p>また、経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者及び災害の被災者等に関しては、返済条件の変更措置により、被保険者の生活の安定を支援しつつ、将来にわたる円滑な元金金の返済を確保する。なお、災害等の被災者に係る返済条件変更措置については、ホームページにより迅速に周知を図る。</p> <p>⑤ 長期延滞債権については、保証履行請求及び担保物件の処分等により早期の回収に努める。</p> <p>⑥ 転貸法人に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人による適切な債権回収を推進する。また、必要に応じて転貸法人に債権管理回収に係る指導専門員を派遣するとともに、年1回以上指導専門員の打合せを行い、転貸法人の債権管理に関する指導を適切に行う。</p>	<p>【適時的確な債権回収】#109</p> <p>○ 解散を予定している2貸付先に対して、関係行政機関及び受託金融機関との協議の上、機構債権の受託金融機関への債権譲渡により、債権回収を行った。（実績139百万円）</p> <p>【返済条件の変更措置の実施等】#110</p> <p>○ ローン返済困窮者に対する返済条件の変更措置として1,206件、民事再生法の適用による返済条件の変更として60件、合計1,266件の措置を講じた。中小企業金融円滑化法の施行等を踏まえ、ローン返済困窮者に対する返済条件の変更措置について、ホームページにおいて周知するとともに、転貸貸付先等を通じてエンドユーザーに対し制度周知等を行った。平成21年度は、経済情勢の悪化等に伴い、前年度に比して201.8%の増となった。また、大雨による災害等の被災者に係る返済条件の変更措置について、ホームページによる周知を行った。</p> <p>○ 中小企業金融円滑化法の施行等を踏まえ、ローン返済困窮者に係る返済条件の変更措置の拡充（元金償還猶予期間中の利息の軽減）について、平成22年度からの実施に向けて検討するとともに、自ら居住要件の運用の見直しを行った。</p> <p>【延滞債権への対応】#111</p> <p>○ 長期延滞債権について、受託金融機関に対し保証人の調査、支払督促等の指示を行うとともに、必要に応じ、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分を適切に行った。</p> <p>また、短期延滞債権については、転貸法人等に対し、その迅速かつ着実な督促等の徹底を行った。</p> <p>【転貸法人への指導強化】#112</p> <p>○ 転貸法人に対し必要な助言等を行うとともに、財務状況に課題のある転貸法人に個別ヒアリングを行った。</p> <p>また、指導専門員及び転貸法人から定期報告（年2回）及び指導専門員の打合せ会議（平成22年2月実施）を行い、指導専門員による転貸法人の債権管理に関する指導を行った。</p>
<p>(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、平成20年度から承継教育資金貸付けあっせん業務を休止すること。</p>	<p>(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務承継教育資金貸付けあっせん業務については、平成20年度から業務を休止する。</p>		

評価の視点等	自己評定	A	評価項目15	評 定	A
	<p>貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を定期的に行うことにより、適切な債権管理を図った。</p> <p>また、延滞債権については、受託金融機関に対し貸付先に対する督促、保証人の調査等を指示するとともに、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件処分等を適切に行い、債権の早期回収に努めた。</p> <p>その結果、平成21年度の国庫納付金約4,261億円は、平成22年7月9日に国庫納付済みである。</p>			<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を定期的に行うことにより、適切な債権管理を図っている。</p> <p>延滞債権については、受託金融機関に対し貸付先に対する督促、保証人の調査等を指示するとともに、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件処分等を適切に行い、債権の早期回収に努めている。</p>	
<p>[数値目標]</p> <p>○ 年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。</p> <p>○ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p>	<p>○ 年1回実施し、中期目標を達成できた。 ※ 業務実績P95【貸付先の財務分析】#104参照</p> <p>○ 年1回実施し、中期目標を達成できた。 ※ 業務実績P95【財務状況を勘案した自己査定の実施】#107参照</p> <p>○ 年1回実施し、中期目標を達成できた。 ※ 業務実績P95【保証履行能力の把握及び分析】#108参照</p>			<p>解散を予定している2貸付先に対して、関係行政機関及び受託金融機関と協議の上、債権回収を行うとともに、ローン返済困難者に対する返済条件の変更措置として1,206件、民事再生法の適用による返済条件として60件の措置を講じるなど、適時的確な債権回収を行っている。</p> <p>以上のように、被保険者の生活の安定を支援しつつ将来にわたる円滑な元利金の返済を確保し、着実な債権回収への積極的努力が認められ、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p>	<p>(各委員の評定理由)</p> <p>○ 計画に基づき適切に業務を実施している。</p> <p>○ 着実な償還が進んでいる。</p>
<p>[評価の視点]</p> <p>○ 関係行政機関及び受託金融機関と連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行っているか。</p>	<p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付先の財務状況等の把握及び分析について、転貸法人については、転貸法人から決算書の提出を求め、各種分析指標との比較により、財務分析を行った。住宅生活協同組合等については、受託金融機関から生協の現状についての報告及び決算書の提出を求め、財務状況等の分析を行った。 また、転貸法人について、必要に応じて個別の法人からヒアリングを行うとともに、解散等が考えられる生協については、受託金融機関と債権譲渡等を検討した。 ※ 業務実績P95【貸付先の財務分析】#104参照 全額債務保証を行っている325受託金融機関について、財務状況の分析及び評価を行い、保証履行能力の評価等を行った。 また、保証人の状況について受託金融機関から報告を求め、必要に応じて、受託金融機関に保証人の変更、追加等の債権保全措置を指示した。 ※ 業務実績P95【保証機関等の評価等】#105参照 受託金融機関事務打合せ会議については、債権の管理・回収の留意点等について効率的な周知を図るため、開催場所等を見直し、平成21年10月～11月に全国7か所で9回開催し、受託金融機関に対する指導を行った。 				

<p>○ 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行っているか。</p> <p>○ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行っているか。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行い、延滞債権の発生の抑制に努めたか。</p> <p>○ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めているか。</p> <p>○ 転貸法人に対する指導・助言等を実施し、転貸法人による適切な債権回収を推進しているか。</p> <p>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。(政・独委評価の視</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託金融機関事務打ち合せ会議については、引き続き年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業と合同で開催することにより、事務の効率化を図った。 ※ 業務実績P95【受託金融機関への指導強化】#106参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金住宅等債権について、貸付金の自己査定基準に基づき、貸付先の財務状況等を勘案した債権分類を行い、貸倒引当金を適正に計上した。 ※ 業務実績P95【財務状況等を勘案した自己査定の実施】#107参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転貸債権に係る保証債務を行っているローン保証会社(24社)について、関係転貸法人を通じた情報や決算書等の収集により、その保証履行能力の把握・分析を行い、保証履行能力を確認した。 ※ 業務実績P95【保証履行能力の把握及び分析】#108参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 解散を予定している2貸付先に対して、関係行政機関及び受託金融機関との協議の上、機構債権の受託金融機関への債権譲渡により、債権回収を行った。 ※ 業務実績P96【適時的確な債権回収】#109参照 ・ 経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者について、1,206件の返済特例措置及び60件の民事再生法の適用による返済条件の変更措置を講じ、被保険者の生活の安定を支援しつつ、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保した。 また、災害等の被保険者に係る返済条件変更措置について、機構ホームページにより周知を図った。 ※ 業務実績P96【返済条件の変更措置の実施等】#110参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期延滞債権について、受託金融機関に対し保証人の調査、支払督促等の指示を行うとともに、保証機関又は保証人に対する保証履行請求を行い担保物件の処分を適切に行い、早期の債権回収に努めた。 ※ 業務実績P96【延滞債権への対応】#111参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転貸法人による適切な債権回収を推進するため、転貸法人に対して引き続き必要な助言を行うとともに、財務状況に課題のある転貸法人に個別ヒアリングを行った。 また、指導専門員及び転貸法人から定期報告(年2回)及び専門員の活動状況や転貸法人を取り巻く情勢等の情報交換を行う専門員会議(平成22年2月実施)を開催するなど、転貸法人の債権管理に関する指導を適切に行った。 ※ 業務実績P96【転貸法人への指導強化】#112参照 <p>[実績：○]</p> <p>資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P3「保有資産の管理・運用等」参照</p>	
---	---	--

<p>点)</p> <p>■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>【実績：○】 資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P3「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>【実績：○】 資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P3「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者サービスの向上を図るため、中小企業金融円滑化法の施行等を踏まえた対応として、貸付条件の変更を積極的に推進するとともに、元金償還猶予期間中の金利の引下げ等の見直しを図り、住宅ローン返済困難者の生活安定に寄与している。 	
---	---	--

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																
<p>第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。</p>	<p>第4 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別表1のとおり</p> <p>2 収支計画 別表2のとおり</p> <p>3 資金計画 別表3のとおり</p>	<p>第4 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別表1のとおり</p> <p>2 収支計画 別表2のとおり</p> <p>3 資金計画 別表3のとおり</p>	<p>【予算、収支計画及び資金計画】#113</p> <p>○ 予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 なお、予算、収支計画及び資金計画の実績は平成20事業年度決算報告書のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">《添付資料：38》</p> <p>【繰越欠損金の発生状況等】#114</p> <p>○ 平成21事業年度における勘定別の収支については、収支相償ないし当期利益を計上した。</p> <p>○ 保険勘定については、平成20年4月の制度改正により、繰越欠損金が解消される見通しとなったところであるが、サブプライムローン問題や一昨年9月のリーマン・ショックに端を発する金融危機及びその実体経済への波及による急激な景気減速から内外株式市場が大幅に下落した影響により、平成20年度末において目標収益率を確保することができなかったため、繰越欠損金が発生している状況である。</p> <p>○ なお、平成21年度においては、運用環境の好転により運用益を確保できたため当期利益約16億円を計上したが、前期までの繰越欠損金112億円に充当した結果、平成21年度末においては繰越欠損金は96億円となり、解消には至っていない。</p>																
<p>1 運営費交付金以外の収入の確保 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。</p>			<p>【運営費交付金以外の収入の確保】#115</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業においては対予算比134.1%、福祉保健医療情報サービス事業においては、対予算比98.3%となった。</p> <table border="1" data-bbox="1843 1205 2881 1402"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>実績額</th> <th>予算額</th> <th>対予算比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉医療経営指導事業収入</td> <td>45,053千円</td> <td>33,587千円</td> <td>134.1%</td> </tr> <tr> <td>福祉保健医療情報サービス事業収入</td> <td>19,720千円</td> <td>20,062千円</td> <td>98.3%</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>64,773千円</td> <td>53,649千円</td> <td>120.7%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	実績額	予算額	対予算比	福祉医療経営指導事業収入	45,053千円	33,587千円	134.1%	福祉保健医療情報サービス事業収入	19,720千円	20,062千円	98.3%	合 計	64,773千円	53,649千円	120.7%
区 分	実績額	予算額	対予算比																
福祉医療経営指導事業収入	45,053千円	33,587千円	134.1%																
福祉保健医療情報サービス事業収入	19,720千円	20,062千円	98.3%																
合 計	64,773千円	53,649千円	120.7%																

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																			
<p>2 自己資金調達による貸付原資の確保 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等による資金調達を適切に行うこと。</p>			<p>【財投機関債の発行等による資金調達】#116</p> <p>○ 財投機関債の発行については、IR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（実績41件）するとともに、市場環境に沿った適切な発行条件を設定することにより、円滑な資金調達を行った。</p> <table border="1" data-bbox="1843 422 2881 800"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>年限</th> <th>発行日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉医療貸付事業 （一般勘定）</td> <td>100億円</td> <td>10年</td> <td>平成21年6月17日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年金担保貸付事業 （年金担保貸付勘定）</td> <td>240億円</td> <td>3年</td> <td>平成21年6月17日</td> </tr> <tr> <td>100億円</td> <td>3年</td> <td>平成21年12月17日</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>440億円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">《添付資料：39》</p>	区分	金額	年限	発行日	福祉医療貸付事業 （一般勘定）	100億円	10年	平成21年6月17日	年金担保貸付事業 （年金担保貸付勘定）	240億円	3年	平成21年6月17日	100億円	3年	平成21年12月17日	合計	440億円	—	—
区分	金額	年限	発行日																			
福祉医療貸付事業 （一般勘定）	100億円	10年	平成21年6月17日																			
年金担保貸付事業 （年金担保貸付勘定）	240億円	3年	平成21年6月17日																			
	100億円	3年	平成21年12月17日																			
合計	440億円	—	—																			
	<p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 91,600百万円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。</p> <p>(2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。</p> <p>(3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。</p> <p>(4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。</p> <p>(5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p>	<p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 91,600百万円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。</p> <p>(2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。</p> <p>(3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。</p> <p>(4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。</p> <p>(5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p>	<p>【短期借入金の実績】#117</p> <p>○ 一般勘定において、資金繰上、一時的に貸付原資が不足したことから、短期借入金（平成21年6月及び12月の合計2回で4,392百万円）で対応した。なお、当該短期借入金については、福祉貸付事業及び医療貸付事業の貸付先からの貸付回収金等で翌月に返済した。</p> <p>○ 年金担保貸付勘定において、資金繰上、一時的に貸付原資が不足したことから、短期借入金（合計22回で128,100百万円）で対応した。なお、当該短期借入金のうち102,150百万円については、年金担保貸付事業の利用者からの貸付回収金等で返済し、25,950百万円については、平成22年度に繰越した。</p>																			

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>3 資産の有効活用</p> <p>機構の保有する資産の活用方法について、自己収入の増加を図る等の観点から、中期目標期間中に見直しを行うこと。</p>	<p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>宝塚宿舎（兵庫県宝塚市、戸建3戸）、川西宿舎（兵庫県川西市、戸建1戸）、千里山田宿舎（大阪府吹田市、区分所有建物2戸）及び戸塚宿舎（横浜市戸塚区、集合住宅1棟）を売却する。</p>	<p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>宝塚宿舎（兵庫県宝塚市、戸建3戸）、川西宿舎（兵庫県川西市、戸建1戸）、千里山田宿舎（大阪府吹田市、区分所有建物2戸）及び戸塚宿舎（横浜市戸塚区、集合住宅1棟）の売却を進める。</p>	<p>【保有資産の見直し】#118</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 戸塚宿舎、宝塚等（7件）については、平成20年12月22日に一般競争入札を実施したが、金融危機の影響を受け入札価格が予定価格を大幅に下回り、不落（不調）に終わった。このため、不動産市況を注視しつつも、宿舎売却の媒介業者と適時協議を行い、売却手続き再開のため、平成21年12月1日価格時点で、不動産鑑定評価を行った。 ○ 公庫総合運動場については、国及び共有法人と協議を行い、同運動場の処分に向け平成21年6月末に施設を閉鎖し、同年12月9日にクラブハウス等の解体撤去工事を完了したところである。 また、当機構は、土地の分筆登記完了後、売却手続きを進めることとしているが、売却に当たって、公庫総合運動場のある地元自治体（三鷹市）と調整を図りつつ、国及び共有法人と協議を行った。（土地の分筆登記は平成22年3月19日付で完了）
	<p>第7 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 ・ 長寿・子育て・障害者基金勘定に係る事項 剰余金が生じた年度の翌年度以降の助成の業務の財源 ・ 労災年金担保貸付勘定に係る事項 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資 	<p>第7 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 ・ 長寿・子育て・障害者基金勘定に係る事項 剰余金が生じた年度の翌年度以降の助成の業務の財源 ・ 労災年金担保貸付勘定に係る事項 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資 	

評価の視点等	自己評価	A	評価項目16	評 定	A																
	<p>平成21年度において、一般管理費、人件費及び業務経費の節減について、年度ごとの削減目標額を上回る削減を実施することができた。</p> <p>福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業においては、運営費交付金以外の収入の確保に取組み、両事業合計で予算額を上回る自己収入を確保することができた。</p> <p>また、財投機関債の発行については、IR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（41件）するとともに、市場環境に沿った適切な発行条件を設定することにより円滑な資金調達を行うことができた。</p> <p>さらに、保有資産の見直しについては、整理合理化計画の指摘に基づき適切に対応を図るとともに、その他の保有する資産についても利用状況等の確認を実施した。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>平成21年度においては、全勘定において当期利益を確保している。</p> <p>一般管理費、人件費及び業務経費の節減については、平成21年度予算の削減幅を上回る額を節減している。</p> <p>運営費交付金以外の収入の確保として、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業において、両事業合計で予算額を上回る自己収入を確保している。</p> <p>財投機関債の発行については、IR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（41件）するとともに、市場環境に沿った適切な発行条件を設定することにより円滑な資金調達を行っている。</p> <p>保有資産の見直しについては、独立行政法人整理合理化計画の指摘に基づき適切に対応を図るとともに、その他の保有する資産についても利用状況等の確認を実施している。</p> <p>以上のように、全勘定において当期利益を確保するとともに、一般管理費等の節減、運営費交付金以外の収入の確保、財投機関債の発行による資金調達及び保有資産の見直しが適正に行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p>																	
<p>【数値目標】</p> <p>○ 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努める。</p>	<p>○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業においては、運営費交付金以外の収入の確保に取組み、両事業合計で次のとおり予算額を上回る自己収入を確保することができた。</p> <table border="1" data-bbox="845 898 1881 1094"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>実績額</th> <th>予算額</th> <th>対予算比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉医療経営指導事業収入</td> <td>45,053千円</td> <td>33,587千円</td> <td>134.1%</td> </tr> <tr> <td>福祉保健医療情報サービス事業収入</td> <td>19,720千円</td> <td>20,062千円</td> <td>98.3%</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>64,773千円</td> <td>53,649千円</td> <td>120.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>[福祉医療経営指導事業] 福祉医療経営指導事業においては、積極的なPR活動やカリキュラムの改編等を実施することにより、セミナー受講者数及び個別経営診断件数が増加し、予算額を上回る自己収入（対予算比134.1%）を確保した。</p> <p>[福祉保健医療情報サービス事業] 福祉保健医療情報サービス事業においては、民間企業とのタイアップにより新たな広告収入先の確保に努める一方で、昨今の経済情勢を鑑み、広告掲載料の引き下げを実施したことにより、掲載件数は伸びたものの収入総額は減少したため、予算額を下回った。（対予算比98.3%） ※ 業務実績P100【運営費交付金以外の収入の確保】#115参照</p>	区 分	実績額	予算額	対予算比	福祉医療経営指導事業収入	45,053千円	33,587千円	134.1%	福祉保健医療情報サービス事業収入	19,720千円	20,062千円	98.3%	合 計	64,773千円	53,649千円	120.7%			<p>（各委員の評定理由）</p> <p>○ 全勘定において当期利益を確保している。</p> <p>○ 爆発的利益の見込めるような事業ではないのは周知のことなので、できる範囲での努力がなされている。</p>	
区 分	実績額	予算額	対予算比																		
福祉医療経営指導事業収入	45,053千円	33,587千円	134.1%																		
福祉保健医療情報サービス事業収入	19,720千円	20,062千円	98.3%																		
合 計	64,773千円	53,649千円	120.7%																		
<p>【評価の視点】</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めているか。</p> <p>○ 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等による資金調</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業における自己収入の確保については、両事業合計で上記【数値目標】のとおり予算額を上回る自己収入を確保できた。 ※ 業務実績P100【運営費交付金以外の収入の確保】#115参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> IR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（41件）するとともに、市場環境に沿っ 																				

<p>達を適切に行っているか。</p> <p>■ 当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。（政・独委評価の視点） （具体的取組） 1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。</p> <p>■ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか（既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む）。 さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>た適切な発行条件を設定することにより円滑な資金調達を実施した。 ※ 業務実績P101【財投機関債の発行等による資金調達】#116参照</p> <p>[実績：○] 資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P1「財務状況」参照</p> <p>[実績：○] 資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P1「財務状況」参照</p> <p>[実績：○] 資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P1「財務状況」参照</p> <p>[実績：○] 資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P1「財務状況」参照</p> <p>[実績：○] 資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P1「財務状況」参照</p>	
---	---	--

<p>○ 宝塚宿舎等の売却については、計画どおり適切に実施しているか。</p> <p>■ 固定資産等の活用状況等についての評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>[実績：○] 資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P3「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：○] 資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P3「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：○] 資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P3「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：一]</p> <p>[実績：一]</p> <p>[実績：○] 資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P56「事務・事業の見直し等」参照</p> <p>[実績：○] 資料4「平成21年度業務実績評価別添資料」P56「事務・事業の見直し等」参照</p>	
---	--	--

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>第6 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。</p> <p>人事に関する事項</p> <p>(1) 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に応じて見直すこと。</p> <p>(2) 人事評価制度の運用により職員の努力とその成果を適正に評価するとともに、人材の育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。</p>	<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>① 業務処理方法の改善等を図り組織のスリム化に努めるとともに、各業務の特性や業務量を踏まえ、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。</p> <p>② 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。</p> <p>③ 質の高いサービスの提供を行うことができるように、各業務の特性に応じて、専門性の高い職員の育成・確保に努める。</p> <p>④ 担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施する。</p> <p>(2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。 (参考1) 期初の常勤職員数 299人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 11,509百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並</p>	<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>① 事務・事業の合理化・効率化を図り、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を図るとともに、業務の量及び質に対応した、より適正な組織編成及び人員配置を行う。</p> <p>② 人事評価結果を活用した人事や更なる給与への反映等の取組を進める。</p> <p>③ 専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修を実施するとともに、福祉医療経営指導事業等における専門性の高い職員を育成・確保するため、資格取得支援を行う研修体系を構築する。</p> <p>④ 教育・訓練プログラムの運用の改善を図り、各事業部門毎に必要な知識・技術の習得、及び職階毎に求められる個人の能力開発等を目的としたより効果的な研修を実施する。</p> <p>(2) 人員に係る指標 平成21年度末の常勤職員数を期初の100%以内とする。</p>	<p>【適正な人員配置】#119 【組織のスリム化等】に同じ</p> <p>【人事評価制度の運用】#120 ○ 人事評価制度の適正な運用により、評価結果を昇給、賞与等に反映させた。また、無駄を削減し、業務をより効率的に行う取組を職員の評価結果に反映する仕組みを強化するため、平成22年度に向けて評価方法の見直しを行った。 《添付資料：40》</p> <p>【研修の充実】#121 ○ 若手職員の育成を図るため、福祉・医療分野における専門家等を招いて14回の研修を開催（延べ参加人数445人）するとともに、福祉医療経営指導事業等における専門性の高い職員を育成するため、新たに資格取得支援制度を構築した。</p> <p>○ 教育・訓練プログラムを効果的に管理運用するため、期中におけるプログラムの中間評価を新たに設けるとともに、人事評価制度のコンピテンシーの向上に直接結びつく研修や、部署毎における固有の能力を習得するための研修メニューを実施した。また、研修体系の見直しを行い、役職に応じた研修メニューを追加し、平成22年度より実施することとした。 《添付資料：41》</p> <p>【人員に係る指標】#122 ○ 業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行った結果、期末の常勤職員数は260人（再雇用職員3人を含む。）となった。</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
	<p>びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、長寿・子育て・障害者基金の助成事業及び自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てることとする。</p>	<p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間からの繰越積立金は、長寿・子育て・障害者基金の助成事業及び前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てることとする。</p>	

評価の視点等	自己評価	A	評価項目17	評 定	A
	<p>人事評価制度の適正な運用については、評価結果を昇給、賞与等に反映させたとともに、無駄を削減し、業務をより効率的に行う取組を職員の評価に一層反映するための仕組みを新たに導入することとし、人事評価結果に基づく処遇の推進を図った。</p> <p>研修の充実については、福祉・医療分野における第一線の専門家等を招いて14回の研修を開催し、若手職員の育成・専門性の向上に努めるなど、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施した。</p> <p>人員に関する指標については、業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行った結果、平成21年度末の常勤職員数は260人（再雇用職員3人を含む。）、期初の常勤職員数の87.0%となり、年度計画を達成した。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>人事評価制度の適正な運用については、評価結果を昇給、賞与等に反映させるとともに、無駄を削減し、業務をより効率的に行う取組を職員の評価に一層反映するための仕組みを新たに導入することとし、人事評価結果に基づく処遇の推進を図っている。</p> <p>人材の育成については、福祉・医療分野における第一線の専門家等を招いて14回の研修を開催し、若手職員の育成・専門性の向上に努めるなど、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施している。</p> <p>人員に関する指標については、業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行った結果、平成21年度末の常勤職員数は260人（再雇用職員3人を含む。）、期初の常勤職員数（299人）の87.0%となり、年度計画（期初の常勤職員数の100%以内）を達成している。</p> <p>以上のように、人事評価制度の適正な運用と人材の育成に努めており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p>	
<p>【数値目標】</p> <p>○ 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。</p>	<p>○ 業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行った結果、平成21年度末の常勤職員数は、期初の常勤職員数の87.0%となり、年度計画を達成した。</p> <p>※ 業務実績P106【人員に係る指標】#122参照</p>				
<p>【評価の視点】</p> <p>○ 職員の人事に関する計画について、中期計画に掲げる方針に基づき、実施等しているか。</p> <p>○ 職員の努力とその成果が適切に人事上評価されているか。</p> <p>○ 期末の常勤職員数が期初の常勤職員数の100%以内となっているか。</p> <p>○ 国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事評価結果を昇給、賞与等に反映させたとともに、無駄を削減し、業務をより効率的に行う取組を職員の評価に一層反映するための仕組みを新たに導入することとし、人事評価結果に基づく処遇の推進を図った。 ※ 業務実績P106【人事評価制度の運用】#120参照 福祉・医療分野における第一線の専門家等を招いて14回の研修を開催し、若手職員の育成・専門性の向上に努めるなど、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施した。 ※ 業務実績P106【研修の充実】#121参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当機構の人事評価制度は、「業務の遂行の結果としての成果」と「成果を出すプロセスにおいて発揮された能力」を評価の対象とする制度として構築したものであり、平成21年度においても、評価結果を昇給、賞与等に適切に反映させた。 ※ 業務実績P106【人事評価制度の運用】#120参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記【数値目標】のとおり年度計画を達成した。 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年9月29日の閣議決定（独立行政法人等の役員人事に関する当面の方針について）を踏まえ、理事ポストの公募を行った結果、「適任者なし」とし、平成22年度より国家公務員再就職者が就任していた理事ポスト（1名）を削減したことにより、国家公務員再就職者は0となった。 			<p>（各委員の評定理由）</p> <p>○ 人事評価結果を昇給、賞与等に反映させ、人事評価結果に基づく処遇の推進を図っており、職員のモチベーションを上げる努力がなされている。</p> <p>○ 職員に対する各種研修を充実させている。</p> <p>○ 組織体制の見直し等により、職員数のスリム化が進んでいる。</p> <p>○ 人員数に関しては、適正化の余地があると考えるが、努力されていることは理解。</p>	

<p>○ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費 ポストの見直しを図っているか。</p>	<p>また、国家公務員の再就職者（職員）のポストについては、現職者定年後、国家公務員による再就職を解消することとした。 なお、平成21年度までに廃止するよう指導されている国家公務員再就職者が就いている嘱託ポストに該当するポストは設置していない。</p> <p>[実績：○] ・ 該当ポストなし。</p>	
---	---	--

平成21年度業務実績評価別添資料

評価委員会が特に厳正に評価する事項 及び
政・独委の評価の視点への対応状況説明資料

独立行政法人福祉医療機構
平成22年7月

目次

項目 1	財務状況	1
項目 2	保有資産の管理・運用等	3
項目 3	組織体制・人件費管理	12
項目 4	事業費の冗費の点検	32
項目 5	契約	35
項目 6	内部統制	50
項目 7	事務・事業の見直し等	56

財 務 状 況

①当期総利益又は総損失	総利益	808 億円
②利益剰余金又は繰越欠損金	利益剰余金	716 億円
③-1 当期一般勘定運営費交付金債務		0.0 億円 (執行率 100.3%)
③-2 当期共済勘定運営費交付金債務		0.7 億円 (執行率 94.0%)
③-3 当期保険勘定運営費交付金債務		0.4 億円 (執行率 74.7%)

④利益の発生要因 及び 目的積立金の申請状況	<p>平成21年度の決算状況は、各勘定において収支相償ないし当期総利益を計上したところである。なお、各勘定における利益の主な発生要因等については、次のとおりである。</p> <p>[一般勘定及び共済勘定] 事業費等の適正な執行等により収支相償となった。</p> <p>[長寿・子育て・障害者基金勘定] 運用収入の範囲内で事業を実施したこと、また、退職給付引当金戻入益が発生したことにより、当期総利益は808百万円となった。</p> <p>なお、平成22年度から当該事業の財源が運用収入から補助金に変更となったことにより目的積立金を申請していない。</p> <p>[保険勘定] 保険勘定は、約1,600百万円の当期総利益が発生。これは運用環境の好転により運用益を確保できたことによるものである。</p> <p>なお、当期総利益は独立行政法人通則法第44条第1項に基づき、繰越欠損金11,235百万円の解消に充てるため、目的積立金として申請していない。</p> <p>[年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定] 年金担保貸付勘定は381百万円、労災年金担保貸付勘定は7百万円の当期総利益が発生。</p> <p>これは、財投機関債による調達金利を引き下げることができたこと、また、業務運営コストを適切に貸付金利に反映したことにより調達金利と貸付金利における金利差を確保できたことによるものである。</p> <p>なお、当期総利益は次年度以降の貸付金利引き下げの財源と</p>
------------------------------	---

	<p>して充当する予定であるため目的積立金として申請していない。</p> <p>[承継債権管理回収勘定]</p> <p>貸付金利息収入を確保したことにより、当期総利益は78,008百万円となった。</p> <p>なお、当期総利益は機構法に基づき翌年度国庫納付することとされているので、目的積立金として申請していない。</p>
<p>⑤100億円以上の利益剰余金又は繰越欠損金が生じている場合の対処状況</p>	<p>[承継債権管理回収勘定]</p> <p>貸付金利息収入を確保したことにより、利益剰余金78,008百万円を計上しているが、当該利益剰余金は機構法に基づき翌年度国庫納付することとされている。</p>
<p>⑥運営費交付金の執行率が90%以下となった理由</p>	<p>運営費交付金を交付されている勘定は、一般勘定、共済勘定及び保険勘定であり、当該年度の執行率はそれぞれ100.3%、94.0%、74.7%となっている。</p> <p>なお、保険勘定においては、実施する事業の精査を行うなど経費の節減を実施したことにより、執行率が90%以下となったものである。</p>

保有資産の管理・運用等

<p>①保有資産の活用状況とその点検</p>	<p>[省内事業仕分けに向けて検討した現有資産の活用状況、処分可能資産についての検証状況] 職員宿舎（72戸）については、全廃も視野に入れ、段階的に縮減を図る。</p> <p>[固定資産の減損] 平成19年12月に閣議決定された整理合理化計画「各独立行政法人について講ずべき措置」で保有資産の見直しとして、「共有法人と協議を行い、整理について検討する」こととされた公庫総合運動場について、平成21年6月末に閉鎖し、減損の認識に至った。</p>
<p>②不要財産となったものの内容とその処分方針</p>	<p>[宿舎等] (内容) 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）において、宝塚宿舎（兵庫県宝塚市、戸建3戸）、川西宿舎（兵庫県川西市、戸建1戸）、千里山田宿舎（大阪府吹田市、区分所有建物2戸）及び戸塚宿舎（横浜市戸塚区、集合住宅1棟）を売却すること及び公庫総合運動場の整理について検討することとされた。</p> <p>(処分方針) ○ 戸塚宿舎、宝塚等（7件）については、平成20年12月22日に一般競争入札を実施したが、金融危機の影響を受け入札価格が予定価格を大幅に下回り、不落（不調）に終わった。このため、不動産市況を注視しつつも、宿舎売却の媒介業者と適時協議を行い、売却手続き再開のため、平成21年12月1日価格時点で、不動産鑑定評価を行った。（平成22年度中に入札手続きを実施） ○ 公庫総合運動場については、国及び共有法人と協議を行い、平成21年6月末に施設を閉鎖し、同年12月9日にクラブハウス等の解体撤去工事を完了し、平成22年3月19日に土地の分筆登記を完了した。（平成22年度中を目途に三鷹市及び関係機関と調整の上、入札手続きを実施）</p> <p>[長寿・子育て・障害者基金] (内容)</p>

	<p>平成21年11月の行政刷新会議の事業仕分け結果を踏まえ、「長寿・子育て・障害者基金」の出資金を平成22年度中に国庫返納する。</p> <p>また、長寿・子育て・障害者基金勘定における積立金等についても、国庫返納を予定している。</p> <p>(処分方針)</p> <p>保有債券の処分方法は検討中である。</p>
--	---

■心身障害者扶養保険事業

③資金運用の状況

1 資金運用の実績

平成21年度のベンチマーク収益率との差は、外国株式の影響を受けて▲1.65%となったところであるが、運用利回りについては、厚生労働大臣が別途指示する運用利回り2.8%を上回る5.70%の運用実績を確保することができ、前年度（▲5.89%）より大幅に改善したため、繰越欠損金が16億円減少した。（平成20年度末112億円⇒平成21年度末96億円）

[平成21年4月～平成22年3月（年率）]

区 分		ベンチマーク 収益率	運用実績	ベンチマーク差	
有価証券	国内	債券	2.04%	1.92%	▲0.12%
		株式	28.47%	28.47%	0.00%
	外国	債券	0.18%	0.03%	▲0.15%
		株式	46.75%	45.13%	▲1.63%
短期資産		0.08%	0.18%	0.11%	
合 計		7.35%	5.70%	▲1.65%	

2 資金運用の基本的方針

資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行っている。このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。）の議を経た上で策定し、心身障害者扶養保険資金の運用を行っている。

○厚生労働省の役割

⇒ 福祉医療機構に対し、達成すべき中期目標等を指示（基本的考え方、運用の目標、運用利回り、運用手法等）

⇒ 心身障害者扶養保険制度全般の合理的かつ円滑な運営の確保

○福祉医療機構の役割

⇒ 厚生労働大臣から指示された中期目標等を踏まえて運用を実行（基本ポートフォリオの策定、運用受託機関の選定、評価ベンチマークの設定、運用の基本方針の策定）

	<p>⇒ 運用実績の検証及び財務状況の検証を実施し、その結果を厚生労働省に対し報告</p> <p>○運用受託機関の役割</p> <p>⇒ 運用の基本方針及び運用ガイドライン等に基づき資産運用（ベンチマーク収益率の確保）</p> <p>⇒ 福祉医療機構に対し毎月運用実績を報告</p> <p>3 福祉医療機構の責任</p> <p>心身障害者扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、心身障害者扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。</p> <p>なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。</p>
--	--

■長寿・子育て・障害者基金事業

③資金運用の状況	1 資金運用の実績 財投機関債を中心とした運用を行い、再運用した276億円について、長期金利指標である国債の平均利回り1.46%を0.23%上回る1.69%の実績を上げた。 《平均運用利回り》					
	<table border="1"><thead><tr><th>平成21年度実績</th><th>国債の平均利回り</th><th>差引き</th></tr></thead><tbody><tr><td>1.69%</td><td>1.46%</td><td>0.23%</td></tr></tbody></table>	平成21年度実績	国債の平均利回り	差引き	1.69%	1.46%
平成21年度実績	国債の平均利回り	差引き				
1.69%	1.46%	0.23%				
	2 資金運用の基本的方針 安全で安定的な運用収益を確実に上げるため、ラダー型運用（10年債を中心とした運用により収益を確保することとし、将来に向けて毎年度基金原資の1割が償還時期を迎え再運用ができるようなポートフォリオを作成し運用）を計画的に構築しており、平成20年度においてその完成年度を早めるための運用計画の見直しを行ったところである。 なお、ラダー型運用は、基本的に債券を満期まで保有することとなるため、時価又は為替相場の変動等の影響を受けることはないものである。					

■福祉医療貸付事業

④債権の回収状況と関連法人への貸付状況

1 貸付金の状況

福祉医療貸付事業に係る貸付金の状況は次のとおりである。

区 分	件 数	金 額
貸 付 実 行	1,492 件	1,846 億円
回 収	1,020 件	2,817 億円
うち債権償却	8 件	6 億円
貸 付 残 高	22,173 件	3 兆 1,452 億円

2 貸付金の回収計画

福祉医療貸付事業においては、当機構は、金銭消費貸借契約の内容により作成した償還約定表に基づき、償還日に貸付先から償還元金及び貸付金利息の回収を行うとともに、入金状況を把握するなど、回収金等の管理を実施している。

3 回収計画の実施状況の評価

福祉医療貸付事業におけるリスク管理債権については、施設を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、リスク管理債権の動向を毎月役員等幹部に報告するとともに、発生要因を分析し、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権の抑制に努めているところである。

なお、近年、リスク管理債権比率が増加しているが、これは累次のマイナス報酬改定により医療、介護施設を取り巻く経営環境が年々厳しくなり経営体力が低下する中、医師、看護師・介護職員の不足の影響を受けるとともに、民間金融機関の貸出態度の悪化もあり、資金繰りに支障を来す貸出先が増加したこと等が主たる要因と考える。

平成21年度末におけるリスク管理債権比率については2.49%となり、目標（1.56%）は達成できなかったものの、前年度より0.48%減少している。

4 回収計画の見直しの検討

貸付先からの回収が滞った場合、直ちに状況を確認するとともに、回収計画の変更が必要と判断された場合には、貸付先から提出された改善計画書を基に、その事業の公共性、経営状態等を十分に勘案の上、適正な審査を実施し、貸出条件の緩和による経営の立て直しや再生を支援しているところである。

■年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業

④債権の回収状況と関連法人への貸付状況

1 貸付金の状況

年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業に係る貸付金の状況は次のとおりである。

区 分	年金担保	労災年金担保
貸 付 実 行	1,868 億円 (213,087 件)	50 億円 (3,731 件)
回 収	1,893 億円 (202,421 件)	51 億円 (3,681 件)
うち債権償却	0 億円 (40 件)	0 億円 (4 件)
貸 付 残 高	1,863 億円 (347,873 件)	50 億円 (6,166 件)

2 貸付金の回収計画

年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、機構法に基づき、年金受給者の年金受給権を担保として小口資金の貸付けを行っており、回収に当たっては各年金支給月に年金支給機関より当機構が受領する年金から償還元金及び利息の回収を行っている。

3 回収計画の実施状況の評価

回収計画の実施状況については、貸付金利の見直し時に評価を行っている。

また、信用保証機関の利用率が99.9%に達しており、リスク管理債権の発生は保証履行がされない場合に限定されるため、リスク管理債権比率は年金担保貸付事業が0.19%、労災年金担保貸付事業が1.07%である。

なお、両事業における比率に差が生じている主な要因は、当機構がこれら事業を承継した際のリスク管理債権比率の違いによるものである。

4 回収計画の見直しの検討

受託金融機関に対する指導を徹底することにより、リスク管理債権の発生を減少を図っているところである。

■承継年金住宅融資等債権管理回収業務

④債権の回収状況と関連法人への貸付状況

1 貸付金の状況

承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、年金被保険者に対する年金住宅融資等に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うものである。平成21年度における回収状況等は次のとおりである。

区 分	件 数	金 額
回 収	55,451 件	3,483 億円
うち債権償却	39 件	1 億円
貸 付 残 高	424,940 件	2 兆 516 億円

2 貸付金の回収計画

承継年金住宅融資等債権管理回収業務においては、当機構は、金銭消費貸借契約の内容により作成した償還年次表に基づき、支払期日（基本的に9月と3月の年2回）に、貸付先から、償還元金及び貸付金利息の回収を行うとともに、入金状況を把握するなど、回収金等の管理を実施している。

3 回収計画の実施状況の評価

承継年金住宅融資等債権管理回収業務におけるリスク管理債権については、毎年度決算時において評価を行い、財務諸表において公表しているところである。

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、平成17年1月末をもって新規融資を停止したことから、貸付残高が減少することにより、貸付残高に占めるリスク管理債権の割合は増加する傾向にあり、平成21年度においては4.60%になった。なお、承継年金住宅融資等債権の94.1%は機関保証付き債権となっており、機関保証付き債権を除いたリスク管理債権の割合は1.20%である。

4 回収計画の見直しの検討

延滞や貸倒れを防止するため、経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者及び民事再生法の適用者などについては、償還条件変更を実施し、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保する方策を講じている。

■貸付事業に係る未収収益（貸付金利息）

④債権の回収状況と関連法人への貸付状況	一般勘定、年金担保貸付勘定、労災年金担保貸付勘定及び承継債権管理回収勘定において、貸付事業に係る未収収益を計上しているところである。これは年度内に発生した貸付金利息であり、翌年度の約定償還日に貸付先から回収するものである。
---------------------	---

組織体制・人件費管理
(委員長通知別添一関係)

<p>①給与水準の状況 と 総人件費改革の進捗 状況</p>	<p>1 給与水準の状況</p> <p>◎指数の状況</p> <table><tr><td>対国家公務員</td><td>119.1</td></tr><tr><td>地域勘案</td><td>105.9</td></tr><tr><td>学歴勘案</td><td>116.1</td></tr><tr><td>地域・学歴勘案</td><td>103.5</td></tr></table> <p>(注) 地域勘案指数：民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無を考慮した指数 学歴勘案指数：学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数</p> <p>◎国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由</p> <p>① 在勤地が大都市圏であること 比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤地は大都市圏（東京都特別区及び大阪市）であり、地域差があること。 (職員の割合…東京都特別区：88.8%、大阪市：11.2%)</p> <p>② 大学卒以上の比率が高いこと 国家公務員（行政職（一））の大学卒以上の比率は50.0%（平成21年国家公務員給与等実態調査）であるのに対し、当機構職員の大学卒以上の比率は86.0%となっており、学歴構成による差があること。</p> <p>③ 管理職比率が高いこと 当機構は、特殊法人改革等の流れの中で、他組織からの事業承継が断続的に行われており、従来から実施してきた福祉医療貸付事業等の6事業に加え、年金担保貸付事業等を他組織から承継し、現在、8事業1業務と多種多様な事業を行っており、事業承継の過程において、各事業毎に担当部署を設け、結果的に、全体の管理監督者の比率が国家公務員と比較して高い傾向にあること。</p> <p>④ 民間の金融部門における給与実態を勘案していること 当機構は、福祉医療分野における政策金融を事業の中核として行っており、金融に関する専門性を有する公庫等の給与実態や民間における金融部門の給与実態等を勘案しながら、必要な人材が確保できる水準としてきたこと。</p>	対国家公務員	119.1	地域勘案	105.9	学歴勘案	116.1	地域・学歴勘案	103.5
対国家公務員	119.1								
地域勘案	105.9								
学歴勘案	116.1								
地域・学歴勘案	103.5								

◎給与水準の適切性の検証

① 国からの財政支出について

平成21年度支出予算の総額208,304百万円に対し国からの財政支出額は39,940百万円（支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合：19.2%）であり、その内訳は、運営費交付金4,137百万円、退職手当共済事業に係る給付費補助金25,923百万円、福祉・医療貸付事業に係る利子補給金9,880百万円となっている。

運営費交付金のうち給与、報酬等支給総額は2,096百万円（支出総額に占める割合：1.0%）であり、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。

② 累積欠損額

平成20年度決算において累積欠損額は発生していない。

③ 法人の業績評価

当機構は平成20年度業務実績について、評価委員会の評価において17項目中1項目S（中期計画を大幅に上回っている）、13項目A（中期目標を上回っている）評価を受けている。

④ 支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合

平成21事業年度決算における支出総額196,884百万円に対し給与、報酬等支給総額2,096百万円であり、その割合は1.1%程度である。

⑤ 管理職の割合

平成22年度公表における事務・技術職員数214人のうち管理職は41人であり、その割合は19.2%となっている。

上記措置により管理職の割合は減少傾向にあり、給与水準引き下げの一要因となっている。

⑥ 大卒以上の高学歴者の割合

同214人のうち大卒以上の職員数は184人であり、その割合は86.0%となっている。

◎講ずる措置

○これまでに講じた措置

- ・平成16年度において全職員の昇給を停止
- ・平成17年1月に、国家公務員に先立って、職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした本俸基準表の引下げを実施（平均△5.3%）
- ・平成16～19年度にかけて、組織のスリム化の推進（部長△2、次長△1、課長△5）
- ・平成21年度に課長ポストを更に1ポスト削減

○今後講ずる措置

上記措置を講じてきた結果、年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は減少傾向にあるが、給与水準の適正化を引き続き着実に進めていくため、平成22年度においては更に以下の取組みを実施しているところである。

- ・機構独自の措置として管理職層等を対象とした本俸基準表の引き下げ（平均△1.0%）を図るとともに、理事長の報酬を年100万円引き下げ（△5.6%）
- ・管理職ポストの削減（課長△2）
- ・特別都市手当（国の地域手当に相当）について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成22年度に18%（東京都特別区）の支給割合となったが、当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続する。
- ・平成21年度より国に新設された本府省業務調整手当に相当する手当は設けない。

以上の措置により、平成22年度における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は102.5ポイント程度と見込まれるが、今後とも国家公務員の給与改定状況等を注視しつつ、必要となる措置を講じていくことにより、平成24年度（平成25年度公表）における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとする。

2 総人件費の状況

① 対前年度比における増減の要因について

[給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の対前年度要因]

平成20年度及び21年度の自己都合退職者が見込みを下回ったことなどから（平成18年度14人、19年度13人、20年度6人、21年度2人）、給与、報酬等支給総額は対前年度比1.0%増となった。

一方、退職者数の減少による退職手当支給額の減少、法定外福利費の見直し等により、最広義人件費は対前年度比で2.8%の削減となった。

② 人件費削減の取組状況

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等に基づく削減目標を確実に達成するため、業務の効率化等により常勤職員数を抑制し、平成17年度を基準（平成18年度に承継した年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については平成18年度実績額を基準）として中期計画

	における人件費削減目標（5%）を上回る人件費削減（11.4%）を実施した。
②国と異なる、又は法人独自の諸手当の状況	機構の諸手当は、国に準じた支給内容となっている。
③福利厚生費の状況	法定福利費 374,101 千円（@1,321,912 円）
	法定外福利費 55,811 千円（@197,212 円）
	（主な法定外福利費の内容） ○ 住宅関連費用（宿舍の維持管理費等） ○ 労働安全衛生法に基づく健康診断費用 ○ 永年勤続表彰費用
	（レクリエーションへの支出状況） レクリエーション経費は支出していない。 （法定外福利費の見直し状況） 永年勤続表彰については、厚生労働省において勤続年数満20年及び満30年の者に対して永年勤続表彰を行っていることを踏まえ、平成21年12月より実施基準を見直し勤続年数満25年時点の表彰を廃止した。 （健康保険料の労使負担割合の見直しの働きかけの状況） 厚生労働大臣からの労使負担割合の見直しに係る要請を踏まえ、加入する健康保険組合に対して、平成22年5月19日付で文書による依頼を行った。

(項目 3 の 2)

○ 国家公務員再就職者の在籍状況 及び

法人を一度退職した後、嘱託等で再就職した者^{注1}の在籍状況

(平成 22 年 3 月末現在)

	役員 ^{注2}			職員		
	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計
総 数	6人	1人	7人	260人	23人	283人
うち国家公務員 再就職者	1人	0人	1人	4人	0人	4人
うち法人退職者	1人	0人	1人	3人	0人	3人
ト うち非人件費ポ スト	0人	0人	0人	0人	0人	0人
うち国家公務員 再就職者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
うち法人退職者	0人	0人	0人	0人	0人	0人

注1 「法人を一度退職した後、嘱託等で再就職した者」とは、法人職員が、定年退職等の後、嘱託職員等として再度採用されたものをいう。(任期職員の再雇用を除く。)

注2 役員には、役員待遇相当の者(参与、参事等の肩書きで年間報酬額 1,000 万円以上の者)を含む。

注3 「非人件費ポスト」とは、その年間報酬が簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)第 53 条第 1 項の規定により削減に取り組まなければならないこととされている人件費以外から支出されているもの(いわゆる総人件費改革の算定対象とならない人件費)

④国家公務員再就職者の ポストの見直し	<p>一 国家公務員再就職者である役職員が就いているポストの名称</p> <p>[役員] 理事</p> <p>[職員] 総務部長、経理部長、福祉貸付部長、医療貸付部長</p> <p>二 一のポストの見直しの状況</p> <p>役員ポストは、平成 22 年 4 月より国家公務員再就職者は 0 名となった。</p> <p>また、職員については現職者定年後、国家公務員の再就職を解消することとした。(平成 22 年度末に 1 名減、平成 23 年度末に 2 名減、平成 24 年度末に 1 名減と段階的に解消)</p>
------------------------	---

	<p>三 役員ポストの公募の実施状況 平成 21 年 9 月 29 日の閣議決定（独立行政法人等の役員人事に関する当面の方針について）を踏まえ、国家公務員再就職者が就任していた理事ポストの公募を行った結果、適任者がおらず採用にいたらなかった。なお、当該理事ポストについては、平成 22 年度から削減した。</p> <p>四 非人件費ポストの廃止状況 該当ポストなし</p>
<p>⑤独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直し</p>	<p>該当ポストなし</p>

独立行政法人福祉医療機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員の奨励手当について、役員給与規程第7条第6項の規定に基づき業績評価の結果及び職務実績等を考慮のうえ、成績率に反映させた。

(参考)役員給与規程第7条第6項

理事長は、前項の規定による奨励手当の額について、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

人事院勧告による国家公務員指定職の給与改定を踏まえ、以下の改正を行った。

- ・俸給月額を約0.3%引き下げた。
- ・期末特別手当を期末手当(定率分)と奨励手当(成績査定分)に分割・再編し、年間の支給月数を0.2月分引き下げた。

理事

法人の長に同じ

理事(非常勤)

該当者なし

監事

法人の長に同じ

監事(非常勤)

法人の長に同じ

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 18,019	千円 11,736	千円 4,648	千円 1,408 227 (特別調整手当) (通勤手当)			
A理事	千円 5,582	千円 3,180	千円 1,991	千円 381 30 (特別調整手当) (通勤手当)		7月18日	*
B理事	千円 7,757	千円 6,151	千円 789	千円 738 79 (特別調整手当) (通勤手当)	9月3日	3月31日	*

C理事	千円 15,513	千円 9,984	千円 4,169	千円 1,198 162 (特別調整手当) (通勤手当)		3月31日	※
D理事	千円 15,430	千円 9,984	千円 4,169	千円 1,198 79 (特別調整手当) (通勤手当)			◇
E理事	千円 15,642	千円 10,074	千円 4,169	千円 1,209 190 (特別調整手当) (通勤手当)	4月1日		※
A監事	千円 12,285	千円 8,748	千円 2,408	千円 1,050 79 (特別調整手当) (通勤手当)	4月1日		
B監事 (非常勤)	千円 2,268	千円 2,268	千円	千円 ()		9月30日	*※
C監事 (非常勤)	千円 1,128	千円 1,128	千円	千円 ()	1月1日		

注1:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄としている。

3 役員退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準(ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準)として5%以上を削減する。

さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

併せて、機構の給与水準について、適正化に向けた取組状況を公表する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、国家公務員の給与水準、民間における金融部門の給与実態等を考慮して決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

人事評価制度に基づき、職員の人事評価を実施し、その評価結果を昇給や賞与(奨励手当)の成績率に反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本俸及び役職手当等(昇格)	必要経験年数等を有し、勤務成績が良好であって1等級上位の職務遂行が担えると認められる場合に職階毎の定数に応じ昇格。(人事評価結果を参考資料として活用) (初任給、昇格、昇給等の基準第14条第1項)
賞与・奨励手当(査定分)	奨励手当は、その者の勤務成績に応じて、理事長がその都度定める割合により計算した額とし(職員給与規程第23条第7項)、人事評価結果を反映させ差を設けている。
本俸(昇給)	昇給は、その者の勤務成績に基づいて行うこととしており、その勤務成績は人事評価結果に基づき決定することとしている。(初任給、昇格、昇給等の基準第20条)

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

人事院勧告による国家公務員の給与改定を踏まえ、以下の改正を行った。

■ 本俸月額引き下げ

- ・初任給を中心とした若年層(1等級及び2等級の一部)を除き、全ての本俸月額について引き下げ(平均改定率△0.2%)

■ 期末・奨励手当(賞与)の引き下げ

- ・年間の支給月数を0.35月分引き下げ

■ 自宅に係る住居手当の廃止

- ・自宅に係る住居手当(新築・購入後5年に限り支給、月額2,500円)を廃止

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	215	40.0	7,269	5,397	210	1,872
事務・技術	214	40.0	7,267	5,395	210	1,872
技能職種 (運転手)	1					
再任用職員	2					
事務・技術	2					
非常勤職員	13	57.1	4,142	3,875	51	267
事務・技術	4	37.8	3,565	2,698	166	867
事務・技術 (賞与なし)	9	65.7	4,399	4,399	0	0

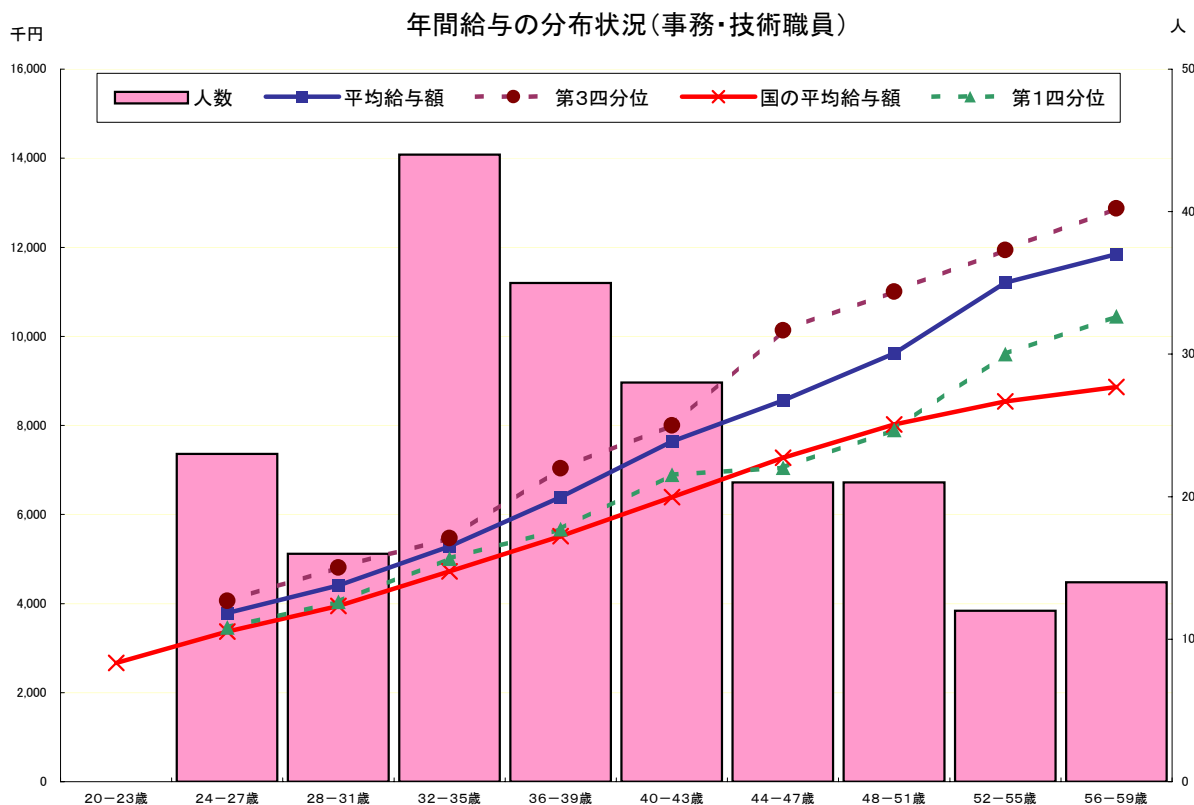
注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員、任期付職員については、該当者が無いため省略した。

注3:常勤職員の技能職種(運転手)及び再任用職員については、該当者がそれぞれ1人及び2人であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注4:非常勤職員の事務・技術(賞与なし)は、雇用契約上賞与を支給されない者である。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位 ・本部課長	27	50.2	10,278	10,723	11,427
・本部係長	75	37.2	5,160	5,757	6,208
・本部係員	30	27.2	3,516	3,862	4,144

③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	7等級	6等級	5等級	4等級	3等級	2等級
標準的な職位		部長	次長	課長	課長代理	係長・主査	係員
人員 (割合)	214 人	8 人 (3.7%)	4 人 (1.9%)	31 人 (14.5%)	53 人 (24.8%)	86 人 (40.2%)	32 人 (15.0%)
年齢(最高 ～最低)		59 ～ 53 歳	57 ～ 51 歳	58 ～ 42 歳	58 ～ 35 歳	52 ～ 30 歳	31 ～ 24 歳
所定内給与 年額(最高 ～最低)		10,226 ～ 8,965 千円	8,765 ～ 8,256 千円	9,071 ～ 6,187 千円	7,194 ～ 4,211 千円	5,836 ～ 3,206 千円	3,291 ～ 2,552 千円
年間給与 額(最高 ～最低)		14,258 ～ 12,551 千円	12,121 ～ 11,449 千円	12,339 ～ 8,379 千円	9,677 ～ 5,746 千円	7,661 ～ 4,332 千円	4,433 ～ 3,443 千円

④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	56.0%	56.9%	56.5%
	査定支給分(奨励相当) (平均)	44.0%	43.1%	43.5%
	最高～最低	46.4～35.8%	45.6～32.6%	46.0～34.4%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	63.1%	67.2%	65.3%
	査定支給分(奨励相当) (平均)	36.9%	32.8%	34.7%
	最高～最低	44.4～30.0%	43.7～26.6%	44.0～28.2%

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

119.1

対他法人(事務・技術職員)

111.9

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容						
指数の状況	対国家公務員 119.1						
	参考	<table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>105.9</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>116.1</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>103.5</td> </tr> </table>	地域勘案	105.9	学歴勘案	116.1	地域・学歴勘案
地域勘案	105.9						
学歴勘案	116.1						
地域・学歴勘案	103.5						
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>①在勤地が大都市圏であること 比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤地は大都市圏(東京都特別区及び大阪市)であり、地域差があること。(職員の割合…東京都特別区:88.8%、大阪市:11.2%)</p> <p>②大学卒以上の比率が高いこと 国家公務員(行政職(一))の大学卒以上の比率は50.0%(平成21年国家公務員給与等実態調査)であるのに対し、当機構職員の大学卒以上の比率は86.0%となっており、学歴構成による差があること。</p> <p>③管理職比率が高いこと 当機構は、特殊法人改革等の流れの中で、他組織からの事業承継が断続的に行われており、従来から実施してきた福祉医療貸付事業等の6事業に加え、年金担保貸付事業等を他組織から承継し、現在、8事業1業務と多種多様な事業を行っており、事業承継の過程において、各事業毎に担当部署を設け、結果的に、全体の管理監督者の比率が国家公務員と比較して高い傾向にあること。</p> <p>④民間の金融部門における給与実態を勘案していること 当機構は、福祉医療分野における政策金融を事業の中核として行っており、金融に関する専門性を有する公庫等の給与実態や民間における金融部門の給与実態等を勘案しながら、必要な人材が確保できる水準としてきたこと。</p>						
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 19.2% (国からの財政支出額 39,940百万円、支出予算の総額 208,304百万円:平成21年度予算)</p> <p>【検証結果】 国からの財政支出額39,940百万円の内訳は、運営費交付金4,137百万円、退職手当共済事業に係る給付費補助金25,923百万円、福祉・医療貸付事業に係る利子補給金9,880百万円となっている。 運営費交付金のうち給与、報酬等支給総額は2,096百万円(支出総額に占める割合:1.0%)であり、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額 一円(平成20年度決算)</p>						

講ずる措置

■これまでに講じた措置

- ・平成16年度において全職員の昇給を停止
- ・平成17年1月に、国家公務員に先立って、職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした本俸基準表の引下げを実施(平均 Δ 5.3%)
- ・平成16～20年度にかけて、組織のスリム化の推進(部長 Δ 2、次長 Δ 1、課長 Δ 5)
- ・平成21年度に課長ポストを更に1ポスト削減

■今後講ずる措置

上記措置を講じてきた結果、年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は減少傾向にあるが、給与水準の適正化を引き続き着実に進めていくため、平成22年度においては更に以下の取組みを実施しているところである。

- ・機構独自の措置として管理職層等を対象とした本俸基準表の引き下げ(平均 Δ 1.0%)を図るとともに、理事長の報酬を年100万円引き下げ(Δ 5.6%)
- ・管理職ポストの削減(課長 Δ 2)
- ・特別都市手当(国の地域手当に相当)について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成22年度に18%(東京都特別区)の支給割合となったが、当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続する。
- ・平成21年度より国に新設された本府省業務調整手当に相当する手当は設けない。

以上の措置により、平成22年度における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は102.5ポイント程度(年齢勘案118.6ポイント程度)と見込まれるが、今後とも国家公務員の給与改定状況等を注視しつつ、必要となる措置を講じていくことにより、平成24年度(平成25年度公表)における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとする。

■法人の業績評価

当機構は平成20年度業務実績について、評価委員会の評価において17項目中1項目S(中期目標を大幅に上回っている)、13項目A(中期目標を上回っている)評価を受けている。

■支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合

平成21事業年度決算における支出総額196,884百万円に対し給与、報酬等支給総額2,096百万円であり、その割合は1.1%程度である。

■管理職の割合

平成22年度公表における事務・技術職員数214人のうち管理職は41人であり、その割合は19.2%となっている。

上記措置により管理職の割合は減少傾向にあり、給与水準引き下げの一要因となっている。

■大卒以上の高学歴者の割合

同214人のうち大卒以上の職員数は184人であり、その割合は86.0%となっている。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度) 千円	前年度 (平成20年度) 千円	比較増△減 千円 (%)	中期目標期間開始時(平成20年度)からの増△減 千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	2,096,883	2,076,449	20,434 (1.0)	20,434 (1.0)
退職手当支給額 (B)	194,248	236,485	△ 42,237 (△ 17.9)	△ 42,237 (△ 17.9)
非常勤役員等給与 (C)	233,039	260,581	△ 27,542 (△ 10.6)	△ 27,542 (△ 10.6)
福利厚生費 (D)	429,912	466,004	△ 36,092 (△ 7.7)	△ 36,092 (△ 7.7)
最広義人件費 (A+B+C+D)	2,954,082	3,039,519	△ 85,437 (△ 2.8)	△ 85,437 (△ 2.8)

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の対前年度増減要因

平成20年度及び21年度の自己都合退職者が見込みを下回ったことなどから(平成18年度14人、19年度13人、20年度6人、21年度2人)、給与、報酬等支給総額は対前年度比1.0%増となった。一方、退職者数の減少による退職手当支給額の減少、法定外福利費の見直し等により、最広義人件費は対前年度比で2.8%の削減となった。

②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づく削減目標を確実に達成するため、業務の効率化等により常勤職員数を抑制し、平成17年度を基準(平成18年度に承継した年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については平成18年度実績額を基準)として中期計画における人件費削減目標(5%)を上回る人件費削減(11.4%)を実施した。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	2,412,895	2,221,503	2,142,941	2,076,449	2,096,883
人件費削減率 (%)		△7.9%	△11.2%	△13.9%	△13.1%
人件費削減率(補正值) (%)		△7.9%	△11.9%	△14.6%	△11.4%

注(1):基準年度における給与、報酬等支給総額欄については、平成18年4月1日に旧年金資金運用基金から年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務を承継したことに伴う基準額の増加分を加味した額である。

(2):「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与と改定分を除いた削減率である。

IV 法人が必要と認める事項

人件費を抑制するためには、給与水準の見直しとともに業務の合理化、効率化等による組織のスリム化が重要であることから、ポスト数の削減をあわせて進めている。

選考結果表

役職	現(前)任者			就任者			選考経過
	氏名	年齢	当初就任年月日	前職	氏名	年齢	
(独)福祉医療機構 理事(総括、 総務部・企画 指導部・基金 事業部担当)	青柳 親房 <small>あやなま ちかむら</small>	56	H21.9.3	九州厚生局長[OB]	適任者なし(ポスト削減)		応募総数 48名 ↓ 書類選考 (6名) ↓ 面接 (1名)※1 ↓ 任命権者と所管大臣 が協議の上、適任者 なしでポスト削減

※1 1名に絞り込む前の候補者の情報と併せて大臣に協議。

※2 公務員OB該当者は、現任者及び任命予定者の「現(前)職」欄に[OB]と記載。

(独) 福祉医療機構理事 (総括、総務部・企画指導
部・基金事業部担当) 選考経過

本公募に対しては、48人の応募があり、選考委員会が、書類選考を経た6人の候補者に対し面接を行った上で、理事としての適性を有すると考えられる1人を任命権者である理事長に対し提示した。他の候補者の情報と併せて当該1人の候補者について理事長と所管大臣とが協議を行ったが、平成21年9月29日の閣議決定(独立行政法人等の役員人事に関する当面の方針について)を踏まえ、改めて当該ポストの任命の必要性についても検討した上で、「適任者なし(ポスト削減)」とすることで、任命権者と所管大臣が合意したものである。

選考委員会の属性について

- ・独立行政法人福祉医療機構 理事

選考委員会のメンバーの属性は以下のとおり

- ・大学教授 4名

選考結果総括表

厚生労働省

役職	現任者			就任者			選考経過
	氏名	年齢	当初就任年月日	前職	氏名	年齢	
(独)福祉医療機構 監事 (非常勤)	欠員				丸田 康男 <small>まるとん やすお</small>	61	ブルデシヤル・インベ ストメント・マネジメン ト・ジヤパン(株)内部監 査部長
							応募総数 45名 ↓ 書類選考 (6名) ↓ 面接 (3名) ↓ 任命権者が選任

※任命権者
「監事」…大臣
「理事」…理事長

(独) 福祉医療機構非常勤監事 選任理由

本法人の使命は、福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で、福祉医療事業の健全な発展を総合的に支援することにある。

そうした組織にあって、本ポストには、そのミッションとして、機構の事業・業務の業務監査、法人の財産等の会計監査及び理事の業務執行を監査するとともに、独立行政法人の経営運営改革の実施について、監事という立場から積極的に参画することが求められている。

本件の公募に対しては、45人の応募があり、選考委員会による書類選考で6人に絞られた候補者について、選考委員会が面接を行った上で、適任と判断された3人を選び、任命権者である厚生労働大臣に提示したところ、丸田 康男氏を最適任と判断するに至ったところである。

任命理由は、証券会社や債権回収機構等において、資金調達、債権管理・回収、内部監査等の実務経験、上級管理職としての豊富な経験を有しており、選考委員会委員からも、法人業務及び関係業界の知見両面において適している、業務体制の効率化等についても見識がうかがえるとの評価を得たものであり、任命権者としても独立行政法人の経営運営改革を促すことができる最適任者であると判断したものである。

事業費の冗費の点検
(委員長通知別添二関係)

事業費項目	点検状況	1年間実施した場合の削減効果額 (単位：千円)
① 広報、パンフレット、イベント等の点検	1 配布先・配布物の見直しを行い、重複しているものを洗い出し、発行部数・送付数の削減を図った。 2 各部ごとで行っていた調達について、同時期に発注するものについては、機構全体で一括して調達を行った。 3 また、多色刷りから2色刷りに変更するなど、仕様の見直しを図った。	▲15,783 千円
② IT 調達の点検	1 平成 19 年度に策定した業務・システム最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方法の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を実施している。 また、業務・システム最適化計画の推進等を目的として、経営企画会議の作業部会として情報システム委員会を設置し、IT 調達の点検を実施している。 2 情報システムの調達に当たっては、システム管理部門においてその必要性、重要性を整理・検討の上、CIO 補佐官による助言（点検）を受け、仕様を策定し、システムの過大化を防止しており、契約金額については、妥当なものとなるよう留意している。 3 公告期間については、規程上の 10 日間（政府調達の場合 50 日）を遵守している。また、入札条件については、契約監視委員会（H22.1.26 開催）において「業務経験について条件を緩和すべきである」旨等の指摘を受けたと	・ホストコンピュータ等の調達 ▲8,459 千円 ・ネットワーク等の統合運用支援業務 ▲1,893 千円

	<p>ころから、その改善を図った。</p> <p>4 役務の新規調達、IT 機器の調達及びシステムの新規設計開発については、原則として複数社から見積もりをとっている。</p>	
③法人所有車数の台数削減、車種の変更	<p>1 法人所有車については、これまでも削減に努めてきたところであるが、平成 20 年度において、3 台のうち 1 台を削減した。</p> <p>なお、車種については、平成 19 年度においてハイブリッド車を導入したところである。</p> <p>2 また、コスト削減の観点から、運転手 2 名のうち 1 名については、平成 21 年度において職員から臨時職員へ変更している。</p>	▲4,020 千円
④庁舎の移転及び賃借料の引下げ	<p>【賃借料の引下げについて】</p> <p>〈本部事務所〉</p> <p>ビル賃貸人との交渉により、平成 21 年度から坪当たり室料を 2 千円引下げ、年間 29,460 千円のコスト削減を行った。</p> <p>また、平成 22 年度以降の事務所賃借料の値上げ要求（坪当たり単価 3 千円アップ）に対しては、平成 22 年度からの 2 年間については交渉により現状維持とした。</p> <p>〈支店事務所〉</p> <p>平成 22 年度からの 2 年間の事務所賃借料については、ビル賃貸人との交渉により、坪当たり室料を 925 円引下げ、年間 3,106 千円のコスト削減を行った。</p>	▲29,460 千円
⑤電気料金に関する契約の見直し	<p>本部及び支店事務所のあるビルについては、電力会社との契約は、ビル全体について賃貸人が行っており、当機構の電気料金については、賃貸人からの使用量に基づく請求により支払を行っている。従って、当機構が電力会社と、直接、契約を行うことはできないが、電気使用量の削減に向けて、執務室及び社内通路の</p>	▲1,662 千円

	部分消灯の徹底などを行い、コスト削減を図った。	
⑥複写機等に関する契約の見直し	複写機等については、既に償却期間を超過したものの再リースを行っており、年間で14,223千円のコスト削減となっている。	▲14,223千円
⑦備品の継続使用及び消耗品の再利用	内部の連絡会議を通じて、職員へ、備品の継続使用及び消耗品の再利用について周知徹底を行った。	従来より消耗品費の削減に努めた結果、対平成20年度比で次のとおりとなった。 ▲3,216千円
⑧タクシー利用の点検	タクシーの利用については、従来より使用基準を厳格に設け、制限的な利用を行っている。更に、不正防止の観点から、使用済みの半券の確認に加えて、平成22年1月より利用者に領収書の提出を義務付けている。	左の取組みを行ったものの、業務が増加した結果、タクシー利用の頻度が高まり、結果的に対平成20年度比で削減効果はなかった。
⑨その他コスト削減について検討したもの	1 従来より航空機の割引運賃の積極的利用に努めてきたところだが、22年3月からパック商品の利用についても周知を行った。 2 また、従来より事務所電話料金のプラン変更による経費削減に努めた結果、対平成20年度比で1,374千円の削減となった。	・旅費については、対平成20年度比で、▲5,250千円の削減を行った。 ・電話料金については、▲1,374千円の削減を行った。

※ 削減効果額とは、各項目について行った見直しを平成21年度当初から実施したと仮定した場合における平成21年度の実績額（推計）が、平成20年度の実績額からどれだけ削減したかを示すものである。

契 約

(委員長通知別添二関係)

<p>① 契約監視委員会からの主な指摘事項</p>	<p>○ 契約監視委員会においては、次の契約について点検を受けた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成20年度契約</td> <td>競争性のない随意契約</td> <td style="text-align: center;">22件</td> </tr> <tr> <td>一者応札・一者応募</td> <td style="text-align: center;">27件</td> </tr> <tr> <td>複数年度契約※</td> <td>競争性のない随意契約</td> <td style="text-align: center;">9件</td> </tr> <tr> <td>平成21年度契約</td> <td>新規案件</td> <td style="text-align: center;">3件</td> </tr> <tr> <td>契約における実質的な競争確保に関する点検</td> <td>落札率90%以上</td> <td style="text-align: center;">1件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">62件</td> </tr> </tbody> </table> <p>[点検の観点]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 70%;">点 検 の 観 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>随意契約</td> <td>・契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否</td> </tr> <tr> <td>一者応札・一者応募</td> <td>・真に競争性が確保されているか(仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件)</td> </tr> <tr> <td>複数年契約</td> <td>・契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否 ・真に競争性が確保されているか(仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件)</td> </tr> <tr> <td>平成21年度末までの調達予定案件(新規案件)</td> <td>・一般競争入札への移行の可否、真に競争性が確保されているか</td> </tr> <tr> <td>契約における実質的な競争確保に関する点検(落札率90%以上)</td> <td>・真に競争性が確保されているか</td> </tr> </tbody> </table> <p>[点検結果]</p> <p>主な指摘としては、一般競争入札又は公募を行ったものの、結果として一者応札・一者応募であった27件のうち、23件については、業務経験についての要件の見直し、3件については、公告期間の見直しが提案された。</p>	区 分	件 数	平成20年度契約	競争性のない随意契約	22件	一者応札・一者応募	27件	複数年度契約※	競争性のない随意契約	9件	平成21年度契約	新規案件	3件	契約における実質的な競争確保に関する点検	落札率90%以上	1件	合 計		62件	区 分	点 検 の 観 点	随意契約	・契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否	一者応札・一者応募	・真に競争性が確保されているか(仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件)	複数年契約	・契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否 ・真に競争性が確保されているか(仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件)	平成21年度末までの調達予定案件(新規案件)	・一般競争入札への移行の可否、真に競争性が確保されているか	契約における実質的な競争確保に関する点検(落札率90%以上)	・真に競争性が確保されているか
区 分	件 数																															
平成20年度契約	競争性のない随意契約	22件																														
	一者応札・一者応募	27件																														
複数年度契約※	競争性のない随意契約	9件																														
平成21年度契約	新規案件	3件																														
契約における実質的な競争確保に関する点検	落札率90%以上	1件																														
合 計		62件																														
区 分	点 検 の 観 点																															
随意契約	・契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否																															
一者応札・一者応募	・真に競争性が確保されているか(仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件)																															
複数年契約	・契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否 ・真に競争性が確保されているか(仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件)																															
平成21年度末までの調達予定案件(新規案件)	・一般競争入札への移行の可否、真に競争性が確保されているか																															
契約における実質的な競争確保に関する点検(落札率90%以上)	・真に競争性が確保されているか																															
<p>② 契約監視委員会以外の契約審査体制とその活動状況</p>	<p>○ 当機構では、契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、少額随意契約以外の契約については、契約担当部門が要求部門からの調達要求を審査するとともに、「契約審査会」(総務担当及び経理担当役員並びに管理部門の幹部職員を構成メンバーとし、第三者による監視強化の観点から、監事をオブザーバーとする審査機関)を設置し、同委員会において契約方</p>																															

	<p>式の妥当性や総合評価及び企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うことを義務付けている。また、特に専門的な知識を要するシステム関連の契約については、CIO補佐官(外部の第三者に委託)の出席を求め、助言を得ている。</p> <p>○ 上記契約審査会は、総務、経理担当役員等が構成員であり、更に監事が出席し、入札等に係る仕様書の内容等についてチェックを行うことによって、審査機関としての実効性を確保しているところである。</p> <p>○ また、平成22年度からは、「調達の適正化について(依頼)」(H22.4.6付厚生労働省発給O406第5号)を踏まえ、上記の契約審査会において、少額随契を除く調達に関して以下の①～③の事項の審議を徹底することとした。</p> <p>① 一般競争入札(最低価格落札方式)によらない調達については、その理由を審査すること</p> <p>② 一般競争入札(最低価格落札方式)による場合でも、仕様書等を審査し、特定の者に有利とならないよう徹底すること</p> <p>③ 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合が1/2を超える場合においては審査を行うこと</p>
<p>③ 「随意契約見直し計画」の進捗状況 「随意契約等見直し計画」の策定状況</p>	<p>【「随意契約見直し計画」の進捗状況】</p> <p>随意契約見直し計画(平成19年12月策定)については、P41「Ⅲ 随意契約見直し計画の進捗状況」のとおり計画を達成した。</p> <p>【「随意契約等見直し計画」の策定状況】</p> <p>契約監視委員会(H22.1.26開催)を受けて、平成20年度の契約実績に基づき、新たな「随意契約等見直し計画」を策定した。</p>
<p>④ 一者応札・一者応募となった契約の改善方策</p>	<p>○ 一者応札・一者応募となった案件については、企画競争等が多かったが、その問題を分析した結果、以下のとおりの改善を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「公告に関する事項」については、現在休日を含めて10日以上としている公告期間を原則として10営業日以上に延長した。 ・ 「資格要件に関する事項」については、当該調達の業務内容を検討した上、過度に業務実績等を求めることはしないよう留意するなど、一層の競争性を確保する観点に立って資格要件の設定を行うこととした。

	<p>なお、当該改善方策については、ホームページにおいて公表している。</p>
<p>⑤契約に係る規程類とその運用状況</p>	<p>○ 「独立行政法人における契約の適正化（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）において講ずることとされている措置については、すべて実施済みである。</p> <p>○ 平成21年度においては、総合評価落札方式の実施実績はなく、企画競争及び公募についての実施状況は次のとおりである。</p> <p>ア 説明会の実施及び説明会から入札日又は企画書提出日までの十分な日程の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当機構では、一般競争入札も含め基本的には説明会を実施することとしているが、平成21年度に企画競争により契約を締結した5件のうち、3件については、公募から企画競争に移行した案件であり、応募者が一定程度内容を理解していたこと等から、説明会の開催に代えて、仕様書等に関する質問期間を確保することで対応を図った。 <p>また、公告日から企画書提出期限までは平均で18.6日となっており、妥当な日数と考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、公募については、一般的に調達に参加する意思があるか否かを確認する手続きであることから、仕様書を配付するのみで説明会は行っていない。 <p>イ 選定基準及び配点の事前公開並びに選定結果の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度に企画競争により契約を締結した5件のうち、平成20年度に手続きを終えていた2件については、選定基準及び配点の事前公開は行われなかったが、平成20年度末に「総合評価、企画競争・公募による調達マニュアル」を策定したことから、平成21年度に手続きを実施した残り3件からは、選定基準及び配点を事前に配付して、その結果については、企画競争参加者に公開している。 <p>ウ 選定委員における外部有識者割合の基準の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当機構においては、企画競争については、内部職員に評価が可能な案件を対象とすることとしているが、この場合でも、契約に係る競争性及び透明性を確保するため、選定委員の評価結果について「契約審査会」（総務担当及び経理担当役員並びに管理部門の幹部職員を構成メンバーとし、第三者による

	<p>監視強化の観点から、監事をオブザーバーとする審査機関)で適正性等を審議することとしている。</p> <p>なお、総合評価落札方式については、割合に係る基準は設けていないが、外部有識者を含めることを義務付けている。</p>									
<p>⑥再委託している契約の内容と再委託割合(再委託割合が50%以上のもの又は随意契約によるものを再委託しているもの)</p>	<p>再委託割合50%以上のもの又は随意契約によるものを再委託している案件はない。</p>									
<p>⑦公益法人等との契約の状況</p>	<p>○ 平成21年度に締結した公益法人等との契約の状況は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="608 815 1347 1055"> <thead> <tr> <th data-bbox="608 815 882 864">契約件名</th> <th data-bbox="882 815 1158 864">相手方</th> <th data-bbox="1158 815 1347 864">金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="608 864 882 958">独立行政法人会計システムの保守契約</td> <td data-bbox="882 864 1158 958">(財)日本システム開発研究所</td> <td data-bbox="1158 864 1347 958">7,625,100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 958 882 1055">H22' 施設開設・経営実務セミナー開催に係る会場借上げ</td> <td data-bbox="882 958 1158 1055">(福)全国社会福祉協議会</td> <td data-bbox="1158 958 1347 1055">1,727,610</td> </tr> </tbody> </table>	契約件名	相手方	金額(円)	独立行政法人会計システムの保守契約	(財)日本システム開発研究所	7,625,100	H22' 施設開設・経営実務セミナー開催に係る会場借上げ	(福)全国社会福祉協議会	1,727,610
契約件名	相手方	金額(円)								
独立行政法人会計システムの保守契約	(財)日本システム開発研究所	7,625,100								
H22' 施設開設・経営実務セミナー開催に係る会場借上げ	(福)全国社会福祉協議会	1,727,610								
<p>⑧「調達の適正化について」(厚生労働大臣依頼)と異なる契約方式で契約していたものの改善方策</p>	<p>平成21年度においては、一般競争入札(最低価格落札方式)以外の調達は21件(企画競争5件、公募16件)あった。</p> <p>これらの契約案件については、「調達の適正化について(依頼)」(H22.4.6付厚生労働省発総0406第5号)を踏まえ、当機構の契約審査会において当該調達方式による理由や仕様書等内容について更に徹底した審査を行い、調達の競争性及び透明性の確保に取り組むこととしている。また、今後においては、一般競争への移行の可能性についても検討することとしている。</p>									

(項目5の2)

I 平成21年度の実績【全体】		件数	金額
競争性のある契約	一般競争入札 (最低価格落札方式)	37件 (59.7%)	29.7億円 (78.4%)
	うち一者入札	5件 【13.5%】	27.3億円 【91.9%】
	総合評価落札方式	－件 (－%)	－億円 (－%)
	うち一者入札	－件 【－%】	－億円 【－%】
	指名競争入札	－件 (－%)	－億円 (－%)
	うち一者入札	－件 【－%】	－億円 【－%】
	企画競争等	21件 (33.9%)	7.9億円 (20.9%)
	うち一者応募	18件 【85.7%】	6.8億円 【86%】
競争性のない随意契約		4件 (6.4%)	0.2億円 (0.7%)
合 計		62件 (100%)	37.9億円 (100%)

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号の金額を超えないもの）を除く。

※ 【 %】には、一般競争入札等のうち一者入札・応募となったものの割合を示す。

※ 「競争性のある契約」の各欄には、不落・不調随契が含まれる。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

Ⅱ 平成21年度の実績【公益法人】			
	件数	金額	
競争性のある契約	一般競争入札 (最低価格落札方式)	1件 (50%)	0.02億円 (18.5%)
	うち一者入札	－件 【 －%】	－億円 【 －%】
	総合評価落札方式	－件 (－%)	－億円 (－%)
	うち一者入札	－件 【 －%】	－億円 【 －%】
	指名競争入札	－件 (－%)	－億円 (－%)
	うち一者入札	－件 【 －%】	－億円 【 －%】
	企画競争等	－件 (－%)	－億円 (－%)
	うち一者応募	－件 【 －%】	－億円 【 －%】
競争性のない随意契約	1件 (50%)	0.08億円 (81.5%)	
合計	2件 (100%)	0.09億円 (100%)	

※ 「公益法人」は、いわゆる広義の公益法人を指し、独立行政法人、特例民法法人等のほか、社会福祉法人や学校法人も含む。

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号の金額を超えないもの）を除く。

※ 【 －%】には、一般競争入札等のうち一者入札・応募となったものの割合を示す。

※ 「競争性のある契約」の各欄には、不落・不調随契が含まれる。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

Ⅲ 随意契約見直し計画の進捗状況

		随意契約見直し計画による見直し後の姿		平成 21 年度実績	
		件数	金額	件数	金額
事務・事業をとりやめたもの		2 件 (3. 6%)	1. 5 1 億円 (5. 4%)	3 4 件 (6 1. 8%)	1 8. 7 7 億円 (6 7. 4%)
競争性のある契約	競争入札等	2 件 (3. 6%)	0. 0 4 億円 (0. 1%)	5 件 (9. 1%)	6. 8 7 億円 (2 4. 7%)
	企画競争等	4 5 件 (8 1. 8%)	2 5. 7 6 億円 (9 2. 6%)	1 2 件 (2 1. 8%)	1. 9 5 億円 (7. 0%)
競争性のない随意契約		6 件 (1 0. 9%)	0. 5 2 億円 (1. 9%)	4 件 (7. 3%)	0. 2 4 億円 (0. 9%)
合 計		5 5 件 (1 0 0%)	2 7. 8 3 億円 (1 0 0%)	5 5 件 (1 0 0%)	2 7. 8 3 億円 (1 0 0%)

※ 「随意契約見直し計画」策定時の個々の契約が、平成 21 年度においてどのような契約形態にあるかを記載するもの。

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第 99 条第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 7 号の金額を超えないもの）を除く。

※ 「競争入札等」には、不落・不調随契が含まれる。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月
独立行政法人福祉医療機構

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、平成 20 年度以降、可能なものから順次一般競争入札等に移行することとする。

【全体】

		平成 18 年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(3.6%) 2	(5.4%) 1.51
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(1.8%) 1	(1.3%) 0.37		
随意契約		(98.2%) 54	(98.7%) 27.46	(10.9%) 6	(1.9%) 0.52
合 計		(100%) 55	(100%) 27.83	(100%) 55	(100%) 27.83

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		() % 0	() % 0
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	() % 0	() % 0		
随意契約		(100%) 0	(100%) 0	() % 0	() % 0
合 計		(100%) 0	(100%) 0	(100%) 0	(100%) 0

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(3.6%) 2	(5.4%) 1.51
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(1.8%) 1	(1.3%) 0.37		
随意契約		(98.2%) 54	(98.7%) 27.46	(10.9%) 6	(1.9%) 0.52
合 計		(100%) 55	(100%) 27.83	(100%) 55	(100%) 27.83

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準については、既に国に準じたものとしている。

(3) 契約の公表の基準については、既に国に準じたものとしている。

2 . 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
平成 1 8 年度の随意契約中、業システム最適化対象システムに係る契約及びシステム変更により一般競争入札等へ以降できる契約のものが大半を占めている。

これについては、最適化の検討結果を踏まえ、平成 2 0 年度以降可能なものから、一般競争入札等に移行する。

- ・ 随意契約 5 5 件、2 7 . 8 億円
- ・ 最適化対象システム関連等 3 7 件、2 3 . 6 億円(件数ベース 6 7 . 3 %、金額ベース 8 4 . 9 %)

その他の契約については、「随意契約の点検・見直しの状況」に基づき実施する。

随意契約等見直し計画

平成 22 年 4 月
独立行政法人福祉医療機構

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成 20 年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

	平成 20 年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(71.8%) 56	(4.6%) 2,114,112	(92.3%) 72	(92.2%) 4,240,614
競争入札	(47.4%) 37	(34.3%) 1,575,562	(59.0%) 46	(77.7%) 3,572,400
企画競争、公募等	(24.4%) 19	(11.7%) 538,551	(33.3%) 26	(14.5%) 668,214
競争性のない随意契約	(28.2%) 22	(54.0%) 2,484,469	(7.7%) 6	(7.8%) 357,967
合 計	(100%) 78	(100%) 4,598,581	(100%) 78	(100%) 4,598,581

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	56	2,114,112
うち一者応札・一者応募	(48.2%) 27	(55.0%) 1,162,242

(注) 上段()は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等を見直しを実施(注1)	(100%) 27	(100%) 1,162,242
仕様書の変更	0	0
参加条件の変更	23	1,075,641
公告期間の見直し	3	20,136
その他	1	66,465
契約方式の見直し	(0%) 0	(0%) 0
その他の見直し	(0%) 0	(0%) 0
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(0%) 0	(%) 0

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段()は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施。

(2) 随意契約等の見直し

契約に係る競争性及び透明性の確保の観点から、次の措置を実施している。

ア. 企画競争及び公募については、更に一般競争への移行に努める。

イ. 契約に係る規程類の整備

「独立行政法人における契約の適正化（依頼）」（平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡）において講ずることとされている措置の状況については、事務連絡の ~ の事項ごとに、次のとおり適切に対応している。

一般競争入札における公告期間・公告方法等について、会計規程等において明確に定めること。また、公告期間の下限を国と同様の基準とすること。

措置状況

平成 20 年度において当機構会計規程等を改正し、公告期間・公告方法等を国の規定（「予算決算及び会計令」第 74 条）と同様の内容とした。

指名競争入札限度額を国の基準と同額とすること。

措置状況

平成 18 年度に措置済みである。

包括的契約条項又は公益法人契約条項を設定している場合、恣意的な運用を排除するため、これらに係る基準をできる限り明確かつ具体的に定めること。

措置状況

平成 20 年度において当機構会計規程等を改正し、包括的契約条項及び「公共事業を目的とする法人」との随意契約条項を削除した。

予定価格の作成・省略に関する定めについて、会計規程等において明確に定めること。また、作成を省略する場合、省略する理由や対象範囲を明確かつ具体的に定め、省略できる基準を国と同額の規準とすること。

措置状況

平成 15 年度に措置済みである。

総合評価方式や複数年度契約に関する規定について、会計規程等において明確に定めること。

措置状況

平成 20 年度において当機構会計規程等を改正し、総合評価方式及び複数年度契約に関する規定を定めた。（「会計法」第 29 条の 6 第 2 項（落札方式）同法第 29 条の 12（長期継続契約）「予算決算及び会計令」第 102 条の 2（長期継続契約ができるもの）及び他の独立行政法人の複数年度契約に係る例を参考とした。）

総合評価方式、企画競争及び公募を実施する場合、要領・マニュアル等の整備を行うこと。

措置状況

平成 20 年度において、「総合評価落札方式による調達マニュアル」及び「企画競争・公募による調達マニュアル」を策定した。

ウ. 審査体制の整備

当機構では、契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、少額随意契約以外の契約については、契約担当部門の審査以外に、「契約審査会」（内部役員及び職員を構成メンバーとする審査機関）において契約方式の妥当性及び総合評価・企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うこととした。

また、契約審査会における第三者による監視強化の観点から、同審査会に監事の出席を求め、そのチェックを受けることとしている。

更に、外部から登用している C I O 補佐官に出席を求め、専門家の意見を聴取して、契約に係る改善を行っている。

（参考）

少額随意契約の基準額は次のとおり。（国と同様の基準である。）

- ・ 工事及び物品の製造 予定価格が 250 万円を超えないもの
- ・ 財産の買入 予定価格が 160 万円を超えないもの
- ・ 物件の借入 予定価格が 80 万円を超えないもの
- ・ 上記以外 予定価格が 100 万円を超えないもの

エ. 一者応札・一者応募の見直し

公告期間の確保等

競争性のない随意契約については、一般競争入札等、競争性のある契約方式への移行を推進しているところであるが、結果として 1 者応札・ 1 者応募となっている事例が散見される状況となっている。

このため、平成 21 年 7 月 24 日付で『「1 者応札・ 1 者応募」に係る改善方策について』を制定し、公告期間の確保（原則 10 営業日以上）契約の履行を確保する最低限の要件を除く排他的な競争参加資格要件を設定しない、仕様書の改善などについて取り組んでいるところである。

応札者の範囲拡大のための取組

当機構では、平成 20 年度において、競争入札の推進にあたり、入札への参加者を増やし、より公正な競争を行うこと等を目的に、「競争参加者の資格等の取扱いに関する細則」の改正を行った。

具体的には、役務提供契約において、予定価格の対応する区分以外の等級の事業者も競争に参加することを可能とした。（例えば、A 等級の入札案件については、2 級下位の C 等級までの事業者の入札参加を可能とした。）

（注）個別の契約の状況については、各様式に記載

内 部 統 制

①統制環境	<p>当機構のミッションは、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることにあり、この社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう中期目標に基づき業務運営を行っている。</p> <p>また、平成 20 年 4 月に民間から理事長を迎え、当機構のこれからの方向性を明示するための第一歩としたいという想いから、理事長を中心として、全役職員から意見を出し合い、当機構の経営理念「民間活動応援宣言」を策定し、平成 20 年 10 月に発信したところである。</p> <p>これにより、「国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援する。」という組織の進むべき方向性を明確にしたところである。</p> <p>なお、当機構のミッション（民間活動応援宣言）を有効かつ効率的に果たすため、統制環境の確保に向け、次の取組を実施した。</p> <p>ア 理事長による統制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 理事長から役職員に対して、「お客さま目線と健全性」という二つのものさしを念頭に置き、役職員が一体となって、福祉と医療の民間活動を応援するという使命を果たすために、主体的に業務に邁進するよう周知徹底されている。 ○ 経営理念「民間活動応援宣言」の実現に向けて、平成 21 年 4 月から理事長を本部長とする「民間活動応援本部」を立ち上げ、組織全体で対応する仕組みを構築し、役職員の士気の向上を図っている。 ○ 毎月の経営企画会議において、理事長所感（理事長の経営姿勢や考え方等）を役員・幹部職員に対して述べ、同時に、この所感をイントラネットを通じて他の職員に対して発信することで、組織内での問題意識の共有化を図っている。 ○ 平成 20 年度に現理事長が就任して以降、幹部職員から順次個人面談等を実施（平成 21 年度には中堅・若手職員を対象に実施）している。こうした機会を通じて、理事長の人柄・理念が職員に伝えられるとともに、組織の一体感が醸成されている。 <p>イ 内部組織による統制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 役員会、経営企画会議、幹部会 <ul style="list-style-type: none"> 役員及び幹部職員等が出席する役員会、経営企画会議及び幹部会等において、各事業における現状や課題等の報告、重要事項に対する審議、業務の進捗状況及び業務プロセスの管理を行うこと等により、業務の適正執行の確保と問題意識の共有化に
-------	---

よる業務間の連携の強化を図っている。

○監査室による監査

機構の全部署を対象にした業務及び経理、業務委託先である受託金融機関、助成事業に係る助成先等について、監査室による監査を実施している。

なお、平成 21 年 4 月より当機構内における監査の公正性・中立性・透明性の向上を確保するため、監査課の位置づけを改め、総務部所属から理事長直属の監査室に再編したところである。

○QMS 内部監査

平成 17 年 4 月に認証取得した ISO9001 に基づく品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）の運用を通じて、全部署を対象に内部監査を実施し、教育・訓練の効果的運用や顧客満足度調査の活性化等、業務の質の向上や効率化に関する改善点、事務リスク等を抽出した上で、フォローアップを行うことにより継続的改善活動を推進している。

○監事による監査の実施

「監査の視点」及び「監査の重点項目」を踏まえ、ヒアリング並びに書面、抜検による実物及び実地監査その他適当と認める方法により監査を実施している。

○個人情報保護及び情報セキュリティ対策の実施

個人情報の保護を適切に実施する観点から、個人情報管理委員会を設置し、全役職員に対する情報セキュリティポリシー等に係る研修の実施や「個人情報保護マニュアル」を策定するなど、個人情報保護の重要性について注意喚起を行っている。

また、情報セキュリティ対策を適切に実施する観点から、情報セキュリティに関する規程等を制定の上、情報セキュリティ対策基準及び実施手順の見直しを行うとともに、全役職員に対する研修を実施するなど情報セキュリティの重要性について注意喚起を行っている。

ウ 外部組織による評価等の反映

○独立行政法人評価委員会による評価

毎事業年度における業務の実績について、厚生労働省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の評価を受けており、各委員からの意見等を業務に反映している。

○会計検査院による検査

毎事業年度において、会計検査院の実地検査によって、国が交付した補助金などが適正に使われているかについて検査を受けている。

○会計監査人による監査

	<p>毎事業年度において、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、会計監査人により監査を受けている。</p> <p>○QMS 外部監査</p> <p>毎事業年度において、ISO9001 認証機関による定期審査を受審し、QMS が効果的に継続して運用されているかについて評価を受けている。</p>
<p>②リスクの識別・評価・対応</p>	<p>ア リスク・危機管理基本方針の策定</p> <p>法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し適切な予防措置を講じるとともに、危機管理を機動的かつ円滑に実施するため、リスク・危機管理に関する基本的な事項を定めた「リスク・危機管理基本方針」を平成 21 年 10 月に策定している。</p> <p>イ リスク管理委員会の設置とリスク対応計画の策定</p> <p>○ 「リスク・危機管理基本方針」の方針に基づき、平成 21 年 10 月に「リスク管理委員会」を設置するとともに、業務上のリスクを抽出・把握した上で予防措置を講ずる「リスク対応計画」を平成 22 年 3 月に策定している。</p> <p>○ 危機が発生した場合は「危機管理対策本部」を設置できるよう規程等の整備を行っている。</p> <p>○ リスク対応計画については、各事業において想定するリスクを抽出し、業務に与える影響度や発生可能性等により評価を行い、優先順位の高いリスクに対して課題、対応方針、対応期限などを策定している。</p> <p>ウ QMS に基づく対応</p> <p>QMS に基づき、業務運営において生じる課題・問題点（不適合）への対応方法、原因の分析、再発・未然防止等を行う是正予防処置を適切に実施するため、「是正・予防処置結果記録シート」に記録する運用を実施し、確実な管理を行うことで QMS の有効性の維持及び継続的な改善を進めている。</p>
<p>③統制活動</p>	<p>ア リスク対応計画に基づく対応</p> <p>○ 各部署においては、リスク対応計画により定めた対応を適切に実行している。</p> <p>○ 各部署からリスク管理委員会に対して、同計画に基づく対応実績等を半年に一度報告して評価を受けるとともに、必要に応じて計画の更新を行う。</p> <p>イ QMS に基づく対応</p> <p>QMS に基づき、業務に必要な能力を習得するための教育・訓練の運用や業務手順書等による業務の標準化等を実施している。</p>

<p>④情報と伝達</p>	<p>ア 組織内での情報伝達</p> <p>イントラネット内の掲示板において、年度計画や各部署における重点目標を掲載するとともに、経営企画会議における理事長所感や各種会議資料を掲載することにより、役員及び幹部職員等以外の職員も理事長の経営姿勢、各事業における課題、重要事項に対する審議状況、業務の進捗状況及び業務プロセスの管理状況等を把握することができるよう整備している。</p> <p>イ 緊急時における連絡網の整備</p> <p>緊急的なリスクを上層部に速やかに報告を行うため、緊急連絡網を整備し、休日・深夜でも理事長以下上層部に報告が伝わるように体制を整備している。</p> <p>ウ 外部からの情報の収集</p> <p>機構のホームページにおいて、各部署にお客さまからのご意見、苦情等を受付ける専用アドレスを設置し、お客さまのご意見、苦情等のより一層の情報収集に努めてきたところであるが、平成 22 年 7 月からは、これまでの取組みに加えて、お客さまからのご意見、苦情等を機構全体の窓口として、新たに「お客さまの声制度」を設けて、聴取したご意見、苦情等にかかる対応状況等を機構のホームページ上で公開することとしている。</p> <p>エ QMS に関連する各種情報</p> <p>イントラネット内に QMS に関連する各種情報（業務手順書、QMS 内部監査報告書、是正・予防処置結果記録シート等）を掲載し、全役職員が何時でも各種情報を確認できる体制を整備している。</p>
---------------	---

<p>⑤モニタリング</p>	<p>ア 監事又は監査室による監査報告等について、役員会で把握・検証を行い、統制環境の改善を図っている。</p> <p>イ 厚生労働省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会で評価・指摘された統制環境における問題点等については、役員会及び経営企画会議で把握・検証を行い、統制環境の改善を図っている。</p> <p>ウ 各事業における予算や中期目標等に対する業務の進捗状況及び業務プロセスの監視を経営企画会議において管理している。</p> <p>エ 監査室においては、前述の各部署における日常的モニタリングとは別に、独立かつ客観的立場で、各部署の業務処理が法令若しくは諸規程又は契約等を遵守し、適正かつ効率的になされているか否かを検証し、不正事故の発生等を防止することを主眼として監査を実施している。</p> <p>オ 監事監査では、i) 理事長の指揮、監督のもと、当法人の役割、機能が発揮されているか、ii) 業務運営及び事務の健全性は保たれているか、iii) 業務の合規性及び正確性は保たれているか、iv) 業務運営及び事務の効率性、透明性は保たれているか、v) 顧客保護及び顧客サービス向上の取組はなされているか、vi) 財務の健全性が保たれ、会計経理が法令等に従い適正に行われているか、vii) 入札・契約、内部統制、情報開示等は適切に取組まれているかの7点を監査視点とし、併せて重点項目等も追加し、全部署に対し監査を実施している。</p> <p>カ QMS 内部監査を全部署に対し年1回実施し、手順書等に基づき業務が標準的に実施されているか、業務上の問題（エラー、制度・業務運用上の課題）に対し適切な対応がとられているか等につき確認を行うとともに、監査結果に基づく対応状況に対し、継続的フォローアップを実施している。</p>
<p>⑥ICTへの対応</p>	<p>ア 前述のとおり、イントラネット内で情報の共有化を図る一方、企業秘密等へのアクセスの制限、情報の紛失・漏洩の防止等を図る必要があり、静脈認証等におけるマシン室への入退室管理システムの運用、バックアップデータの遠隔地保管、電子メールにおける添付ファイルのパスワード設定等のセキュリティの向上を図っている。</p> <p>イ ICTの脆弱性や業務に与える影響等の評価については、情報化統括責任者（CIO）補佐官の助言を得て実施している。</p> <p>ウ 情報セキュリティー対策を適切に実施する観点から、情報セキュリティーに関する規程等を制定の上、情報セキュリティー対策基準及び実施手順の見直しを行うとともに、全役職員に対する研修を実施するなど情報セキュリティーの重要性について注意喚起を行っている。</p>

	<p>ICT : Information and Communications Technology (情報通信技術) の略。ITと同様の意味で用いられることが多いが、「コミュニケーション」という情報や知識の共有という概念が表現されている点に特徴がある。</p>
<p>⑦内部統制の 確立による成 果・課題</p>	<p>平成 22 年度中の実施を目途に、現在、法令順守態勢整備の一環として、コンプライアンス委員会の設置や内部通報制度の整備の準備を進めており、経営理念による機構ミッションの明確化とトップマネジメントの強化、内部統制・リスク管理の有効性を確保するための態勢整備と相俟って、機構全体のガバナンス体制の一層の強化が図られつつある。</p> <p>内部統制の確立による成果・課題については次のとおりである。</p> <p>ア 全役職員が、経営の方向性及び経営者の考えを明確に把握することができ、役職員自らが物事に対して主体的に取り組むようになり、働きがいのある職場環境の構築につながっており、統制環境が良い方向に向かっている。</p> <p>イ 当機構のミッション（民間活動応援宣言）を果たすために、各役職員の職務がどのように貢献しているかを強く意識することができるようになり、役職員のインセンティブの向上につながっている。</p> <p>ウ 役職員が組織のリスクの把握に取り組むこととなった結果、自らの職務に関する知識だけではなく、他の職務に対する意識が高まり、各業務における連携の強化や法人全体の業務運営の向上が図ることができ、副次的な効果も出ている。</p> <p>エ 平成 22 年 7 月から「お客さまの声制度」を設けたところであるが、聴取したお客さまからのご意見や苦情等に適切に対応することにより、利用者サービスの向上を図るとともに、当機構の業務運営の効率化に繋げていく所存である。</p>

事務・事業の見直し等
(委員長通知別添三関係)

<p>①業務改善の取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none">○ QMSにおいて各業務手順書に基づき、顧客満足度調査や顧客からの意見・苦情等の収集を実施した。○ 現在、当機構のホームページにおいて、当機構の概要や事業内容等を公開するとともに、独立行政法人等情報公開法及び個人情報保護法による独立行政法人福祉医療機構の情報公開・個人情報保護サイト等を設置し、積極的な情報公開に努め、法人運営の透明性の向上を図った。○ また、平成 22 年度中に「お客さまの声」制度を設置し、顧客や国民からの要望・苦情を組織として共有し、具体的な改善に向けた検討材料として、業務改善及び顧客サービスの向上の更なる強化を図る。○ 平成 19 年度に職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図ることを目的に創設した改善アイデア提案制度を効果的に運営し、職員の創意工夫による改善活動の活性化を図った。○ 人事評価制度の適正な運用により、評価結果を昇給、賞与等に反映させている。また、無駄を削減し、業務をより効率的に行う取組を職員の評価結果に反映する仕組みを強化するため、平成 22 年度に向けて評価方法の見直しを行った。
<p>②事務・事業の見直し</p>	<p>[共通事項]</p> <ul style="list-style-type: none">○ 業務運営体制の整備等 第 1 期中期目標期間において構築した ISO9001 に基づく品質マネジメントシステムの運用を通じ、業務上の課題、顧客からのニーズ等に効果的に対応するための是正・予防処置活動の充実及び内部監査の実施による事務リスク等の抽出・管理を実施した。○ 経営理念の具体化に向けて 福祉医療機構の経営理念「民間活動応援宣言」の具体化に向けて、多岐にわたる事業を実施している福祉医療機構の特長や専門性を活かしつつ、総合力の強化を図ることにより、福祉と医療のネットワークによる地域社会づくりに対し機動的に対応した。○ 事務・事業の合理化を図るため、業務の実態を踏まえつつ、課長ポストを削減するとともに、監査の公正性、中立性及び透明性を高めるため、従来の監査課を

理事長直属の監査室に再編するなど、効率的かつ効果的な業務運営体制の確立を推進した。

- トップマネジメント機能を補佐する経営企画会議等を効果的に開催し、平成 21 年度補正予算対応の検討などの重要案件に対し、迅速かつ的確な経営判断を実施した。
- 平成 19 年度に策定した業務・システム最適化計画に基づき、システムコストの削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の効率化を推進した。
- なお、福祉医療貸付事業及び退職手当共済事業に係る電子システムについては、機能の追加や改善などを実施し利用者の利便性の向上を図ることにより、同システムの利用率が向上（福祉医療貸付事業の事業報告書 55%（前年度 6%）、退職手当共済事業の掛金届等 79%（前年度 75%））し、業務の効率化に寄与した。
- 契約については、平成 20 年度に一層の競争性及び透明性を確保する観点から整備した「企画競争・公募による調達マニュアル」に従った調達を徹底した結果、平成 21 年度末において、「随意契約見直し計画」（平成 19 年 12 月策定・公表）における見直し後の目標を達成した。
- 一般管理費等の節減については、本部ビル賃借料の引き下げ、再リースの活用等により、平成 21 年度予算（平成 19 年度予算と比べて 6.2%縮減）の縮減幅を上回る 12.4%の額を節減した。
- また、業務の効率化、経費節減、エコ対策等の観点から、会議資料のペーパーレス化、パンフレット等の発行部数の見直し、本部事務所の賃借料の引下げ、複写機等の再リースの実施などに取組みコストの節減を図った。

[福祉貸付事業]

- 政府において策定された「経済危機対策」（平成 21 年 4 月 10 日）の一環として、介護基盤の緊急整備に係る補助事業の対象となった特別養護老人ホーム等に対し、融資率の引上げ及び貸付利率の引下げなどを講じた優遇融資を実施した（161 件、57,386 百万円）。
- また、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている社会福祉事業施設に対し、貸付利率の引下げ及び保証人の要件緩和などを講じた経営資金により緊急融資を実施した（実績：22 件、865 百万円）。

○ 平成 21 年度において、利用者等からの要望等を踏まえ、当機構において保証人のあり方について検討を行い、国と協議のうえ、平成 22 年度から借入申込者が希望した場合、貸付利率に一定の上乗せ（オンコスト）を行うことで、個人保証を要しない融資制度を新たに創設し利用者サービスの向上を図ることとした。（オンコスト利率 0.05%）

○ また、介護保険施設に対する施設整備費補助金の減少や介護報酬の大幅な増加が期待できないことから、施設経営者から長期かつ安定的に資金調達できる仕組みを構築するよう利用者等からの要望を踏まえ、平成 22 年度からユニット型特別養護老人ホームの償還期間等の延長を実施することとした。

[医療貸付事業]

○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、政府において策定された「経済危機対策」の一環として、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対し、最優遇金利の適用などを講じた経営安定化資金により緊急融資を実施した（実績：505 件、40,442 百万円）。

○ また、耐震基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う医療機関への融資について、融資率の引上げ及び貸付利率の引下げなど講じた優遇融資を実施した（実績 18 件、26,091 百万円）。

○ さらに、出産育児一時金等の直接支払制度の実施（平成 21 年 10 月）により、一時的な資金不足となる産科医療機関等に対し、貸付金利の引下げ及び無担保融資可能額の引上げなどを講じた経営安定化資金により融資を実施した（実績 166 件、4,247 百万円）。

○ 平成 21 年度において、利用者等からの要望等を踏まえ、当機構において保証人のあり方について検討を行い、国と協議のうえ、平成 22 年度から借入申込者が希望した場合、貸付利率に一定の上乗せ（オンコスト）を行うことで、個人保証を要しない融資制度を新たに創設し利用者サービスの向上を図ることとした。（オンコスト利率 0.2%）

[長寿・子育て・障害者基金事業]

○ 平成 21 年 11 月の行政刷新会議における事業仕分けの結果を踏まえ、事業費の削減を図る観点から、広報事業の廃止又は見直しを行った。

[心身障害者扶養保険事業]

- 平成 20 年度まで保険契約に係る事務処理を委託していたが、平成 21 年度からは、内部処理（システム構築）で対応が可能となったため、委託を廃止しコストの削減を図った。

[年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業]

- 平成 22 年 2 月から、年金担保融資を利用される方にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるよう、「資金の必要額等の確認強化」、「満額返済の廃止」、「返済回数の増加」及び「条件変更制度の新設」などの制度変更を行い、利用される方にとって必要な資金が融通され無理のない返済となるような取扱いを開始した。

≪平成 22 年度以降における見直し（予定）≫

○組織のスリム化

平成 22 年度に理事 1 名を削減したところであり、平成 23 年度には、本部の管理部門を再編し、管理職ポスト 3 名（部長 2 名、課長 1 名）を削減する予定である。

また、大阪支店の管理部門を廃止し、管理職ポスト 1 名（次長）及び課長代理ポスト 1 名の計 2 名を削減する予定である。

○余剰資産などの売却

平成 22 年度中に職員宿舎（26 戸）の入札手続きを実施する予定である。また、平成 22 年度中を目途に公庫総合運動場の入札手続きを実施する予定である。

○国からの財政支出の削減

福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）の見直し・大阪支店の管理部門の廃止、人件費の削減（平成 24 年度までにラスパイレス指数を概ね 100 とする。）、電力使用量の削減、出張旅費の削減等により財政支出の削減を図る。

○事務・事業の改革

【福祉貸付事業、医療貸付事業】

資金交付時の審査期間の更なる短縮や申請書類の更なる簡素化などの取組を徹底し、利用者サービスの更なる向上に向けた取組を徹底する。

【年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業】

省内事業仕分け及び行政刷新会議仕分け結果を踏ま

<p>②－２ 業務委託等を行うことの必要性の検証</p>	<p>え、国・機構において、制度を廃止する場合の影響等を把握するための実態調査を5月下旬～6月にかけて実施し、その調査結果を踏まえ、事業の廃止及び代替措置の検討を平成23年度予算の概算要求に向けて進める。</p>
	<p>【福祉医療貸付事業】</p> <p>○ 当該事業については、全国からの借入申込に対して、限られた予算の範囲内で、東京本部の他に大阪支店を設置し、利用者サービスの向上を図っているところであるが、社会福祉事業施設や医療機関等の設置者については、財政基盤が脆弱な法人等が多いことから、借入申込者の負担軽減を図るため、借入申込のうち、融資額が少額であるもの、専門的な融資審査を要しないもの又は都道府県等との密接な連携を要しないもの等については、効率的な業務運営を実施するため、業務の一部を民間金融機関等に委託している。</p> <p>【年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業】</p> <p>○ 当該事業については、全国で毎年22万人を超える年金受給者の利用があり、本人確認や借入意思確認等の貸付業務の補助的業務が必要となることから、限られた予算の中で、効率的な業務運営を実施するため、制度開始当初より業務の一部を民間金融機関等に委託している。</p> <p>なお、当該事業については、運営費交付金等の国からの財政措置を受けていない。</p> <p>【承継年金住宅融資等管理回収業務】</p> <p>○ 当該業務については、全国で約42万5千件（平成21年度末）の残高件数を有しており、管理回収業務といった専門的な金融業務が必要となることから、限られた予算の中で、効率的な業務運営を実施するため、制度開始当初より業務の一部を民間金融機関等に委託している。</p> <p>なお、当該事業については、運営費交付金等の国からの財政措置を受けていない。</p>

③公益法人等との関係
の透明性確保
(契約行為については、
項目5「契約」に記載)

1 公益法人等との取引内容

福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成5年法律第38号）第7条に基づく指定法人である財団法人テクノエイド協会に対し、「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」に基づき、同法律の目的を達成するため財政支援するとして国等の責務の一環として、当機構の長寿・子育て・障害者基金事業による交付金を交付している。

(参考) 過去5か年の交付金の額の推移 (単位：千円)

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
284,256	271,087	265,261	260,473	212,915

また、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第28条の2に基づく指定法人である財団法人長寿社会開発センターに対し、「老人福祉法」に基づき、同法律の目的を達成するため財政支援するとして国等の責務の一環として、当機構の長寿・子育て・障害者基金事業による交付金を交付している。

(参考) 過去5か年の交付金の額の推移 (単位：千円)

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
110,544	121,602	112,136	113,144	77,506

2 取引の妥当性

長寿・子育て・障害者基金事業の交付に当たっては、外部有識者からなる基金事業審査・評価委員会において、毎年度、厳正に審査の上、決定しており、妥当なものであると考える。

3 事後評価の実施

外部有識者からなる基金事業審査・評価委員会の評価部会を開催し、同委員が事業の達成度・効果等についてヒアリング調査を実施し、調査結果を法人に対してフィードバックするなど、交付後における事後評価を行っている。

なお、平成22年度以降については、平成21年11月の行政刷新会議における事業仕分けにおいて、長寿・子育て・障害者基金を全額国庫に返納することとなったことに伴い、当該指定法人に対する交付金も廃止されることとなった。

<p>④監事監査 ・内部監査 の実施状況</p>	<p>監事監査</p>	<p><平成21年度の業務に係る経理監査・業務監査> 「監査の視点」及び「監査の重点項目」を踏まえ、ヒアリング並びに書面、抜検による実物及び実地監査その他適当と認める方法により監査を実施した。</p> <p>(1) 平成21事業年度業務監査 各部署の業務の実施状況について(全10部1支店)</p> <p>(2) 平成21事業年度会計監査(決算関係)</p> <p>①貸借対照表、損益計算書等財務諸表 ②事業報告書及び決算報告書 ③行政サービス実施コスト計算書 ④収入支出予算の執行状況及び資金計画の運用状況</p> <p>(3) 平成21事業年度特定事項監査</p> <p>①入札・契約の状況 ②給与水準の状況 ③内部統制の状況 ④情報開示の状況 ⑤委託先のガバナンス等の状況</p> <p><さらに、不適正な会計経理が行われていないかの監査> 不適正な会計経理に係る監査は、機構全体における決算会計監査(各部に対し、平成22年4月から6月に実施)の他、経理部に対する業務監査(平成22年2月から3月に実施)及びその一環として、会計監査人(平成22年6月に監査結果説明書を受領)、内部監査部門と連携を図り監査を実施した。</p>
	<p>内部監査</p>	<p><平成21年度の業務に係る経理監査・業務監査></p> <p>(1) 内部監査6部署の実施(情報システム部、企画指導部、助成事業部、総務部、経理部、共済部)</p> <p>(2) 保有個人情報保護監査の実施(全10部1支店)</p> <p>(3) 受託金融機関業務監査の実施(9銀行、1信用金庫、1信用組合)</p> <p>(4) 助成事業に係る助成先業務監査の実施(9団体)</p> <p>(5) 交付金交付先業務監査の実施(2団体)</p> <p>(6) 外部業務委託先に対する監査の実施(1業者)</p> <p><さらに、不適正な会計経理が行われていないかの監査> 経理部に対する業務監査(平成22年1月から2月に実施)として、不適正な会計経理が行われていないかを、書面や決裁等を抜検しながら監査を実施した。</p> <p><会計事務関係></p> <p>(1) 日計表 (2) 各勘定別口座の残高証明</p>

- (3) 合計残高試算表
- (4) 支出決定決議書、振替伝票

<契約事務関係>

- (1) 消耗品の購入等に係る書類
- (2) 取引先評価表、取引先再評価表

<固定資産管理事務関係>

- (1) 固定資産台帳
- (2) 不動産現在額報告書
- (3) 物品現在高報告書

上記の書類の突き合わせ等により、納品と検収作業は適正に実施されていること等、不適正な会計経理の処理は行われていないことを確認した。



監事監第 0629002 号
平成 22年 6月 29日

厚生労働大臣 長 妻 昭 殿

独立行政法人福祉医療機構
監 事 宮 地 薫
監 事 丸 田 康 男



平成21事業年度監事監査報告書の提出について

標記報告書について、別添のとおり提出いたします。

(別添)

平成21事業年度監事監査報告書

独立行政法人 福祉医療機構
監事 宮地 薫
監事 丸田康男

独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定並びに独立行政法人福祉医療機構監事監査規程（以下「監査規程」という。）に基づき実施した独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの平成21事業年度における業務及び会計監査の実施について、監査規程第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

I. 監査方法の概要

1. 役員会その他機構の重要な会議に出席するほか、重要な決裁文書等を閲覧するとともに、必要に応じ、各業務の状況を聴取した。
2. 平成21事業年度監事監査計画に基づき、本部及び大阪支店の業務について、書面又は実地等により業務監査を実施した。
3. 平成21年度事業報告書について、業務監査を実施した。
4. 財務諸表、決算報告書及び事業報告書（会計に関する部分に限る。）等会計監査については、会計責任者への聴取等を行うとともに、会計監査人から監査に関する報告及び説明を受け、監査を実施した。

II. 監査結果

1. 会計監査

- (1) 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書（以下「財務諸表」という。）は、関係法令及び独立行政法人会計基準等に準拠して、適正に作成されており、機構の財政状態、運営状況等財務運営に関する情報を正しく示していると認められた。
- (2) 決算報告書は、機構の予算の区分に従って、決算の状況を正しく示し

ていると認められた。

(3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、機構の運営状況を正しく示しているとして認められた。

(4) 会計監査人の監査の方法及び結果は、相当であると認められた。

2. 業務監査

(1) 機構は、福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業（以下「経営指導事業」という。）、長寿・子育て・障害者基金事業（以下「基金事業」という。）、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、福祉保健医療情報サービス事業（以下「WAMNET 事業」という。）、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業並びに承継年金住宅融資等債権管理回収業務と、8事業及び1業務を実施しているが、国の方針並びに関係法令及び機構の諸規程等に従い、適正、妥当な執行がなされていると認められた。

また、法令若しくは業務方法書等に違反する重大な事実は認められなかった。

なお、基金事業については、平成21年11月に実施された行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、基金は全額国庫に返納し、平成22年度以降の助成財源は毎年度予算要求すること、との評決が下された。これによって基金事業は廃止され、代わって、新たに社会福祉振興助成費補助事業が創設されることとなった。

(2) 事業報告書は、機構の業務の執行状況を正しく示しているとして認められた。

III. 監査概要

1. 会計監査

(1) 平成21事業年度収入支出予算等の事務処理状況

① 収入支出予算の執行・管理は、関係法令、独立行政法人福祉医療機構会計規程等に従い、適正に行われている。

② 収入支出報告書及び合計残高試算表は、毎月適正に作成され、理事長に報告されている。

(2) 平成21事業年度決算報告書

決算報告書の作成は、機構の予算の区分に従い、独立行政法人会計基準等に準拠して、適正に行われている。

(3) 平成21事業年度財務諸表

① 平成21事業年度において、808億円の当期総利益を上げている。また、715億円余の利益剰余金を計上している。

② 当期純損失を計上した勘定はない。

保険勘定は、平成21年度の運用収入がプラスに転じたことにより、繰越欠損金が前年度末比16億円減少したものの、繰越欠損金の解消には至らなかった（平成21年度末繰越欠損金96億円）。

2. 業務監査

(1) 適正な業務運営の実施状況について

① 経営理念の明確化

機構は、平成20年10月に、経営の方向性を明確化し、ガバナンスの強化を図ることを目的にして機構の経営理念として「福祉医療機構 民間活動応援宣言」を作成し、「お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求すること」、「健全性の確保」を主要なテーマに業務の推進を図ってきている。各部の重点目標も経営理念を踏まえて作成されていること、毎回の経営企画会議や期初・年初等節目での理事長のメッセージがイントラネットなどを通じて全職員に常時発信されていることなどもあり、経営理念の組織内への浸透が図られている。同時に、この経営理念の周知を図る広報活動も、機構ホームページへの掲載、リーフレットの作成など多くの媒体を通じて行われている。

また、トップマネジメントの強化の一環として、役員会の強化が図られているほか、トップマネジメントの要として従来から設置されている経営企画会議においては、適時適切な経営判断と効果的な対応が図られ、適正な業務運営が推進されている。

② 法令等遵守態勢（コンプライアンス）に係る状況

機構には、機構の公共的使命と社会的責任を踏まえ、適正かつ健全な業務運営の徹底を図り、企業倫理を確立することが求められている。

機構の業務は、法令等に基づくものであり、その遵守により成り立つものであるが、機構は、規程やマニュアルの整備と事務の標準化を進め、法令等を遵守した適切な事務処理態勢の整備に努めている。

なお、個人情報については、顧客保護等の観点から適正な管理が求められていることを踏まえ、個人情報管理規程等に基づき重要文書や外部記録媒体の適切な保管の徹底などのほか、情報漏えい対策ソフトを導入し、CD等の媒体への書き込み制限などの措置もとっている。

このような体制整備に努めているところであるが、平成21年度においては、郵便の誤送付による個人（顧客）情報の漏洩事故が2件発生している。いずれも、都度、お客様ご本人への説明と謝罪及び関係機関へ

の報告を行ったほか、機構ホームページにおいて事実関係及び今後の対応並びに当面の再発防止策について公表している。また、こうした事故を契機に、機構各部署における郵送手順の現状確認と郵送手順の改善方法の検討なども行われているが、事故を根絶するには至っていない。より実効性のある再発防止策を確立することが必要である。なお、いずれの事故も2次被害は発生していない。

現在、法令順守態勢整備の一環として、コンプライアンス委員会の設置や内部通報制度の整備の検討が進められている。前項の経営理念による機構ミッションの明確化とトップマネジメントの強化、次項の内部統制・リスク管理の有効性を確保するための態勢整備と相俟って、機構全体のガバナンス体制の一層の強化が図られることとなる。

③内部統制・リスク管理等に係る状況

機構においては、内部統制・リスク管理等の強化について強い問題意識を持っており、役員会のあり方の見直しやトップからの情報発信の強化など統制環境の面での改善や、監査部門の強化などモニタリング面での改善などに取り組んできている。

平成21年度においては、「リスク管理・危機管理基本方針」が制定され、リスク管理・危機管理の態勢が整備された。リスク管理については、機構の抱えるリスクの総体について、リスクの抽出、リスクの評価を経て、リスク管理委員会にてリスク対応計画を策定した。これは、各事業において抽出した信用リスク・事務リスク等の各種リスクについて、リスクの影響度・発生可能性の観点から評価し、優先対応リスクを抽出したものであり、今後、各リスク所管部署にて計画に示された課題・対応事項に取り組むこととなっている。これらの取組は、半年に一度リスク管理委員会にて評価が行われ、計画が更新される仕組みである。なお、事業継続計画の策定が重要な課題として認識されている。

今後は、態勢整備の段階から、内部統制・リスク管理等の有効性を高めるための運用上の工夫の在り方へ、より重点が置かれる段階に移行していくものと考えられる。

現在における主要なリスク管理の在り方は以下のとおりである。

ア 事務リスクの管理

各部において所管の業務に係る事務リスクについて、リスクの高い事項に係るダブルチェックの徹底等、その極小化に努めている。

また、QMS内部監査等において、モニタリング等が行われている。

イ 信用リスクの管理

福祉医療分野を取り巻く厳しい経営環境を反映し、機構のリスク管理債権については、財務の観点からも、注視が必要な状況にある。

機構としては、信用リスクの軽減を図るため、リスク管理債権への対応を最重要課題の1つと位置づけ、貸付先に対するモニタリングの強化、リスク管理債権の発生原因分析や未然防止に取り組んできている。

リスク管理債権比率は、平成17年度をボトムに上昇に転じ、平成20年度末には2.97%に達していたが、平成21年度末は、前年度末比0.48%の低下となり2.49%となった。この要因としては、機構の対応もあり、平成21年度においては新規発生のリスク管理債権が件数・金額ともに前年度比大幅に減少したこと、また、貸出条件緩和先で計画に沿った改善が認められる先等について自己査定により正常先としたこと、等が挙げられる。

なお、機構は、後述するように、病院等の経営安定化資金ニーズに積極的に対応してきているが、こうした貸付先については特に資金繰りの変化などに早めに対応できるようモニタリングしていくことが必要である。

一方、リスク管理債権の増加要因とはなるが、政策金融の使命に鑑み、経営の厳しい融資先からの条件緩和の相談には積極的に応じ、経営の立て直しを側面から支援してきている。平成21年度の条件緩和債権の新規発生は43件、202億円と前年度（39件、315億円）に比べ件数は増加したものの金額は減少に転じている。貸出条件の緩和によってリスク管理債権となったものについてその後の状況をみると、3年以上経過した案件については正常債権化したものが8割を超えており、条件緩和による経営支援が成果を上げているものと認められる。

また、信用リスク管理においては、貸付部門と債権管理部門との連携の一層の強化も必要であり、貸付部門から引き継がれる業況注視案件や申し送り事項の取り扱いなど、統一的な仕組み作りとそれに基づいた強力な連携の構築に取り組んでいる。さらに、機構の経営支援室において福祉医療経営指導のノウハウの蓄積も進んでおり、こうしたノウハウも経営の立て直しに活用していくことが必要である。大変厳しい状況に置かれている福祉医療経営の立て直し支援に向けては、引き続き機構の総合力を結集して取り組んでいくことが不可欠である。

機構は、リスク管理債権の動向について、毎月経営幹部に報告するとともに、リスク管理債権区分別の管理状況等についても、四半期ごとに経営幹部に報告を行っている。幹部による検証等のチェック機能は有効に働いていると認められる。

ウ 市場関連リスク及び流動性リスクの管理

市場関連リスクについては、マチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、財政融資資金借入年限や債券発行年限の多様化等により金利リスクの低減が図られている。

流動性リスクについては、財政融資資金及び財投機関債の長期・安定的な資金を確保している。また、資金繰り状況を把握し、民間金融機関からの短期借入を実施するなど、適切なリスク管理に努めている。

エ システムリスクの管理

機構が保有する情報資産には、個人情報など極めて重要な情報が多数含まれており、情報漏えい対策、不正侵入防止策その他情報資産の安全を確保するための措置が重要になってきている。このため、機構は、平成16年度に情報セキュリティポリシーを定めたのを手始めに、情報漏えい対策ソフトの導入等、情報資産の安全を確保するための各種措置を講じてきている。

平成20年度末には、「情報セキュリティポリシー実施手順書」の改定を行い、併せてセキュリティポリシーの遵守状況を自己点検する仕組みを取り入れている。また、全役職員を対象に情報セキュリティ研修を実施している。今後ともシステムリスクを軽減するための努力を続けていく必要がある。

このほか、機構は、適正な業務運営等を推進するため、そのツールとして、品質マネジメントシステム（QMS活動、平成19年度に全業務に拡大）を導入しているほか、基金事業等において、外部有識者の意見を業務に反映させる仕組みを設けている。基金事業の場合で言えば、助成の基本方針の策定や助成事業の選定、事業終了後の事後評価等について、外部有識者をメンバーとする「基金事業審査・評価委員会」の審議を経たうえで決定されることとなっており、事業の透明性、適正性の確保が図られている。

(2) 役割発揮の状況等について

機構は、適切なマネジメントの下で、各事業とも、その役割の発揮に向けて、積極的な取組に努めていると認められる。役割の発揮状況等について、例示すれば、次のとおりである。

- ① 機構の中核事業である福祉医療貸付事業については、医療制度改革等の一環として診療報酬や介護報酬の改定等が進められる中、病院等においては施設整備に対し慎重な姿勢が続いており、ここ数年、資金需要は弱含みで推移してきたが、平成21年度は、新規借入申込額でみて前年度比3割強の増加に転じている。これは、福祉貸付では特別養護老人ホームや保育所の建設資金需要が増大したこと、また、医療貸付では、施設整備資金需要はほぼ前年並みであったものの、経営環境変化に伴う経営安定化資金の需要が大幅に増大したことが主因である。

こうした状況の中、機構は政策金融の使命に鑑み、相談案件の政策優先度を勘案するとともに、ニーズにきめ細かく、迅速に対応することにより、国の政策に即した福祉医療の基盤整備や経営の安定化に資する融資を推進している。

ア 福祉貸付においては、老人福祉施設、児童福祉施設及び障害者福祉施設の整備への重点的な融資を行っており、特に、「新待機児童ゼロ作戦」の中核である保育所の整備、障害者の就労支援事業、スプリンクラー等整備や耐震化改修事業などについては政策的な重要推進課題として、融資率の大幅引き上げなど融資の推進に努めており、また、介護基盤の緊急整備に係る融資条件の優遇や緊急的な経営資金貸付の実施など、社会状況や経営環境の変化に対応した融資の推進にも努めている。

また、協調融資制度の活用により、社会福祉法人においては民間金融機関からの円滑な資金調達につながっているところである。対象範囲の福祉貸付全体への拡大や覚書締結金融機関の増加などにより、民間金融機関との一層の協調の促進が図られている。

イ 医療貸付においては、病院の病床不足地域や診療所不足地域における病院・診療所等の施設整備について、都道府県医療計画に即した融資を行い、これら地域の医療施設等の整備の促進を支援している。また、政策性の高い施設整備等を支援する観点から、中小規模病院に対する融資などに積極的に取り組んでいる。

さらに、昨今の経済・金融情勢の悪化による病院等の経営環境の悪化を背景に、経営安定化資金の借入申込件数は、平成20年度の

153件から平成21年度は677件へと著増している。機構による政策融資が病院等の経営を支える状況が窺える。

また、出産育児一時金等の直接支払制度の実施に伴い入金が遅れることによる一時的な資金不足に対する運転資金の融資について、貸付利率の引き下げや無担保融資可能額の引き上げ等の優遇措置を講じ、より利用しやすいものとしている。

ウ 機構の融資は、その時々々の国の福祉医療政策を金融面から支えるものであり、幅広く、融資制度の周知普及や融資方針等を周知することも機構の重要な役割の一つである。福祉貸付、医療貸付ともに、「融資のごあんない」やリーフレットの作成・ホームページへの掲載、関連団体を通じた周知活動や融資相談会の実施など、多様な方法で制度周知に取り組んでいる。

この点に関し、福祉貸付では「融資のポイント（ガイドライン）について（融資相談から事業完了まで）」を作成しホームページで公開した。これは、融資に際して機構が確認を行う事項を手続きの流れに沿って具体的に示したもので、福祉政策の動向や多様化する現場ニーズ、さらには機構に蓄積された優良な施設整備・健全な施設運営のためのチェックポイントなどを具体的に盛り込んだものと言える。このガイドラインは、借入を検討するお客さまにとって事前に要件が可視化されたものとなったばかりでなく、行政やサービス利用者にとっても有益な情報であり、機構の融資を通じて質の高いサービス基盤の普及に寄与するものと評価できる。

② 経営指導事業は、個別経営診断やセミナーを通じて、福祉や医療サービス等を提供する施設の経営を支援するものである。平成21年度の経営分析診断は、総件数が1,273件と前年度比10%の増加となった。また、17回開催したセミナーでは受講者が前年度比約16%増加し3,421人に達した。アンケート調査によると、個別経営診断、セミナーともに、高い満足度を得ている。

セミナーについては、受講者アンケートに基づき、福祉・医療施設の経営者による経営戦略、経営課題及び経営改善事例等の実践的な事例を多く取り入れたことが受講者の増加、満足度の向上につながったものと考えられる。

一方、経営診断については、機構の専門性が最も発揮される実地調査経営診断及び経営分析診断の在り方に関し、既往顧客へのヒアリングを実施し、診断メニューの改善や経営診断の将来構想等について検

討が行われているが、現時点では具体的な方策としてまとめられるには至っていない。福祉医療施設を取り巻く経営環境は、引き続き厳しい状況が続くものと思われ、機構ならではの専門的なノウハウや蓄積された情報等を活かした経営診断・指導事業の一層の展開が期待されている。経営理念を踏まえた今後の経営支援事業の全体像（方向性）を改めて検討していくことが必要である。

- ③ 基金事業については、高齢者や障害者の在宅福祉、子育て支援等に取り組む民間団体の活動に対し、基金の運用益によって助成を行い(平成21年度採択1,003件、計34億円)、民間の創意工夫を活かした地域に密着した福祉活動の裾野の拡大に寄与しており(採択のうち、50.7%がNPO法人)、少子・高齢化が進展する中、その政策的意義と役割は今後一層高まっていくものと思われる。

平成21年度においては、従来の公募期間（前年度の9月～10月）とは別に、助成金の要望時期に柔軟に 대응されるよう、いわば追加分として「特別助成」を平成21年6月に募集し34件を採択した。また、平成22年度分助成事業の募集について、助成区分の名称変更、優先的に助成を行う重点助成分野の見直し、NPO等に対する謝金の助成対象範囲の見直し、等の見直しが実施された。

基金事業は、募集→審査・選定→採択（以上前年度）→事業実施（当年度）→事後評価（翌年度）→フォローアップ調査（事業終了1年以上経過後）という長いスパンで進められるが、最終評価・フォローアップ調査結果が募集要領に反映され、また、中間評価結果が選定方針に反映されるなど、PDCAサイクルが円滑に機能しているものと認められる。

また、フォローアップ調査結果によれば、助成事業の継続状況は2年後において各年度分とも90%を超えており、助成団体にとっても、組織の活性化、信用度の向上、組織の拡大等に成果がみられ、さらに、他団体とのネットワークの構築などの波及効果もあり、助成事業の果たしている役割の大きさが窺える。

事後評価結果は公表され、ヒアリング評価実施先（21年度対象116事業）には結果のフィードバックが行われている。また、普及啓発活動は、助成の成果を個別の助成団体や特定の地域に止めることなく、全国各地の団体・グループ等へ幅広く周知・普及させ、成果の最大化を図るための重要な活動の一つである。機構のホームページや広報誌等を活用した総合的な広報による普及活動を行うなど、より一層

お客さま目線に立った、工夫を凝らした広報が求められる。

また、機構職員の専門性の向上も引き続き課題となっている。

前述の行政刷新会議による事業仕分けの結果に基づき、機構は国と協議の上新たな助成制度を立ち上げると共に、経費削減の観点から各種対応を実施することとしている。

- ④ **WAMNET** 事業については、福祉保健医療に係る民間団体等が利用できる共通のネットワーク基盤を整備するとともに、介護事業者情報、病院・診療所情報、障害者福祉サービス事業者情報など福祉保健医療関連の情報をインターネットを通じて、広く一般に提供している。また、機構関連部との連携により、障害者就労支援事業の優良な取組の配信や社会福祉法人会計に関する情報を掲載するなど、提供する情報の充実を図っている。

平成21年度のアクセス件数は、目標を上回る1,412万件（前年度1,354万件）となり、福祉及び保健医療サービス利用者の利便の向上に寄与している。

WAMNET 事業については、今後とも費用を縮減しつつ情報の充実・利便性の向上を図っていくことが求められている。

なお、厚生労働省内事業仕分けの結果、重複する行政情報の掲載を廃止することとしている。

- ⑤ 年金担保貸付事業及び労災年金担保事業については、毎年20万件超の資金需要に対応しており、融資を通じて年金受給者の生活の安定に寄与している。ただし、ごく一部の利用者に、年金担保貸付を受けた後、返済途中で生活が苦しくなり生活保護を受ける者、当制度利用と生活保護受給を繰り返す者など、当制度の本意としない事例がみられた。このため、年金受給者にとって無理のない返済となるよう、平成22年2月、資金の必要性の確認強化、返済方法は定額返済のみとし満額返済を廃止、貸付後生活困窮に陥った場合に返済期間を一律3年に延長する返済条件変更の導入、等の取扱変更を行った。

ただし、厚生労働省及び行政刷新会議の事業仕分けにおいて、年金を担保に貸し付ける仕組みそのものが問題といった意見が出され、結論として、新たなセーフティネットを用意した上で本事業は廃止することとされた。

- ⑥ 退職手当共済事業については、社会福祉施設に働く職員の雇用環境

の整備や雇用の安定に、心身障害者扶養保険事業については保護者死亡後の心身障害者の生活の安定に寄与している。

また、承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、適切な債権管理により、回収金の国庫納付が行われている（平成21年度分納付額4,261億円）。

（3）中期計画及び年度計画の実施状況について

機構の中期計画及び平成21年度計画に基づく業務執行については、毎月開催される経営企画会議において執行状況を検証・管理する等適切なマネジメントの下で実施されており、目標はほぼ達成されている。ただし、中期計画目標のうち、リスク管理債権比率については、前述のとおり平成21年度末2.49%と前年度末比0.48%の改善となったが、引続き目標未達の状況にある。

（4）業務の効率性向上に係る取組について

機構は、経営の有効性及び効率性・経済性を高める観点から、様々な経営改善に取組み、効率的な業務運営等の推進に努めている。

①経営のスリム化等の取組

機構は、限られたマンパワーで独自の専門性を発揮していくために、毎年度、本部・支店の人員配置等を見直し、経営資源の有効活用に努めている。

ア 平成21年度においては、監査課を総務部所属から監査室として理事長直属とし組織上の独立性を確保、リスク管理債権の抑制と迅速な対応のため管理部の組織を見直し債権管理体制を強化、等の組織見直しを行い、同時に課長ポストを1ポスト削減した。平成21年度末の常勤職員数は260人（前年度末比+10人）である。

平成21年度末には理事ポストを1ポスト削減した（4→3ポスト）。

イ 国家公務員の給与構造の改革を踏まえた各種の取組（給与水準の見直し（平成16年実施）、査定昇給制度の導入（平成20年4月実施）や管理職層を対象とする本俸の引き下げ（平成22年4月実施）等により、人件費の抑制に取り組んでいる。対国家公務員のラスパイルス指数は、平成21年度119.1%（前年度比▲0.5%）、同地域・学歴勘案103.5%（同▲1.0%）と依然として高いが、こうした取り組みにより年々低下してきている。

今後とも、継続して、人事給与体系の整備、メリハリのある人事

評価制度の運用等に取り組む、人件費の抑制に取り組んでいく必要がある。

ウ 経営理念に、「専門性を磨き、民間活動への支援の質を高め、福祉と医療の向上を目指します。」と掲げられているとおり、機構の役割を發揮し、顧客満足度を高めていくためには、人材の育成が機構の重要な課題の一つである。機構においては、このような状況を認識し、外部講師等による若手職員勉強会を継続して実施しているほか、研修体系の充実・見直し等に取り組んでいる。

さらに、平成22年度当初の理事長示達の筆頭に「専門性の發揮できる人材の育成」が掲げられ、担当理事を置いて取り組みが行われている。

エ 平成19年度から導入した「改善アイデア提案制度」については、平成21年度においても26件の応募があり制度が定着してきている。また、改善アイデアについては、実現可能なものから順次実施してきている。

②業務の電子化の推進等

機構は、事務の効率性の向上と利用者の利便性の向上を進めるため、申請業務等の電子化に取り組んでいる。平成21年度には、福祉医療貸付事業の貸付先が毎年提出する事業報告書等電子報告システムについて利用者利便向上のための機能改善を図り、退職手当共済電子届出システムについてはこれまでの職員届・退職届に加えて、職員の加入届についても機能追加するなど、電子化の推進に努めている。これらの結果、システム利用率は、事業報告では6%から55%へ、退職手当共済では75%から79%へ向上しており、利用者・機構双方にとって効率化が図られている。

WAMNET事業や退職手当共済電子届出システムでは、利用者アンケートとその結果の公表をweb上で行っており、利用者の利便性向上に努めている。今後ともこうした取り組みを拡げ、顧客サービスの向上、透明性の確保に努めていくことが求められている。

③業務・システム最適化計画の推進

機構は、国の業務・システム最適化方針を踏まえ、情報システムを使用している主要な機構業務について、業務の効率性向上（業務・システムの効率化、運用コストの削減等）の観点から、平成20年2月に「業務・システム最適化計画」を策定し、平成20年度から順次実

施に移しているところである。

ただし、最適化計画のうち WAMNET 次期システムについては、これまで最適化計画に沿ってシステムの設計・開発を進めてきたが、運営費交付金の削減により平成 22 年度における WAMNET 事業での執行可能額が制約要因となり、最適化計画を中断する状況となっている。

④ 予算管理態勢の整備

一般管理費等の経費執行については、経営企画会議に執行状況等を報告するなど、適正な執行管理に努めてきたが、今後とも、更なるコスト意識の徹底、人件費の削減、旅費等経費の節減等に努めていく必要がある。

平成 21 年度においては、「今後の情報システム調達の進め方について」により、情報システム調達の優先順位付けの考え方を整理し、情報システム関連費用の圧縮とともに計画的な執行を図ることとした。また、「新たな予算管理スキーム」によって組織横断的な投資のチェックや年度計画に連動した予算執行管理等に対応することなど、予算管理体制の整備が行われた。

また、経費削減方策についても、既に会議のペーパーレス化等の多岐にわたる事項が実施済みであるが、今後は PDCA サイクルにより効果の測定・評価や新たな具体策の検討などが進められることとされている。

(5) 顧客サービス向上等の取組状況について

機構は、顧客サービスの向上を業務運営の主要な課題の一つと捉え、その推進に取り組んでいる。

例えば、福祉医療貸付においては、融資審査等のより効率的な実施に向け、融資の迅速化（受付から融資決定までの期間の短縮）や必要書類・手続の簡素化等に努めている。また貸付金の償還に当たっては、これまでは振込方式のみであったが、平成 21 年 4 月返済分から口座振替による返済方法も選べることとなり、利用者にとっての利便性が向上した。

平成 21 年 4 月に政府から発表された「経済危機対策」の一環として、融資条件の優遇措置を積極的に実施しているほか、出産育児一時金に係る運転資金で優遇措置を講じていることなど前述のとおりである。また、平成 22 年度からは、一定の要件のもとで、貸付利率に一定の利率を上乗せすることにより個人保証の免除を選択できる制度を導入している。今後とも、こうしたお客さま目線に立った顧客サービスの向上に努める

必要がある。

また、退職手当共済事業では、退職手当金支給に係る事務処理の見直しを図ってきており、平均処理日数の大幅短縮（平成19年度61.7日→同20年度44.8日→同21年度37.6日）により、退職手当金の早期受給につなげている。

さらに、各貸付事業および承継年金住宅融資等管理回収業務においては、中小企業者等金融円滑化法等の趣旨にかんがみ、返済条件の変更等に迅速かつ適切に対応している。

なお、顧客サービスの強化、機構の主体性の発揮、機構の総合力の強化を目的に、機構横断的組織として平成21年4月に発足した民間活動応援本部の活動は、上期中、各種プロジェクトに精力的に取り組んできたが、事業仕分けへの対応等もあり、下期には実質的に中断を余儀なくされている。こうした活動は機構が更なる役割発揮をしていくために有効な活動と考えられ、今後の展開に期待したい。

(6) 契約業務の見直しと契約監視委員会の開催

各独立行政法人共通の課題である「随意契約見直し計画」の推進のために、これまで、契約審査会の見直し・強化や調達マニュアルの作成、また、機構ホームページの入札・公告等の調達情報へのアクセスが容易になるようトップページを見直すなどの改善を行ってきた。こうした結果、平成21年度には随意契約比率は、件数ベースで前年度の28.2%（22件）から6.4%（4件）にまで低下し、見直し計画の目標を達成している。

一方、競争性のある契約に移行したものの一者応札・一者応募となる事例が散見される状況となっていることを受け、平成21年7月、公告・資格要件・仕様等、参加者への配慮に関し「『1者応札・1者応募』に係る改善方策について」を策定して公表し、競争性の一層の確保に取り組んできた。また、予定価格の算定事務において、統一かつ適正になれるよう「予定価格算定事務について」を定めて取組んでいる。

こうした中、平成21年11月17日の閣議決定に基づき、機構は契約監視委員会を設置し、平成22年1月26日同委員会を開催し、契約の検証を行った。委員会では以下のような意見があった。

（業務システムの保守、改修に係る契約について）

- ・一般競争参加資格以外の参加要件については、競争の制限につながる恐れが高く、極力付すべきでない。
- ・他のシステムに係る業務とのパッケージを組むなど、価格を下げ

るための工夫の余地がある。

(会場借り上げに係る契約について)

- ・会場の立地やホールの形状など参加要件が厳しすぎる。競争を制限している。
- ・応札条件として「他団体の催し物が並行して開催されないこと」など、条件が厳しく、競争を制限していると考える。
- ・予定価格の算定にあたっては、会場の「単価表」を基に算定していると記載しているが、単価表はあくまで定価であることから、見積書を入手して予定価格を算定すべきである。

機構は、意見等のあった内容については、参加要件の大幅な緩和を行うなどの対応を図ることとしている。

さらに、平成22年4月6日付厚生労働大臣からの「調達の適正化について(依頼)」に基づき、機構では、契約審査会において、一般競争入札によらない場合にその理由を審査し、また、一般競争入札による場合であっても特定の者に有利とならないよう仕様書等の内容を審査するなど、調達の適正化の徹底を図っている。

機構は、契約監視委員会など外部の意見も積極的に取り入れつつ、引き続き一層の公正性・透明性の確保やコスト削減に努める必要がある。

(7) 広報・情報発信の取組状況について

機構の広報活動については、各事業の広報を基本とする多様な取組が行われている。

広報の重要性に鑑み、平成20年度に機構の「広報活動方針」を定め、その方針の下、毎年度、広報計画を策定し、ホームページや広報誌、各種パンフレットなどあらゆる広報分野で「お客さま目線に立った、わかりやすい広報」を実施することとして、各分野毎のアクションプランを立てている。今後もこうしたアクションプランを着実に実施して広報効果を上げていくことが求められる。

情報公開については、ホームページを活用して、法律等で開示が義務付けられているものについては漏れなく開示されている。機構の財務状況や事業報告をはじめ機構の活動状況につき幅広く開示してきている。

情報提供活動については、ホームページの掲載内容の充実に努めているほか、月刊誌「WAM」の刊行、機構の保有する「経営分析参考指標」等各種統計・調査等の情報提供サービスを行っている。

情報提供活動については、機構の重要な役割の一つであり、機構の専門性・独自性を活かし、一層、福祉医療施設等の経営に役立つ情報の発

信に努める必要がある。

(8) 資金運用・調達等の状況について

① 資金運用については、基金原資及び扶養保険資金の運用と一般勘定等の余裕金（日々の収入と支出の差額から発生する資金）の運用が行われている。

ア 基金原資は、ラダー型運用で行っているが、再運用額 276 億円に対し、平均運用利回り 1.69%を確保し、国債の利回りを 0.23%上回る実績を上げた。

イ 扶養保険資金の平成 21 年の運用実績は、国内外の株価の回復を主因に、5.70%の運用利回りとなった（前年度▲5.89%）。

ウ 一般勘定等の余裕金の運用は、安全かつ効率的に実施されている。一般勘定については年間 96 回の運用が行われ、平均残高 109 億円、平均運用日数 7.6 日で、平均運用利回り 0.12%を確保した。なお、承継債権管理回収勘定における余裕金の運用について、回収から運用スタートまでの日数を短縮することにより、更なる運用の効率化を図っている。

② 福祉医療貸付事業等の貸付原資調達のため、平成 21 年度には 440 億円の財投機関債（福祉医療機構債券）を発行している（10 年債 100 億円、3 年債 340 億円）。ALM 分析の活用等により金利リスクの低減を図るべく発行計画が策定されている。また、市場実勢に沿った発行条件の設定や積極的な IR 活動の成果もあり、債券は円滑に販売された。

③ 経営指導事業及び WAMNET 事業については、自己収入の確保に努めており、経営指導事業は 45 百万円（予算比約 3 割増）、WAMNET 事業は 20 百万円（予算並み）の収入を上げている。

(9) 事業仕分けを踏まえた機構改革案

機構は、前述のように、これまでも業務の効率性向上や顧客サービス向上に取り組んできているが、平成 22 年 4 月の厚生労働省省内事業仕分け及び行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、機構としての改革案を提示し、これらの事業仕分け結果を踏まえ、以下のような改革案を取りまとめている。機構は、改革案を着実に実施していくことが求められている。

(機構改革案の骨子)

①組織のスリム化

管理部門の再編等により 2 部 2 課を削減し、職員を 5 名削減。国家公務員 OB は段階的に削減。

②余剰資産などの売却

職員宿舎、公庫総合運動場の入札手続きを実施（簿価額 8. 9 8 億円）。

③国からの財政支出の削減

WAMNET 事業で行政情報の掲載を廃止、大阪支店の管理部門の廃止・事務所スペースの削減、人件費の削減、等により、平成 2 3 年度運営費交付金を 3 9. 4 7 億円とする（前年度比▲ 1. 7 3 億円）。

④事務・事業の改革

ア 年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業

国・機構において、制度を廃止する場合の影響等を把握するための実態調査を 5 月下旬～ 6 月にかけて実施し、その調査結果を踏まえ、事業の廃止及び代替措置の検討を平成 2 3 年度予算の概算要求に向けて進める。

イ 福祉貸付事業、医療貸付事業

- ・利用者サービスの更なる向上に向けた取組みの徹底
- ・融資相談の強化
- ・有事対応・機動性の強化
- ・小規模組織に対する資金需要の支援の強化
- ・社会医療法人等の公益性の高い医療機関に対する支援の強化
- ・融資条件の改善等の利用者側の利便性の向上

以 上